令和７年(2025年)３月28日

埼玉県報

第603号
令和７年(2025年)
３月28日
金曜日

目　次

条例のあらまし

○ 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし（財政課）
○ 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし（行政・デジタル改革課）
○ 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(情報システム戦略課)
○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
○ 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
○ 埼玉県土採取条例を廃止する条例のあらまし（環境政策課）
○ 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(産業廃棄物指導課)
○ 埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例のあらまし（社会福祉課）
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例のあらまし（障害者支援課）
○ 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例のあらまし（こども安全課）
○ 埼玉県県民健康福祉村条例を廃止する条例のあらまし（健康長寿課）
○ さいたまスーパーアリーナ条例の一部を改正する条例のあらまし（都市整備政策課）
○ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例のあらまし（都市計画課）
○ 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(都市計画課)
○ 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（建築安全課）
○ 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし（公営企業・総務課）
○ 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし（下水道管理課）
○ 埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（政策調査課）
○ 埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（政策調査課）
○ 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例のあらまし(教委・総務

課）
- ○ 学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし（教職員課）
- ○ 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし（県立学校人事課）
- ○ 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例のあらまし（県立学校人事課）
- ○ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（県立学校人事課）
- ○ 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし（警務課）

条例

- ○ 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（財政課）
- ○ 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（行政・デジタル改革課）
- ○ 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（情報システム戦略課）
- ○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）
- ○ 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）
- ○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- ○ 埼玉県土採取条例を廃止する条例（環境政策課）
- ○ 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例（産業廃棄物指導課）
- ○ 埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（社会福祉課）
- ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（障害者支援課）
- ○ 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（こども安全課）
- ○ 埼玉県県民健康福祉村条例を廃止する条例（健康長寿課）
- ○ さいたまスーパーアリーナ条例の一部を改正する条例（都市整備政策課）
- ○ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（都市計画課）
- ○ 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（都市計画課）
- ○ 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例（建築安全課）
- ○ 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（公営企業・総務課）
- ○ 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（下水道管理課）
- ○ 埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（政策調査課）
- ○ 埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(政策調査課）
- ○ 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（教委・総務課）
- ○ 学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（教職員課）

- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）

規則

- 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県聴聞規則の一部を改正する規則（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(情報システム戦略課)
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（地域政策課）
- 埼玉県表彰規則の一部を改正する規則（人事課）
- 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 地方公営企業法第 39 条第２項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 職員の旅費支給規則の一部を改正する規則（人事課）
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例施行規則（人事課）
- 行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（人事課）
- 埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則（職員健康支援課）
- 埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則（文書課）
- 埼玉県報の発行に関する規則の一部を改正する規則（文書課）
- 埼玉県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則（統計課）
- 知事が行う県統計調査に関する規則の一部を改正する規則（統計課）
- 埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則（県営競技事務所）
- 特定商取引法に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則（消費生活課）
- 埼玉県防災会議規則の一部を改正する規則（災害対策課）
- 埼玉県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（災害対策課）
- 埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）

- 埼玉県土採取条例施行規則を廃止する規則（環境政策課）
- 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（温暖化対策課）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(産業廃棄物指導課)
- 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（産業廃棄物指導課）
- 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（産業廃棄物指導課）
- さいたま緑の森博物館管理規則の一部を改正する規則（みどり自然課）
- 埼玉県自然学習センター管理規則の一部を改正する規則（みどり自然課）
- 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター管理規則の一部を改正する規則(みどり自然課)
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則(福祉政策課)
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（社会福祉課）
- 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(障害者福祉推進課)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（こども安全課）
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（こども安全課）
- 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課）
- 埼玉県感染症診査協議会規則の一部を改正する規則（感染症対策課）
- 埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則（医療人材課）
- 埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医療人材課）
- 埼玉県県民健康福祉村管理規則を廃止する規則（健康長寿課）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（疾病対策課）
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（食品安全課）
- 埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則（金融課）
- 埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則（産業人材育成課）
- 農林水産業の分析依頼等に関する規則の一部を改正する規則（農業政策課）
- 埼玉県漁業調整規則の一部を改正する規則（生産振興課）
- 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(河川砂防課)
- さいたまスーパーアリーナ管理規則の一部を改正する規則（都市整備政策課）

- ○ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（都市計画課）
- ○ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築安全課)
- ○ 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- ○ 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- ○ 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- ○ 埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- ○ 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）
- ○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- ○ 管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則（総務給与課）
- ○ 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- ○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則（総務給与課）
- ○ 農林業普及指導手当に関する規則等の一部を改正する規則（総務給与課）
- ○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- ○ 住居手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- ○ 給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則（総務給与課）
- ○ 扶養手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- ○ 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- ○ 管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則（総務給与課）
- ○ 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- ○ 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- ○ 在宅勤務等手当に関する規則（総務給与課）
- ○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- ○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（任用審査課）
- ○ 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- ○ 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- ○ 技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- ○ 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- ○ 埼玉県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- ○ 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(教委・総務課)
- ○ 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則（教委・総務課）
- ○ 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(教職員課)
- ○ 学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- ○ 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則（教職員課）
- ○ 学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（教職員課）

- ○ 学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- ○ 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- ○ 義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則（教職員課）
- ○ 学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- ○ 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- ○ 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則（教職員課）
- ○ 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- ○ 学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- ○ 学校職員の在宅勤務等手当に関する規則（教職員課）
- ○ 埼玉県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- ○ 埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- ○ 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- ○ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- ○ 埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

訓令

- ○ 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）
- ○ 職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令（人事課）
- ○ 技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令(人事課)
- ○ 埼玉県職員当直規程の一部を改正する訓令（人事課）
- ○ 職員被服貸与規程の一部を改正する訓令（人事課）
- ○ 技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令（人事課）
- ○ 埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（職員健康支援課）
- ○ 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令（文書課）
- ○ 埼玉県文書管理システムに係る電子署名規程を定める訓令（文書課）
- ○ 教育局等の職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- ○ 埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- ○ 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- ○ 技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令（教職員課）
- ○ 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- ○ 埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- ○ 埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令（県立学校人事課）
- ○ 埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（総務給与課）

○ 埼玉県労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令（審査調整課）
○ 埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令（収用委員会事務局）
○ 埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令（監査第一課）

管理規程

○ 埼玉県企業局宿舎管理規程を廃止する規程（公営企業・財務課）
○ 埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
○ 埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
○ 埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
○ 埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程(公営企業･総務課)
○ 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
○ 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）

告示

○ 埼玉県報の発行に関する規則第５条第３項の規定により定める県報ファイルを識別するための文字、番号、記号その他の符号（文書課）
○ 私立学校振興助成法第 14 条第２項の規定に基づく監査（学事課）
○ 私立学校振興助成法施行規則第２条第４号に掲げる所轄庁が定める書類（学事課）
○ 税務文書管理システム及びテレワークシステムサーバー等賃貸借に関する入札公告(税務課)
○ 特定非営利活動法人の特例認定に係る公告（共助社会づくり課）
○ 彩の国さいたま芸術劇場の指定管理者の指定（文化振興課）
○ 埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく自動車排出温室効果ガスを排出せず、又はその排出量が相当程度少ない自動車の一部を改正する告示（大気環境課）
○ 埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく低燃費車を導入すべき期限及び低燃費車の台数の割合の一部を改正する告示（大気環境課）
○ 桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
○ 越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
○ 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
○ 埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示（金融課）
○ 令和７年度前期技能検定の実技試験受検手数料減額（産業人材育成課）
○ 妻沼西南土地改良区の役員就任届（大里農林振興センター）
○ 庄和北部土地改良区の役員退任届（春日部農林振興センター）
○ 川島町土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
○ さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
○ さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
○ さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
○ 富士見市都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
○ 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
○ 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
○ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定（都市計画課）
○ 県営都市公園（北本自然観察公園）の区域変更（公園スタジアム課）
○ 建築基準法第６条第１項第４号の確認を要する区域の指定の一部を改正する告示(建築安全課)
○ 建築基準法の規定に基づく申請の手数料を算定するための床面積の算定方法の一部を改正する告示（建築安全課）
○ 低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類の一部を改正する告示（建築安全課）
○ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を算定するための床面積の算定方法の一部を改正する告示（建築安全課）
○ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類の一部を改正する告示（建築安全課）
○ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物の一部を改正する告示（建築安全課）
○ 手数料を減免する建築物等の一部を改正する告示（建築安全課）
○ 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物（建築安全課）

- 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類を定める告示の廃止（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物を定める告示の廃止（建築安全課）
- 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の規定により車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして知事が別に定める場合（建築安全課）
- 児玉都市計画下水道事業本庄公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 本庄都市計画下水道事業本庄公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 寄居都市計画下水道事業深谷公共下水道（花園処理分区）の変更認可（下水道事業課）
- 深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道（深谷処理区）の変更認可（下水道事業課）
- 深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道（川本処理分区）の変更認可（下水道事業課）
- 富士見都市計画下水道事業富士見公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 富士見都市計画下水道事業三芳公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 東松山都市計画下水道事業滑川公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 東松山都市計画下水道事業吉見公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 坂戸都市計画下水道事業坂戸及び鶴ヶ島公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 毛呂山・越生都市計画下水道事業毛呂山・越生・鳩山公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 越谷都市計画下水道事業越谷公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 県道さいたま幸手線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 総選除）０２４水整第８０１号大久保浄水場高度浄水処理施設電気計装設備工事に関する落札者等の公示（入札課）
- ０２４大改第６６６号大久保浄水場監視制御システム更新工事に関する落札者等の公示（入札課）
- ０２４大改第６７４号大久保浄水場薬品注入機械設備更新工事に関する落札者等の公示（入札課）
- 総選除）０２４行改第３０１号行田浄水場特高電気設備等更新工事に関する落札者等の公示（入札課）
- 令和７年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（公営企業・財務課）
- 令和７年度における埼玉県企業局建設工事の請負等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（公営企業・財務課）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する入札公告（水道管理課）

- ○ 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- ○ 水道用濃硫酸の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- ○ 水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- ○ 水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- ○ 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その１に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- ○ 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その２に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- ○ 荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その１に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- ○ 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その１に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- ○ 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その２に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- ○ 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）

雑報

- ○ さいたま市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告（住宅課）
- ○ 越谷市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告（住宅課）
- ○ 熊谷市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告（住宅課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三号）（財政課）

一　趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定すること等に伴い、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料等の額を定めるとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額を改定する等するための改正

二　内容

㈠　手数料の新設

（例）宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料

（盛土等の土地の面積が五百平方メートル以内のもの）　一万六千円

㈡　手数料の額の改定等

（例）建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

（床面積の合計が二百平方メートル未満で簡易な評価方法による場合）

現行　非住宅　十万二千円

改正後　非住宅　十万二千円

住宅（一戸建て）　二万円

住宅（一戸建て以外）　三万八千円

㈢　規定の整備

三　施行期日

令和七年四月一日

ただし、二㈠の一部については令和七年七月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（行政・デジタル改革課）

一　趣旨

児童虐待防止対策の強化、第三十八回全国健康福祉祭埼玉大会の開催等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

二　内容

知事の事務を補助する職員

七千百五十九人　→　七千二百五十三人（＋九十四人）

人事委員会の事務を補助する職員

二十八人　→　三十一人（＋三人）

下水道事業管理者の事務を補助する職員

百十一人　→　百二十一人（＋十人）

三　施行期日

令和七年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）

（情報システム戦略課）

一　趣旨

個人番号（マイナンバー）の利用及び情報連携を促進するための法令改正等を踏まえ、県が独自に個人番号を利用することができる事務を見直すとともに、所要の規定の整備を行うための改正

二　内容

㈠　県が独自に個人番号を利用することができる事務の見直し

㈡　法改正等に伴う規定の整備

三　施行期日

令和七年四月一日等

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（人事課）

一　趣旨

令和六年十月十七日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告等を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等を行うための改正

二　内容

㈠　給料表の見直し

㈡　扶養手当の見直し

㈢　地域手当の支給割合の見直し

㈣　通勤手当の支給限度額の引上げ

㈤　在宅勤務等手当の新設

三　施行期日

令和七年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）（人事課）

一　趣旨

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、職員等の旅費制度の見直し等を行うための改正

二　内容

㈠　宿泊料の支給方式の変更

㈡　日当の見直し

㈢　自家用自動車車賃額の改定

三　施行期日

令和七年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）

（人事課）

一　趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び、令和六年十月十七日付けの埼玉県人事委員会が行った人事管理に関する報告を踏まえ、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の対象となる職員の範囲を拡大等するための改正

二　内容

㈠　フレックスタイム制の対象を全職員に拡大

㈡　休憩時間を任意の時間に設定可能

㈢　時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大

㈣　仕事と介護の両立支援制度に関する周知など、任命権者が講じなければならない措置を規定

三　施行期日

令和七年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県土採取条例を廃止する条例（埼玉県条例第九号）（環境政策課）

一　趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することにより、危険な盛土等が包括的に規制されること等を踏まえ、埼玉県土採取条例を廃止する。

二　内容

㈠　埼玉県土採取条例の廃止

㈡　知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例における、埼玉県土採取条例に係る条項の削除

三　施行期日

令和七年七月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十号）（産業廃棄物指導課）

一　趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することにより、危険な盛土等が包括的に規制されること等を踏まえ、土砂の堆積等に係る規制を廃止するとともに、規定の整備をするための改正

二　内容

㈠　土砂の堆積の規制等（汚染土砂の堆積の禁止及び汚染調査義務は引き続き規制）の廃止

㈡　土砂の排出の規制等の廃止

㈢　規定の整備

三　施行期日

令和七年七月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）

（社会福祉課）

一　趣旨

地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を改定するものである。

二　内容

民生委員の定数が変更となる十四市町の定数を改定する。

（例）行田市

百六十七人　→　百七十人（十三人）

三　施行期日

令和七年十二月一日

本号で公布された条例のあらまし

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（障害者支援課）

一　趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、指定障害福祉サービス等に係る運営に関する基準を改定するための改正

二　内容

栄養士法改正に伴う厚生労働省令の改正に対応するため、条例中の「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

三　施行期日

令和七年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（こども安全課）

一　趣旨

児童福祉法の一部改正等に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める等するための改正

二　内容

㈠　一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める。

㈡　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、給付金として支払を受けた金銭を設置者が管理しなければならない施設に、母子生活支援施設を加える。

三　施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県民健康福祉村条例を廃止する条例（埼玉県条例第十四号）（健康長寿課）

一　趣旨

現在の指定管理期間の終期である令和七年度末をもって埼玉県県民健康福祉村を廃止し、都市公園法に基づく都市公園に変更することに伴い、埼玉県県民健康福祉村条例を廃止する。

二　内容

埼玉県県民健康福祉村は、県民の健康の保持及び増進を図ることを目的に設置し、健康づくりに関する学習の機会や運動、休養の場の提供を行ってきた。

健康づくりの推進における県と市町村の役割は変化しており、地域住民の健康づくりに関しては市町村が主体的に取り組んでいる。また、利用実態は地域の住民が公園として利用している。

このような状況を踏まえ、埼玉県県民健康福祉村を廃止し、利用状況に合わせ、都市公園法に基づく都市公園に変更する。

三　施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

さいたまスーパーアリーナ条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（都市整備政策課）

一　趣旨

さいたまスーパーアリーナの利用に係る料金の額の範囲を変更等するための改正

二　内容

㈠　利用料金の上限額の改定等

（例）メインアリーナ・平日・基本料金・一般利用

現行　七、五二四、〇〇〇円以下

改正後　八、七一二、〇〇〇円以下

三　施行期日

令和九年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（埼玉県条例第十六号）（都市計画課）

一　趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行について必要な事項を定めるもの

二　内容

宅地造成及び特定盛土等規制法第三十二条の規定に基づき、特定盛土等規制区域における許可を要する特定盛土等の規模等を定める。

三　施行期日

令和七年七月一日

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）（都市計画課）

一　趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行により新たに規定された知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理するための改正

二　内容

新たに移譲を行う事務（一事務）

三　施行期日

令和七年七月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）（建築安全課）

一　趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正等を踏まえ、条例で定める特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準に付加する事項を改める等するための改正

二　内容

㈠　条例で定める特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準に付加する事項の改正

（例）床面積の合計が千平方メートル未満の特別特定建築物に対し、一以上の車椅子使用者用便房の設置

㈡　規定の整備

三　施行期日

令和七年六月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（公営企業・総務課）

一　趣旨

県の一般職員に準じ、給与制度の整備等をするための改正

二　内容

㈠　在宅勤務等手当の新設

㈡　その他手当の見直し

三　施行期日

令和七年四月一日等

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（下水道管理課）

一　趣旨

県の一般職員に準じ、給与制度の整備等をするための改正

二　内容

㈠　在宅勤務等手当の新設

㈡　その他手当の見直し

三　施行期日

令和七年四月一日等

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（政策調査課）

一　趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）及び刑法の一部改正に伴い、罰則の規定を懲役から拘禁刑に改める等するための改正

二　内容

㈠　番号利用法の改正に伴い、規定の整備を行う。

㈡　刑法の改正に伴い、罰則の規定を懲役から拘禁刑に改めるとともに、改正前の行為の処罰に関する経過措置を設ける。

三　施行期日

二㈠の規定　令和七年四月一日

二㈡の規定　令和七年六月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十二号）（政策調査課）

一　趣旨

埼玉県議会議員の費用弁償の見直し等を行うための改正

二　内容

㈠　宿泊料の支給方式を定額支給から実費支給（旅行先に応じた上限あり）に変更する。

㈡　日当の見直し

ア　宿泊料に含まれていた朝・夕食代等を、日当として支給する。

イ　昼食代を廃止する。

ウ　常任委員会等の用務のため内国旅行をしたときの日当の額を改める。

㈢　食卓料の廃止

㈣　文言調整等

三　施行期日

令和七年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（教委・総務課）

一　趣旨

県立特別支援学校における過密状況の解消等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

二　内容

埼玉県教育委員会事務局職員

七百三十一人　→　七百三十三人（＋二人）

三　施行期日

令和七年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）

（教職員課）

一　趣旨

令和六年十月十七日付けの埼玉県人事委員会の学校職員の給与についての勧告等を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等を行うための改正

二　内容

㈠　給料表の見直し

㈡　扶養手当の見直し

㈢　地域手当の支給割合の見直し

㈣　通勤手当の支給限度額の引上げ

㈤　在宅勤務等手当の新設

三　施行期日

令和七年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（県立学校人事課）

一　趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

二　内容

学校職員の定数の改定

三　施行期日

令和七年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（県立学校人事課）

一　趣旨

県立高等学校十二校の統合をするための改正

二　内容

㈠　埼玉県立和光高等学校と埼玉県立和光国際高等学校を統合し、埼玉県立和光国際高等学校とする。

㈡　埼玉県立岩槻高等学校と埼玉県立岩槻北陵高等学校を統合し、埼玉県立岩槻高等学校とする。

㈢　埼玉県立秩父高等学校と埼玉県立皆野高等学校を統合し、埼玉県立秩父高等学校とする。

㈣　埼玉県立越生高等学校と埼玉県立鳩山高等学校を統合し、埼玉県立越生翔桜高等学校とする。

㈤　埼玉県立八潮高等学校と埼玉県立八潮南高等学校を統合し、埼玉県立八潮フロンティア高等学校とする。

㈥　埼玉県立浦和工業高等学校と埼玉県立大宮工業高等学校を統合し、埼玉県立大宮科学技術高等学校とする。

三　施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）（県立学校人事課）

一　趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び、令和六年十月十七日付けの埼玉県人事委員会が行った人事管理に関する報告を踏まえ、学校職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の対象となる学校職員の範囲を拡大等するための改正

二　内容

㈠　フレックスタイム制の対象を全学校職員に拡大

㈡　休憩時間を任意の時間に設定可能

㈢　時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大

㈣　仕事と介護の両立支援制度に関する周知など、教育委員会が講じなければならない措置を規定

三　施行期日

令和七年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十八号）

一　趣旨

令和七年度における警察官一七五人の増員に伴い、警察官の階級別定数を改定するための改正

二　内容

令和七年度における警察官一七五人の増員に伴い、警視の定数「二百八十九人」を「二百九十三人」に、警部の定数「六百八十人」を「六百九十一人」に、警部補及び巡査部長の定数「六千九百二十六人」を「七千三十二人」に、巡査の定数「三千六百二十九人」を「三千六百八十三人」に改める。

三　施行期日

令和七年四月一日

条例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第三号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

第一条　埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第七十八号」を「第八十号」に改め、同条第二十号中「第七十九号」を「第八十一号」に改め、同条第二十一号中「第八十号」を「第八十二号」に改め、同条第二十二号中「第八十一号」を「第八十三号」に改め、同条第二十三号中「第八十二号」を「第八十四号」に改め、同条第二十四号中「第八十三号」を「第八十五号」に改め、同条第二十五号中「第八十四号」を「第八十六号」に改め、同条第二十六号中「第八十八号」を「第九十号」に改める。

別表農林部の項第三十三号金額の欄ハを次のように改める。

ハ　ヨーネ病の検査	
(1)　血清学的検査	八百円
(2)　ヨーニン検査	八百円
(3)　(1)及び(2)以外の検査	二千五百円

別表都市整備部の項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号金額の欄イ中「第百十九号イ及び第百二十四号イ」を「第百二十一号イ及び第百二十七号イ」に、「七千円」を「八千円」に改め、同欄ロ中「一万四千円」を「二万円」に改め、同欄ハ中「二万四千円」を「三万四千円」に改め、同欄ニ中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「三万千円」を「三万六千円」に改め、同欄中リをヌとし、ホからチまでをヘからリまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	三万九千円

別表都市整備部の項第二号中「リ」を「ヌ」に改め、同項第百二十八号中「（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条」を「第十三条」に改め、同号金額の欄中イの前に次のように加える。

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額	

別表都市整備部の項第百二十八号金額の欄イを次のように改める。

イ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第三十条第一項の認定又は同法第三十一条第一項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(1)　一戸建ての住宅　二千五百円

(2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　五千五百円

㈡　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　一万千五百円

㈢　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　二万六千円

㈣　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの　四万七千円

(3)　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　五千五百円

㈡　床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの　九千五百円

㈢　床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　一万五千五百円

㈣　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　四万七千円

㈤　床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの　七万四千五百円

㈥　床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの　九万四千円

㈦　床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの　十一万七千五百円

別表都市整備部の項第百二十八号金額の欄中ハをヘとし、ロをホとし、イの次に次のように加える。

ロ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一)　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの　二万円
(二)　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの　二万二千円
(2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
(一)　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　四万円
(二)　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　六万七千五百円
(三)　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　十一万五千円
(四)　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの　十六万五千円
ハ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
(1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
(一)　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの　一万円
(二)　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの　一万千円
(2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
(一)　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　一万九千円
(二)　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　三万三千円
(三)　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　六万五百円
(四)　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの　九万千五百円
ニ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
(1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
(一)　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの　一万四千五百円
(二)　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの　一万六千五百円
(2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
(一)　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　二万九千五百円
(二)　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　五万円

㈢　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万七千五百円
㈣　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万八千円

別表都市整備部の項中第百二十八号を第百三十号とし、第百二十七号を削り、同項第百二十六号中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に、「第百二十四号金額の欄イ」を「第百二十七号金額の欄イ」に、「第百二十四号金額の欄ロ又はハ」を「第百二十七号金額の欄ロからニまで」に、「当該ロ又はハ」を「当該ロからニまで」に改め、同号を同項第百二十九号とし、同項第百二十五号中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第百二十三号」を「第百二十六号」に、「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に改め、同号金額の欄中ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
(1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
㈠　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万四千五百円
㈡　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万六千五百円
(2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
㈠　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万九千五百円
㈡　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万円
㈢　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万七千五百円
㈣　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万八千円

別表都市整備部の項中第百二十五号を第百二十八号とし、同項第百二十四号中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に、「又はハ」を「からニまで」に改め、同号金額の欄イ(1)中「七千円」を「八千円」に改め、同欄イ(2)中「一万四千円」を「二万円」に改め、同欄イ(3)中「二万四千円」を「三万四千円」に改め、同欄イ(4)中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「三万千円」を「三万六千円」に改め、同欄イ中(9)を(10)とし、(5)から(8)までを(6)から(9)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5)　床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	八万七千五百円

の	三万九千円

別表都市整備部の項第百二十四号金額の欄中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第十二条第二項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合　申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(1)　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（(2)に掲げるものを除く。）	
(一)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(イ)　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万四千円
(ロ)　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万六千円
(二)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(イ)　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万七千円
(ロ)　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万三千円
(ハ)　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六万八千円
(ニ)　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	八万八千円
(2)　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項及び第十二条第三項の規定に基づくものに限る。）	
(一)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(イ)　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	七千円
(ロ)　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	八千円
(二)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(イ)　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万三千五百円
(ロ)　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万千五百円

(ハ)　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万四千円
(ニ)　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	四万四千円

別表都市整備部の項中第百二十四号を第百二十七号とし、同項第百二十三号中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に、「及びロ(2)並びに第百二十五号イ(2)及びロ(2)」を「、ロ(2)及びニ(2)並びに第百二十八号イ(2)、ロ(2)及びニ(2)」に改め、同号金額の欄中ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
(1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(一)　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万九千円
(二)　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万三千円
(2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(一)　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万九千円
(二)　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万円
(三)　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十七万五千円
(四)　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	二十五万六千円

別表都市整備部の項中第百二十三号を第百二十六号とし、第百二十二号を削り、同項第百二十一号中「第百十九号金額の欄イ」を「第百二十一号金額の欄イ」に、「第百十九号金額の欄ロ又はハ」を「第百二十一号金額の欄ロからニまで」に、「当該ロ又はハ」を「当該ロからニまで」に改め、同号を同項第百二十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

百二十四　建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項又は第十二条第二	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 イ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項に規定する他の建築物について、当該建築物が記

項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

載された同条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第三十条第一項の認定又は同法第三十一条第一項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(1)　一戸建ての住宅　五千円

(2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計（知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下㈡から㈣まで、ロ(2)及びニ(2)並びに次号イ(2)、ロ(2)及びニ(2)並びに第百三十号イ(2)、ロ(2)及びニ(2)において同じ。）が三百平方メートル未満のもの　一万千円

㈡　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　二万三千円

㈢　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　五万二千円

㈣　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの　九万四千円

(3)　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　一万千円

㈡　床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの　一万九千円

㈢　床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

三万千円

㈣　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　九万四千円

㈤　床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの　十四万九千円

㈥　床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの　十八万八千円

㈦　床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの　二十三万五千円

ロ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの　四万円

㈡　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの　四万四千円

(2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　八万円

㈡　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　十三万五千円

㈢　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　二十三万円

㈣　床面積の合計が五千平方メートル

以上のもの　三十三万円

ハ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの　二万円

㈡　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの　二万二千円

(2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　三万八千円

㈡　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　六万六千円

㈢　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　十二万千円

㈣　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの　十八万三千円

ニ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの　二万九千円

㈡　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの　三万三千円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
㈠　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万九千円
㈡　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万円
㈢　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十七万五千円
㈣　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	二十五万六千円
ホ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
⑴　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二十六万七千円
⑵　床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三十三万四千円
⑶　床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四十三万二千円
⑷　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六十一万六千円
⑸　床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	七十五万九千円
⑹　床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	

		八十九万八千円
		(7)　床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの　百二万四千円
		へ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
		(1)　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　十万二千円
		(2)　床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの　十三万円
		(3)　床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　十七万千円
		(4)　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　二十七万七千円
		(5)　床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの　三十六万二千円
		(6)　床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの　四十三万五千円
		(7)　床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの　五十一万円
百二十五　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項又は第十二条第三項の規定に基づ	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 イ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第一項に規定する建築物エ

く建築物エネルギー消費性能適合性判定

ネルギー消費性能向上計画が同法第三十条第一項の認定又は同法第三十一条第一項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(1)　一戸建ての住宅　二千五百円

(2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　五千五百円

㈡　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　一万千五百円

㈢　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　二万六千円

㈣　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの　四万七千円

(3)　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　五千五百円

㈡　床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの　九千五百円

㈢　床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　一万五千五百円

㈣　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　四万七千円

㈤　床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの

七万四千五百円

(六) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの　九万四千円

(七) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの　十一万七千五百円

ロ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの　二万円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの　二万二千円

(2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　四万円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　六万七千五百円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　十一万五千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの　十六万五千円

ハ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に

応じそれぞれ次に定める額

(一)　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの　一万円

(二)　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの　一万千円

(2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一)　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　一万九千円

(二)　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　三万三千円

(三)　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　六万五百円

(四)　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの　九万千五百円

ニ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一)　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの　一万四千五百円

(二)　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの　一万六千五百円

(2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一)　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　二万九千五百円

(二)　床面積の合計が三百平方メートル

以上二千平方メートル未満のもの　五万円

(三)　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　八万七千五百円

(四)　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの　十二万八千円

ホ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1)　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　十三万三千五百円

(2)　床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの　十六万七千円

(3)　床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　二十一万六千円

(4)　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　三十万八千円

(5)　床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの　三十七万九千五百円

(6)　床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの　四十四万九千円

(7)　床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの　五十一万二千円

ヘ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合するもの

別表都市整備部の項第百二十号金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同欄中ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(1)　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万千円
(2)　床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	六万五千円
(3)　床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	八万五千五百円
(4)　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十三万八千五百円
(5)　床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十八万千円
(6)　床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十一万七千五百円
(7)　床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十五万五千円

ニ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(一)　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万四千五百円
(二)　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万六千五百円
(2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(一)　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万九千五百円

㈡　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万円
㈢　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万七千五百円
㈣　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万八千円

別表都市整備部の項中第百二十号を第百二十二号とし、同項第百十九号中「又はハ」を「からニまで」に改め、同号金額の欄イ⑴中「七千円」を「八千円」に改め、同欄イ⑵中「一万四千円」を「二万円」に改め、同欄イ⑶中「二万四千円」を「三万四千円」に改め、同欄イ⑷中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「三万千円」を「三万六千円」に改め、同欄イ中⑼を⑽とし、⑸から⑻までを⑹から⑼までとし、⑷の次に次のように加える。

⑸　床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	三万九千円

別表都市整備部の項第百十九号金額の欄中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第十二条第二項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合　申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

⑴　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（⑵に掲げるものを除く。）

㈠　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ)　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの　一万四千円

(ロ)　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの　一万六千円

㈡　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ)　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　二万七千円

(ロ)　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　四万三千円

(ハ)　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　六万八千円

(ニ)　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの　八万八千円

(2)　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項及び第十二条第三項の規定に基づくものに限る。）

(一)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ)　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの　七千円

(ロ)　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの　八千円

(二)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ)　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　一万三千五百円

(ロ)　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　二万千五百円

(ハ)　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　三万四千円

(ニ)　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの　四万四千円

別表都市整備部の項中第百十九号を第百二十一号とし、同項第百十八号金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同欄中ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一)　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの　二万九千円

(二)　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの　三万三千円

(2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一)　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　五万九千円

(二)　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　十万円

(三)　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　十七万五千円

(四)　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの　二十五万六千円

別表都市整備部の項中第百十八号を第百二十号とし、第百十五号から第百十七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第百十四号中「第百十二号金額の欄イ」を「第

百十四号金額の欄イ」に、「第百十二号金額の欄ロ又はハ」を「第百十四号金額の欄ロからニまで」に、「当該ロ又はハ」を「当該ロからニまで」に改め、同号を同項第百十六号とし、同項中第百十三号を第百十五号とし、同項第百十二号中「又はハ」を「からニまで」に改め、同号金額の欄イ⑴中「七千円」を「八千円」に改め、同欄イ⑵中「一万四千円」を「二万円」に改め、同欄イ⑶中「二万四千円」を「三万四千円」に改め、同欄イ⑷中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「三万千円」を「三万六千円」に改め、同欄イ中⑼を⑽とし、⑸から⑻までを⑹から⑼までとし、⑷の次に次のように加える。

⑸　床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	三万九千円

別表都市整備部の項第百十二号金額の欄中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第十二条第二項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合　申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
⑴　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（⑵に掲げるものを除く。）	
㈠　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
㈠　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万四千円
㈡　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万六千円
㈡　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
㈠　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万七千円
㈡　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万三千円
㈢　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六万八千円
㈡　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	八万八千円
⑵　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項及び第十二条第三	

項の規定に基づくものに限る。）

(一) 一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(イ) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	七千円
(ロ) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	八千円
(二) 住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万三千五百円
(ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万千五百円
(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万四千円
(ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	四万四千円

別表都市整備部の項中第百十二号を第百十四号とし、同項第百十一号中「第百十三号」を「第百十五号」に、「第百十四号」を「第百十六号」に改め、同号を同項第百十三号とし、同項中第九十三号から第百十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第九十二号中「第八十七号」を「第八十九号」に改め、同号を同項第九十四号とし、同項中第八十六号から第九十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八十五号中「三万三千円」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合にあっては、二万六千五百円）」を加え、同号を同項第八十七号とし、同項中第八十四号を第八十六号とし、第八十三号を第八十五号とし、同項第八十二号中「一万六千円」を「二万二千円」に、「一万千円」を「二万円」に改め、同号を同項第八十四号とし、同項中第十二号から第八十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「リ」を「ヌ」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号金額の欄ニ中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「三万千円」を「二万七千円」に改め、同欄中リをヌとし、ホからチまでをヘからリまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	三万三千円

別表都市整備部の項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九	建築基準法第七条第一項又は	要確認特定建築行	第七号金額の欄イ又はロの額（昇降機を含む建築物については、同欄イ又はロの額に

別表都市整備部の項第六号中「次号」の下に「及び第九号」を加え、同号金額

第十八条第二十項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項又は第十二条第二項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。）	為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料	前号金額の欄イ又はロの額を加算した額）に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に定める額を加算した金額 イ　床面積の合計（知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号並びに第百二十四号イ(3)、ホ及びヘ並びに第百二十五号イ(3)、ホ及びヘ並びに第百三十号イ(3)、ホ及びヘにおいて同じ。）が三十平方メートル以内のもの　三千円 ロ　床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの　五千円 ハ　床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの　六千円 ニ　床面積の合計が二百平方メートルを超え三百平方メートル以内のもの　七千円 ホ　床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの　八千円 ヘ　床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの　一万千円 ト　床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの　一万六千円 チ　床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの　四万千円 リ　床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの　六万六千円 ヌ　床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの　十三万三千円

の欄イ中「一万四千円」を「一万五千円」に、「一万七千円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「三万四千円」に、「五百平方メートル以内」を「三百平方メートル以内」に、「三万五千円」を「三万七千円」に改め、同欄イ中(9)を(10)とし、(5)から(8)までを(6)から(9)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	四万二千円

別表都市整備部の項第六号金額の欄ロ中「五百平方メートル以内」を「三百平方メートル以内」に、「三万三千円」を「二万八千円」に改め、同欄ロ中(9)を(10)とし、(5)から(8)までを(6)から(9)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	三万六千円

別表都市整備部の項中第六号を第七号とし、同項第五号中「第百十二号ハ、第百十九号ハ及び第百二十四号ハ」を「第百十四号ニ、第百二十一号ニ及び第百二十七号ニ」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　建築基準法第六条第一項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項ただし書（同条第二項において	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認申請又は計画通知手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 イ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（ロに掲げるものを除く。）　第一号金額の欄イからヌまでの額（昇降機を含む建築物については、前号金額の欄イからニまでの額）に、次に定める額を加算した金額 (1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの　一万四千円 ㈡　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの　一万六千円

準用する場合を含む。）又は第十二条第二項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限る。）

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　二万七千円

㈡　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　四万三千円

㈢　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　六万八千円

㈣　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの　八万八千円

ロ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項及び第十二条第三項の規定に基づくものに限る。）　第一号金額の欄イからヌまでの額（昇降機を含む建築物については、前号金額の欄イからニまでの額）に、次に定める額を加算した金額

⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が二百平方メートル未満のもの　七千円

㈡　床面積の合計が二百平方メートル以上のもの　八千円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㈠　床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　一万三千五百円

		㈡　床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　二万千五百円 ㈢　床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　三万四千円 ㈣　床面積の合計が五千平方メートル以上のもの　四万四千円

第二条　埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第一号中「第百二十一号イ及び第百二十七号イ」を「第百二十六号イ及び第百三十二号イ」に改め、同項第六号中「第百十四号ニ、第百二十一号ニ及び第百二十七号ニ」を「第百十九号ニ、第百二十六号ニ及び第百三十二号ニ」に改め、同項第九号中「第百二十四号イ(3)」を「第百二十九号イ(3)」に、「第百二十五号イ(3)」を「第百三十号イ(3)」に、「第百三十号イ(3)」を「第百三十五号イ(3)」に改め、同項中第百三十号を第百三十五号とし、同項第百二十九号中「第百二十七号金額の欄イ」を「第百三十二号金額の欄イ」に、「第百二十七号金額の欄ロ」を「第百三十二号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百三十四号とし、同項第百二十八号中「第百二十六号」を「第百三十一号」に改め、同号を同項第百三十三号とし、同項中第百二十七号を第百三十二号とし、同項第百二十六号中「第百二十五号イ(2)」を「第百三十三号イ(2)」に改め、同号を同項第百三十一号とし、同項中第百二十五号を第百三十号とし、同項第百二十四号中「第百三十号イ(2)」を「第百二十九号イ(2)」に改め、同号を同項第百二十九号とし、同項第百二十三号中「第百二十一号金額の欄イ」を「第百二十六号金額の欄イ」に、「第百二十一号金額の欄ロ」を「第百二十六号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百二十八号とし、同項中第百十七号から第百二十二号までを五号ずつ繰り下げ、同項第百十六号中「第百十四号金額の欄イ」を「第百十九号金額の欄イ」に、「第百十四号金額の欄ロ」を「第百十九号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百二十一号とし、同項中第百十五号を第百二十号とし、第百十四号を第百十九号とし、同項第百十三号中「第百十五号」を「第百二十号」に、「第百十六号」を「第百二十一号」に改め、同号を同項第百十八号とし、同項中第百一号から第百十二号までを五号ずつ繰り下げ、第百号の次に次の五号を加える。

百一　宅地造成及	宅地造成	イ　盛土又は切土をする土地（以下この号

百二　宅地造成及び特定盛土等規	土石の堆積に関す	及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の規定に基づく工事の許可の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。） 又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料 イ　土石の堆積をする土地の面積が五百平方メートル以内のもの　一万二千円 ロ　盛土等の土地の面積が五百平方メートル以内のもの　一万六千円 ハ　盛土等の土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの　二万八千円 ニ　盛土等の土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの　四万円 ホ　盛土等の土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの　五万八千円 ヘ　盛土等の土地の面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの　七万三千円 ト　盛土等の土地の面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの　九万七千円 チ　盛土等の土地の面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの　十五万円 リ　盛土等の土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの　二十三万円 ヌ　盛土等の土地の面積が七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの　三十六万二千円 ル　盛土等の土地の面積が十万平方メートルを超えるもの　五十一万六千円 六十七万円

制法第十二条第一項又は第三十条第一項の規定に基づく工事の許可の申請に対する審査（土石の堆積（同法第二条第四号に規定する土石の堆積をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）		
百三　宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定に基づく工事の許可申請手数料	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画	
ロ　土石の堆積をする土地の面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの　一万五千円		
ハ　土石の堆積をする土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの　一万九千円		
ニ　土石の堆積をする土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの　二万三千円		
ホ　土石の堆積をする土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの　三万円		
ヘ　土石の堆積をする土地の面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの　三万四千円		
ト　土石の堆積をする土地の面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの　四万二千円		
チ　土石の堆積をする土地の面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの　五万七千円		
リ　土石の堆積をする土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの　七万七千円		
ヌ　土石の堆積をする土地の面積が七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの　十一万二千円		
ル　土石の堆積をする土地の面積が十万平方メートルを超えるもの　十三万四千円		
変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が六十七万円を超えるときは、その手数料の額は六十七万円とする。		
イ　宅地造成又は特定盛土等に関する工事		

定に基づく工事の計画の変更の許可の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）		
百四　宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定に基づく工事の計画の変更の許可の申請に対する審査（土石の堆積に係るものに限る。）	土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請手数料	変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が十三万四千円を超えるときは、その手数料の額は十三万四千円とする。 イ　土石の堆積に関する工事の設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。） 　土石の堆積をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ第百二号金額の欄に定める額に十分の一を乗じて得た金額 ロ　新たな土地の土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更 　新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ第百二号金額の欄に定める金額 ハ　その他の変更　一万千円
	の変更許可申請手数料	の設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。） 　盛土等の土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土等の土地の面積、盛土等の土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土等の土地の面積）に応じ第百一号金額の欄に定める額に十分の一を乗じて得た金額 ロ　新たな土地の盛土等の土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更 　新たに編入される盛土等の土地の面積に応じ第百一号金額の欄に定める金額 ハ　その他の変更　一万千円

百五　宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第八十八条の規定に基づく宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付	宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明書の交付手数料	イ　宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けた工事の場合　千二百円 ロ　イ以外の場合　六千四百円

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第一号（次項に掲げるものを除く。）、第二号（金額の欄イの規定に限る。）、第八十四号、第八十七号、第百十四号、第百二十一号、第百二十四号及び第百二十七号の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第一号（建築物の計画の変更に係るものに限る。）、第二号（金額の欄ロ及びハの規定に限る。）、第七号、第九号、第十二号、第十三号、第百十六号、第百二十三号及び第百二十九号の規定は、施行日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日

前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

条　例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第四号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「七千百五十九人」を「七千二百五十三人」に改め、同項第四号中「二十八人」を「三十一人」に改め、同項第九号中「百十一人」を「百二十一人」に改める。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

条例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第五号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

第一条　埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同条第三号中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改め、同条第四号中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

別表第一の一の項中「同法第三条第二項第三号に規定する保護者等」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者その他の児童、生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者」に改め、同表の三の項中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、「又は生徒」を「、生徒又は学生」に改め、同表の四の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表中十三の項を削り、十四の項を十三の項とし、同表に次の一項を加える。

十四　教育委員会	県立の中学校における学校給食費（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費をいう。）に係る援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二の一の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の二の項中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、「又は生徒」を「、生徒又は学生」に改める。

第二条　埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一中一の項及び二の項を削り、同表の三の項中「高等学校等」の下に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）」を、「保護者等」の下に「（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者その他の児童、生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同表の一の項とし、同表中四の項及び五の項を削り、六の項を二の項とし、七の項を三の項とし、八の項を四の項とし、九の項から十一の項までを削り、十

二の項を五の項とし、十三の項を六の項とし、十四の項を七の項とする。

別表第二の一の項を次のように改める。

一　知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第二の二の項中「生活保護関係情報」を「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」に改める。

別表第二の三の項中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報その他の利用特定個人情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表の五の項中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加える。

別表第三の一の項を次のように改める。

一　知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

別表第三の五の項及び六の項を次のように改める。

五　教育委員会	国立及び公立の高等学校等（高等学	知事	外国人生活保護関係情報であって規

校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。）の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	六　教育委員会		
	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	
則で定めるもの		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	

第三条　埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一中七の項を八の項とし、二の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次の一項を加える。

二　知事	知事が指定した特定の疾患により患した者に対する医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの

附　則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中別表第一及び別表第二の改正規定　公布の日

二　第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）　令和七年四月一日

三　第二条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で

定める日

条例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第六号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条　職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第四条第七項中「以上」を削り、同条第八項中「五十五歳（委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で委員会規則で定めるもの）を超える」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　五十五歳（委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で委員会規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）

二　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員

第八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に、「以下「扶養親族としての配偶者、」を「第三項において「扶養親族としての」に改め、「（以下「行九級以上職員等」という。）」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族としての配偶者、」を「前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族としての子」という。）については一人につき一万三千円、扶養親族としての」に改め、「（以下「行八級職員等」という。）」及び「、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「（以下この項及び次条第三項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第九条の二第二項中「八・三分の十」を「八・五分の十」に、「十一・三分の十三」を「十一・五分の十三」に改め、同項第一号中「百分の八・三」を「百分の八・五」に改め、同項第二号中「百分の十一・三」を「百分の十一・五」に改める。

第九条の五第一項第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十一条において同じ。）」を加える。

第十条第一項第一号中「道路（以下この項から第三項まで」を「道路（以下この条」に改め、同条第二項第一号中「以下この号及び次項」を「次項及び第四項」に、「いう。）。」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「定める額（」の下に「第十一条の二第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員のうち、委員会規則で定める職員及び」を加え、同項第三号中「（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と五万五千円との差額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第三項中「職員で」の下に「委員会規則で定めるもののうち」を、「（第一号」の下に「及び次項」を加え、「でその利用が委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第一号を次のように改める。

一　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

第十条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第十一条第三項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は委員会規則で定め

る法人その他の団体に使用される者（第十二条の三第二項において「職員以外の地方公務員等」という。）であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して委員会規則で定める職員に限る。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十一条の二　住居その他これに準ずるものとして委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた職員には、委員会規則で定めるところにより、在宅勤務等手当を支給する。

2　在宅勤務等手当の額は、一箇月当たり三千円を超えない範囲内で委員会規則で定める額とする。

3　前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

第十二条の三第二項中「職員以外の地方公務員等」を「職員以外の地方公務員、国家公務員又は委員会規則で定める法人その他の団体に使用される者」に改める。

第十六条の二第二項中「午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

第十八条第二項中「地域手当の月額」の下に「、その月の勤務に対する在宅勤務等手当の額」を加える。

第十九条の六第二項中「から第九条まで、第九条の三から第九条の五まで、第十二条の二及び第十二条の三」を「及び第八条」に改める。

第十九条の七中「、扶養手当」を削る。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
定年前	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
再任用	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
短時間	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
勤務職	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
員以外									
の職員	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			

別表第１（第３条関係）

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級	９　級	１０　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			

	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 192,000	基準給料月額 円 219,500	基準給料月額 円 260,000	基準給料月額 円 279,700	基準給料月額 円 294,900	基準給料月額 円 320,600	基準給料月額 円 362,700	基準給料月額 円 396,200	基準給料月額 円 448,000	基準給料月額 円 528,700

備考

1　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第２０条及び附則第５項に規定する職員を除く。

2　この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に１００分の１０１．３９を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				

	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	
	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	
	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	
	52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	
	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	
	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	
	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	
	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100	
	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300	
	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600	
	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900	
	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100	
	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300	
	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600	
	63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900	
	64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200	
	65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400	
	66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700	
	67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000	
	68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300	
	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500	
	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800	
定年前	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100	
再任用	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400	
短時間									
勤務職	73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600	
員以外	74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100		
の職員	75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400		
	76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600		

別表第２（第３条関係）

公　安　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級	9　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	

	117	325,300	355,000	375,400	401,800					
	118	326,000	355,400	375,900	402,300					
	119	326,700	356,000	376,500	402,700					
	120	327,500	356,600	377,000	403,200					
	121	328,100	356,900	377,200	403,600					
	122	328,400	357,300	377,700						
	123	328,900	357,700	378,200						
	124	329,400	358,100	378,600						
	125	329,700	358,500	379,100						
	126		358,900	379,600						
	127		359,300	380,100						
	128		359,700	380,600						
	129		360,100	380,900						
	130		360,500	381,400						
	131		360,900	381,900						
	132		361,300	382,400						
	133		361,500	382,700						
	134		362,000	383,200						
	135		362,400	383,600						
	136		362,700	384,000						
	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考
1　この表は、警察官に適用する。
2　この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に１００分の１０１．３９を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800	
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100	
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400	
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600	
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800	
86	302,500	321,000	345,500	387,800			
87	303,200	322,000	347,000	388,400			
88	303,900	323,000	348,400	389,000			
89	304,600	324,000	349,700	389,300			
90	305,400	325,300	350,900	389,800			
91	306,200	326,500	352,100	390,300			
92	306,900	327,700	353,400	390,800			
93	307,400	328,900	354,700	391,200			
94	308,300	330,200	356,200	391,600			
95	309,200	331,400	357,700	392,100			
96	310,000	332,600	359,100	392,600			
97	310,800	333,800	360,400	393,000			
98	311,800	335,100	361,600	393,500			
99	312,700	336,300	362,700	394,000			
100	313,600	337,500	363,900	394,500			
101	314,500	338,900	365,000	394,800			
102	315,500	339,800	366,100	395,200			
103	316,500	340,800	367,200	395,700			
104	317,400	341,900	368,300	396,000			
105	318,200	343,000	369,500	396,300			
106	318,800	344,100	370,000	396,800			
107	319,400	345,100	370,600	397,300			
108	320,000	346,100	371,200	397,800			
109	320,500	347,300	371,800	398,100			
110	321,000	348,300	372,300	398,600			
111	321,400	349,300	372,700	399,100			
112	321,900	350,200	373,200	399,600			
113	322,700	351,100	373,600	399,900			
114	323,400	352,000	374,000	400,400			
115	324,100	353,000	374,500	400,900			
116	324,700	354,000	375,000	401,400			

	37	244,700	306,600	371,600	427,100
	38	246,300	307,500	372,400	428,500
	39	247,900	308,400	373,200	429,900
	40	249,500	309,300	374,000	431,300
	41	251,100	310,100	374,800	432,400
	42	252,600	310,600	376,100	433,700
	43	254,100	311,100	377,400	435,100
	44	255,600	311,600	378,600	436,400
	45	257,100	312,100	379,300	437,200
	46	258,400	312,600	380,300	438,000
	47	259,600	313,100	381,100	438,900
	48	260,800	313,600	381,800	439,800
	49	262,000	314,000	382,500	440,600
	50	263,100	314,500	383,200	441,400
	51	264,200	315,000	383,900	442,000
	52	265,300	315,500	384,600	442,800
	53	266,400	315,900	385,200	443,200
	54	267,500	316,400	385,900	443,800
	55	268,500	316,800	386,700	444,300
	56	269,500	317,200	387,500	444,800
	57	270,500	317,600	388,100	445,300
	58	271,200	318,000	388,900	445,900
定年前	59	271,800	318,400	389,600	446,400
再任用	60	272,400	318,800	390,300	446,900
短時間					
勤務職	61	273,000	319,200	390,900	447,400
員以外	62	273,600	319,800	391,600	
の職員	63	274,200	320,400	392,300	
	64	274,800	321,000	393,000	
	65	275,400	321,500	393,700	
	66	276,000	322,100	394,300	
	67	276,600	322,700	394,900	
	68	277,200	323,300	395,600	
	69	277,800	323,800	396,300	
	70	278,500	324,400	396,800	
	71	279,200	325,000	397,400	
	72	279,900	325,600	398,000	
	73	280,500	326,100	398,500	
	74	281,200	326,800	399,100	
	75	281,900	327,500	399,700	
	76	282,600	328,200	400,200	

別表第３（第３条関係）

研　究　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	

	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考

1　この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に１００分の１０１．３９を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

	77	283,200	328,900	400,700		
	78	283,900	329,600	401,200		
	79	284,600	330,300	401,700		
	80	285,200	331,000	402,400		
	81	285,800	331,700	402,800		
	82	286,500	332,500			
	83	287,200	333,200			
	84	287,800	333,800			
	85	288,400	334,300			
	86	289,100	334,800			
	87	289,800	335,200			
	88	290,400	335,600			
	89	291,000	335,900			
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			

	37	388,100	459,100	516,600
	38	389,600	460,800	517,900
	39	391,100	462,400	519,200
	40	392,600	464,000	520,500
定年前	41	394,100	465,600	521,500
再任用	42	394,800	466,800	522,300
短時間	43	395,400	468,000	523,100
勤務職	44	396,100	469,100	523,900
員以外				
の職員	45	397,000	470,100	524,800
	46	397,600	471,100	525,600
	47	398,200	472,000	526,400
	48	398,800	472,800	527,100
	49	399,400	473,500	527,900
	50	399,900	474,200	528,700
	51	400,400	474,900	529,400
	52	400,900	475,500	530,300
	53	401,400	476,200	531,200
	54	401,800	476,900	532,000
	55	402,200	477,500	532,900
	56	402,600	478,100	533,800
	57	403,000	478,400	534,600
	58	403,400	479,000	535,500
	59	403,800	479,700	536,400
	60	404,200	480,400	537,100
	61	404,600	480,800	537,900
	62	405,000	481,400	538,800
	63	405,400	482,100	539,700
	64	405,800	482,800	540,600
	65	406,100	483,200	541,400
	66		483,800	542,300
	67		484,400	543,200
	68		484,900	544,100
	69		485,400	544,900
	70		485,900	545,800
	71		486,400	546,700
	72		486,900	547,600
	73		487,300	548,400
	74		487,800	
	75		488,200	
	76		488,700	

別表第４（第３条関係）

医　療　職　給　料　表

イ　医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	

ロ　医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	

	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考　この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600			
	78	254,800	291,900	328,600	349,900				
	79	255,100	292,200	329,000	350,100				
	80	255,300	292,500	329,500	350,400				
	81	255,500	292,800	330,000	350,900				
	82	255,800	293,100	330,400	351,200				
	83	256,100	293,400	330,600	351,500				
	84	256,300	293,700	330,900	351,800				
	85	256,500	293,900	331,300	352,200				
	86		294,100	331,700	352,500				
	87		294,300	332,000	352,800				
	88		294,500	332,300	353,100				
	89		294,900	332,600	353,500				
	90		295,100	332,800	353,800				
	91		295,300	333,200	354,100				
	92		295,500	333,500	354,400				
	93		295,900	333,700	354,700				
	94		296,100	334,000	355,100				
	95		296,300	334,300	355,500				
	96		296,600	334,600	355,900				
	97		296,900	334,800	356,400				
	98		297,100	335,100	356,800				
	99		297,300	335,400	357,200				
	100		297,600	335,600	357,600				
	101		297,900	335,800	358,100				
	102		298,100	336,000					
	103		298,300	336,400					
	104		298,600	336,600					
	105		298,900	336,800					
	106			337,200					
	107			337,600					
	108			338,000					
	109			338,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400

備考

1　この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に１００分の１０１．３９を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500	
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800	
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100	
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600	
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000		
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700		
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300		
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700		
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200		
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800		
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400		
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800		
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300		
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800		
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300		
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900		
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400		
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000		
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600		
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100		
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600		
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100		
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600		
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900		
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400		
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800		
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200		

	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		

ハ　医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000

| | | |

	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考

1　この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に１００分の１０１．３９を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第二条　職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「認められた日」の下に「及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）又はこれに基づく埼玉県人事委員会規則（以下この号において「勤務時間条例等」という。）の規定により、四週間を超えない範囲内で週を単位として勤務時間条例等で定める期間ごとの期間につき職員の一週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日」を加え、「同じ」を「「勤務日数」という」に改め、「十八日」の下に「（一月間の日数（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）」を加える。

第九条第一号中「その者が、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「引き続いた期間」を「引き続いて勤務した期間」に改め、同条第二号中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

第十三条第二項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第十一項第四号中「職業」

を「安定した職業」に改め、同条第十五項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第五項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

附則第十九項中「引き続いて日本電信電話株式会社」の下に「（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第二十八項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第二十九項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附則第三十二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表備考及び同条第二項の表備考中「１００分の１０１．５７１」を「１００分の１０１．３９」に改める。

第六条第一項中「第九条まで」を「第八条まで」に改め、同条第二項中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第四条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表備考中「１００分の１０１．５７１」を「１００分の１０１．３９」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「、第三項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第四項とする。

第五条第一項中「及び第九条（これらの規定を」を「（」に、「、第九条の五並びに第十九条の四」を「及び第九条の五」に、「第十二条の五」を「第十二条の六」に改め、同条第二項中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二」に、「、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百七十五」を「百分の九十五」と、給与条例第十九条の四第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」に改め、同条第三項中「第十一条の三第一項及び」を「第十一条の三第一項及び第二項並びに」に、「と、学校

職員給与条例」を「と、同条第二項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例」に改め、「、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百七十五」を「百分の九十五」と、学校職員給与条例第十二条の五第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」に改める。

（会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第五条　会計年度任用職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「支給される」の下に「在宅勤務等手当、」を加える。

第六条第一項及び第四項中「通勤手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第六条　職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第四号及び第四項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則第十九条中「から第九条まで、第九条の三、第九条の五、第十二条の二並びに第十二条の三」を「並びに第八条」に改める。

附則第二十一条、第二十四条、第二十八条及び第二十九条中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条中職員の退職手当に関する条例附則第十九項、第二十八項及び第二十九項の改正規定は、公布の日から施行する。

（号給の切替え）

2　令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」とい

う。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び埼玉県人事委員会（以下この項、次項及び附則第九項において「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4　切替日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第八条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五　心身に著しい障害がある者」とあるのは「五　心身に著しい障害がある者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第三項中「一万三千円」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

5　改正後給与条例第十一条第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

6　切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）及び暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。）（以下これらをこの項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第十二条の三の規定は、切替日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

7　第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（次項において「改正後退職手当条例」という。）第二条第二項、第九条及び第十三条第二項並びに附則第五項の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

8　改正後退職手当条例第十三条第十一項（第四号に係る部分に限り、同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（人事委員会への委任）

9　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

10　職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の表第十九条の六第二項の項中「から第九条まで、第九条の三から第九条の五まで、第十二条の二及び第十二条の三」を「及び第八条」に、「第八条、第九条」を「第八条」に改める。

42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				

附則別表　号給の切替表（附則第２項関係）

イ　行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新　　号　　給							
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	

ロ　公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新　　号　　給					
	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4

85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		

42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		

ハ　研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新　　号　　給		
	３級	４級	５級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7

ニ　医療職給料表（１）の適用を受ける職員

旧号給	新　　号　　給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	

42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			

ホ　医療職給料表(２)の適用を受ける職員

旧号給	新号給					
	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	

ヘ　医療職給料表(３)の適用を受ける職員

旧号給	新　　号　　給				
	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		

条例

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第七号

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

第一条　職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第五項中「本条」を「この条」に、「埼玉県規則（以下「規則」という。）の」を「規則で」に改める。

第四条第一項中「左」を「次」に改める。

第五条第一項中「本条」を「この条」に改める。

第六条第一項中「、食卓料」を削り、同条第七項中「夜数に応じ一夜当たりの定額」を「一夜につき、宿泊に要する費用について、実費額」に改め、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項から第十三項までを一項ずつ繰り上げる。

第九条を削る。

第十条中「一日」の下に「（午前零時から午後十二時までの二十四時間を一日として計算するものとする。第十八条、第二十二条第一項及び第三十一条第一項において同じ。）」を加え、「日当又は宿泊料について」を「日当の」に、「日当又は宿泊料を」を「日当を」に改め、同条を第九条とする。

第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第二章中第十四条を第十三条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。

第十八条第二項中「十八円とする」を「ガソリンの小売価格等を基礎として規則で定める額による」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（日当）

第十八条　日当の額は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、一日につき、当該各号に定める額による。

一　行程二百キロメートル以上の県外旅行中に午後十二時に至る日　三千六百円

二　行程二百キロメートル以上の県外旅行をした日（前号に掲げる日を除く。）　千二百円

三　県内旅行又は行程二百キロメートル未満の県外旅行中に午後十二時に至る日　二千四百円

第十九条を次のように改める。

（宿泊料）

第十九条　宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、一夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。第三十一条第一項において「法」という。）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額による。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額による。

2　宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、いずれか少ない額とする。

第二十条及び第二十一条を削り、第二十二条第一項中「左」を「次」に改め、同項第一号中「別表第一」を「別表」に改め、同条を第二十条とする。

第二十三条第一項第一号中「左」を「次」に、「、宿泊料及び食卓料」を「及び宿泊料」に改め、同項第三号中「、宿泊料及び食卓料」を「及び宿泊料」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十四条を第二十二条とする。

第二十五条中「第十九条第二項に該当する旅行の」を「第十八条第一号又は第二号の規定による日当が支給される」に改め、同条ただし書中「当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額」を「千二百円」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十六条を第二十四条とする。

第二十七条第三項中「第二十三条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に、「、車賃及び食卓料」を「及び車賃」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十八条ただし書中「及び食卓料」を削り、第三章中同条を第二十六条とする。

第二十九条を第二十七条とし、第三十条を第二十八条とし、第三十一条を第二十九条とする。

第三十二条を第三十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（日当）

第三十一条　日当の額は、一日につき、法に基づき国家公務員に支給される宿泊手当を基準として規則で定める額による。

２　日当は、旅行中に午後十二時に至る日に限り、支給する。

（宿泊料）

第三十二条　第十九条の規定は、外国旅行の場合の宿泊料について準用する。

第三十三条を削り、第三十四条を第三十三条とする。

第三十五条第一項中「別表第二の定額による」を「五十万五千円とする」に改め、同条第二項中「第二十七条第一項第一号」を「第二十五条第一項第一号」に改め、同条第三項中「第二十七条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十六条中「第六条第十三項」を「第六条第十二項」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十七条を削り、第三十八条を第三十六条とし、第四章中第三十九条を第三十七条とし、第四十条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（旅費の返納）

第三十九条　任命権者は、旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

２　旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、当該任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

３　前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第四十一条を第四十条とする。

附則第六項を削る。

別表第二を削り、別表第一中「別表第一　移転料（第二十二条関係）」を「別表（第二十条関係）」に改め、同表を別表とする。

（特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第二条　特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和二十四年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表第一及び別表第二」を「次項から第四項まで及び別表」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

２　宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、一夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用

の額とする。

3　宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、いずれか少ない額とする。

4　出張のための外国旅行中に死亡した場合における死亡手当の額は、知事にあつては八十八万円、副知事、公営企業管理者、下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあつては八十万円とする。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表　移転料（第二条関係）

路程五十キロメートル未満	路程五十キロメートル以上百キロメートル未満	路程百キロメートル以上三百キロメートル未満	路程三百キロメートル以上五百キロメートル未満	路程五百キロメートル以上千キロメートル未満	路程千キロメートル以上二千キロメートル未満	路程二千キロメートル以上
一五三、〇〇〇円	一七七、〇〇〇円	二二八、〇〇〇円	二六九、〇〇〇円	三五六、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円	四〇一、〇〇〇円	四六五、〇〇〇円

（埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第三条　埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「旅費」を「教育長の旅費」に、「別表第一及び別表第二」を「次項から第四項まで及び別表」に改め、同条に次の三項を加える。

2　宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、一夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として埼玉県教育委員会規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として同規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

3　宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、いずれか少ない額とする。

4　出張のための外国旅行中に死亡した場合における死亡手当の額は、八十万円とする。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表　移転料（第三条関係）

路程五十キロメートル未満	路程五十キロメートル以上百キロメートル未満	路程百キロメートル以上三百キロメートル未満	路程三百キロメートル以上五百キロメートル未満	路程五百キロメートル以上千キロメートル未満	路程千キロメートル以上二千キロメートル未満	路程千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	路程二千キロメートル以上
一五三、〇〇〇円	一七七、〇〇〇円	二二八、〇〇〇円	二六九、〇〇〇円	三五六、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円	四〇一、〇〇〇円	四六五、〇〇〇円

（行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第四条　行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」を「別表」に改める。

第三条第二項中「別表第二及び別表第三」を「次項から第五項まで」に改め、同条中第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3　宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、一夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

4　宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

5　出張のための外国旅行中に死亡した場合における死亡手当の額は、八十万円とする。

別表第二及び別表第三を削り、別表第一中「別表第一　報酬」を「別表」に改め、同表を別表とする。

附　則

1　この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2　この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第八号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「をいう」を「（第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。）をいう」に改め、同項ただし書中「、第三項の規定により勤務時間を割り振る職員（埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める者に限る。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、委員会規則の定めるところにより、週休日を設けることができ」を削り、同条第三項中「（委員会規則」を「（埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）」に改め、「始業及び終業の時刻について」を削り、「考慮して」及び「なるように」の下に「、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加える。

第五条中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、職員に第三条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第六条第二項を次のように改める。

2　任命権者は、次に掲げる場合には、委員会規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

一　職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。

二　職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

三　職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第七条第四項及び第五項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十五条第一項中「定める者」の下に「（第十五条の三第一項において「配偶者

等」という。）」を加える。

第十五条の二の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十五条の三　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2　任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十五条の四　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2　職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に改め、「基づく週休日」の下に「並びに勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加え、「「週休日」を「これらの日を「週休日等」に改める。

第十四条第四項及び第十六条の二第一項中「週休日」を「週休日等」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

3　職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「週休日」の下に「、勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用

する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

附則第二十六項中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に改め、「週休日」の下に「、勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

4　職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「週休日」の下に「、勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

（職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

5　職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「週休日」の下に「、勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

条　例

埼玉県土採取条例を廃止する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第九号

埼玉県土採取条例を廃止する条例

埼玉県土採取条例（昭和四十九年埼玉県条例第六号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の埼玉県土採取条例（以下「旧条例」という。）第三条第一項又は第七条第一項の規定による認可の申請があった場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に、却下されたものとみなす。

3　この条例の施行の際現に旧条例第三条第一項の認可を受けて行われている土の採取に関する旧条例第六条から第十七条まで及び第十八条（第一号を除く。）の規定の適用については、当該認可の期間が満了する日までの間（当該認可の期間が満了する日までに旧条例第十条の規定による命令を受けた者にあっては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該認可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。

4　施行日前にされた旧条例第九条、第十条及び第十三条の規定による命令を受けた者に対する旧条例第十七条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

5　施行日前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

6　知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表中第百十項を削り、第百十一項を第百十項とし、第百十二項から第百十八項までを一項ずつ繰り上げる。

条例

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第十号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例

目次及び第一章の章名を削る。

第一条中「排出、たい積等」を「堆積」に、「無秩序な土砂のたい積」を「土砂の堆積による土壌の汚染」に改め、「生活の安全の確保及び」を削る。

第二条第四号中「たい積」を「堆積」に改める。

第三条第一項中「無秩序な土砂のたい積」を「土砂の堆積による土壌の汚染」に改め、同条第二項中「無秩序な土砂のたい積」を「土砂の堆積による土壌の汚染」に、「たい積を監視」を「堆積を監視」に改める。

第四条中「発注者は」の下に「、土砂の堆積による土壌の汚染を防止するため」を加える。

第五条中「元請負人は」の下に「、土砂の堆積による土壌の汚染を防止するため」を加える。

第二章、第三章の章名及び第十四条を削る。

第十五条（見出しを含む。）中「たい積」を「堆積」に改め、同条を第六条とする。

第十六条から第二十五条までを削る。

第二十六条の見出し中「たい積」を「堆積」に改め、同条中「許可事業者は、当該許可に係る」を「土砂の堆積を行う者は、当該」に、「たい積」を「堆積」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる土砂の堆積については、この限りでない。

一　土砂の堆積に係る土地の区域の面積が三千平方メートル未満の土砂の堆積

二　土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂の堆積で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの

のに係る行為として行う土砂の堆積であって、規則の定めるところにより、知事

に届け出たもの

四　公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち土砂の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂の堆積

五　災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の堆積

六　法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の堆積

七　その他土砂の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める土砂の堆積

第二十六条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（関係書類の閲覧）

第八条　土砂の堆積を行う者は、規則の定めるところにより、当該土砂の堆積を行っている間、前条本文の規定により知事に届け出た書類の写しを、土砂の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

第二十七条、第四章、第五章の章名、第三十一条及び第三十二条を削る。

第三十三条中「たい積」を「堆積」に改め、同条を第九条とする。

第三十四条第一項中「たい積」を「堆積」に改め、同条を第十条とする。

第三十五条中「無秩序な土砂のたい積」を「土砂の堆積による土壌の汚染」に改め、同条を第十一条とする。

第三十六条中「第三章、前章並びに第三十一条及び第三十二条」を「第六条から第八条まで」に改め、同条を第十二条とする。

第三十七条を第十三条とする。

第六章の章名及び第三十八条を削る。

第三十九条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、同条中「第十五条第二項若しくは第三項又は第三十一条第一項」を「第六条第二項又は第三項」に改め、同条を第十四条とする。

第四十条を削る。

第四十一条第一号中「第六条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条」を「第七条」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第三十三条」を「第九条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第三十四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第十五条とする。

第四十二条を削る。

第四十三条に見出しとして「（両罰規定）」を付し、同条中「第三十八条から前

条まで」を「前二条」に改め、同条を第十六条とする。

附則第二項から第四項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者（令和六年六月一日以降に当該届出に係る建設工事の請負契約を締結した者及び施行日前に当該届出に係る旧条例第十三条の規定による届出を行った者を除く。）に関する旧条例第八条、第十一条から第十三条まで、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、なお従前の例による。

3　この条例の施行の際現に旧条例第十六条第一項又は第十九条第一項の許可を受けて行われている土砂の堆積に関する旧条例第十四条、第十八条から第二十七条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（当該許可の期間が満了する日までに旧条例第三十一条の規定による命令を受けた者にあっては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。

4　施行日前に旧条例第十六条第一項又は第十九条第一項の許可の申請があった場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に、却下されたものとみなす。

5　施行日前に旧条例第十六条第一項又は第十九条第一項の規定に違反して行われた土砂の堆積に関する旧条例第十四条、第三十一条第二項及び第三十二条から第三十四条までの規定の適用については、なお従前の例によることができる。

6　施行日前にされた旧条例第三十一条第二項の規定による命令を受けた者に対する旧条例第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

7　この条例の施行の際現に旧条例第二十八条第一項の規定による指定がされている土砂の搬入を禁止する土地の区域に関する旧条例第二十八条から第三十条まで、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、なお従前の例による。

8　施行日前にした行為及び附則第二項、第三項及び前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用

については、なお従前の例による。

（埼玉県景観条例の一部改正）

9　埼玉県景観条例（平成十九年埼玉県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を「埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に改める。

三　法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるも

条例

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第十一号

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県民生委員の定数を定める条例（平成二十六年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表行田市の項中「百六十七人」を「百七十人」に改め、同表飯能市の項中「百七十人」を「百六十九人」に改め、同表加須市の項中「二百四十七人」を「二百五十二人」に改め、同表東松山市の項中「百六十二人」を「百六十五人」に改め、同表春日部市の項中「三百四十五人」を「三百四十七人」に改め、同表鴻巣市の項中「二百二人」を「二百三人」に改め、同表深谷市の項中「二百六十八人」を「二百六十九人」に改め、同表上尾市の項中「三百三十人」を「三百三十五人」に改め、同表蕨市の項中「百三十五人」を「百三十四人」に改め、同表久喜市の項中「二百九十一人」を「二百九十四人」に改め、同表富士見市の項中「百七十三人」を「百七十人」に改め、同表吉川市の項中「百二十人」を「百二十三人」に改め、同表皆野町の項中「二十八人」を「二十九人」に改め、同表美里町の項中「三十二人」を「三十一人」に改める。

附　則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

条　例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第四項、第二百四十六条第五項、第三百十三条第四項及び第四百二十一条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

条例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第十三号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　総則（第一条）」を「第一章　総則（第一条）
第一章の二　一時保護施設の設備及び運営に関する基準（第一条の二―第一条の三十六）」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二　一時保護施設の設備及び運営に関する基準

（定義）

第一条の二　この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「施行令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号。以下この章において「府令」という。）において使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

第一条の三　この条例で定める基準（以下この条及び次条において「最低基準」という。）は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

２　県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と一時保護施設）

第一条の四　一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

第一条の五　一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３　一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

４　一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

５　一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

６　一時保護施設は、入所している児童の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第一条の六　一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

２　前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

３　一時保護施設は、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

（安全計画の策定等）

第一条の七　安全計画の策定等に係る基準は、府令第六条に規定する基準の例によることとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第一条の八　自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、府令第七条に規定する基準の例によることとする。

（入所した児童を平等に取り扱う原則）

第一条の九　入所した児童を平等に取り扱う原則に係る基準は、府令第八条に規定する基準の例によることとする。

（児童の権利擁護）

第一条の十　児童の権利擁護に係る基準は、府令第九条に規定する基準の例によることとする。

（児童の権利の制限）

第一条の十一　児童の権利の制限に係る基準は、府令第十条に規定する基準の例によることとする。

（児童の行動の制限）

第一条の十二　児童の行動の制限に係る基準は、府令第十一条に規定する基準の例によることとする。

（児童の所持品等）

第一条の十三　児童の所持品等に係る基準は、府令第十二条に規定する基準の例によることとする。

（虐待等の禁止）

第一条の十四　虐待等の禁止に係る基準は、府令第十三条に規定する基準の例によることとする。

（業務継続計画の策定等）

第一条の十五　一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（設備の基準）

第一条の十六　一時保護施設の設備の基準は、府令第十五条（同条第九号を除く。）に規定する基準の例によることとする。

２　浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童又はおおむね六歳以下の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第一条の十七　一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第一条の十八　一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等に係る基準は、府令第十七条に規定する基準の例によることとする。

（職員）

第一条の十九　一時保護施設に置くべき職員に係る基準は、府令第十八条に規定する基準の例によることとする。

（夜間の職員配置）

第一条の二十　一時保護施設の夜間の職員配置に係る基準は、府令第十九条に規定する基準の例によることとする。

（一時保護施設の管理者等）

第一条の二十一　一時保護施設の管理者等に係る基準は、府令第二十条に規定する基準の例によることとする。

（児童指導員の資格）

第一条の二十二　児童指導員の資格に係る基準は、府令第二十一条に規定する基準の例によることとする。

（心理療法担当職員の資格）

第一条の二十三　心理療法担当職員の資格に係る基準は、府令第二十二条に規定する基準の例によることとする。

（学習指導員の資格）

第一条の二十四　学習指導員の資格に係る基準は、府令第二十三条に規定する基準の例によることとする。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第一条の二十五　一時保護施設に他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準は、府令第二十四条に規定する基準の例によることとする。

（衛生管理等）

第一条の二十六　一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3　一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭（しき）しなければならない。

4　一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5　一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第一条の二十七　食事に係る基準は、府令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第一条の二十八　児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

２　前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長に勧告しなければならない。

３　一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第一条の二十九　一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

２　学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第一条の三十　生活支援、教育及び親子関係再構築支援等に係る基準は、府令第二十九条に規定する基準の例によることとする。

（関係機関との連携）

第一条の三十一　児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

（一時保護施設内部の規程）

第一条の三十二　一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一　入所する児童の支援に関する事項

二　その他施設の管理についての重要事項

（一時保護施設に備える帳簿）

第一条の三十三　一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第一条の三十四　秘密保持等に係る基準は、府令第三十三条に規定する基準の例によることとする。

（苦情への対応）

第一条の三十五　知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第一条の三十六　一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第九十一条の二、第百四十八条の二及び第二百六十五条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九十一条の二第一項、第百四十八条の二第一項及び第二百六十五条において同じ。）により行うことができる。

第二条中「児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「施行令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）」を「施行令、施行規則」に改める。

第九十一条の二第一項中「（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第百四十八条の二及び第二百六十五条において同じ。）」及び「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百四十八条の二第一項及び第二百六十五条において同じ。）」を削る。

第百六十四条中「乳児院」の下に「、母子生活支援施設」を加える。

附則第二条中「基準省令」」を「基準府省令」」に、「基準省令の」を「基準府省令の」に、「基準省令経過措置」を「基準府省令経過措置」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　一時保護施設の設備及び運営に関する基準

附則第三条中「及び基準省令」を「及び基準府省令」に、「基準省令等」を「基準府省令等」に改める。

附則第七条第一項中「基準省令経過措置」を「基準府省令経過措置」に改める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の際現に存する一時保護施設（この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、この条例による改正後の児童福祉法施行条例第一条の十六第二項の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十一条の規定を準用する。

条例

埼玉県県民健康福祉村条例を廃止する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第十四号

埼玉県県民健康福祉村条例を廃止する条例

埼玉県県民健康福祉村条例（昭和六十二年埼玉県条例第八号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条例

さいたまスーパーアリーナ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大野元裕

埼玉県条例第十五号

さいたまスーパーアリーナ条例の一部を改正する条例

さいたまスーパーアリーナ条例（平成十一年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称									
スタジアム						メインアリーナ			
利用料金		基本料金		超過料金			基本料金		超過料金
		県民利用	一般利用	県民利用	一般利用		県民利用	一般利用	県民利用	一般利用
平日		四、五四八、〇〇〇円以下	一三、二〇〇、〇〇〇円以下	四五六、〇〇〇円以下	一、三二〇、〇〇〇円以下	平日	二、九六八、〇〇〇円以下	八、七一二、〇〇〇円以下	二九七、〇〇〇円以下	八七二、〇〇〇円以下
日曜日・土曜日・休日		六、八二〇、〇〇〇円以下	一九、八〇〇、〇〇〇円以下	六八二、〇〇〇円以下	一、九八〇、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	四、七二三、〇〇〇円以下	一三、八六〇、〇〇〇円以下	四七三、〇〇〇円以下	一、三八六、〇〇〇円以下

ホール									
	基本料金		超過料金			基本料金		超過料金	
	県民利用	一般利用	県民利用	一般利用		県民利用	一般利用	県民利用	一般利用
平日	一、〇三九、〇〇〇円以下	三、〇三六、〇〇〇円以下	一〇五、〇〇〇円以下	三〇四、〇〇〇円以下	平日	一、〇二三、〇〇〇円以下	二、九七〇、〇〇〇円以下	一〇三、〇〇〇円以下	二九七、〇〇〇円以下
日曜日・土曜日・休日	一、五八〇、〇〇〇円以下	四、六二〇、〇〇〇円以下	一五九、〇〇〇円以下	四六二、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一、一八三、〇〇〇円以下	三、四三二、〇〇〇円以下	一一九、〇〇〇円以下	三四四、〇〇〇円以下

コミュニティアリーナ									
	基本料金		超過料金			基本料金		超過料金	
	県民利用	一般利用	県民利用	一般利用		県民利用	一般利用	県民利用	一般利用
平日	一、〇二三、〇〇〇円以下	二、九七〇、〇〇〇円以下	一〇三、〇〇〇円以下	二九七、〇〇〇円以下	平日	一、〇二三、〇〇〇円以下	二、九七〇、〇〇〇円以下	一〇三、〇〇〇円以下	二九七、〇〇〇円以下
日曜日・土曜日・休日	一、一八三、〇〇〇円以下	三、四三二、〇〇〇円以下	一一九、〇〇〇円以下	三四四、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一、一八三、〇〇〇円以下	三、四三二、〇〇〇円以下	一一九、〇〇〇円以下	三四四、〇〇〇円以下

ロッカー室〇〇一	ロッカー室〇〇二	ロッカー室〇〇三	ロッカー室〇〇四	ロッカー室〇〇五	ロッカー室〇〇六				
基本料金	同	同	同	同	同				
二六、〇〇〇円以下	二六、〇〇〇円以下	二六、〇〇〇円以下	五三、〇〇〇円以下	五三、〇〇〇円以下	二六、〇〇〇円以下				

ロッカー室〇〇七	同	五三、〇〇〇円以下
ロッカー室〇〇八	同	五三、〇〇〇円以下
多目的室〇〇一	同	六六、〇〇〇円以下
多目的室〇〇二	同	六六、〇〇〇円以下
多目的室〇〇三	同	六六、〇〇〇円以下
多目的室一〇一	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇二	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇三	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇四	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇五	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇六	同	四〇、〇〇〇円以下
楽屋一〇一	同	四〇、〇〇〇円以下
楽屋一〇二	同	四〇、〇〇〇円以下
楽屋一〇三	同	四〇、〇〇〇円以下
楽屋一〇四	同	二七、〇〇〇円以下
楽屋一〇五	同	二〇、〇〇〇円以下
楽屋一〇六	同	二〇、〇〇〇円以下
控室〇〇一	同	三三、〇〇〇円以下
控室一〇一	同	二〇、〇〇〇円以下
控室一〇二	同	二〇、〇〇〇円以下
控室一〇三	同	三三、〇〇〇円以下

控室一〇四	三三、〇〇〇円以下	同	
控室二〇一	一七、〇〇〇円以下	同	
控室二〇二	一四、〇〇〇円以下	同	
特別観覧室三一〇	一五九、〇〇〇円以下	同	
特別観覧室三二〇	一〇六、〇〇〇円以下	同	
観覧室三一一	五三、〇〇〇円以下	同	
観覧室三一二	五三、〇〇〇円以下	同	
観覧室三一三	五三、〇〇〇円以下	同	
観覧室三一四	五三、〇〇〇円以下	同	
観覧室三一五	四〇、〇〇〇円以下	同	
観覧室三二一	二七、〇〇〇円以下	同	
観覧室三二二	二七、〇〇〇円以下	同	
観覧室三二三	二七、〇〇〇円以下	同	
観覧室三二四	二七、〇〇〇円以下	同	
観覧室三二五	二七、〇〇〇円以下	同	
観覧室三二六	二七、〇〇〇円以下	同	
観覧室三二七	二七、〇〇〇円以下	同	
観覧室三二八	二七、〇〇〇円以下	同	
観覧室三二九	四〇、〇〇〇円以下	同	
当日券売場	一七、〇〇〇円以下	同	
駐車場	自動車（一台）	一時間以内八〇〇円以下（一時間を超える場合は、三〇分までを増すごとに四〇〇円以下を加える。）	
	自転車（一台）	三時間につき一〇〇円以下	

附属設備	
	規則で定める額以下

附　則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

条例

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第十六号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

（趣旨）

第一条　この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）において使用する用語の例による。

（許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模）

第三条　法第三十二条に規定する条例で定める特定盛土等の規模は、次に掲げるものとする。

一　盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二　切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三　盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四　第一号又は前号に該当しない盛土であって、高さが二メートルを超えるもの

五　前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

２　法第三十二条に規定する条例で定める土石の堆積の規模は、次に掲げるものとする。

一　高さが二メートルを超える土石の堆積

二　前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

（委任）

第四条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和七年七月一日から施行する。

条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大野元裕

埼玉県条例第十七号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四十七項を次のように改める。

一　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は法第三十四条第二項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。） 1　法第十八条第一項及び第三十七条第一項の規定による検査 2　法第十八条第二項及び第三十七条第二項の規定による中間検査合格証の交付 3　法第十九条第一項及び第三十八条第一項の規定による報告の受理 4　法第二十条第二項から第四項まで、第二十三条第一項及び第二項、第三十九条第二項から第四項まで並びに第四十二条第一項及び第二項の規定による命令 5　法第二十条第五項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十九条第五項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置及び公告	飯能市、本庄市

6　法第二十条第六項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十九条第六項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による費用の徴収 7　法第二十二条第二項及び第四十一条第二項の規定による勧告 8　法第二十四条第一項及び第四十三条第一項の規定による立入検査 9　法第二十五条及び第四十四条の規定による報告の徴収	二　法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。） 1　法第十八条第一項の規定による検査 2　法第十八条第二項の規定による中間検査合格証の交付 3　法第十九条第一項の規定による報告の受理 4　法第二十条第二項から第四項まで並びに第二十三条第一項及び第二項の規定による命令 5　法第二十条第五項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置及び公告 6　法第二十条第六項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による費用の徴収 7　法第二十二条第二項の規定による勧告 8　法第二十四条第一項の規定による立入検査 9　法第二十五条の規定による報告の徴収	熊谷市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、久喜市、三郷市、坂戸市、吉川市、三芳町、毛呂山町、小川町、松伏町

附　則

この条例は、令和七年七月一日から施行する。

条例

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第十八号

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成二十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び」を「、第六条第一項、第八条第二号、第四号及び第六号並びに」に改める。

第四条第二項中「第十八条まで及び第二十条から第二十四条まで並びに次条」を「第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十五条まで並びに次条、第六条第一項」に改める。

第六条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

別表第一の特別特定建築物の欄に掲げる特別特定建築物（同表の規模の欄に掲げる規模に該当する特別特定建築物のうち、床面積の合計が千平方メートル未満のものに限る。）であって、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階を有するものにおいては、政令第十四条第二項の規定にかかわらず、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。

第八条各号列記以外の部分中「部分」の下に「（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分）」を加え、同条第二号、第四号及び第六号中「一以上の経路」を「経路（当該利用居室が政令第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）」に改める。

第十条中「第六条第一号ただし書及び」を「第六条第一項ただし書及び第二項第一号ただし書並びに」に改める。

別表第一中「第三条」を「第三条、第六条」に改める。

附　則

1　この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2　この条例による改正後の埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第六条及び第八条（第一号、第三号及び第五号に係る部分を除く。）（これらの規定を新条例第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号に規定する特別特定建築物をいい、埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例第二条に規定する特定建築物を含む。以下この項において同じ。）にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

条例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第十九号

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第一条　埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第六条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条の三第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第八条及び第十八条第二項において同じ。）」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第八条の二　住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた職員には、管理者が定めるところにより、在宅勤務等手当を支給する。

第十二条の二第二項中「午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改める。

第十六条の二を削る。

第十七条第二項中「認められた日」の下に「及び管理者が定めるところにより、四週間を超えない範囲内で週を単位として管理者が定める期間ごとの期間につき常時勤務を要する職員の一週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日」を、「十八日」の下に「（一月間の日数（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

第二十条第一項中「、第十三条及び第十六条の二」を「及び第十三条」に改め

る。

第二十一条第一項中「、第六条の三、第九条の二、第九条の三」を削る。

第二十二条第一項中「、第十三条及び第十六条」を「及び第十三条」に、「特定任期付職員」を「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第七条第一項に規定する特定任期付職員（次項において「特定任期付職員」という。）」に改める。

（埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条　埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、第六条の三、第九条の二、第九条の三」を削り、「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第六条及び第六条の三第二号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

条例

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大野元裕

埼玉県条例第二十号

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

（埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第一条　埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第六条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十条及び第二十条第二項において同じ。）」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十条の二　住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた職員には、管理者が定めるところにより、在宅勤務等手当を支給する。

第十四条第二項中「午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第十九条第二項中「認められた日」の下に「及び管理者が定めるところにより、四週間を超えない範囲内で週を単位として管理者が定める期間ごとの期間につき常時勤務を要する職員の一週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日」を、「十八日」の下に「（一月間の日数（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない場合にあっては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

第二十三条第一項中「、第十四条及び第十八条」を「及び第十四条」に改める。

第二十四条第一項中「、第八条」を削る。

第二十五条第一項中「、第十三条第二項及び第十七条」を「及び第十三条第二項」に、「特定任期付職員」を「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第七条第一項に規定する特定任期付職員（次項において「特定任期付職員」という。）」に改める。

（埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条　埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、第八条」を削り、「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第六条及び第八条第二号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

条　例

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第二十一号

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第五十四条から第五十六条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条第十項及び第十二条第五項の改正規定　令和七年四月一日

二　第五十四条から第五十六条までの改正規定及び附則第二項の規定　令和七年六月一日

（経過措置）

2　附則第一項第二号に掲げる規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

条　例

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第二十二号

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和二十二年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「別表第一及び別表第二」を「次項から第四項まで」に改め、同条第三項を削り、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、一夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として議長が定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として議長が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

3　宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、いずれか少ない額とする。

4　出張のための外国旅行中に死亡した場合における死亡手当の額は、県議会議長にあつては八十八万円、県議会副議長及び県議会議員にあつては八十万円とする。

第五条中「規定する月に応じ、同項に規定する割合」を「規定する割合（給料月額及びその給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に乗じる割合に限る。）」に改める。

附則中「同項に規定する月に応じて同項に規定する」を「給料月額及びその給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に乗じる」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

附　則

1　この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2　この条例による改正後の規定は、この条例の施行後の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第二十三号

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百三十一人」を「七百三十三人」に改める。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

条例

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第二十四号

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条　学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第九条中「及び第九条」を削り、「これらの規定中行九級以上職員等及び行八級職員等」を「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員に関する部分並びに行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員」に改める。

第九条の二第二項中「八・三分の十」を「八・五分の十」に、「十一・三分の十三」を「十一・五分の十三」に改め、同項第一号中「百分の八・三」を「百分の八・五」に改め、同項第二号中「百分の十一・三」を「百分の十一・五」に改める。

第九条の五第一項第一号中「道路（以下この項から第三項まで」を「道路（以下この条」に改め、同条第二項第一号中「以下この号及び次項」を「次項及び第四項」に、「いう。）。」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「定める額（」の下に「第九条の八第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される学校職員のうち、教育委員会規則で定める学校職員及び」を加え、同項第三号中「（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該学校職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と五万五千円との差額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第三項中「学校職員で」の下に「教育委員会規則で定めるもののうち」を、「（第一号」の下に「及び次項」を加え、「でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものである

と認められるもの」を削り、同項第一号を次のように改める。

一　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該学校職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

第九条の五中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が十五万円を超える学校職員の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、当該学校職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第九条の六第一項第二号中「第九条の七第一項」を「次条第一項」に改め、「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条において同じ。）」を加える。

第九条の七第三項中「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は教育委員会規則で定める法人その他の団体に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける学校職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける学校職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める学校職員に限る。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第九条の八　住居その他これに準ずるものとして教育委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他教育委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた学校職員には、教育委員会規則で定めるところにより、在宅勤務等手当を支給する。

2　在宅勤務等手当の額は、一箇月当たり三千円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

3　前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第十一条の二中「地域手当の月額」の下に「、その月の勤務に対する在宅勤務等手当の額」を加える。

第十一条の三第二項中「午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、同

条第三項中「に定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

第十二条の十の見出し中「扶養手当」を「地域手当」に改め、同条中「扶養手当、」を削る。

第十二条の十一中「、第九条、第九条の六、第十条の二及び第十条の三」を「及び第九条」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第１（第５条関係）

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	480,500
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	481,200
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	481,900
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	482,500
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	483,200
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	483,900
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	484,600
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	485,200
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	485,900
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	486,600
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	487,300
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	487,900
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	488,600
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	489,300
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	490,000
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	490,600
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	491,300
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	492,000

	86	301,000	383,800	437,500						40	265,700	313,000	382,100	433,900	492,700		
	87	301,700	385,100	437,900													
	88	302,400	386,400	438,300						41	267,000	314,300	383,500	435,400	493,300		
										42	268,000	316,200	385,000	436,900	494,000		
	89	303,100	387,600	438,700						43	269,000	318,000	386,400	438,100	494,700		
	90	304,000	388,900	439,000						44	269,900	319,700	387,800	439,300	495,400		
	91	304,800	390,000	439,300													
	92	305,600	391,200	439,500						45	270,600	321,400	389,300	440,500	496,000		
										46	271,400	323,300	390,900	441,800			
	93	306,100	392,400	439,800						47	272,200	325,000	392,500	443,000			
	94	306,900	393,500	440,100						48	273,000	326,700	393,900	444,200			
	95	307,700	394,700	440,400													
	96	308,500	395,900	440,600						49	273,800	328,400	395,100	445,300			
										50	274,600	330,200	396,500	446,500			
	97	309,200	397,300	440,800						51	275,300	332,000	397,900	447,700			
	98	310,000	398,300	441,100						52	276,100	333,700	399,200	448,900			
	99	310,800	399,300	441,400													
	100	311,500	400,300	441,600						53	276,900	335,400	400,400	450,100			
										54	277,700	336,700	401,600	451,300			
	101	312,300	401,200	441,800						55	278,500	338,000	402,900	452,500			
	102	313,200	402,200	442,100						56	279,300	339,300	404,200	453,700			
	103	314,100	403,300	442,400													
	104	314,900	404,400	442,600						57	280,000	340,800	405,500	454,800			
										58	280,600	342,400	406,800	455,400			
	105	315,500	405,100	442,800						59	281,400	343,900	408,200	455,900			
	106	316,300	406,000							60	282,300	345,500	409,400	456,400			
	107	317,100	406,900														
	108	317,900	407,800							61	283,100	347,000	410,600	456,900			
										62	283,700	348,600	412,000	457,500			
	109	318,600	408,600							63	284,500	350,200	413,400	458,000			
	110	319,000	409,400							64	285,200	351,700	414,700	458,500			
	111	319,400	410,200														
	112	319,900	411,000							65	286,200	353,200	415,900	459,000			
										66	287,000	354,800	417,100	459,600			
	113	320,400	411,600							67	287,800	356,400	418,400	460,100			
	114	320,800	412,300							68	288,500	357,900	419,800	460,600			
	115	321,300	413,000														
	116	321,700	413,700							69	289,200	359,400	421,100	461,100			
										70	290,000	361,000	422,300	461,700			
	117	322,200	414,300							71	290,800	362,600	423,300	462,200			
	118	322,700	414,800							72	291,500	364,100	424,500	462,700			
	119	323,100	415,200														
	120	323,600	415,500							73	292,200	365,600	425,700	463,200			
										74	292,900	367,200	426,800	463,800			
	121	324,100	415,800							75	293,600	368,800	428,000	464,300			
	122	324,500	416,100						定年前	76	294,200	370,300	429,000	464,800			
	123	325,000	416,400						再任用								
	124	325,500	416,600						短時間	77	294,800	371,800	430,100	465,300			
									勤務学	78	295,500	373,200	431,100	465,900			
	125	326,100	416,800						校職員	79	296,200	374,600	432,100	466,400			
	126	326,400	417,100						以外の	80	296,800	375,900	433,100	466,900			
	127	326,700	417,400						学校職								
	128	327,000	417,600						員	81	297,400	377,200	434,000	467,400			
										82	298,100	378,600	434,800	468,000			
	129	327,200	417,800							83	298,800	380,000	435,600	468,500			
	130	327,500	418,100							84	299,500	381,300	436,400	469,000			
	131	327,800	418,400														
	132	328,000	418,600							85	300,200	382,400	437,100	469,500			

別表第２（第５条関係）

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	特２級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	455,800
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	456,300
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	456,800
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	457,300
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	457,800
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	458,300
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	458,800
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	459,300
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	459,800
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	460,300
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	460,800
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	461,300
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	461,800
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	462,300
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	462,800
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	463,300
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400	422,100			
	147	331,700	422,400			
	148	332,000	422,600			
	149	332,200	422,800			
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務学校職員		基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考

１　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員は、この表の額に７，７００円をそれぞれ加算する。

２　この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が３級である職員については、備考１の額を加算した額）に１００分の１０１．３９を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

	86	298,300	364,700	417,500	429,400
	87	298,800	365,900	417,800	429,700
	88	299,300	367,000	418,000	429,900
	89	299,700	368,100	418,200	430,100
	90	300,300	369,200	418,500	430,400
	91	300,800	370,300	418,800	430,700
	92	301,300	371,400	419,000	430,900
	93	301,600	372,500	419,200	431,100
	94	302,100	373,700	419,500	431,400
	95	302,600	374,800	419,800	431,700
	96	303,000	375,900	420,000	431,900
	97	303,400	376,900	420,200	432,100
	98	303,900	377,900	420,500	432,400
	99	304,400	378,800	420,800	432,700
	100	304,800	379,700	421,000	432,900
	101	305,200	380,500	421,200	433,100
	102	305,600	381,500	421,500	433,400
	103	306,000	382,400	421,800	433,700
	104	306,300	383,300	422,000	433,900
	105	306,500	384,100	422,200	434,100
	106	306,800	385,000		
	107	307,100	385,900		
	108	307,300	386,800		
	109	307,500	387,600		
	110	307,700	388,600		
	111	308,000	389,500		
	112	308,300	390,400		
	113	308,500	391,000		
	114	308,700	391,900		
	115	308,900	392,800		
	116	309,200	393,700		
	117	309,500	394,500		
	118	309,700	395,200		
	119	310,000	396,000		
	120	310,300	396,800		
	121	310,500	397,400		
	122	310,700	398,100		
	123	310,900	398,800		
	124	311,200	399,400		
	125	311,500	400,000		
	126		400,700		
	127		401,200		
	128		401,800		
	129		402,400		
	130		403,000		
	131		403,500		
	132		404,000		

	40	264,700	292,200	377,400	397,100
	41	265,900	294,000	378,500	398,300
	42	267,000	295,900	379,700	399,600
	43	268,100	297,700	380,900	400,600
	44	269,200	299,400	382,100	401,700
	45	270,200	301,100	383,200	402,900
	46	271,000	302,900	384,500	404,100
	47	271,800	304,600	385,800	405,300
	48	272,600	306,200	387,000	406,500
	49	273,300	307,800	387,900	407,600
	50	274,100	309,500	389,100	408,600
	51	274,800	311,300	390,100	409,900
	52	275,500	313,000	391,200	411,100
	53	276,300	314,300	392,000	412,300
	54	277,100	316,200	393,100	413,400
	55	277,900	318,000	394,100	414,500
	56	278,600	319,700	395,100	415,600
	57	279,300	321,400	396,200	416,600
	58	280,100	323,300	397,200	417,800
	59	280,900	325,000	398,300	419,000
	60	281,600	326,700	399,400	420,200
	61	282,200	328,400	400,400	420,800
	62	282,900	330,200	401,500	421,600
	63	283,600	332,000	402,600	422,300
	64	284,200	333,700	403,600	422,800
	65	284,900	335,400	404,500	423,100
	66	285,600	336,700	405,400	423,400
	67	286,300	338,000	406,400	423,800
	68	287,000	339,300	407,400	424,200
	69	287,700	340,800	408,200	424,500
	70	288,500	342,300	409,000	424,900
	71	289,200	343,800	409,700	425,200
	72	289,900	345,300	410,500	425,500
	73	290,400	346,700	411,200	425,800
定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員	74	291,100	348,200	411,800	426,200
	75	291,800	349,700	412,500	426,500
	76	292,400	351,200	413,200	426,800
	77	293,000	352,600	413,800	427,100
	78	293,700	354,100	414,500	427,400
	79	294,300	355,600	415,000	427,700
	80	294,900	357,100	415,600	427,900
	81	295,500	358,500	416,000	428,100
	82	296,100	359,800	416,400	428,400
	83	296,700	361,100	416,700	428,700
	84	297,300	362,300	417,000	428,900
	85	297,800	363,500	417,200	429,100

別表第３（第５条関係）

学 校 栄 養 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
	158		411,100			
	159		411,400			
	160		411,600			
	161		411,800			
定年前再任用短時間勤務学校職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考

１　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員は、この表の額に７，５００円をそれぞれ加算する。

２　この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が３級である職員については、備考１の額を加算した額）に１００分の１０１．３９を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

	86		294,100	331,700	352,500	
	87		294,300	332,000	352,800	
	88		294,500	332,300	353,100	
	89		294,900	332,600	353,500	
	90		295,100	332,800	353,800	
	91		295,300	333,200	354,100	
	92		295,500	333,500	354,400	
	93		295,900	333,700	354,700	
	94		296,100	334,000	355,100	
	95		296,300	334,300	355,500	
	96		296,600	334,600	355,900	
	97		296,900	334,800	356,400	
	98		297,100	335,100	356,800	
	99		297,300	335,400	357,200	
	100		297,600	335,600	357,600	
	101		297,900	335,800	358,100	
	102		298,100	336,000		
	103		298,300	336,400		
	104		298,600	336,600		
	105		298,900	336,800		
	106			337,200		
	107			337,600		
	108			338,000		
	109			338,200		
定年前再任用短時間勤務学校職員		基準給料月額 円 193,000	基準給料月額 円 219,600	基準給料月額 円 248,100	基準給料月額 円 261,700	基準給料月額 円 287,300

備考　この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に１００分の１０１．３９を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300
定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600
	78	254,800	291,900	328,600	349,900	
	79	255,100	292,200	329,000	350,100	
	80	255,300	292,500	329,500	350,400	
	81	255,500	292,800	330,000	350,900	
	82	255,800	293,100	330,400	351,200	
	83	256,100	293,400	330,600	351,500	
	84	256,300	293,700	330,900	351,800	
	85	256,500	293,900	331,300	352,200	

	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	

別表第４（第５条関係）

事 務 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500

	86	256,000	297,100	346,000			
	87	256,300	297,400	346,400			
	88	256,600	297,700	346,800			
	89	256,900	298,000	347,000			
	90	257,200	298,300	347,400			
	91	257,500	298,600	347,800			
	92	257,800	299,000	348,200			
	93	258,100	299,200	348,400			
	94		299,400	348,800			
	95		299,700	349,200			
	96		300,100	349,500			
	97		300,300	349,800			
	98		300,600	350,200			
	99		301,000	350,600			
	100		301,400	351,000			
	101		301,600	351,500			
	102		301,900	351,900			
	103		302,200	352,300			
	104		302,500	352,700			
	105		302,700	353,200			
	106		303,000	353,600			
	107		303,300	353,900			
	108		303,600	354,200			
	109		303,800	354,700			
	110		304,200				
	111		304,600				
	112		304,900				
	113		305,100				
	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務学校職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考　この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に１００分の１０１．３９を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第二条　会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「支給される」の下に「在宅勤務等手当、」を加える。

（学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条　学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則第九項中「、第九条、第九条の六、第十条の二並びに第十条の三」を「並びに第九条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（号給の切替え）

2　令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表の適用を受けていた学校職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号

給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3　切替日前に職務の級を異にする異動をした学校職員及び埼玉県教育委員会（以下この項、附則第七項及び附則第八項において「教育委員会」という。）の定めるこれに準ずるものをした学校職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第六号）附則第四項の規定（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員並びに行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員に関する部分に関する部分を除く。）は、学校職員の扶養手当について準用する。

（単身赴任手当に関する経過措置）

5　第一条の規定による改正後の給与条例第九条の七第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける学校職員となった者にも適用する。

（再任用学校職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

6　切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務学校職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）及び暫定再任用学校職員（学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第三十八号）附則第三項に規定する暫定再任用学校職員をいう。）（以下これらをこの項において「再任用学校職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第十条の三の規定は、切替日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用学校職員又は切替日以後に同項に規定する学校等の移転があった再任用学校職員について適用する。

（教育委員会への委任）

7　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（人事委員会との協議）

8　この条例に基づき教育委員会が定める事項については、あらかじめ埼玉県人事

委員会と協議するものとする。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

9　職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の表第十二条の十一の項中「、第九条、第九条の六、第十条の二及び第十条の三」を「及び第九条」に改める。

附則別表　号給の切替表（附則第２項関係）

イ　教育職給料表(１)の適用を受ける学校職員

旧号給	新　号　給		
	特２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	30
47	35	31	31
48	36	32	32
49	37	33	33
50	38	34	34
51	39	35	35
52	40	36	36
53	41	37	37
54	42	38	38
55	43	39	39
56	44	40	40
57	45	41	41
58	46	42	42
59	47	43	43
60	48	44	44
61	49	45	45
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

ロ　教育職給料表(２)の適用を受ける学校職員

旧号給	新　号　給		
	特２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	34
51	39	39	35
52	40	40	36
53	41	41	37
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

111	99	99	
112	100	100	
113	101	101	
114	102	102	
115	103	103	
116	104	104	
117	105	105	

54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94	94	
107	95	95	
108	96	96	
109	97	97	
110	98	98	

54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	
87	83	83	
88	84	84	
89	85	85	
90	86	86	
91	87	87	
92	88	88	
93	89	89	
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		

ハ　学校栄養職給料表の適用を受ける学校職員

旧号給	新　号　給		
	３級	４級	５級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45

ニ　事務職給料表の適用を受ける学校職員

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
111	107			
112	108			
113	109			

111	107			
112	108			
113	109			

54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			

条例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第二十五号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

学校種別 / 職員種別	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	県立及び市町村立の特別支援学校	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	七、七五二人	四、八四七人	九、六七六人	一七、四二二人
その他の職員	一、三四九人	五一五人	五一七人	一、〇〇三人

附　則

1　この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2　改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、七五二人」とあるのは「七、八一五人」と、「九、六七六人」とあるのは「九、七八〇人」とする。

条例

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第二十六号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二号の表埼玉県立浦和工業高等学校の項中「埼玉県立浦和工業高等学校」を「埼玉県立大宮科学技術高等学校」に、「桜区西堀五丁目千二百七十番地一」を「北区本郷町千九百七十番地」に改め、同表埼玉県立大宮工業高等学校の項及び埼玉県立皆野高等学校の項を削り、同表埼玉県立和光高等学校の項中「埼玉県立和光高等学校」を「埼玉県立和光国際高等学校」に、「新倉三丁目二十二番一号」を「広沢四番一号」に改め、同表埼玉県立越生高等学校の項中「埼玉県立越生高等学校」を「埼玉県立越生翔桜高等学校」に改め、同表埼玉県立八潮高等学校の項中「埼玉県立八潮高等学校」を「埼玉県立八潮フロンティア高等学校」に、「大字鶴ケ曽根六百五十番地」を「大字南川崎字根通五百十九番地一」に改め、同表埼玉県立岩槻北陵高等学校の項、埼玉県立鳩山高等学校の項、埼玉県立八潮南高等学校の項及び埼玉県立和光国際高等学校の項を削る。

附　則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第二十七号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「日をいう」を「日（第三項及び第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。）をいう」に改め、同項ただし書中「、第三項の規定により勤務時間を割り振る学校職員（埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）で定める者に限る。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、県教育委員会規則の定めるところにより、週休日を設けることができ」を削り、同条第三項中「（県教育委員会規則」を「（埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）」に改め、「始業及び終業の時刻について」を削り、「考慮して」及び「なるように」の下に「、第一項の規定による週休日のほかに当該学校職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加える。

第六条中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、学校職員に第四条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第七条第二項を次のように改める。

2　教育委員会は、次に掲げる場合には、県教育委員会規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

一　職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要があるとき。

二　学校職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

三　学校職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第九条第四項及び第五項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するま

での」に改める。

第十七条第一項中「定める者」の下に「（第十七条の三第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第十七条の二の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等）

第十七条の三　教育委員会は、学校職員が配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2　教育委員会は、学校職員に対して、当該学校職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十七条の四　教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　学校職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2　職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「同条第一項」の下に「又は学校職員勤務時間条例第四条第三項及び学校職員勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項」を加える。

（学校職員の給与に関する条例の一部改正）

3　学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「週休日」の下に「若しくは勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において

読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

4　職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十六項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「同条第一項」の下に「又は学校職員勤務時間条例第四条第三項及び学校職員勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項」を加える。

（学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

5　学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「基づく週休日」の下に「、同条例第四条第三項若しくは同条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を、「以下」の下に「この項においてこれらの日を」を加える。

（調整規定）

6　この条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第八号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

条例

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第二十八号

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百八十九人」を「二百九十三人」に、「六百八十人」を「六百九十一人」に、「六千九百二十六人」を「七千三十二人」に、「三千六百二十九人」を「三千六百八十三人」に改める。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第十八号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「並びに雇用労働局長」を「、雇用労働局長、都市政策・公園局長、まちづくり局長並びに埼玉版ＦＥＭＡ推進幹」に改める。

第九条第一項中「、企画幹」を削り、「デジタル政策幹」の下に「、県庁舎再整備政策幹」を加え、「地域エネルギー企画幹、ねんりんピック推進幹」を「防災ＤＸ政策幹」に改め、「企画幹及び地域エネルギー企画幹にあつては部長、副室長にあつては」を「副室長にあつては、」に改める。

第十二条第三項第一号中「並びに雇用労働局長」を「、雇用労働局長、都市政策・公園局長、まちづくり局長並びに埼玉版ＦＥＭＡ推進幹」に改める。

別表第二第十二号知事決裁事項の欄に次のように加える。

19　法第二百五十二条の二十六の六第一項の規定に基づき、生命等の保護の措置について他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員（都道府県知事並びに都道府県の委員会及び委員に限る。）に対し、応援を求めること。	副室長
20　法第二百五十二条の二十六の七第二項の規定に基づき、市町村長又は市町村の委員会若しくは委員に対し、応援について指示すること。	副室長
21　法第二百五十二条の二十六の八第一項の規定に基づき、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関係のある事務を担任する各大臣に対し、他の都道府県知事又は他の都道府県の委員会若しくは委員に応援することを求めるよう求めること。	副室長
22　法第二百五十二条の二十六の八第六項の規定に基づき、市町村長等に対し、応援について指示すること。	副室長

別表第二第十二号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄に次のように加える。

19　法第二百五十二条の二十六の三第一項の規定に基づき、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針について検討を行い、若しくは生命等の保護の措置を講じ、又は普通地方公共団体が講ずる生命等の保護の	

措置について適切と認める普通地方公共団体に対する関与を行うため、普通地方公共団体に対し、資料の提出を求めること。

20　法第二百五十二条の二十六の三第二項の規定に基づき、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針について検討を行い、若しくは生命等の保護の措置を講じ、又は普通地方公共団体が講ずる生命等の保護の措置について適切と認める技術的な助言その他の普通地方公共団体に対する関与若しくは情報の提供を行うため、普通地方公共団体に対し、意見の提出を求めること。

21　法第二百五十二条の二十六の六第一項の規定に基づき、生命等の保護の措置について他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員（都道府県知事並びに都道府県の委員会及び委員を除く。）に対し、応援を求めること。

22　法第二百五十二条の二十六の七第一項の規定に基づき、市町村長又は市町村の委員会若しくは委員に対し、応援することを求めること。

23　法第二百五十二条の二十六の八第五項の規定に基づき、市町村長等に対し、事態発生市町村の長等を応援することを求めること。

別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄に次のように加える。

22　知事室長、部長、会計管理者、副部長等及び知事室長等所属職員の在宅勤務に関すること。	

別表第四総務部の表人事課の項第一号知事決裁事項の欄中32を34とし、10から31までを12から33までとし、同欄９中「10から32まで」を「12から34まで」に改め、同欄９を同欄11とし、同欄８中「転任（」の下に「併任、併任の解任、兼職及び兼職の解任並びに」を加え、「以下この項において同じ。」を削り、同欄８を同欄10とし、同欄７を同欄９とし、同欄６中「あつせん」を「のあつせん」に改め、同欄６を同欄８とし、同欄中２から５までを４から７までとし、１の次に次のように加える。

２　自治法第二百五十二条の二十六の九第一項の規定に基づき、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員の派遣のあつせんを求めること。

３　自治法第二百五十二条の二十六の九第二項において準用する自治法第二百五十二条の十七第三項の規定に基づき、委員会又は委員から職員の派遣のあつせんの求めについて協議を受けること。

別表第四総務部の表人事課の項第一号部長専決事項の欄12中「副課長」を「課所長以上の職員の転任（併任、併任の解任、兼職及び兼職の解任に限る。）並びに副課長」に改め、同項第三号知事決裁事項の欄12中「第三十六条」を「第三十五条」

に改め、同表学事課の項第二号知事決裁事項の欄中「第六十二条」を「第百三十五条」に改め、同号部長専決事項の欄１中「第十七条」を「第十五条」に改め、同欄２中「第二十六条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同欄３中「第三十一条第一項（第六十四条第五項」を「第二十四条第一項（第百五十二条第六項」に改め、同欄４中「第三十二条第一項（第六十四条第五項」を「第二十五条第一項（第百五十二条第六項」に改め、同欄５中「第五十条第二項（第六十四条第五項」を「第百九条第三項（第百五十二条第六項」に改め、「又は認定」を削り、同欄６中「第五十二条第二項（第六十四条第五項」を「第百二十六条第三項（第百五十二条第六項」に改め、同欄７中「第六十一条」を「第百三十四条第一項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、その次に次のように加える。

８　法第百五十二条第七項の規定に基づき、組織変更を認可すること。

別表第四総務部の表学事課の項第三号部長専決事項の欄２中「収用定員」を「収容定員」に改め、同欄４中「役員」の下に「又は評議員」を加え、同欄５中「第十四条第三項」を「第十四条第二項」に、「監査事項を指定する」を「監査方法を定める」に改める。

別表第四環境部の表環境政策課の項第十三号を削り、同表温暖化対策課の項第一号部長専決事項の欄２中「第二十一条第十三項（同条第十四項」を「第二十一条第十四項（同条第十五項」に改め、同欄３中「第二十一条第十五項」を「第二十一条第十六項」に改める。

別表第四福祉部の表障害者支援課の項第一号部長専決事項の欄１及び３中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同欄６中「第二十一条の五の二十七第三項」を「第二十一条の五の二十八第三項」に改め、同欄９中「10及び11」を「10から12まで」に改め、同欄12中「同条第一項に規定する施設について、」を「児童福祉施設の」に改め、同表福祉監査課の項第二号部長専決事項の欄１及び３中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同欄７中「第二十一条の五の二十七第一項」を「第二十一条の五の二十八第一項」に改め、同欄８中「第二十一条の五の二十七第二項」を「第二十一条の五の二十八第二項」に改め、同表こども支援課の項第四号事務の種類の欄中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改め、同号知事決裁事項の欄中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号部長専決事項の欄中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改める。

別表第四保健医療部の表国保医療課の項第一号部長専決事項の欄15及び16を削り、同項第二号部長専決事項の欄10中「社会保険診療報酬支払基金法」の下に「（昭和二十三年法律第百二十九号）」を加える。

別表第四産業労働部の表商業・サービス産業支援課の項第五号事務の種類の欄中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄１中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同欄２中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改め、同欄３中「第五条第二項」を「第七条第二項」に改め、同欄４中「第七条第二項」を「第九条第二項」に改め、同欄５中「第二十六条」を「第二十九条」に改め、同表金融課の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和六年埼玉県条例第五十三号）の施行に関する事務	埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例第二項の規定に基づき、回収納付金を受け取る権利の放棄について決定すること。	

別表第四産業労働部の表雇用労働課の項機関名の欄中「雇用労働課」を「雇用・人材戦略課」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、同項に次の二号を加える。

六　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の施行に関する事務		雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第四条第四項の規定に基づき、男女雇用機会均等対策基本方針に関して厚生労働大臣に意見を述べること。
七　労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号。以下この項において「法」という。）の施行に		1　法第九十四条の十九第一項又は第二項の規定に基づき、特定労働者協同組合の認定を取り消すこと。 2　法第百二十七条第一項の規定に基づき、労働者協同組合（次の３及び４において「組合」という。）

関する事務		に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずること。 3　法第百二十七条第二項の規定に基づき、組合に対し、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ずること。 4　法第百二十七条第三項の規定に基づき、組合に対し、解散を命ずること。

別表第四産業労働部の表中多様な働き方推進課の項を削り、同表雇用・人材戦略課の項の次に次のように加える。

課 一　障害者の雇用の促進等に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務		1　法第二十七条第一項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを指定すること。 2　法第三十一条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターに対し、監督上必要な命令をすること。 3　法第三十二条第一項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターの指定を取り消すこと。
二　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の施行に関する事務		青少年の雇用の促進等に関する法律第八条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、青少年雇用対策方針について厚生労働大臣に意見を述べること。

別表第四農林部の表農業政策課の項第二号部長専決事項の欄８中「第十五条の四第一項」を「第十六条第一項」に改め、同欄９中「第十五条の四第二項」を「第十六条第二項」に改め、同項第三号部長専決事項の欄２中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に改め、同欄２を同欄３とし、同欄１中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同欄１を同欄２とし、同欄に１として次のように加える。

1　法第五十一条第三項の規定に基づき、四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地に係る原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が当該命令に従わなかつた旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表すること。

別表第四農林部の表農業政策課の項第十一号部長専決事項の欄中「第十七条の五十六第四項」を「第十七条の六十四第四項」に改める。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第十一号知事決裁事項の欄中「設定し、土砂災害警戒情報を関係のある市町村の長に通知し、及び一般に周知させるため必要な措置を講ずる」を「設定する」に改め、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

法第二十七条第一項の規定に基づき、土砂災害警戒情報を関係のある市町村の長に通知し、及び一般に周知させるため必要な措置を講ずること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第十二号部長専決事項の欄を次のように改める。

1　法第三十八条第八項の規定に基づき、標識の設置に伴う損失の補償についての協議が成立しないときに、収用委員会に裁決を申請すること。 2　法第四十五条第二項において準用する法第三十八条第八項の規定に基づき、標識の設置に伴う損失の補償についての協議が成立しないときに、収用委員会に裁決を申請すること。 3　法第五十四条第六項の規定に基づき、標識の設置に伴う損失の補償についての協議が成立しないときに、収用委員会に裁決を申請すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄４中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改め、同欄12中「第十八条第二十五項」を「第十八条第四十一項」に改め、同項第十四号部長専決事項の欄１中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同欄２中「第六十七条の二第五項」を「第六十条第五項」に改め、同表住宅課の項第七号部長専決事項の欄８中「第六十八条」を「第六十九条」に改め、同欄９中「第六十九条第一項」を「第七十条第一項」に、「事業の認可」を「事業認可」に改め、同項第十二号部長専決事項の欄１中「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同欄２中「第五条第八項（同条第十項」を「第五条第九項（同条第十一項」に改め、同欄３中「第五条第九項（同条第十項」を「第五条第十項（同条第十一項」に改め、「及び」の下に「厚生労働大臣並びに」を加え、同欄中10及び11を削り、同欄９中「第四十三条第一項」を「第六十三条第一項」

に改め、同欄９を同欄11とし、同欄８の次に次のように加える。

９　法第五十五条の規定に基づき、認定事業者に対し、改善に必要な措置を命ずること。

10　法第五十六条第一項又は第二項の規定に基づき、居住安定援助計画の認定を取り消すこと。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第十二号部長専決事項の欄13中「第五十条第一項」を「第七十条第一項又は第二項」に改め、同欄13を同欄16とし、同欄12中「第四十八条」を「第六十八条」に改め、同欄12を同欄15とし、同欄11の次に次のように加える。

12　法第六十四条第一項の規定に基づき、債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を認可すること。

13　法第六十四条第三項の規定に基づき、債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程の変更を認可すること。

14　法第六十四条第四項の規定に基づき、債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を変更すべきことを命ずること。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第十二号部長専決事項の欄に次のように加える。

17　法第七十一条第二項の規定に基づき、県賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更をするか否かについて、支援法人に通知すること。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第四環境部の表環境政策課の項第十三号を削る改正規定及び同表県土整備部の表河川砂防課の項第十二号部長専決事項の欄の改正規定（１に係る部分に限る。）　令和七年七月一日

二　別表第四都市整備部の表住宅課の項の改正規定　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日

規　則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第十九号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「及び埼玉学園」を削る。

別表第一専決事項の欄中第七十八号を第七十九号とし、第六十五号から第七十七号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第六十四号中「第七十五号」を「第七十六号」に改め、同号を同欄第六十五号とし、同欄中第六十三号を第六十四号とし、第十五号から第六十二号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第十四号中「第六十三号」を「第六十四号」に改め、同号を同欄第十五号とし、同欄第十三号の次に次の一号を加える。

十四　職員の在宅勤務に関すること。	1　条例第六条第二項又は第三項の規定に基づき、土砂の堆積の停止を命じ、又は必要な措置をとるべきことを命ずること。 2　条例第九条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めること。 3　条例第十条第一項の規定に基づき、その職員に事務所等に立入検査をさせ、土砂を収去させ、又は関係者に質問をさせること。 4　委任された事務又は専決	1　条例第六条第一項ただし書の規定に基づき、有害物質による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認をすること。 2　条例第七条の規定に基づき、調査の結果の届出を受理すること。 3　条例第七条第三号の規定に基づき、許可等の処分その他の

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十六号を次のように改め、同号を同項第二十五号とする。

二十六　埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号。以下この項において「条例」という。）及び埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則（平成十	1　条例第六条第一項ただし書の規定に基づき、有害物質による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認をすること。 2　条例第七条の規定に基づき、調査の結果の届出を受理すること。 3　条例第七条第三号の規定に基づき、許可等の処分その他の	1　条例第六条第二項又は第三項の規定に基づき、土砂の堆積の停止を命じ、又は必要な措置をとるべきことを命ずること。 2　条例第九条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めること。 3　条例第十条第一項の規定に基づき、その職員に事務所等に立入検査をさせ、土砂を収去させ、又は関係者に質問をさせること。 4　委任された事務又は専決

四年埼玉県規則第百十九号。以下この項において「規則」という。）の施行に関する事務	4　規則第四条第一項第一号ヌの規定に基づき、調査が必要と認める物質を通知すること。 5　規則第四条第一項第二号の規定に基づき、調査方法を通知すること。 6　規則第六条第十九号の規定に基づき、同号に規定する事業であることを確認すること。	行為に係る土砂の堆積の届出を受理すること。 4　規則第四条第一項第一号ヌの規定に基づき、調査が必要と認める物質を通知すること。 5　規則第四条第一項第二号の規定に基づき、調査方法を通知すること。 6　規則第六条第十九号の規定に基づき、同号に規定する事業であることを確認すること。	することができる事項に関して立入検査をする職員に対し、条例第十条第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第　号）附則第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定によりなお従前の例によることとされる改正前の埼玉	1　旧条例第八条第一項の規定に基づき、変更の届出を受理すること。 2　旧条例第十一条の規定に基づき、届出の内容を通知すること。 3　旧条例第十三条の規定に基づき、完了等の届出を受理すること。 4　旧条例第十九条第一項の規定に基づき、	1　旧条例第十二条第一項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告すること。 2　旧条例第十二条第二項の規定に基づき、当該勧告に従わなかつた場合にその旨を公表すること。 3　旧条例第二十八条第一項の規定に基づき、土砂搬入禁止区域を指定すること。 4　旧条例第二十八条第二項の規定に基づき、指定した土砂搬入禁止区域を公示す

県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）の施行に関する事務

土砂のたい積に係る変更の許可をすること。	5　旧条例第三十条第一項の規定に基づき、土砂搬入禁止区域の指定を解除すること。
5　旧条例第十九条第二項において準用する旧条例第十八条第三項の規定に基づき、許可に条件を付すること。	6　旧条例第三十条第二項において準用する旧条例第十八条第二項の規定に基づき、解除した旨を公示すること。
6　旧条例第二十条の規定に基づき、変更の届出を受理すること。	7　旧条例第三十一条第一項又は第二項の規定に基づき、土砂のたい積の中止を命じ、又は必要な措置をとるべきことを命ずること。
7　旧条例第二十一条の規定に基づき、許可を取り消すこと。	8　旧条例第三十二条第一項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
8　旧条例第二十四条の規定に基づき、着手の届出を受理すること。	9　旧条例第三十二条第二項の規定に基づき、当該勧告に従わなかつた場合にその旨を公表すること。
9　旧条例第二十五条第一項の規定に基づき、同項の規定による届出を受理すること。	10　旧条例第三十三条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めること。
10　旧条例第二十六条の規定に基づき、調査の結果の届出を受理すること。	11　旧条例第三十四条第一項の規定に基づき、その職員に事務所等に立入検査をさせ、土砂を収去させ、又は関係者に質問をさせること。
11　旧条例第二十七条の規定に基づき、完了等の届出を受理すること。	12　委任された事務又は専決することができる事項に関して立入検査をする職員に

		対し、旧条例第三十四条第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄中37を42とし、同欄36中「第八十一条の三」を「第八十一条の四」に改め、同欄36を同欄41とし、同欄中32から35までを37から40までとし、同欄31中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同欄31を同欄36とし、同欄中23から30までを28から35までとし、22を23とし、その次に次のように加える。

24　法第五十五条の十第一項の規定に基づき、同項各号に掲げる事業を実施すること。

25　法第五十五条の十一第一項の規定に基づき、特定被保護者について、その氏名その他必要な事項を特定被保護者対象事業を実施する生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第四条第三項に規定する都道府県等に通知すること。

26　法第五十五条の十一第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による通知を行つた旨を当該通知に係る特定被保護者に通知すること。

27　法第五十五条の十一第三項の規定に基づき、特定被保護者対象事業の利用の状況を把握するとともに、自立を助長するために必要な措置を講ずること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄中21を22とし、20を21とし、19を20とし、同欄18中「被保護者であつて、特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対して、進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同欄18を同欄19とし、同欄中8から17までを9から18までとし、7の次に次のように加える。

8　法第二十七条の三第一項の規定に基づき、調整会議を組織すること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第六号委任事務の欄5中「若しくは第九条第一項」を「、第九条第一項」に、「、施行令第三十八条において準用する施行令第九条第一項若しくは第二項又は施行令附則第八条第五項」を「又は施行令第三十八条において準用する施行令第九条第一項若しくは第二項」に改め、同欄6中「、第三十七条第六項、施行令附則第八条第六項又は施行令附則第九条第二項において準用する施行令附則第八条第六項」を「又は第三十七条第六項」に改め、同欄9中「、施行令第三十八条において準用する施行令第十七条ただし書、施行令附則第八条第九項において準用する施行令第十七条ただし書又は施行令附則第九条第三項において準用する施行令第十七条ただし書」を「又は施行令第三十八条において準用する施行令第十七条ただし書」に改め、同欄10中「、施行令第三十八条にお

いて準用する施行令第十九条第一項、施行令附則第八条第七項、施行令附則第八条第九項において準用する施行令第十九条第一項、施行令附則第九条第二項において準用する施行令附則第八条第七項又は施行令附則第九条第三項において準用する施行令第十九条第一項」を「又は施行令第三十八条において準用する施行令第十九条第一項」に改め、同号専決事項の欄２中「、施行令第三十八条において準用する施行令第十六条、施行令附則第八条第九項において準用する施行令第十六条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は施行令附則第九条第三項において準用する施行令第十六条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」を「又は施行令第三十八条において準用する施行令第十六条」に改め、同項第十四号事務の種類の欄中「平成二十五年法律第百五号。」を削り、同表保健所長の項第八号委任事務の欄11中「別表第十七第九号ハ」を「別表第十七第九号ニ」に改め、同欄11を同欄12とし、同欄10の次に次のように加える。

11　施行規則別表第十七第九号ハの規定に基づき、特定保健用食品及び機能性表示食品に係る健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報の提供を受けること。

別表第二地方行政機関の表南部保健所長、春日部保健所長、狭山保健所長及び熊谷保健所長の項第一号専決事項の欄１中「並びに総合衛生管理製造過程の承認を受けた施設」を削る。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第一号専決事項の欄９中「第十五条の四第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項第四号専決事項の欄10中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄９中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同欄９を同欄10とし、同欄８の次に次のように加える。

９　法第五十一条第三項の規定に基づき、四ヘクタール以下の農地又は採草放牧地に係る原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が当該命令に従わなかつた旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十一号専決事項の欄中「第十七条の五十六第四項」を「第十七条の六十四第四項」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表県土整備事務所長の項第二号中「鉄道線路の道路への敷設許可手続を定める政令」を「鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令」に改め、同項中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号

を第二十四号とし、同項第二十六号事務の種類の欄中「国土交通省所管国有財産取扱規則」の下に「（平成十三年国土交通省訓令第六十一号）」を加え、同号委任事務の欄中「第三十三条の三」を「第二十九条」に、「の設置を決定する」を「を設置する」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項中第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表西関東連絡道路建設事務所長の項第三号及び同表総合治水事務所長の項第七号中「第三十三条の三」を「第二十九条」に、「の設置を決定する」を「を設置する」に改め、同表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄５中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改め、同欄中60を68とし、48から59までを56から67までとし、47を53とし、その次に次のように加える。

54　施行令第百三十七条の十二第六項の規定に基づき、大規模の修繕又は大規模の模様替が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

55　施行令第百三十七条の十二第七項の規定に基づき、大規模の修繕又は大規模の模様替が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄中46を52とし、11から45までを17から51までとし、10の次に次のように加える。

11　法第十八条第十八項（法第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、確認済証（施行令第百四十六条第一項第一号及び第二号並びに施行細則第三条第一項第一号に規定する建築設備並びに施行令第百三十八条第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。）の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認める旨を国の機関の長等及び指定を受けた者に通知すること。

12　法第十八条第十九項（法第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、確認済証（施行令第百四十六条第一項第一号及び第二号並びに施行細則第三条第一項第一号に規定する建築設備並びに施行令第百三十八条第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。）を受理すること。

13　法第十八条第二十七項（法第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた者から完了検査報告書（施行令第百四十六条第一項第一号及び第二号並びに施行細則第三条第一項第一号に規定する建築設備並びに施行令第百三十八条第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。）を受理すること。

14　法第十八条第三十六項（法第八十七条の四及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた者から中間検査報告書（施

行令第百四十六条第一項第一号及び第二号並びに施行細則第三条第一項第一号に規定する建築設備並びに施行令第百三十八条第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。）を受理すること。

15　法第十八条第三十九項（法第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた者から仮使用認定報告書（施行令第百四十六条第一項第一号及び第二号並びに施行細則第三条第一項第一号に規定する建築設備並びに施行令第百三十八条第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。）を受理すること。

16　法第十八条第四十項（法第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、仮使用認定通知書（施行令第百四十六条第一項第一号及び第二号並びに施行細則第三条第一項第一号に規定する建築設備並びに施行令第百三十八条第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。）の交付を受けた建築物が法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合しないと認める旨を国の機関の長等及び指定を受けた者に通知すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十六号事務の種類の欄中「第一号）」の下に「の施行に関する事務」を加え、同号委任事務の欄1中「第八条」を「第七条」に改め、同欄2中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同欄3中「第十二条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同欄4中「第十二条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同欄5中「第十二条第五項」を「第十一条第五項」に改め、同欄6中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同欄7中「第十三条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同欄8中「第十三条第五項」を「第十二条第五項」に改め、同欄9中「第十三条第六項」を「第十二条第六項」に改め、同欄10中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同欄11中「第十四条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同欄中12から15までを削り、同欄16中「第十七条第一項」を「第十五条第一項」に、「特定建築物等に」を「建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物等に」に、「特定建築物等を」を「当該建築物等を」に改め、同欄16を同欄12とし、同欄17中「第十七条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同欄17を同欄13とし、同欄中18から23までを削り、同欄24中「第三十四条第一項及び第四十一条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同欄24を同欄14とし、同欄25中「第三十五条第一項（法第三十六条第二項」を「第三十条第一項（法第三十一条第二項」に改め、同欄25を同欄15とし、同欄26中「第三十五条第二項及び第三項（法第三十六条第二項」を「第三十条第二項及び第三項（法第三十一条第二項」

に改め、同欄26を同欄16とし、同欄27中「第三十七条」を「第三十二条」に改め、同欄27を同欄17とし、同欄28中「第三十八条」を「第三十三条」に改め、同欄28を同欄18とし、同欄29中「第三十九条」を「第三十四条」に改め、同欄29を同欄19とし、同欄中30から38までを削り、同欄39中「第六条第二項第四号」を「第四条第二項第四号」に改め、同欄39を同欄20とし、同欄40中「第十一条」を「第十三条」に改め、同欄40を同欄21とし、同欄41中「第二十九条」を「第二十八条」に改め、同欄41を同欄22とし、同項の次に次のように加える。

長	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務（都市計画法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づき、埼玉県川越建築安全センター所長が許可した開発行為に係るものに限る。）	
所		
ー		
タ		
ン		
セ		
全		
安		
築		
建		
越		
川		
	1　法第十八条第一項又は第三十七条第一項の規定に基づき、中間検査をすること。	
	2　法第十八条第二項又は第三十七条第二項の規定に基づき、中間検査合格証を交付すること。	
	3　法第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定に基づき、定期の報告を受理すること。	
	4　法第二十条第二項又は第三十九条第二項の規定に基づき、工事主等に対し、災害防止措置をとることを命ずること。	
	5　法第二十条第三項又は第三十九条第三項の規定に基づき、土地所有者等に対し、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずること。	
	6　法第二十条第四項又は	

第三十九条第四項の規定に基づき、工事主等に対して工事の施行の停止を命じ、又は工事に従事する者に対して工事に係る作業の停止を命ずること。

7　法第二十二条第二項又は第四十一条第二項の規定に基づき、土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。

8　法第二十三条第一項又は第四十二条第一項の規定に基づき、土地所有者等に対し、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずること。

9　法第二十三条第二項又は第四十二条第二項の規定に基づき、土地所有者等以外の者で宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為をしたものに対し、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うこ

		とを命ずること。
		10　専決することができる事項に関し、法第二十四条第一項又は第四十三条第一項の規定に基づき、職員に立入検査をさせること。
		11　専決することができる事項に関し、法第二十五条又は第四十四条の規定に基づき、報告を求めること。
		12　専決することができる事項に関して立入検査をする職員に対し、法第七条第一項（法第二十四条第二項及び法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項の改正規定及び別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項の次に川越建築安全センター所長の項を加える改正規定は、令和七年七月一日から施行する。

規　則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第二十号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第百五十条」を削る。

第三条の表福祉部の項中「

高齢者福祉課	

」を「

高齢者福祉課	
ねんりんピック推進課	

」に改め、同表産業労働部の項中「

雇用・人材戦略課	
就業支援課	

」を「

雇用労働課	
材活躍支援課	
様な働き方推進課	

」に改める。

第七条の四環境政策課の項第十八号を削り、同項中第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、同条産業廃棄物指導課の項第六号中「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を「埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に改め、同条みどり自然課の項中第二十二号を第二十四号とし、第三号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三　生物多様性基本法の施行に関すること。

四　地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に関すること。

第八条福祉政策課の項第七号中「病院部門に関することに限る」を「障害者福祉

推進課において所掌するものを除く」に改め、同条社会福祉課の項中第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九　埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第八条高齢者福祉課の項第七号を削り、同項の次に次の一項を加える。

ねんりんピック推進課

第三十八回全国健康福祉祭埼玉大会の開催に関すること。

第八条障害者福祉推進課の項第十三号中「福祉政策課において所掌するものを除く」を「福祉局において所掌するものに限る」に改め、同条こども政策課の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　埼玉県こども・若者基本条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第八条こども支援課の項第六号中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改める。

第九条国保医療課の項第四号中「乳幼児医療費支給事業」を「こども医療費支給事業」に改め、同条健康長寿課の項第一号を次のように改める。

一　県民の健康増進に関すること。

第九条健康長寿課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条商業・サービス産業支援課の項第七号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改め、同条金融課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の施行に関すること。

第十条雇用労働課の項中「雇用労働課」を「雇用・人材戦略課」に改め、同項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を削り、第十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、同号の次に次の四号を加える。

九　外国人材の雇用支援（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

十　働き方改革（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

十一　事業所内保育所の利用の促進に関すること。

十二　労働教育に関すること。

第十条雇用労働課の項第十三号及び第十四号を削り、同項第十五号中「及び就業支援」を「、多様な働き方の推進及び労働者の福祉」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十二号の次に次の四号を加える。

十三　労働福祉団体の指導及び育成に関すること。

十四　労働福祉施設に関すること。

十五　労働者協同組合法の施行に関すること。

十六　地域振興センターとの連絡調整（労使関係の安定、多様な働き方の推進及び労働者の福祉に係るものに限る。）に関すること。

第十条人材活躍支援課の項中「人材活躍支援課」を「就業支援課」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同項に次の七号を加える。

四　個別労働関係紛争の未然の防止及び自主的な解決の促進に関すること。

五　労働相談に関すること。

六　障害者の雇用の促進等に関する法律の施行に関すること。

七　青少年の雇用の促進等に関する法律の施行に関すること。

八　武蔵浦和合同庁舎の管理に関すること。

九　地域振興センターとの連絡調整（就業支援に係るものに限る。）に関すること。

十　前各号のほか、就業支援に関すること。

第十条多様な働き方推進課の項を削る。

第十三条都市計画課の項第八号中「施行」の下に「（他の機関において所掌するものを除く。）」を加え、同項第十四号中「連絡調整（」の下に「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行及び」を加える。

第十九条の三第一項第十二号中「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を「埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に改め、同項第十六号中「、採石業者及び土採取業者」を「及び採石業者」に改める。

第二十条の表埼玉県南児童相談所の項の次に次のように加える。

埼玉県朝霞児童相談所	朝霞市	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡のうち三芳町

第二十条の表埼玉県川越児童相談所の項中「、富士見市」及び「、日高市、ふじみ野市」を削り、「入間郡」の下に「（三芳町を除く。）」を加え、同表埼玉県所沢児童相談所の項中「朝霞市、志木市、和光市、新座市」を「日高市」に改める。

第百三十一条の十五第二項中「並びに租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住

宅の認定に関する事務」を「、租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に関する事務並びに都市計画法に基づく開発許可（埼玉県川越建築安全センター所長が許可したものに限る。）を受けたことにより宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を受けたものとみなされた工事に関する同法に基づく事務」に改める。

第百四十九条中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削る。

第百五十条を次のように改める。

第百五十条　削除

第百八十七条の表埼玉県本人確認情報保護審議会の項中「埼玉県本人確認情報保護審議会」を「埼玉県本人確認情報等保護審議会」に改め、「第三十条の四十第二項」の下に「（同法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「本人確認情報の」を「本人確認情報及び附票本人確認情報の」に改め、同表埼玉県私立学校審議会の項中「第九条」を「第八条」に改める。

第百八十八条第一項の表企画財政部の項中「議会及び行政管理等」を「議会等」に、「行政改革」を「行政経営」に改め、同表に次のように加える。

都市整備部		
	都市政策・公園局長	上司の命を受け、都市整備、都市公園及び産業基盤づくりに係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	まちづくり局長	上司の命を受け、都市計画、市街地整備、建築行政、住宅行政、県有建物の営繕及び設備に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第百八十八条第三項の表総務部の項の次に次のように加える。

危機管理防災部	埼玉版ＦＥＭＡ推進幹	上司の命を受け、埼玉版ＦＥＭＡの推進に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

第百八十八条第三項の表環境部の項を削り、同表職員健康支援課、感染症対策課

及び医療人材課の項の次に次のように加える。

管財課	県庁舎再整備政策幹	上司の命を受け、県庁舎の再整備に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

第百八十八条第三項の表スポーツ振興課の項の次に次のように加える。

災害対策課	防災ＤＸ政策幹	上司の命を受け、防災におけるデジタルトランスフォーメーションに関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

第百八十八条第三項の表高齢者福祉課の項を削り、同条第四項中「、医療政策局長」を削り、同項第六号を次のように改める。

六　埼玉版ＦＥＭＡ推進幹

附　則

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第七条の四環境政策課の項及び産業廃棄物指導課の項、第十三条都市計画課の項、第十九条の三第一項並びに第百三十一条の十五第二項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

2　この規則の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

産業労働部雇用労働課	産業労働部雇用・人材戦略課
産業労働部人材活躍支援課	産業労働部就業支援課

規　則

埼玉県聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第二十一号

埼玉県聴聞規則の一部を改正する規則

埼玉県聴聞規則（平成六年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「当該行政庁の事務所の掲示場に掲示」を「公示」に改める。

第十一条第一項及び第三項中「、及び記名し」を削る。

様式第二号及び様式第四号中「あて先」を「宛先」に改める。

附　則

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2　この規則による改正前の埼玉県聴聞規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規　則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第二十二号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条　埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成三十年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同法第三条第二項第三号に規定する保護者等」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者その他の児童、生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

第四条中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、「又は生徒」を「、生徒又は学生」に改める。

第五条第七号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第十四条を削る。

第十五条中「別表第一の十四の項」を「別表第一の十三の項」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十五条　条例別表第一の十四の項の規則で定める事務は、県立の中学校における学校給食費（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費をいう。）に係る援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十七条中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、「又は生徒」を「、生徒又は学生」に改める。

第十八条第一号ト中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第十九条第九号中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「外国人進学準備給付金支給関係情報」を「外国人進学・就職準備給付金支給関係情報」に改め、同条第十号から第十四号まで及び第二十四号から第二十九号までの規定中「外国人進学準備給付金支給関係情報」を「外国人進学・就職準備給付金支給関係情報」に改める。

第二十四条中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第二条　埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出し、同条及び第三条を削る。

第四条中「別表第一の三の項」を「別表第一の一の項」に改め、「高等学校等」の下に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）」を、「保護者等」の下に「（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者その他の児童、生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第二条とし、同条の前に見出しとして「（条例別表第一の規則で定める事務）」を付する。

第五条及び第六条を削る。

第七条中「別表第一の六の項」を「別表第一の二の項」に改め、同条を第三条とする。

第八条中「別表第一の七の項」を「別表第一の三の項」に改め、同条を第四条とする。

第九条中「別表第一の八の項」を「別表第一の四の項」に改め、同条を第五条とする。

第十条から第十二条までを削る。

第十三条中「別表第一の十二の項」を「別表第一の五の項」に改め、同条を第六条とする。

第十四条中「別表第一の十三の項」を「別表第一の六の項」に改め、同条を第七条とする。

第十五条中「別表第一の十四の項」を「別表第一の七の項」に改め、同条を第八条とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条中「の生徒等」の下に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する者をいう。以下この条及び第十九条において同じ。）」を加え、「次の各号に掲げる情報」を「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）」に改め、同条各号を削り、同条を第九条とし、同条の前に見出しとして「（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）」を付する。

第十七条第一号を次のように改め、同条を第十条とする。

一　生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

第十八条第一号中「第二十二条」を「第十五条」に、「次に掲げる情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同号イからワまでを削り、同条第二号中「前号イからワまでに掲げる情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条第三号から第六号までの規定中「第一号イからワまでに掲げる情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条を第十一条とする。

第十九条第一号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加え、同条第九号中「第二十三条」を「第十六条」に、「第二十一条」を「第十四条」に改め、同条第二十三号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の下に「（昭和三十九年法律第百二十九号）」を加え、同条第二十四号を次のように改める。

二十四　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号。以下この号及び第十六条第七号において「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条及び第十六条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この条及び第十六条において「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、

平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条及び第十六条において「要支援者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金支給関係情報又は外国人進学・就職準備給付金支給関係情報

第十九条第二十五号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項」の下に「（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び第十六条において同じ。）」を加え、同条第三十号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の下に「（平成十七年法律第百二十三号）」を加え、同条第三十三号中「第二十九条第三号」を「第二十二条第三号」に改め、同条を第十二条とする。

第二十条第二十一号中「児童扶養手当法」の下に「（昭和三十六年法律第二百三十八号）」を加え、同条を第十三条とする。

第二十一条第二号中「又は就労自立給付金支給関係情報」を「又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報（以下この条において「就労自立給付金支給関係情報」という。）」に改め、同条を第十四条とする。

第二十二条の前の見出しを削り、同条第一号中「次に掲げる情報」を「特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の支弁に関する情報（以下この条及び次条において「特別支援学校就学奨励支弁関係情報」という。）」に改め、同号イからハまでを削り、同条第二号中「前号イからハまでに掲げる情報」を「特別支援学校就学奨励支弁関係情報」に改め、同条第三号から第六号までの規定中「第一号イからハまでに掲げる情報」を「特別支援学校就学奨励支弁関係情報」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に見出しとして「（条例別表第三の規則で定める事務及び情報）」を付する。

第二十三条を第十六条とし、第二十四条を第十七条とし、第二十五条を第十八条とする。

第二十六条中「次に掲げる情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条各号を削り、同条を第十九条とする。

第二十七条第一号中「次に掲げる情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二号中「前号イ及びロに掲げる情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条を第二十条とする。

第二十八条を第二十一条とし、第二十九条を第二十二条とする。

第三条　埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二十二条を第二十三条とし、第十六条から第二十一条までを一条ずつ繰り下げ、第十五条の前の見出しを削り、同条を第十六条とし、同条の前に見出しとして「（条例別表第三の規則で定める事務及び情報）」を付する。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条第九号中「第十六条」を「第十七条」に、「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第二十四号中「第十六条に」を「第十七条に」に、「第十六条第七号」を「第十七条第七号」に改め、同条第二十五号中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条第三十三号中「第二十二条第三号」を「第二十三条第三号」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一号中「第十五条」を「第十六条」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「第十九条に」を「第二十条に」に改め、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）」を付する。

第八条中「別表第一の七の項」を「別表第一の八の項」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「別表第一の六の項」を「別表第一の七の項」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「別表第一の五の項」を「別表第一の六の項」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「別表第一の四の項」を「別表第一の五の項」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「別表第一の三の項」を「別表第一の四の項」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「別表第一の二の項」を「別表第一の三の項」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条　条例別表第一の二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一　知事が指定した特定の疾患（先天性血液凝固因子欠乏症等（第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症、第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症、第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症、第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症、第Ⅷ因子欠乏症（血友病

Ａ）、第Ⅸ因子欠乏症（血友病Ｂ）、第Ｘ因子（スチュアートプラウア）欠乏症、第Ⅺ因子（ＰＴＡ）欠乏症、第Ⅻ因子（ヘイグマン因子）欠乏症、第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症、ｖｏｎ　ｗｉｌｌｅｂｒａｎｄ（フォン・ヴィルブランド）病及び血液凝固因子製剤に起因するＨＩＶ感染症をいう。）、橋本病、特発性好酸球増多症候群（好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球性副鼻腔炎を除く。）、原発性骨髄線維症及び溶血性貧血（自己免疫性溶血性貧血及び発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く。）をいう。）により患した者（以下この条において「特定疾患等患者」という。）に対する医療の給付（以下この条において「特定疾患等医療給付」という。）に係る医療費の支給に関する事務

二　特定疾患等患者に対する特定疾患等医療給付の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　特定疾患等患者に対する特定疾患等医療給付に係る受給者証の交付、再交付又は返還に関する事務

四　特定疾患等患者に対する特定疾患等医療給付の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

附　則

この規則は、令和七年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　公布の日

二　第二条の規定　埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第五号）附則第三号に規定する規定の施行の日

規　則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第二十三号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第一条　知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百三項９、第百五項第二号３」を「第百四項９、第百六項第二号３」に、「第百六項４、第百八項７並びに第百十二項第十一号９」を「第百七項４、第百九項７並びに第百十三項第十一号９」に改め、同条の表第十号上欄中「別表第百三項９」を「別表第百四項９」に改め、同表第十一号上欄中「別表第百五項第二号３」を「別表第百六項第二号３」に改め、同表第十二号上欄中「別表第百五項第五号２」を「別表第百六項第五号２」に改め、同表第十三号上欄中「別表第百六項４」を「別表第百七項４」に改め、同表第十四号上欄中「別表第百八項７」を「別表第百九項７」に改め、同表第十五号上欄中「別表第百十二項第十一号９」を「別表第百十三項第十一号９」に改め、同表第十六号上欄中「別表第百十二項第十二号11」を「別表第百十三項第十二号11」に改め、同号下欄中「、規則第七十七条第一項第八号」を「並びに規則第七十七条第一項第八号」に改め、「並びに規則第百四条の規定による受理書の交付」を削る。

第四条中「別表第百十二項第一号６」を「別表第百十三項第一号６」に改め、同条の表第一号上欄中「別表第百十二項第一号６」を「別表第百十三項第一号６」に改め、同表第二号上欄中「別表第百十二項第二号６」を「別表第百十三項第二号６」に改め、同表第三号上欄中「別表第百十二項第三号７」を「別表第百十三項第三号７」に改め、同表第四号上欄中「別表第百十二項第四号７」を「別表第百十三項第四号７」に改め、同表第五号上欄中「別表第百十二項第五号６」を「別表第百十三項第五号６」に改め、同表第六号上欄中「別表第百十二項第六号６」を「別表第百十三項第六号６」に改め、同表第七号上欄中「別表第百十二項第七号13」を「別表第百十三項第七号13」に改め、同表第八号上欄中「別表第百十二項第十三号」を「別表第百十三項第十三号」に改める。

第二条　知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理す

る事務の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

第一条中「第百四項９、第百六項第二号３」を「第九十五項17、第百五項９、第百七項第二号３」に、「第百七項４、第百九項７」を「第百八項４」に改め、同条の表中第十四号を削り、同表第十三号上欄中「別表第百七項４」を「別表第百八項４」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十二号上欄中「別表第百六項第五号２」を「別表第百七項第五号２」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十一号上欄中「別表第百六項第二号３」を「別表第百七項第二号３」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十号上欄中「別表第百四項９」を「別表第百五項９」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第九号上欄中「別表第九十四項17」を「別表第九十五項17」に改め、同号を同表第十号とし、同表第八号の次に次の一号を加える。

九　条例別表第九十四項17に規定する規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	特定都市河川浸水被害対策法施行細則（令和七年埼玉県規則第十七号）第四条第二項及び第五条の規定による届出の受理、同規則第四条第三項の規定による協議書の受理、同規則第六条及び第七条第三号の規定による認定並びに同規則第八条の規定による検査済証の交付

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年七月一日から施行する。

規　　則

埼玉県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第二十四号

埼玉県表彰規則の一部を改正する規則

埼玉県表彰規則（平成二十年埼玉県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（二）中「

明・大　　年　　月　　日生 昭・平　　（　　歳）

」を「

年　　月　　日生 （　　歳）

」に改める。

様式第三号（二）中「

明・大・昭・平 年　　月　　日生（　　歳）

」を「

年　　月　　日生 （　　歳）

」に改める。

様式第四号中「

性別	最終学歴
男・女	明・大　　卒業 昭・平　　年　　月　中退

」を「

最終学歴
卒業 年　　月　中退

」に改め、「明・大・昭・平」を削る。

様式第五号中「㊞」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第二十五号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当に相当する報酬）

第五条の二　住居その他これに準ずるものとして知事が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他知事が定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた第一号会計年度任用職員に対しては、在宅勤務等手当に相当する報酬を支給する。

２　前項の報酬の額は、職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「給与条例」という。）第十一条の二第二項に定める額とする。

第七条第一項中「職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。次条第二項及び第十条第三項第一号において「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第九条第一項中「その者の報酬（条例第二条第三項に規定する報酬の額をいう。以下「基本報酬」という。）の月額」を「第五条第一項に規定する報酬の基本額、当該基本額に給与条例第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合（医師及び歯科医師にあっては、給与条例第九条の三に規定する割合）を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）及びその月の勤務に対する在宅勤務等手当に相当する報酬の額の合計額」に改め、同条第二項中「その者の基本報酬の日額」を「第五条第二項に規定する報酬の基本額、当該基本額に給与条例第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合（医師及び歯科医師にあっては、給与条例第九条の三に規定する割合）を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）及びその月の勤務に対する在宅勤務等手当に相当する報酬の額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）の合計額」に改める。

第十二条第一項中「基本報酬」を「報酬（条例第二条第三項に規定する報酬の額

をいう。以下この条、次条及び第十七条において「基本報酬」という。）」に改める。

第十五条第二項の表を次のように改める。

号給	報酬月額
	円
1	335,000
2	345,000
3	355,000
4	360,000

第十七条第二項中「第九条第二項に規定する額」を「その者の基本報酬の日額を、その者について定められた一日当たりの勤務時間数で除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）」に改める。

別表第二から別表第四までを次のように改める。

別表第２（第２条関係）

医療職報酬等基準額表(2)

職種 号給	薬剤師 獣医師	管理栄養士	栄養士（管理栄養士を除く。） 衛生検査技師	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	286,230	246,231	229,056	247,584	259,526	242,695	250,806
2			231,185	248,438		244,824	252,935
3			233,314	249,351		246,548	255,064
4			234,430	250,263		248,575	256,180
5			235,584	251,176		250,806	257,295
6			236,660	252,088		252,935	258,410
7			237,779	253,001		255,064	259,526
8			238,688	256,731		256,180	
9			239,601			257,295	
10			240,513			258,410	
11			241,426			259,526	
12			242,338				
13			243,251				
14			246,231				

別表第４（第２条関係）

行政事務報酬等基準額表

職種 / 号給	前記以外の職	
	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの
	月額	月額
	円	円
1	190,617	228,784
2	192,347	229,917
3	193,959	230,966
4	195,584	232,150
5	197,217	233,197
6	198,927	234,319
7	200,550	235,427
8	202,184	236,550
9	203,793	237,660
10	205,517	238,672
11	207,241	239,750
12	208,984	240,599
13	210,317	241,584
14	211,917	242,455
15	213,527	243,234
16	215,048	244,084
17	216,584	244,756
18	218,191	245,395

別表第３（第２条関係）

医療職報酬等基準額表(3)

職種 / 号給	保健師	看護師（外来業務以外の業務に従事するもの）	看護師（外来業務に従事するもの）	准看護師（外来業務以外の業務に従事するもの）	准看護師（外来業務に従事するもの）
	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円
1	264,369	268,066	256,666	230,585	220,985
2	265,534	269,080	257,750		
3	266,650	269,993	258,623		
4	267,562	270,916	259,559		
5	268,373	271,818	260,418		
6	269,083				
7	269,793				

19	219, 850	245, 973
20	221, 450	246, 612
21	223, 117	247, 188
22	224, 784	247, 829
23	226, 150	248, 405
24	227, 450	248, 950
25	228, 787	249, 433

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第二十六号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「管理部長」を「経営企画部長」に改める。

第三号中「主幹」の下に「、管路対策幹」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第二十七号

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成二十一年埼玉県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「当該退職手当管理機関の事務所の掲示場に掲示」を「公示」に改める。

第十二条第一項及び第三項中「、及び記名し」を削る。

様式第一号中「㊞」を削り、同様式の備考を削る。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第三号中「㊞」を削り、同様式の備考を削る。

様式第四号中「あて先」を「宛先」に改める。

附　則

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2　この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規　則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第二十八号

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則（昭和四十四年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

職員の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第二十九号

職員の旅費支給規則の一部を改正する規則

職員の旅費支給規則（昭和二十七年埼玉県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第三項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第八条第一項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条の次に次の六条を加える。

（自家用自動車使用の場合の旅費）

第九条　条例第十七条第二項の規則で定める額は、一キロメートルにつき二十三円とする。

（内国旅行の日当の調整）

第十条　内国旅行の日当（条例第十八条第一号又は第三号に掲げる日に係るものに限る。次項において同じ。）の額は、条例第十九条の規定により支給される宿泊料の額について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、条例第十八条第一号又は第三号に掲げる額から当該各号に掲げる額を減じた額とする。

一　朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合　八百円

二　朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合　千六百円

2　内国旅行の日当の額は、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらに相当するものを含む。第十二条第三項において「鉄道賃等」という。）に食費に相当するものが含まれる場合は、条例第十八条第一号又は第三号に掲げる額から千六百円を減じた額とする。

（内国旅行の宿泊料）

第十一条　条例第十九条第一項の規則で定める額（次項、別表第十一及び別表第十三において「宿泊料基準額」という。）は、別表第十一のとおりとする。

2　条例第十九条第一項ただし書の規則で定める場合は、当該宿泊のために現に支払つた費用の額が宿泊料基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一　会議等に参加する場合で、当該会議の主催者から宿泊施設の指定があり、旅行者に宿泊施設を選択する余地がなく当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

二　埼玉県議会議員、知事、副知事、公営企業管理者、下水道事業管理者、常勤の監査委員、埼玉県教育委員会教育長、行政委員会の委員及び監査委員（以下この号において「県議会議員等」という。）の内国旅行に同行する職員が県議会議員等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

三　公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件に該当するとして最も安価な宿泊施設を選択するとき。

（外国旅行の日当）

第十二条　条例第三十一条第一項の規則で定める額は、別表第十二のとおりとする。

2　外国旅行の日当の額は、条例第三十二条において準用する条例第十九条の宿泊料の額について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項で定める額から当該各号に掲げる額を減じた額とする。

一　朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合　前項で定める額の三分の一の額

二　朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合　前項で定める額の三分の二の額

3　移動中に宿泊する場合の日当の額は、前二項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第十二のとおりとする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃等に食費に相当するものが含まれる場合は、当該日当の額の三分の一の額とする。

（外国旅行の宿泊料）

第十三条　条例第三十二条において準用する条例第十九条第一項の規則で定める額は、別表第十三のとおりとする。

2　条例第三十二条において準用する条例第十九条第一項ただし書の規則で定める場合は、第十一条第二項の場合とする。この場合において、同項第二号中「内国旅行」とあるのは、「外国旅行」と読み替えるものとする。

（旅費の返納に係る給与の種類）

第十四条　条例第三十九条第三項に規定する規則で定める給与の種類は、職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下この条において「給与条例」という。）、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下この条において「学校職員給与条例」という。）又は義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年埼玉県条例第八十号）に規定する給料、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与条例第十二条の三の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第十条の三の規定による手当を含む。）、

時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林業普及指導手当、日直手当、宿直手当及び教職調整額又はこれらに相当する給与及び報酬とする。

別表第四中

「

算定根拠	区分	金額	摘要
	鉄道賃	円	
	船賃	円	
	航空賃	円	
	車賃	円	
	日当	円	
	宿泊料	円	
	食卓料	円	
	その他	円	
	計	円	

」を

「

算定根拠	区分	金額	摘要
	鉄道賃	円	
	船賃	円	
	航空賃	円	
	車賃	円	
	日当	円	
	宿泊料	円	
	その他	円	
	計	円	

」に改める。

別表第十第一号中「第十五条」を「第十四条」に改める。

別表第十第二号から第四号までを次のように改める。

二　条例第十五条の航空賃	その支払を証明するに足る資料
三　条例第十六条第一項ただし書の車賃	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料及びその支払を証明するに足る資料
四　条例第十九条第一項の宿泊料	その支払を証明するに足る資料及び第十一条第二項各号の規定に該当する場合にはそのことを証明するに足る資料

別表第十第五号中「第二十二条の」を「第二十条の」に、「第二十二条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同表第六号中「第二十三条」を「第二十一条」に改め、同表第七号中「第二十五条ただし書」を「第二十三条ただし書」に改め、同表第八号中「第二十六条」を「第二十四条」に改め、同表第九号中「第二十七条」を「第二十五条」に改め、同表第十三号中「第四十条」を「第三十八条」に改める。

別表第十の次に次の三表を加える。

別表第十一（第十一条関係）

区　分	宿泊料基準額（一夜につき）
北海道	一三、〇〇〇円
青森県	一一、〇〇〇円
岩手県	九、〇〇〇円
宮城県	一〇、〇〇〇円
秋田県	一一、〇〇〇円
山形県	一〇、〇〇〇円
福島県	八、〇〇〇円
茨城県	一一、〇〇〇円
栃木県	一〇、〇〇〇円
群馬県	一〇、〇〇〇円
埼玉県	一九、〇〇〇円
千葉県	一七、〇〇〇円
東京都	一九、〇〇〇円
神奈川県	一六、〇〇〇円
新潟県	一六、〇〇〇円
富山県	一一、〇〇〇円
石川県	九、〇〇〇円
福井県	一〇、〇〇〇円
山梨県	一二、〇〇〇円

長野県	一一、〇〇〇円
岐阜県	一三、〇〇〇円
静岡県	九、〇〇〇円
愛知県	一一、〇〇〇円
三重県	九、〇〇〇円
滋賀県	一一、〇〇〇円
京都府	一九、〇〇〇円
大阪府	一三、〇〇〇円
兵庫県	一二、〇〇〇円
奈良県	一一、〇〇〇円
和歌山県	一一、〇〇〇円
鳥取県	八、〇〇〇円
島根県	九、〇〇〇円
岡山県	一〇、〇〇〇円
広島県	一三、〇〇〇円
山口県	八、〇〇〇円
徳島県	一〇、〇〇〇円
香川県	一五、〇〇〇円
愛媛県	一〇、〇〇〇円
高知県	一一、〇〇〇円
福岡県	一八、〇〇〇円
佐賀県	一一、〇〇〇円
長崎県	一一、〇〇〇円
熊本県	一四、〇〇〇円
大分県	一一、〇〇〇円
宮崎県	一二、〇〇〇円
鹿児島県	一二、〇〇〇円
沖縄県	一一、〇〇〇円

別表第十二（第十二条関係）

一　本邦

区分	日当（一日につき）
全ての地	二、四〇〇円

二　外国

区分	地域	国名	日当（一日につき）
	アジア	インド	四、八〇〇円
		インドネシア	四、五〇〇円
		カンボジア	五、四〇〇円
		シンガポール	五、四〇〇円
		スリランカ	五、四〇〇円
		タイ	五、四〇〇円
		大韓民国	五、四〇〇円
		中華人民共和国	五、一〇〇円
		ネパール	五、一〇〇円
		パキスタン	五、四〇〇円
		バングラデシュ	五、四〇〇円
		東ティモール	五、四〇〇円
		フィリピン	五、四〇〇円
		ブルネイ	五、四〇〇円
		ベトナム	四、八〇〇円
		マレーシア	五、一〇〇円
		ミャンマー	五、四〇〇円
		モルディブ	五、四〇〇円
		モンゴル	五、四〇〇円
		ラオス	五、四〇〇円
		その他の国	五、四〇〇円
	大洋州	オーストラリア	五、四〇〇円
		キリバス	五、四〇〇円
		サモア	五、四〇〇円
		ソロモン	五、四〇〇円
		トンガ	五、四〇〇円
		ニュージーランド	五、四〇〇円
		バヌアツ	五、四〇〇円
		パプアニューギニア	五、四〇〇円
		パラオ	五、四〇〇円
		フィジー	五、四〇〇円
		マーシャル	五、四〇〇円

	ミクロネシア	五、四〇〇円
	その他の国	五、四〇〇円
北米	アメリカ合衆国	五、四〇〇円
	カナダ	五、四〇〇円
	その他の国	五、四〇〇円
中南米	アルゼンチン	五、四〇〇円
	ウルグアイ	五、四〇〇円
	エクアドル	五、四〇〇円
	エルサルバドル	五、四〇〇円
	キューバ	四、八〇〇円
	グアテマラ	五、四〇〇円
	コスタリカ	五、四〇〇円
	コロンビア	五、四〇〇円
	ジャマイカ	五、四〇〇円
	チリ	五、四〇〇円
	ドミニカ共和国	五、四〇〇円
	トリニダード・トバゴ	五、四〇〇円
	ニカラグア	四、八〇〇円
	ハイチ	五、四〇〇円
	パナマ	五、四〇〇円
	パラグアイ	五、四〇〇円
	バルバドス	五、四〇〇円
	ブラジル	三、九〇〇円
	ベネズエラ	五、四〇〇円
	ペルー	五、四〇〇円
	ボリビア	四、五〇〇円
	ホンジュラス	五、四〇〇円
	メキシコ	五、四〇〇円
	その他の国	四、八〇〇円
欧州	アイスランド	五、四〇〇円
	アイルランド	五、四〇〇円
	アゼルバイジャン	五、四〇〇円
	アルバニア	五、四〇〇円
	アルメニア	五、四〇〇円

イタリア	五、四〇〇円
ウクライナ	五、四〇〇円
ウズベキスタン	五、四〇〇円
英国	五、四〇〇円
エストニア	五、四〇〇円
オーストリア	五、四〇〇円
オランダ	五、四〇〇円
カザフスタン	五、四〇〇円
北マケドニア	五、四〇〇円
キプロス	五、四〇〇円
ギリシャ	五、四〇〇円
キルギス	五、一〇〇円
クロアチア	五、四〇〇円
ジョージア	五、四〇〇円
スイス	五、四〇〇円
スウェーデン	五、四〇〇円
スペイン	五、四〇〇円
スロバキア	五、四〇〇円
スロベニア	五、四〇〇円
セルビア	五、四〇〇円
タジキスタン	五、四〇〇円
チェコ	五、四〇〇円
デンマーク	五、四〇〇円
ドイツ	五、四〇〇円
トルクメニスタン	五、四〇〇円
ノルウェー	五、四〇〇円
バチカン	五、四〇〇円
ハンガリー	五、四〇〇円
フィンランド	五、四〇〇円
フランス	五、四〇〇円
ブルガリア	五、四〇〇円
ベラルーシ	五、四〇〇円
ベルギー	五、四〇〇円
ポーランド	五、一〇〇円

	ボスニア・ヘルツェゴビナ	五、四〇〇円
	ポルトガル	五、四〇〇円
	モルドバ	五、四〇〇円
	ラトビア	五、四〇〇円
	リトアニア	五、四〇〇円
	ルーマニア	五、四〇〇円
	ルクセンブルク	五、四〇〇円
	ロシア	五、四〇〇円
	その他の国	五、四〇〇円
中東	アフガニスタン	五、四〇〇円
	アラブ首長国連邦	五、四〇〇円
	イエメン	五、四〇〇円
	イスラエル	五、四〇〇円
	イラク	五、四〇〇円
	イラン	五、四〇〇円
	オマーン	五、一〇〇円
	カタール	五、四〇〇円
	クウェート	五、四〇〇円
	サウジアラビア	五、四〇〇円
	シリア	五、四〇〇円
	トルコ	五、四〇〇円
	バーレーン	五、四〇〇円
	ヨルダン	五、四〇〇円
	レバノン	五、四〇〇円
	その他の国	五、四〇〇円
アフリカ	アルジェリア	五、四〇〇円
	アンゴラ	五、四〇〇円
	ウガンダ	五、四〇〇円
	エジプト	五、四〇〇円
	エチオピア	五、四〇〇円
	ガーナ	五、四〇〇円
	ガボン	五、四〇〇円
	カメルーン	五、四〇〇円
	ギニア	五、四〇〇円

別表第十三（第十三条関係）

区分		宿泊料基準額（一夜につき）
地域	国名	
アジア	インド	一八、〇〇〇円
	ニューデリー	

その他の地域	ケニア	五、四〇〇円
	コートジボワール	五、四〇〇円
	コンゴ民主共和国	五、四〇〇円
	ザンビア	五、四〇〇円
	ジブチ	五、四〇〇円
	ジンバブエ	五、四〇〇円
	スーダン	五、四〇〇円
	セーシェル	五、四〇〇円
	セネガル	五、四〇〇円
	タンザニア	五、四〇〇円
	チュニジア	五、四〇〇円
	ナイジェリア	五、四〇〇円
	ナミビア	五、四〇〇円
	ブルキナファソ	五、四〇〇円
	ベナン	五、四〇〇円
	ボツワナ	五、四〇〇円
	マダガスカル	五、四〇〇円
	マラウイ	五、四〇〇円
	マリ	五、四〇〇円
	南アフリカ共和国	五、四〇〇円
	南スーダン	五、四〇〇円
	モーリシャス	五、四〇〇円
	モーリタニア	五、四〇〇円
	モザンビーク	五、四〇〇円
	モロッコ	五、四〇〇円
	リビア	五、四〇〇円
	ルワンダ	五、四〇〇円
	その他の国	五、四〇〇円
その他の地域		五、四〇〇円

インドネシア	コルカタ
	チェンナイ
	ベンガルール
	ムンバイ
	その他の地
	ジャカルタ
	スラバヤ
	デンパサール
	メダン
	その他の地
カンボジア	プノンペン
	その他の地
シンガポール	シンガポール
	その他の地
スリランカ	コロンボ
	その他の地
タイ	バンコク
	チェンマイ
	その他の地
大韓民国	ソウル
	済州
	釜山
	その他の地
中華人民共和国	北京
	広州
	上海
	重慶
	瀋陽
	青島
	香港
	その他の地
ネパール	カトマンズ
	その他の地
パキスタン	イスラマバード

一〇、〇〇〇円
一二、〇〇〇円
一六、〇〇〇円
二三、〇〇〇円
一四、〇〇〇円
一六、〇〇〇円
一二、〇〇〇円
一八、〇〇〇円
八、〇〇〇円
一三、〇〇〇円
二一、〇〇〇円
二一、〇〇〇円
三四、〇〇〇円
三四、〇〇〇円
二二、〇〇〇円
二二、〇〇〇円
二〇、〇〇〇円
一四、〇〇〇円
一九、〇〇〇円
二六、〇〇〇円
二三、〇〇〇円
一八、〇〇〇円
二三、〇〇〇円
一七、〇〇〇円
一七、〇〇〇円
一七、〇〇〇円
一一、〇〇〇円
九、〇〇〇円
一二、〇〇〇円
三二、〇〇〇円
一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円
三二、〇〇〇円

	カラチ	三一、〇〇〇円
	その他の地	三一、〇〇〇円
バングラデシュ	ダッカ	一七、〇〇〇円
	その他の地	一七、〇〇〇円
東ティモール	ディリ	一七、〇〇〇円
	その他の地	一七、〇〇〇円
フィリピン	マニラ	一七、〇〇〇円
	セブ	一九、〇〇〇円
	ダバオ	二二、〇〇〇円
	その他の地	二二、〇〇〇円
ブルネイ	バンダルスリブガワン	二〇、〇〇〇円
	その他の地	二〇、〇〇〇円
ベトナム	ハノイ	一四、〇〇〇円
	ダナン	一五、〇〇〇円
	ホーチミン	一五、〇〇〇円
	その他の地	一四、〇〇〇円
マレーシア	クアラルンプール	一四、〇〇〇円
	ペナン	一四、〇〇〇円
	その他の地	一五、〇〇〇円
ミャンマー	ヤンゴン	一七、〇〇〇円
	その他の地	一七、〇〇〇円
モルディブ	マレ	四七、〇〇〇円
	その他の地	四五、〇〇〇円
モンゴル	ウランバートル	二四、〇〇〇円
	その他の地	二四、〇〇〇円
ラオス	ビエンチャン	一七、〇〇〇円
	その他の地	一七、〇〇〇円
その他の国		一七、〇〇〇円
大洋州		
オーストラリア	キャンベラ	二九、〇〇〇円
	シドニー	二九、〇〇〇円
	パース	二七、〇〇〇円
	ブリスベン	二八、〇〇〇円
	メルボルン	二六、〇〇〇円
	その他の地	二六、〇〇〇円

キリバス	タラワ	二五、〇〇〇円
	その他の地	二五、〇〇〇円
サモア	アピア	二五、〇〇〇円
	その他の地	二五、〇〇〇円
ソロモン	ホニアラ	二五、〇〇〇円
	その他の地	二五、〇〇〇円
トンガ	ヌクアロファ	二五、〇〇〇円
	その他の地	二五、〇〇〇円
ニュージーランド	ウェリントン	二七、〇〇〇円
	オークランド	二七、〇〇〇円
	その他の地	二四、〇〇〇円
バヌアツ	ポートビラ	二五、〇〇〇円
	その他の地	二五、〇〇〇円
パプアニューギニア	ポートモレスビー	三八、〇〇〇円
	その他の地	三八、〇〇〇円
パラオ	コロール	二五、〇〇〇円
	その他の地	二五、〇〇〇円
フィジー	スバ	三三、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円
マーシャル	マジュロ	二五、〇〇〇円
	その他の地	二五、〇〇〇円
ミクロネシア	コロニア	二五、〇〇〇円
	その他の地	二五、〇〇〇円
その他の国		二五、〇〇〇円
北米		
アメリカ合衆国	ワシントン	五四、〇〇〇円
	アトランタ	三八、〇〇〇円
	サンフランシスコ	四九、〇〇〇円
	シアトル	四二、〇〇〇円
	シカゴ	四四、〇〇〇円
	デトロイト	四三、〇〇〇円
	デンバー	四〇、〇〇〇円
	ナッシュビル	三七、〇〇〇円
	ニューヨーク	五七、〇〇〇円
	ハガッニャ	一八、〇〇〇円

	ヒューストン	二八、〇〇〇円
	ボストン	五九、〇〇〇円
	ホノルル	四九、〇〇〇円
	マイアミ	三九、〇〇〇円
	ロサンゼルス	四二、〇〇〇円
	その他の地	三六、〇〇〇円
カナダ	オタワ	三四、〇〇〇円
	カルガリー	三四、〇〇〇円
	トロント	四九、〇〇〇円
	バンクーバー	四四、〇〇〇円
	モントリオール	三六、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円
その他の国		三六、〇〇〇円
中南米	ブエノスアイレス	二五、〇〇〇円
アルゼンチン	その他の地	二四、〇〇〇円
	モンテビデオ	二〇、〇〇〇円
ウルグアイ	その他の地	二〇、〇〇〇円
	キト	二七、〇〇〇円
エクアドル	その他の地	二五、〇〇〇円
	サンサルバドル	二七、〇〇〇円
エルサルバドル	その他の地	二七、〇〇〇円
	ハバナ	一四、〇〇〇円
キューバ	その他の地	一四、〇〇〇円
	グアテマラ	二二、〇〇〇円
グアテマラ	その他の地	二一、〇〇〇円
	サンホセ	三二、〇〇〇円
コスタリカ	その他の地	三二、〇〇〇円
	ボゴタ	一八、〇〇〇円
コロンビア	その他の地	一七、〇〇〇円
	キングストン	四四、〇〇〇円
ジャマイカ	その他の地	四四、〇〇〇円
	サンティアゴ	二六、〇〇〇円
チリ	その他の地	二四、〇〇〇円
ドミニカ共和国	サントドミンゴ	三四、〇〇〇円

	その他の地	三三、〇〇〇円
トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	四〇、〇〇〇円
	その他の地	三六、〇〇〇円
ニカラグア	マナグア	一四、〇〇〇円
	その他の地	一四、〇〇〇円
ハイチ	ポルトープランス	三三、〇〇〇円
	その他の地	三三、〇〇〇円
パナマ	パナマ	二三、〇〇〇円
	その他の地	二一、〇〇〇円
パラグアイ	アスンシオン	二二、〇〇〇円
	その他の地	一七、〇〇〇円
バルバドス	ブリッジタウン	四七、〇〇〇円
	その他の地	四七、〇〇〇円
ブラジル	ブラジリア	一六、〇〇〇円
	クリチバ	一二、〇〇〇円
	サンパウロ	二〇、〇〇〇円
	マナウス	一四、〇〇〇円
	リオデジャネイロ	一九、〇〇〇円
	レシフェ	一三、〇〇〇円
	その他の地	一一、〇〇〇円
ベネズエラ	カラカス	三一、〇〇〇円
	その他の地	三一、〇〇〇円
ペルー	リマ	二〇、〇〇〇円
	その他の地	一九、〇〇〇円
ボリビア	ラパス	一三、〇〇〇円
	その他の地	一三、〇〇〇円
ホンジュラス	テグシガルパ	二九、〇〇〇円
	その他の地	二九、〇〇〇円
メキシコ	メキシコ	一九、〇〇〇円
	レオン	一七、〇〇〇円
	その他の地	一九、〇〇〇円
その他の国		一四、〇〇〇円
欧州		
アイスランド	レイキャビク	四九、〇〇〇円
	その他の地	四七、〇〇〇円

アイルランド	ダブリン	三六、〇〇〇円
	その他の地	三三、〇〇〇円
アゼルバイジャン	バクー	二五、〇〇〇円
	その他の地	二五、〇〇〇円
アルバニア	ティラナ	一六、〇〇〇円
	その他の地	一六、〇〇〇円
アルメニア	エレバン	二七、〇〇〇円
	その他の地	二六、〇〇〇円
イタリア	ローマ	三〇、〇〇〇円
	ミラノ	三一、〇〇〇円
	その他の地	二二、〇〇〇円
ウクライナ	キーウ	二一、〇〇〇円
	その他の地	二一、〇〇〇円
ウズベキスタン	タシケント	二五、〇〇〇円
	その他の地	二四、〇〇〇円
英国	ロンドン	四四、〇〇〇円
	エディンバラ	三八、〇〇〇円
	その他の地	二九、〇〇〇円
エストニア	タリン	一九、〇〇〇円
	その他の地	二〇、〇〇〇円
オーストリア	ウィーン	二四、〇〇〇円
	その他の地	二一、〇〇〇円
オランダ	ハーグ	二四、〇〇〇円
	その他の地	二五、〇〇〇円
カザフスタン	アスタナ	二三、〇〇〇円
	その他の地	二三、〇〇〇円
北マケドニア	スコピエ	二一、〇〇〇円
	その他の地	二〇、〇〇〇円
キプロス	ニコシア	三三、〇〇〇円
	その他の地	二六、〇〇〇円
ギリシャ	アテネ	二八、〇〇〇円
	その他の地	二五、〇〇〇円
キルギス	ビシュケク	一五、〇〇〇円
	その他の地	一五、〇〇〇円

クロアチア	ザグレブ	二一、〇〇〇円
	その他の地	二二、〇〇〇円
ジョージア	トビリシ	二一、〇〇〇円
	その他の地	二一、〇〇〇円
スイス	ベルン	三三、〇〇〇円
	ジュネーブ	三八、〇〇〇円
	その他の地	三二、〇〇〇円
スウェーデン	ストックホルム	三〇、〇〇〇円
	その他の地	二五、〇〇〇円
スペイン	マドリード	三一、〇〇〇円
	バルセロナ	三四、〇〇〇円
	その他の地	二四、〇〇〇円
スロバキア	ブラチスラバ	二二、〇〇〇円
	その他の地	一八、〇〇〇円
スロベニア	リュブリャナ	二三、〇〇〇円
	その他の地	二二、〇〇〇円
セルビア	ベオグラード	二五、〇〇〇円
	その他の地	二一、〇〇〇円
タジキスタン	ドゥシャンベ	二八、〇〇〇円
	その他の地	二八、〇〇〇円
チェコ	プラハ	一九、〇〇〇円
	その他の地	一七、〇〇〇円
デンマーク	コペンハーゲン	三四、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円
ドイツ	ベルリン	二五、〇〇〇円
	デュッセルドルフ	二二、〇〇〇円
	ハンブルク	二五、〇〇〇円
	フランクフルト	二〇、〇〇〇円
	ミュンヘン	二四、〇〇〇円
	その他の地	一九、〇〇〇円
トルクメニスタン	アシガバット	二一、〇〇〇円
	その他の地	二一、〇〇〇円
ノルウェー	オスロ	三二、〇〇〇円
	その他の地	二九、〇〇〇円

バチカン	バチカン	二一、〇〇〇円
	その他の地	二一、〇〇〇円
ハンガリー	ブダペスト	二一、〇〇〇円
	その他の地	一九、〇〇〇円
フィンランド	ヘルシンキ	二七、〇〇〇円
	その他の地	二六、〇〇〇円
フランス	パリ	三八、〇〇〇円
	ストラスブール	二四、〇〇〇円
	マルセイユ	二三、〇〇〇円
	その他の地	二五、〇〇〇円
ブルガリア	ソフィア	二〇、〇〇〇円
	その他の地	一八、〇〇〇円
ベラルーシ	ミンスク	二六、〇〇〇円
	その他の地	二六、〇〇〇円
ベルギー	ブリュッセル	三四、〇〇〇円
	その他の地	二六、〇〇〇円
ポーランド	ワルシャワ	一八、〇〇〇円
	その他の地	一五、〇〇〇円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ	一八、〇〇〇円
	その他の地	一六、〇〇〇円
ポルトガル	リスボン	二八、〇〇〇円
	その他の地	二二、〇〇〇円
モルドバ	キシナウ	二〇、〇〇〇円
	その他の地	二〇、〇〇〇円
ラトビア	リガ	一八、〇〇〇円
	その他の地	一八、〇〇〇円
リトアニア	ビリニュス	一八、〇〇〇円
	その他の地	一八、〇〇〇円
ルーマニア	ブカレスト	二一、〇〇〇円
	その他の地	一七、〇〇〇円
ルクセンブルク	ルクセンブルク	三五、〇〇〇円
	その他の地	二九、〇〇〇円
ロシア	モスクワ	二一、〇〇〇円
	ウラジオストク	二一、〇〇〇円

	サンクトペテルブルク	二一、〇〇〇円
	ハバロフスク	二一、〇〇〇円
	ユジノサハリンスク	二一、〇〇〇円
	その他の地	二一、〇〇〇円
中東		
その他の国		二一、〇〇〇円
アフガニスタン	カブール	二三、〇〇〇円
	その他の地	二三、〇〇〇円
アラブ首長国連邦	アブダビ	三〇、〇〇〇円
	ドバイ	二五、〇〇〇円
	その他の地	二四、〇〇〇円
イエメン	サヌア	二三、〇〇〇円
	その他の地	二三、〇〇〇円
イスラエル	テルアビブ	三七、〇〇〇円
	その他の地	三三、〇〇〇円
イラク	バグダッド	二三、〇〇〇円
	その他の地	二三、〇〇〇円
イラン	テヘラン	二三、〇〇〇円
	その他の地	二三、〇〇〇円
オマーン	マスカット	一四、〇〇〇円
	その他の地	一五、〇〇〇円
カタール	ドーハ	一七、〇〇〇円
	その他の地	一七、〇〇〇円
クウェート	クウェート	二三、〇〇〇円
	その他の地	二四、〇〇〇円
サウジアラビア	リヤド	四三、〇〇〇円
	ジッダ	二一、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円
シリア	ダマスカス	二三、〇〇〇円
	その他の地	二三、〇〇〇円
トルコ	アンカラ	一五、〇〇〇円
	イスタンブール	二〇、〇〇〇円
	その他の地	一九、〇〇〇円
バーレーン	マナーマ	二二、〇〇〇円
	その他の地	二二、〇〇〇円

	ヨルダン	
		アンマン
		その他の地
	レバノン	
		ベイルート
		その他の地
	その他の国	
アフリカ		
	アルジェリア	
		アルジェ
		その他の地
	アンゴラ	
		ルアンダ
		その他の地
	ウガンダ	
		カンパラ
		その他の地
	エジプト	
		カイロ
		その他の地
	エチオピア	
		アディスアベバ
		その他の地
	ガーナ	
		アクラ
		その他の地
	ガボン	
		リーブルビル
		その他の地
	カメルーン	
		ヤウンデ
		その他の地
	ギニア	
		コナクリ
		その他の地
	ケニア	
		ナイロビ
		その他の地
	コートジボワール	
		アビジャン
		その他の地
	コンゴ民主共和国	
		キンシャサ
		その他の地
	ザンビア	
		ルサカ
		その他の地
	ジブチ	
		ジブチ
		その他の地
	ジンバブエ	
		ハラレ

	ヨルダン	
		アンマン
		二一、〇〇〇円
		その他の地
		二一、〇〇〇円
	レバノン	
		ベイルート
		二三、〇〇〇円
		その他の地
		二三、〇〇〇円
	その他の国	
		二三、〇〇〇円
アフリカ		
	アルジェリア	
		アルジェ
		三〇、〇〇〇円
		その他の地
		二九、〇〇〇円
	アンゴラ	
		ルアンダ
		四七、〇〇〇円
		その他の地
		四七、〇〇〇円
	ウガンダ	
		カンパラ
		一九、〇〇〇円
		その他の地
		三一、〇〇〇円
	エジプト	
		カイロ
		三二、〇〇〇円
		その他の地
		三一、〇〇〇円
	エチオピア	
		アディスアベバ
		一八、〇〇〇円
		その他の地
		二四、〇〇〇円
	ガーナ	
		アクラ
		二九、〇〇〇円
		その他の地
		二九、〇〇〇円
	ガボン	
		リーブルビル
		三二、〇〇〇円
		その他の地
		三二、〇〇〇円
	カメルーン	
		ヤウンデ
		二六、〇〇〇円
		その他の地
		二六、〇〇〇円
	ギニア	
		コナクリ
		二二、〇〇〇円
		その他の地
		二二、〇〇〇円
	ケニア	
		ナイロビ
		二六、〇〇〇円
		その他の地
		二六、〇〇〇円
	コートジボワール	
		アビジャン
		三二、〇〇〇円
		その他の地
		三二、〇〇〇円
	コンゴ民主共和国	
		キンシャサ
		二二、〇〇〇円
		その他の地
		二二、〇〇〇円
	ザンビア	
		ルサカ
		三三、〇〇〇円
		その他の地
		三七、〇〇〇円
	ジブチ	
		ジブチ
		二二、〇〇〇円
		その他の地
		二二、〇〇〇円
	ジンバブエ	
		ハラレ
		一九、〇〇〇円

スーダン	その他の地	一九、〇〇〇円
	ハルツーム	二二、〇〇〇円
	その他の地	二二、〇〇〇円
セーシェル	ビクトリア	二二、〇〇〇円
	その他の地	二二、〇〇〇円
セネガル	ダカール	四〇、〇〇〇円
	その他の地	三九、〇〇〇円
タンザニア	ダルエスサラーム	二二、〇〇〇円
	その他の地	二三、〇〇〇円
チュニジア	チュニス	二九、〇〇〇円
	その他の地	二九、〇〇〇円
ナイジェリア	アブジャ	三一、〇〇〇円
	その他の地	三一、〇〇〇円
ナミビア	ウィントフック	一三、〇〇〇円
	その他の地	一七、〇〇〇円
ブルキナファソ	ワガドゥグー	二三、〇〇〇円
	その他の地	二三、〇〇〇円
ベナン	コトヌ	二七、〇〇〇円
	その他の地	二七、〇〇〇円
ボツワナ	ハボローネ	二三、〇〇〇円
	その他の地	二三、〇〇〇円
マダガスカル	アンタナナリボ	二四、〇〇〇円
	その他の地	二四、〇〇〇円
マラウイ	リロングウェ	二六、〇〇〇円
	その他の地	二六、〇〇〇円
マリ	バマコ	四一、〇〇〇円
	その他の地	四一、〇〇〇円
南アフリカ共和国	プレトリア	一六、〇〇〇円
	その他の地	一八、〇〇〇円
南スーダン	ジュバ	二二、〇〇〇円
	その他の地	二二、〇〇〇円
モーリシャス	ポートルイス	三八、〇〇〇円
	その他の地	二六、〇〇〇円
モーリタニア	ヌアクショット	二一、〇〇〇円

	その他の地	二一、〇〇〇円
モザンビーク	マプト	一八、〇〇〇円
	その他の地	一九、〇〇〇円
モロッコ	ラバト	二〇、〇〇〇円
	その他の地	一九、〇〇〇円
リビア	トリポリ	二二、〇〇〇円
	その他の地	二二、〇〇〇円
ルワンダ	キガリ	二九、〇〇〇円
	その他の地	二九、〇〇〇円
その他の国		二二、〇〇〇円
その他の地域		二一、〇〇〇円

附　則

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2　この規則による改正後の職員の旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

規　則

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第三十号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例施行規則

1　特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和二十四年埼玉県条例第二十八号。次項において「条例」という。）第二条第二項の規則で定める額（別表において「宿泊料基準額」という。）は、別表のとおりとする。

2　条例第二条第二項ただし書の規則で定める場合は、職員の旅費支給規則（昭和二十七年埼玉県規則第三十六号）第十一条第二項（第二号を除く。）の規定の例により認める場合とする。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

別表

一　本邦

区　分	宿泊料基準額（一夜につき）
北海道	二七、〇〇〇円
青森県	二三、〇〇〇円
岩手県	一九、〇〇〇円
宮城県	二一、〇〇〇円
秋田県	二三、〇〇〇円
山形県	二一、〇〇〇円
福島県	一七、〇〇〇円
茨城県	二三、〇〇〇円
栃木県	二一、〇〇〇円
群馬県	二一、〇〇〇円
埼玉県	四〇、〇〇〇円
千葉県	三六、〇〇〇円
東京都	四〇、〇〇〇円
神奈川県	三四、〇〇〇円
新潟県	三四、〇〇〇円
富山県	二三、〇〇〇円
石川県	一九、〇〇〇円

福井県	一二、〇〇〇円
山梨県	一二五、〇〇〇円
長野県	一二三、〇〇〇円
岐阜県	一二七、〇〇〇円
静岡県	一一九、〇〇〇円
愛知県	一二三、〇〇〇円
三重県	一一九、〇〇〇円
滋賀県	一二三、〇〇〇円
京都府	四〇、〇〇〇円
大阪府	一二七、〇〇〇円
兵庫県	一二五、〇〇〇円
奈良県	一二三、〇〇〇円
和歌山県	一二三、〇〇〇円
鳥取県	一一七、〇〇〇円
島根県	一一九、〇〇〇円
岡山県	一二一、〇〇〇円
広島県	一二七、〇〇〇円
山口県	一一七、〇〇〇円
徳島県	一二一、〇〇〇円
香川県	一三二、〇〇〇円
愛媛県	一二一、〇〇〇円
高知県	一二三、〇〇〇円
福岡県	一三八、〇〇〇円
佐賀県	一二三、〇〇〇円
長崎県	一二三、〇〇〇円
熊本県	一二九、〇〇〇円
大分県	一二三、〇〇〇円
宮崎県	一二五、〇〇〇円
鹿児島県	一二五、〇〇〇円
沖縄県	一三、〇〇〇円

二　外国

区分			一宿泊夜料に基つき額
地域	国名	地名	

アジア	
インド	ニューデリー	二九、〇〇〇円
	コルカタ	一六、〇〇〇円
	チェンナイ	一九、〇〇〇円
	ベンガルール	二六、〇〇〇円
	ムンバイ	三七、〇〇〇円
	その他の地	二二、〇〇〇円
インドネシア	ジャカルタ	二六、〇〇〇円
	スラバヤ	一九、〇〇〇円
	デンパサール	二九、〇〇〇円
	メダン	一三、〇〇〇円
	その他の地	二一、〇〇〇円
カンボジア	プノンペン	三四、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円
シンガポール	シンガポール	五四、〇〇〇円
	その他の地	五四、〇〇〇円
スリランカ	コロンボ	三五、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円
タイ	バンコク	三二、〇〇〇円
	チェンマイ	二二、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円
大韓民国	ソウル	四二、〇〇〇円
	済州	三七、〇〇〇円
	釜山	二九、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円
中華人民共和国	北京	二七、〇〇〇円
	広州	二七、〇〇〇円
	上海	二七、〇〇〇円
	重慶	一八、〇〇〇円
	瀋陽	一四、〇〇〇円
	青島	一九、〇〇〇円
	香港	五一、〇〇〇円
	その他の地	二四、〇〇〇円
ネパール	カトマンズ	二四、〇〇〇円
	その他の地	二四、〇〇〇円

パキスタン	イスラマバード	五一、〇〇〇円
	カラチ	五〇、〇〇〇円
	その他の地	五〇、〇〇〇円
バングラデシュ	ダッカ	二七、〇〇〇円
	その他の地	二七、〇〇〇円
東ティモール	ディリ	二七、〇〇〇円
	その他の地	二七、〇〇〇円
フィリピン	マニラ	二七、〇〇〇円
	セブ	三〇、〇〇〇円
	ダバオ	三五、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円
ブルネイ	バンダルスリブガワン	三二、〇〇〇円
	その他の地	三二、〇〇〇円
ベトナム	ハノイ	二二、〇〇〇円
	ダナン	二四、〇〇〇円
	ホーチミン	二四、〇〇〇円
	その他の地	二二、〇〇〇円
マレーシア	クアラルンプール	二二、〇〇〇円
	ペナン	二二、〇〇〇円
	その他の地	二四、〇〇〇円
ミャンマー	ヤンゴン	二七、〇〇〇円
	その他の地	二七、〇〇〇円
モルディブ	マレ	七五、〇〇〇円
	その他の地	七二、〇〇〇円
モンゴル	ウランバートル	三八、〇〇〇円
	その他の地	三八、〇〇〇円
ラオス	ビエンチャン	二七、〇〇〇円
	その他の地	二七、〇〇〇円
その他の国		二七、〇〇〇円
大洋州		
オーストラリア	キャンベラ	四六、〇〇〇円
	シドニー	四六、〇〇〇円
	パース	四三、〇〇〇円
	ブリスベン	四五、〇〇〇円
	メルボルン	四二、〇〇〇円

その他の地	四二、〇〇〇円
キリバス	
タラワ	四〇、〇〇〇円
その他の地	四〇、〇〇〇円
サモア	
アピア	四〇、〇〇〇円
その他の地	四〇、〇〇〇円
ソロモン	
ホニアラ	四〇、〇〇〇円
その他の地	四〇、〇〇〇円
トンガ	
ヌクアロファ	四〇、〇〇〇円
その他の地	四〇、〇〇〇円
ニュージーランド	
ウェリントン	四三、〇〇〇円
オークランド	四三、〇〇〇円
その他の地	三八、〇〇〇円
バヌアツ	
ポートビラ	四〇、〇〇〇円
その他の地	四〇、〇〇〇円
パプアニューギニア	
ポートモレスビー	六一、〇〇〇円
その他の地	六一、〇〇〇円
パラオ	
コロール	四〇、〇〇〇円
その他の地	四〇、〇〇〇円
フィジー	
スバ	五三、〇〇〇円
その他の地	六四、〇〇〇円
マーシャル	
マジュロ	四〇、〇〇〇円
その他の地	四〇、〇〇〇円
ミクロネシア	
コロニア	四〇、〇〇〇円
その他の地	四〇、〇〇〇円
その他の国	四〇、〇〇〇円
北米	
アメリカ合衆国	
ワシントン	八六、〇〇〇円
アトランタ	六一、〇〇〇円
サンフランシスコ	七八、〇〇〇円
シアトル	六七、〇〇〇円
シカゴ	七〇、〇〇〇円
デトロイト	六九、〇〇〇円
デンバー	六四、〇〇〇円
ナッシュビル	五九、〇〇〇円
ニューヨーク	九一、〇〇〇円

		ハガッニャ
		ヒューストン
		ボストン
		ホノルル
		マイアミ
		ロサンゼルス
		その他の地
カナダ		オタワ
		カルガリー
		トロント
		バンクーバー
		モントリオール
		その他の地
その他の国		
中南米	アルゼンチン	ブエノスアイレス
		その他の地
	ウルグアイ	モンテビデオ
		その他の地
	エクアドル	キト
		その他の地
	エルサルバドル	サンサルバドル
		その他の地
	キューバ	ハバナ
		その他の地
	グアテマラ	グアテマラ
		その他の地
	コスタリカ	サンホセ
		その他の地
	コロンビア	ボゴタ
		その他の地
	ジャマイカ	キングストン
		その他の地
	チリ	サンティアゴ
		その他の地

二九、〇〇〇円
四五、〇〇〇円
九四、〇〇〇円
七八、〇〇〇円
六二、〇〇〇円
六七、〇〇〇円
五八、〇〇〇円
五四、〇〇〇円
五四、〇〇〇円
五六、〇〇〇円
五八、〇〇〇円
七〇、〇〇〇円
七八、〇〇〇円
五四、〇〇〇円
五八、〇〇〇円
四〇、〇〇〇円
三八、〇〇〇円
三二、〇〇〇円
三二、〇〇〇円
四三、〇〇〇円
四三、〇〇〇円
四〇、〇〇〇円
四三、〇〇〇円
三二、〇〇〇円
三五、〇〇〇円
二二、〇〇〇円
二二、〇〇〇円
四三、〇〇〇円
四三、〇〇〇円
四〇、〇〇〇円
三四、〇〇〇円
五一、〇〇〇円
五一、〇〇〇円
二七、〇〇〇円
二九、〇〇〇円
七〇、〇〇〇円
七〇、〇〇〇円
四二、〇〇〇円
三八、〇〇〇円

ドミニカ共和国	サントドミンゴ	五四、〇〇〇円
	その他の地	五三、〇〇〇円
トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	六四、〇〇〇円
	その他の地	五八、〇〇〇円
ニカラグア	マナグア	二二、〇〇〇円
	その他の地	二二、〇〇〇円
ハイチ	ポルトープランス	五三、〇〇〇円
	その他の地	五三、〇〇〇円
パナマ	パナマ	三七、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円
パラグアイ	アスンシオン	三五、〇〇〇円
	その他の地	二七、〇〇〇円
バルバドス	ブリッジタウン	七五、〇〇〇円
	その他の地	七五、〇〇〇円
ブラジル	ブラジリア	二六、〇〇〇円
	クリチバ	一九、〇〇〇円
	サンパウロ	三二、〇〇〇円
	マナウス	二二、〇〇〇円
	リオデジャネイロ	三〇、〇〇〇円
	レシフェ	二一、〇〇〇円
	その他の地	一八、〇〇〇円
ベネズエラ	カラカス	五〇、〇〇〇円
	その他の地	五〇、〇〇〇円
ペルー	リマ	三二、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円
ボリビア	ラパス	二一、〇〇〇円
	その他の地	二一、〇〇〇円
ホンジュラス	テグシガルパ	四六、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円
メキシコ	メキシコ	三〇、〇〇〇円
	レオン	二七、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円
その他の国		二二、〇〇〇円
欧州		
アイスランド	レイキャビク	七八、〇〇〇円

	その他の地	七五、〇〇〇円
アイルランド	ダブリン	五八、〇〇〇円
	その他の地	五三、〇〇〇円
アゼルバイジャン	バクー	四〇、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円
アルバニア	ティラナ	二六、〇〇〇円
	その他の地	二六、〇〇〇円
アルメニア	エレバン	四三、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円
イタリア	ローマ	四八、〇〇〇円
	ミラノ	五〇、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円
ウクライナ	キーウ	三四、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円
ウズベキスタン	タシケント	四〇、〇〇〇円
	その他の地	三八、〇〇〇円
英国	ロンドン	七〇、〇〇〇円
	エディンバラ	六一、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円
エストニア	タリン	三〇、〇〇〇円
	その他の地	三二、〇〇〇円
オーストリア	ウィーン	三八、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円
オランダ	ハーグ	三八、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円
カザフスタン	アスタナ	三七、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円
北マケドニア	スコピエ	三四、〇〇〇円
	その他の地	三二、〇〇〇円
キプロス	ニコシア	五三、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円
ギリシャ	アテネ	四五、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円
キルギス	ビシュケク	二四、〇〇〇円

	その他の地
	二四、〇〇〇円
クロアチア	ザグレブ
	三四、〇〇〇円
	その他の地
	三五、〇〇〇円
ジョージア	トビリシ
	三四、〇〇〇円
	その他の地
	三四、〇〇〇円
スイス	ベルン
	五三、〇〇〇円
	ジュネーブ
	六一、〇〇〇円
	その他の地
	五一、〇〇〇円
スウェーデン	ストックホルム
	四八、〇〇〇円
	その他の地
	四〇、〇〇〇円
スペイン	マドリード
	五〇、〇〇〇円
	バルセロナ
	五四、〇〇〇円
	その他の地
	三八、〇〇〇円
スロバキア	ブラチスラバ
	三五、〇〇〇円
	その他の地
	二九、〇〇〇円
スロベニア	リュブリャナ
	三七、〇〇〇円
	その他の地
	三五、〇〇〇円
セルビア	ベオグラード
	四〇、〇〇〇円
	その他の地
	三四、〇〇〇円
タジキスタン	ドゥシャンベ
	四五、〇〇〇円
	その他の地
	四五、〇〇〇円
チェコ	プラハ
	三〇、〇〇〇円
	その他の地
	二七、〇〇〇円
デンマーク	コペンハーゲン
	五四、〇〇〇円
	その他の地
	四八、〇〇〇円
ドイツ	ベルリン
	四〇、〇〇〇円
	デュッセルドルフ
	三五、〇〇〇円
	ハンブルク
	四〇、〇〇〇円
	フランクフルト
	三二、〇〇〇円
	ミュンヘン
	三八、〇〇〇円
	その他の地
	三〇、〇〇〇円
トルクメニスタン	アシガバット
	三四、〇〇〇円
	その他の地
	三四、〇〇〇円
ノルウェー	オスロ
	五一、〇〇〇円

	その他の地	四六、〇〇〇円
バチカン	バチカン	三四、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円
ハンガリー	ブダペスト	三四、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円
フィンランド	ヘルシンキ	四三、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円
フランス	パリ	六一、〇〇〇円
	ストラスブール	三八、〇〇〇円
	マルセイユ	三七、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円
ブルガリア	ソフィア	三二、〇〇〇円
	その他の地	二九、〇〇〇円
ベラルーシ	ミンスク	四二、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円
ベルギー	ブリュッセル	五四、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円
ポーランド	ワルシャワ	二九、〇〇〇円
	その他の地	二四、〇〇〇円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ	二九、〇〇〇円
	その他の地	二六、〇〇〇円
ポルトガル	リスボン	四五、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円
モルドバ	キシナウ	三二、〇〇〇円
	その他の地	三二、〇〇〇円
ラトビア	リガ	二九、〇〇〇円
	その他の地	二九、〇〇〇円
リトアニア	ビリニュス	二九、〇〇〇円
	その他の地	二九、〇〇〇円
ルーマニア	ブカレスト	三四、〇〇〇円
	その他の地	二七、〇〇〇円
ルクセンブルク	ルクセンブルク	五六、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円
ロシア	モスクワ	三四、〇〇〇円

	ウラジオストク	三四、〇〇〇円
	サンクトペテルブルク	三四、〇〇〇円
	ハバロフスク	三四、〇〇〇円
	ユジノサハリンスク	三四、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円
その他の国		三四、〇〇〇円
中東		
アフガニスタン	カブール	三七、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円
アラブ首長国連邦	アブダビ	四八、〇〇〇円
	ドバイ	四〇、〇〇〇円
	その他の地	三八、〇〇〇円
イエメン	サヌア	三七、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円
イスラエル	テルアビブ	五九、〇〇〇円
	その他の地	五三、〇〇〇円
イラク	バグダッド	三七、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円
イラン	テヘラン	三七、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円
オマーン	マスカット	二二、〇〇〇円
	その他の地	二四、〇〇〇円
カタール	ドーハ	二七、〇〇〇円
	その他の地	二七、〇〇〇円
クウェート	クウェート	三七、〇〇〇円
	その他の地	三八、〇〇〇円
サウジアラビア	リヤド	六九、〇〇〇円
	ジッダ	三四、〇〇〇円
	その他の地	五九、〇〇〇円
シリア	ダマスカス	三七、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円
トルコ	アンカラ	二四、〇〇〇円
	イスタンブール	三二、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円
バーレーン	マナーマ	三五、〇〇〇円

	その他の地	三五、〇〇〇円
ヨルダン	アンマン	三四、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円
レバノン	ベイルート	三七、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円
その他の国		三七、〇〇〇円
アフリカ		
アルジェリア	アルジェ	四八、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円
アンゴラ	ルアンダ	七五、〇〇〇円
	その他の地	七五、〇〇〇円
ウガンダ	カンパラ	三〇、〇〇〇円
	その他の地	五〇、〇〇〇円
エジプト	カイロ	五一、〇〇〇円
	その他の地	五〇、〇〇〇円
エチオピア	アディスアベバ	二九、〇〇〇円
	その他の地	三八、〇〇〇円
ガーナ	アクラ	四六、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円
ガボン	リーブルビル	五一、〇〇〇円
	その他の地	五一、〇〇〇円
カメルーン	ヤウンデ	四二、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円
ギニア	コナクリ	三五、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円
ケニア	ナイロビ	四二、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円
コートジボワール	アビジャン	五一、〇〇〇円
	その他の地	五一、〇〇〇円
コンゴ民主共和国	キンシャサ	三五、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円
ザンビア	ルサカ	五三、〇〇〇円
	その他の地	五九、〇〇〇円
ジブチ	ジブチ	三五、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円

ジンバブエ	ハラレ	三〇、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円
スーダン	ハルツーム	三五、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円
セーシェル	ビクトリア	三五、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円
セネガル	ダカール	六四、〇〇〇円
	その他の地	六二、〇〇〇円
タンザニア	ダルエスサラーム	三五、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円
チュニジア	チュニス	四六、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円
ナイジェリア	アブジャ	五〇、〇〇〇円
	その他の地	五〇、〇〇〇円
ナミビア	ウィントフック	二一、〇〇〇円
	その他の地	二七、〇〇〇円
ブルキナファソ	ワガドゥグー	三七、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円
ベナン	コトヌ	四三、〇〇〇円
	その他の地	四三、〇〇〇円
ボツワナ	ハボローネ	三七、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円
マダガスカル	アンタナナリボ	三八、〇〇〇円
	その他の地	三八、〇〇〇円
マラウイ	リロングウェ	四二、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円
マリ	バマコ	六六、〇〇〇円
	その他の地	六六、〇〇〇円
南アフリカ共和国	プレトリア	二六、〇〇〇円
	その他の地	二九、〇〇〇円
南スーダン	ジュバ	三五、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円
モーリシャス	ポートルイス	六一、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円

モーリタニア	ヌアクショット	三四、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円
モザンビーク	マプト	二九、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円
モロッコ	ラバト	三二、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円
リビア	トリポリ	三五、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円
ルワンダ	キガリ	四六、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円
その他の国		三五、〇〇〇円
その他の地域		三四、〇〇〇円

規　則

行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第三十一号

行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

1　行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十号。次項において「条例」という。）第三条第三項の規則で定める額は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例施行規則（令和七年埼玉県規則第三十号）第一項の規定の例による額とする。

2　条例第三条第三項ただし書の規則で定める場合は、職員の旅費支給規則（昭和二十七年埼玉県規則第三十六号）第十一条第二項（第二号を除く。）の規定の例により認める場合とする。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　　則

埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第三十二号

埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則

埼玉県恩給支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「毎年」の下に「九月一日までに」を加え、「九月一日前一月以内に交付された住民票の写し及び」及び「、同日までに」を削る。

別記様式第一号中「（※　代筆の場合は、債権者の印を押してください。）」を削り、「金融機関名」の次に「・支店名」を加え、「口座種別　普通・当座」を「口座種別　普通・当座　口座番号」に、「口座番号」を「口座名義(カナ)」に改め、同様式注中「すること」を「してください」に改める。

別記様式第二号中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑、懲役又は禁錮」に改め、「※　該当するものを〇で囲んでください。」及び「（※代筆の場合は、受給者の印を押してください。）」を削り、「（宛先）埼玉県知事」を「（宛先）埼玉県知事」に改め、同様式注意を次のように改める。

注１　※の欄は、該当するものを〇で囲んでください。

２　提出期限を過ぎても提出のない方は、恩給の支給を差し止めることがあります。

附　則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

規　則

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第三十三号

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則

埼玉県文書管理規則（平成十三年埼玉県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「印鑑及び」を削る。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

埼玉県報の発行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第三十四号

埼玉県報の発行に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県報の発行に関する規則（昭和三十六年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第五条中「県報に登載された事項」を「県報登載事項」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（委任）

第十条　この規則に定めるもののほか、県報の発行に関し必要な事項は、文書課長が別に定める。

第四条を削る。

第三条第一項中「以下同じ。」を削り、同条を第四条とし、同条の次に次の四条を加える。

（発行の方法）

第五条　県報を発行しようとするときは、第三条第一項各号及び第二項に規定する事項その他必要な事項（以下「県報登載事項」という。）を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を、知事の使用に係る電子計算機に備えられた県報登載事項を記録するためのファイル（次項及び第三項において「県報ファイル」という。）に記録しなければならない。

２　県報の発行は、県報ファイルに記録された県報登載事項（以下「電磁的県報記録」という。）について、当該県報ファイルを電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第八条第四項において同じ。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。

３　前項の規定による公衆の閲覧は、埼玉県のウェブサイトへの掲載により行うものとし、県報ファイルを識別するための文字、番号、記号その他の符号については、知事が別に定め、告示するものとする。

4　第二項の自動公衆送信により送信される電磁的県報記録に係る情報は、次の各号に掲げる措置のいずれもがとられたものでなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由により第二号の措置をとることができない場合は、当該措置を経ないで県報の発行を行うことができる。

一　十分な安全性を有する暗号技術を用いて、当該情報を暗号化する措置であつて、次の要件のいずれにも該当するもの

イ　第三項の埼玉県のウェブサイトが真正なものであることを示すためのものであること。

ロ　当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

二　当該情報が知事の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置であつて、次に掲げるもの

イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ　イに掲げる措置と併せて、当該情報に対し、認定時刻認証業務（時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第二条第二項に規定する時刻認証業務であつて、同規程第三条第一項の規定による総務大臣の認定を受けたものをいう。）によりタイムスタンプ（同規程第二条第一項に規定するタイムスタンプをいう。）を付与すること。

5　前項ただし書の場合において、知事は、同項第二号の措置をとることができるようになつたときは、直ちに当該措置をとるものとする。

6　第二項の自動公衆送信は、当該自動公衆送信により送信される電磁的県報記録に係る情報について、当該情報を受信した者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写することができるものでなければならない。この場合において、当該ファイルに複写される電磁的県報記録に係る情報は、第四項第二号に掲げる措置がとられているものであることを確認するために必要な事項を証明する情報（次項において「証明情報」という。）が分離することができない状態で付加されたものでなければならない。

7　第四項ただし書の場合であつて、第五項に規定する措置をとることができるようになるまでの間は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する証明情報を分離することができない状態で付加することを要しない。

（県報登載事項の公布等の効力）

第六条　電磁的県報記録（第三条第一項各号に規定する事項に限る。）の公布又は公示は、当該電磁的県報記録について第五条第二項の措置がとられた時に行われ

たものとする。

（県報の発行と併せて実施すべき措置）

第七条　第五条第二項の措置をとるときは、併せて、知事が定めるところにより、埼玉県庁内県民案内室その他知事が必要と認める箇所に備え置いて、一般の閲覧に供するものとする。

（緊急時の措置）

第八条　情報処理システムの障害その他これに類する事由により、第五条第二項の措置をとることができないときは、同項の規定にかかわらず、県報登載事項を記載した書面（以下この条において「書面県報」という。）を埼玉県庁内県民案内室その他知事が必要と認める箇所に備え置くことにより県報の発行を行うことができる。

2　書面県報に記載された県報登載事項（第三条第一項各号に規定する事項に限る。）の公布又は公示は、当該県報登載事項に係る書面県報が前項の規定により備え置かれた時に行われたものとする。

3　第一項の規定により書面県報の発行をするときは、あらかじめ、その旨及びその理由を公表するものとする。

4　第一項の規定により書面県報の発行をした後に、第五条第二項の措置をとることができることとなつたときは、その旨を公表するとともに、当該書面県報の発行年月日及び当該書面県報に登載された事項の内容を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとるものとする。

5　第五条第三項の規定による公衆の閲覧について準用する。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（発行主体）

第二条　県報の発行は、この規則の定めるところにより、知事が行う。

附　則

1　この規則は、令和七年四月四日から施行する。

2　この規則による改正後の埼玉県報の発行に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に発行する埼玉県報について適用し、同日前に発行された埼玉県報については、なお従前の例による。

規　則

埼玉県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第三十五号

埼玉県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県統計調査条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第八条」を「第十条」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則

知事が行う県統計調査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第三十六号

知事が行う県統計調査に関する規則の一部を改正する規則

知事が行う県統計調査に関する規則（平成二十一年埼玉県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（裏）中「措置」の次に「として総務省令で定めるもの」を加え、「地方公共団体の長」を「指定地方公共団体の長」に、「当該地方公共団体の」を「当該指定地方公共団体が」に改め、「第３９条第１項第２号」の次に「又は第３号」を加え、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第二号（裏）の改正規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める部分は、令和七年六月一日から施行する。

２　この規則の施行の際現に交付されている改正前の知事が行う県統計調査に関する規則様式第二号による身分証明書は、改正後の知事が行う県統計調査に関する規則様式第二号による身分証明書とみなす。

規　則

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第三十七号

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項の表西武園競輪場の項中「

本場以外	特別観覧席

」を「

本場以外	ロイヤル席	二、〇〇〇円
	特別観覧席	三、〇〇〇円

」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第三十八号

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（平成元年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別記様式（裏）中「[illegible]」を「[illegible]」に改める。

附　則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

規　則

埼玉県防災会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第三十九号

埼玉県防災会議規則の一部を改正する規則

埼玉県防災会議規則（平成十七年埼玉県規則第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「二十五人」を「二十六人」に改め、同項第四号中「六人」を「九人」に改める。

附　則

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に任命された改正後の第二条第一項第三号及び第四号に掲げる委員の任期は、同条第二項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

規　則

埼玉県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第四十号

埼玉県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県災害救助法施行細則（昭和三十五年埼玉県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）から様式第三号まで及び様式第五号中「㊞」を削る。

様式第六号中「㊞」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第七号中「㊞」を削り、同様式裏面中「第３１条」を「第３２条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第八号及び様式第十号中「㊞」を削る。

様式第十一号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

様式第十二号中「㊞」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第七号裏面の改正規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める部分は、令和七年六月一日から施行する。

規　則

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第四十一号

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第十六号ハを次のように改める。

ハ	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定による許可の申請

附　則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

規　則

埼玉県土採取条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第四十二号

埼玉県土採取条例施行規則を廃止する規則

埼玉県土採取条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第四十三号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

規　則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第四十三号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一　県内に設置している全ての事業所（当該事業者が連鎖化事業者である場合にあっては、当該事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る事業所を含む。）における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。第二十六条第一項において「省エネ法施行令」という。）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。）を合算したものが千五百キロリットル以上である事業者

第三条第一項中「該当した年度」の下に「（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）」を加える。

第二十六条第一項第一号中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下この項において「省エネ法施行令」という。）」を「省エネ法施行令」に改める。

附　則

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2　改正後の第二条第一号の規定は、埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成二十一年埼玉県条例第九号）第十二条第一項の規定により令和八年度以後の地球温暖化対策計画を作成する事業者について適用し、同項の規定により令和七年度以前の同計画を作成する事業者については、なお従前の例による。

規　則

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第四十四号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成十六年埼玉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第二項中「き損」を「毀損」に改める。

第七条第二号中「き損し」を「毀損し」に改める。

様式第一号中「㊞」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二号中「㊞」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第三号中「㊞」を削り、「理由により」を「事由により」に改め、同様式の備考３を削る。

様式第四号中「㊞」を削り、「理由により」を「事由により」に改め、同様式の備考３を削る。

様式第五号中「㊞」を削り、「き損」を「毀損」に改め、同様式の備考３を削る。

様式第六号中「㊞」を削り、「き損」を「毀損」に改め、同様式の備考３を削る。

様式第七号中「㊞」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第八号中「㊞」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第四十五号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条　埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則（平成十四年埼玉県規則第百十九号）の一部を次のように改正する。

様式第十六号を次のように改める。

様式第１６号（第３４条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写 真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付

年　　月　　日限り有効

埼玉県知事　　㊞

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）　１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　第２面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

第二条　埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則

第一条から第十二条までを削る。

第十三条中「土砂条例第十五条第一項」を「埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号。以下「土砂条例」という。）第六条第一項」に、「第三十一条第一項第一号ヌ」を「第四条第一項第一号ヌ」に改め、同条を第一条とする。

第十四条中「第十五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第二条とする。

第十五条第一項中「第十五条第一項ただし書」を「第六条第一項ただし書」に、「様式第五号」を「様式第一号」に改め、同条第二項中「たい積」を「堆積」に改め、同条を第三条とする。

第十六条から第三十条までを削る。

第三十一条の見出し中「たい積」を「堆積」に改め、同条第一項中「第二十六条」を「第七条」に改め、同項第一号ヌ及び第二号中「許可事業者」を「土砂の堆積を行う者」に改め、同項第三号中「たい積」を「堆積」に改め、同条第二項中「第二十六条」を「第七条本文」に、「様式第十四号」を「様式第二号」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の五条を加える。

（法令又は他の条例による許可等の処分）

第五条　土砂条例第七条第三号の規則で定める許可等の処分その他の行為は、次のとおりとする。

一　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による許可

二　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第六項の規定による許可

三　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の認可

四　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項又は第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可

五　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項又は第九十一条第一項の許可及び同法第三十五条の同意

六　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十六条第一項の許可

七　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項（同法第三十三

条第四項において準用する場合を含む。）の許可（同法第九条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）

八　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項の許可及び同法第二十条第二項の規定による協議

九　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第九条第一項の許可

十　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十条の承認及び同法第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項又は第五十八条の四第一項の許可（同法第九十五条の規定によりこれらの承認又は許可があったものとみなされる場合を含む。）

十一　砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の認可

十二　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可

十三　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第六十六条第一項の許可

十四　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の許可及び同条第四項の規定による協議

十五　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の許可（同条第八項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）

十六　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の許可

十七　埼玉県砂防指定地管理条例（平成十五年埼玉県条例第四十五号）第三条第一項の許可

2　土砂条例第七条第三号の規定により、届出を行おうとする者は、様式第三号の届出書を知事に提出しなければならない。

3　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　土砂の堆積に係る土地の位置を示す図面

二　土砂の堆積に係る許可等の処分その他の行為に係る許可書その他の書類の写し

（公益事業）

第六条　土砂条例第七条第四号の規則で定める行為は、次に掲げる事業の実施に係る行為とする。

一　砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設に関する事業

二　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業

三　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業

四　森林法による保安施設事業

五　道路法による道路に関する事業

六　都市公園法による都市公園に関する事業

七　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）による公園事業

八　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業又は水道用水供給事業

九　地すべり等防止法による地すべり防止施設に関する事業

十　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する施設に関する事業

十一　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業

十二　河川法が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に関係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設に関する事業

十三　都市計画法による都市計画事業

十四　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業

十五　石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業

十六　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業

十七　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業

十八　地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業（農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。）

十九　前各号に掲げる事業に準ずるものとして知事の確認を受けた事業

（公益事業の確認）

第七条　前条第十九号の確認を受けようとする者は、様式第四号の申請書を知事に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、土砂の堆積に係る事業を行う土地の位置を示す図面その他参考となる書類を添付しなければならない。

（堆積に係る土地の汚染調査の特例）

第八条　土砂条例第七条第七号の規則で定める土砂の堆積は、次のとおりとする。

一　運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂の堆積

二　土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂の堆積

三　採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。）のみを用いて行う土砂の堆積

四　市町村が定める土砂の堆積による土壌の汚染を防止するための条例の規定によりされた届出等に係る土砂の堆積のうち、知事が別に定める土砂の堆積

（関係書類の閲覧）

第九条　土砂条例第八条の規定による閲覧は、次により行うものとする。

一　閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。

二　閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

第三十二条及び第三十三条を削る。

第三十四条中「第三十四条第二項」を「第十条第二項」に、「様式第十六号」を「様式第五号」に改め、同条を第十条とする。

第三十五条中「第三十五条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条の表を次のように改め、同条を第十一条とする。

市町村	土砂条例の規定
桶川市、毛呂山町、嵐山町、鳩山町	第六条から第八条まで

第三十六条を第十二条とする。

別表を削る。

様式第一号から様式第四号までを削る。

様式第五号中「第１５条関係」を「第３条関係」に、「土壌基準に適合しない土砂のたい積確認申請書」を「土壌基準に適合しない土砂の堆積確認申請書」に、「たい積について」を「堆積について」に、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規

制に関する条例第１５条第１項ただし書」を「埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例第６条第１項ただし書」に、「土砂のたい積に係る土地の区域」を「土砂の堆積に係る土地の区域」に、「最大たい積時において土砂のたい積に用いる土砂の数量」を「最大堆積時において土砂の堆積に用いる土砂の数量」に改め、同様式を様式第１号とする。

様式第六号から様式第十三号までを削る。

様式第十四号中「第３１条」を「第４条」に、「たい積に係る土地の汚染調査結果届出書」を「堆積に係る土地の汚染調査結果届出書」に、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第２６条」を「埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例第７条本文」に、

「

調査年月		
土砂のたい積の許可	許可番	
	許可年月	
	土地の区域	所
		面

」を

「

調査年月	
土砂の堆積に係る土地の区域	所
	面

」を

「

土地の汚染調査結果	
日	
号	
日	
在	
積	

」を

「

堆積に係る土地の汚染調査結果	
日	
在	
積	

」に改め、同様式を様式第１１号とし、同様式の次に次の１１様式を加える。

様式第３号（第５条関係）

許可等の処分等に基づく土砂の堆積の届出書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県　　環境管理事務所長

届出者　氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

（電話番号　　）

下記のとおり許可等の処分等に係る行為として土砂の堆積を行うので、埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例第７条第３号の規定により届け出ます。

記

土砂の堆積に係る土地の区域	所在	
	面積	
土砂の堆積に係る許可等の処分等の根拠となる法令又は条例の名称及び条項		

様式第４号（第７条関係）

公益事業確認申請書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県　　環境管理事務所長

申請者　氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

（電話番号　　）

下記の事業について、埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則第６条第１９号の規定による確認を受けたいので申請します。

記

土砂の堆積に係る土地の区域	所在	
	面積	
土砂の堆積に係る事業に関する法令等の名称		

様式第十五号を削る。

様式第十六号中「第３４条」を「第１０条」に改め、同様式を様式第五号とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年七月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　前項ただし書に規定する規定の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則様式第十六号による身分証明書は、前項ただし書に規定する規定の施行の日から令和七年六月三十日までの間、第一条の規定による改正後の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則様式第十六号による身分証明書とみなす。

3　この規則の施行の日前に行われた第二条の規定による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則第十七条第一項第十号及び第十八号に規定する行為は、第二条の規定による改正後の埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則第五条第一項に規定する行為とみなす。

規　則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第四十六号

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）の項及び別表第三埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の項中「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を「埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に、「第二十三条」を「第八条」に改める。

附　則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

さいたま緑の森博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第四十七号

さいたま緑の森博物館管理規則の一部を改正する規則

さいたま緑の森博物館管理規則（平成十七年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）及び様式第一号（二）中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊞」を削る。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正前のさいたま緑の森博物館管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規　則

埼玉県自然学習センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第四十八号

埼玉県自然学習センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県自然学習センター管理規則（平成四年埼玉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）及び様式第一号（二）中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊞」を削る。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正前の埼玉県自然学習センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規　則

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第四十九号

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター管理規則（平成六年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）及び様式第一号（二）中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊞」を削る。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正前の埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規　則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第五十号

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則（令和三年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第三十四条第四号中「東日本電信電話株式会社」の下に「（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。）」を加える。

第五十三条に次の二項を加える。

2　出納取扱金融機関は、前項の規定による収納済通知書の送付に代えて、収納済通知情報（収納済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録をいう。次項において同じ。）を病院長に電気通信回線を使用して送信することができる。

3　出納取扱金融機関は、現金を収納した場合（店舗窓口において、収納した場合を除く。）において、前項の規定により収納済通知情報を送信するときは、第一項の領収書の交付を省略することができる。

第百七条の見出しを「（固定資産の照合）」に改め、同条第一項中「実地について」を削り、同条第二項中「実地照合」を「固定資産の照合」に改める。

第百二十二条第一項中「病院長」を「課長又は病院長」に改める。

別表第四中

「

1,000万円以上	1,000万円未満
200万円以上	200万円未満

」

を

「

2,000万円以上	2,000万円未満
500万円以上	500万円未満

」

に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三十四条第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

規　則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第五十一号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（進学・就職準備給付金申請書）」に改める。

第二十二条の見出しを「（進学・就職準備給付金決定通知書）」に改め、同条中「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金決定通知書」に改める。

様式第五十二号を次のように改める。

様式第５２号（第２１条関係）

進学・就職準備給付金申請書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県　　福祉事務所長

申請者（進学する者又は就職する者）

住所又は居所

氏　　名

個 人 番 号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　世帯主の氏名

２　申請者の生年月日　　年　　月　　日

３　進学・就職する先（大学等名、会社名等）

４　進学・就職後の居住先（該当するものにチェックしてください。）

□　進学・就職前の住宅と同じ

□　転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）

居住（予定）地

５　就職の場合、おおむね６月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

６　関係書類

（１）　進学の場合

ア　入学手続に着手していることが確認できる次のいずれかの書類

(ｱ)　入学金を納付したことを証明する書類の写し

(ｲ)　入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し

(ｳ)　入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し

イ　進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

ウ　その他支給決定に当たり必要な書類

※　上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する大学等の合格通知書や新たに居住する住居の賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでに上記アからウまでの書類を提出してください。

（２）　就職の場合

ア　就職する見込みであることが確認できる次のいずれかの書類

(ｱ)　内定通知書、事業主の発行する就職証明書等

(ｲ)　個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し

(ｳ)　その他確実に就職先に就職することを証する書類

イ　就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

※　上記の書類を申請時に準備できない場合については、新たに居住する住居の賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでに上記イの書類を提出してください。

7　進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

金融機関名　　銀行・信用金庫・信用組合

（該当する金融機関の種類に〇をしてください。）

支　店　名　　支店（ゆうちょ銀行を除く。）

記　　号 | | | | | | 支店（ゆうちょ銀行の場合）

預 金 種 類　□　普通預金　□　当座預金

（該当するものにチェックしてください。）

口 座 番 号 | | | | | | | | （右に詰めて記載してください。）

（カ　ナ）

口座名義人

※　上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

※　この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

様式第五十三号（表面）中「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に、「進学準備給付金に」を「進学・就職準備給付金に」に、「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に改める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規　　則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第五十二号

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年埼玉県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「上肢」を「上肢」に改め、同表第三号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同表第五号中「下肢」を「下肢」に改める。

様式第三号中

⑩障害基礎年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当受給の有無	有　障害基礎・特児（証書の記号番号 特障・障児・福祉手当 （認定通知交付番号

を

⑩障害基礎年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当受給の有無	有　障害基礎 （証書の記号番号 特児 （受給者記号番号 特障・障児・福祉手当 （認定通知交付番号

に改める。

様式第十一号（裏面）中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

様式第二十四号中「懲役・禁錮」を「拘禁刑又は懲役若しくは禁錮」に改める。

附　則

1　この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、別表第二号から第五号まで及び様式第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正前の埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規　則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第五十三号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

様式第三十一号を次のように改める。

様式第３１号（第２２条関係）

精神障害者保健福祉手帳申請書

年　　月　　日

（宛先）
埼玉県知事

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条に規定する精神障害者保健福祉手帳の（新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付）について申請します。

精神障害者本人	フリガナ		生年月日	年　月　日
	氏名		個人番号	
	住所	電話　（　）		
既存の医療受給者証	受給者番号		有効期限	年　月末日
既存の手帳	手帳番号		有効期限	年　月末日

家族等の連絡先（精神障害者本人が１８歳未満の場合に記入）	フリガナ		続柄	
	氏名			
	住所	電話　（　）		

申請書を提出した者	□精神障害者本人　□上記の家族等　※左記以外の場合は以下に記入			
	フリガナ		本人との関係	
	氏名			
	住所	電話　（　）		

（注）１　申請事項については、該当するものを全て○で囲んでください。
２　精神障害者保健福祉手帳の新規交付、更新又は障害等級変更について申請を行う場合は、次の⑴から⑶までのいずれかの書類を添付してください（⑵又は⑶の書類を添付した場合は、日本年金機構又は共済組合等に対し、年金の障害等級等を照会することがあります。）。
⑴　医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
⑵　障害年金に関する次の①、②及び③の書類
①　障害年金の年金証書又は年金裁定通知書の写し
②　直近の年金振込（支払）通知書の写し
③　日本年金機構又は共済組合等に対する照会についての同意書
⑶　特別障害給付金に関する次の①、②及び③の書類
①　特別障害給付金受給資格者証又は特別障害給付金支給決定通知書の写し
②　直近の国庫金振込（送金）通知書の写し
③　日本年金機構又は共済組合等に対する照会についての同意書
３　居住地の市町村に申請してください。
４　自立支援医療費（精神通院）支給認定を受けるには、別に申請が必要です。

様式第三十三号（第二面）中「

障害等級	

」を「

障害等級		旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額	

」に

改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に交付されている改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第三十三号による精神障害者保健福祉手帳は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第三十三号による精神障害者保健福祉手帳とみなす。

3　この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規　　則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「受診者の被保険者証の記号及び番号」を「受診者の加入医療保険の記号、番号等」に、「番号　　」を「番号　　」に、「<その他／デイケア・訪問看護・検査・その他（　　）>」を「<その他／デイケア・訪問看護・検査・作業療法・その他（　　）>」に改め、「（自署又は記名押印）」を削り、「添付書類　医療保険被保険者証の写」を「加入医療保険の確認方法　個人番号・その他」に、「２か所通院有　　居住地特例有（　　）」を「２か所通院有　手帳の写し有　居住地特例有（　　）」に改める。

様式第二号中「（自署又は記名押印）」を削る。

様式第三号中「居住地」を「住所」に、「被保険者証の記号及び番号」を「加入医療保険の記号及び番号」に、「今回申請書への意見書（診断書）の添付の有無」を「意見書（診断書）の添付の有無」に改める。

様式第四号中「被保険者証に関する事項（記号及び番号・保険者名・受診者と同一の加入者）」を「加入医療保険に関する事項（記号及び番号・保険者名・受診者と同一の加入者）」に改め、「（自署又は記名押印）」を削る。

様式第五号中「（自署又は記名押印）」を削る。

様式第六号（一）中「㊞」を削り、同様式の別紙中「（ふりがな）
氏　名
（自署又は記名押印）」を「（ふりがな）
氏　名」に改める。

様式第六号（二）中「㊞」を削り、同様式の別紙一中「ふりがな
氏　名
（自署又は記名押印）」を

に改め、同様式の別紙三から別紙五まで及び別紙七から別紙十までの規定中「㊞」を削る。

様式第七号（一）中「㊞」を削り、同様式の別紙一中

「
（ふりがな）
氏　名
（自署又は記名押印）
」

を

「
（ふりがな）
氏　名
」

に改める。

様式第七号（二）中「㊞」を削り、同様式の別紙一中

「
（ふりがな）
氏　名
（自署又は記名押印）
」

を

「
（ふりがな）
氏　名
」

に改める。

様式第八号（一）から様式第九号までの規定中「㊞」を削る。

様式第十号及び様式第十一号中「㊞」を削る。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3　この規則の施行の際現に交付されている改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第三号による医療受給者証は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第三号による医療受給者証とみなす。

規　則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第五十五号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成二十年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第１号（第１条関係）

第　　号

身　分　証　明　書

所　　属

職　　名

氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第８条の２第１項、第９条第１項及び第９条の２第１項の規定による児童委員であることを証明する。

年　　月　　日発行

埼玉県知事　　㊞

（備考）　裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第２号（第１条関係）

第　　号

身　分　証　明　書

所　　属

職　　名

氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第８条の２第１項、第９条第１項、第９条の２第１項並びに第９条の３第１項及び第２項の規定による児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。

年　　月　　日発行

埼玉県知事　　㊞

（備考）　裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第十一号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

1　この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、様式第一号及び様式第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現に交付されている改正前の児童虐待の防止等に関する法律施行細則様式第一号及び様式第二号による身分証明書は、それぞれ改正後の児童虐待の防止等に関する法律施行細則様式第一号及び様式第二号による身分証明書とみなす。

規　　則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第五十六号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「被保険者証」を「医療保険各法による記号及び番号」に改める。

第十八条第二項及び第十九条中「掲示して行う」の下に「とともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行う」を加える。

別表第二の備考５(1)中「入所」を「入所等」に改め、同表の備考10(2)中「４０４，０００円」を「４８８，０００円」に改める。

様式第一号の二中「記号・番号」を「記号・番号・枝番」に改め、「被保険者証の」及び「なお、当該制度において、既に提出済みの場合は記入不要です。」を削り、「個人番号 ※既に提出済みの場合は不要」を「個人番号」に改める。

様式第一号の七を次のように改める。

様式第１号の７（第１条の２関係）

（表面）

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請事項変更届出書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県知事

届出者　居　　住　　地　　〒
フ　リ　ガ　ナ
氏　　名
個　人　番　号
電　話　番　号
受診者との続柄

児童福祉法施行規則第７条の９第３項の規定により、小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請に係る事項を次のとおり変更しましたので届け出ます。

公費負担者番号									フリガナ	
									受診者氏名	
受給者番号								／	個人番号	
									生年月日	

	変更後	
受診者	氏名	
	居住地	
	個人番号	
	生年月日	
保護者	氏名	
	居住地	
	個人番号	
	受診者との続柄	
	電話番号	
保険	保険者名称	
	記号・番号・枝番	
受診を希望する医療機関	名称	
	所在地	
負担上限月額算定のために必要な事項		

（裏面）

	変更後		
医療費支給認定基準世帯員	1	氏　　名	
		居 住 地	
		個人番号	
		受診者との続柄	
		生年月日	
	2	氏　　名	
		居 住 地	
		個人番号	
		受診者との続柄	
		生年月日	
	3	氏　　名	
		居 住 地	
		個人番号	
		受診者との続柄	
		生年月日	
	4	氏　　名	
		居 住 地	
		個人番号	
		受診者との続柄	
		生年月日	
	5	氏　　名	
		居 住 地	
		個人番号	
		受診者との続柄	
		生年月日	
	6	氏　　名	
		居 住 地	
		個人番号	
		受診者との続柄	
		生年月日	
	7	氏　　名	
		居 住 地	
		個人番号	
		受診者との続柄	
		生年月日	

様式第一号の十二中「被保険者証の記号・番号」を「記号・番号・枝番」に改める。

様式第二号中「被保険者証の記号及び番号」を「医療保険各法による記号・番号・枝番」に改める。

様式第六号中「被保険者証の記号及び番号の変更」を「医療保険各法による記号・番号・枝番の変更」に改める。

様式第八号の三の付表一及び様式第二十二号の付表一中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

様式第二十五号（表）中「被保険者証の記号及び番号※」を「医療保険各法による記号・番号・枝番※」に、「「被保険者証の記号及び番号」を「「医療保険各法による記号・番号・枝番」に改める。

様式第三十九号を次のように改める。

様式第３９号（第１６条関係）

第　　号

身　分　証　明　書

所　　属

職　　名

氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、児童福祉法第２９条の規定による
であることを証明する。

年　　月　　日発行

埼玉県知事　　印

備考　裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第五十二号中

「

児童番号											保険証	
保険証番号												
記号番号												

」

を

「

児童番号										
保険者番号										
記事欄										

」

に改める。

「

保険加入の有無	

」

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第八号の三の付表一及び様式第二十二号の付表一の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の児童福祉法施行細則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3　この規則の施行の際現に交付されている旧規則様式第一号の十二による小児慢性特定疾病医療受給者証兼登録者証及び様式第三十九号による身分証明書は、それぞれ改正後の児童福祉法施行細則様式第一号の十二による小児慢性特定疾病医療受給者証兼登録者証及び様式第三十九号による身分証明書とみなす。

規　　則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第五十七号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中

「

免許の取消処分を受けたこと（該当するものを○で囲むこと。） １　ありません。　　２　あります。 ２のときは、処分理由及び処分年月日 （

」を

「

免許の取消処分を受けたこと（該当するものを○で囲むこと １　ありません。　　２　あります。 ２のときは、処分理由及び処分年月日 （
麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者に該当すること（該 囲むこと。） １　該当しません。　　２　該当します。

」に改める。

様式第四号中「あて先」を「宛先」に、「失そう」を「失踪」に改める。

様式第十号中「あて先」を「宛先」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第四号及び様式第十号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に行われている製菓衛生師の免許の申請については、なお従前の例による。

３　この規則による改正前の製菓衛生師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規　則

埼玉県感染症診査協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第五十八号

埼玉県感染症診査協議会規則の一部を改正する規則

埼玉県感染症診査協議会規則（平成十五年埼玉県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四人」を「五人」に改める。

第八条第二項中「には」を「については」に改め、「委員」の下に「の承認を受け、又は当該委員」を加える。

附　則

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の埼玉県感染症診査協議会規則の規定により委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日に、改正後の同規則の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の同規則第三条第一項本文の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までとする。

規　則

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第五十九号

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

埼玉県立高等看護学院学則（昭和四十八年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「及び保証人二人が連署した様式第二号の誓約書」を「並びに連帯保証人二人が連署した様式第二号（一）の授業料に係る誓約書及び身元引受人二人が連署した様式第二号（二）の学院生活に係る誓約書」に改める。

第十三条第三項を次のように改める。

3　第一項の連帯保証人及び身元引受人は、成年者でなければならず、また、それぞれ一人以上は、学院に入学又は転入学を許可された者と生計を異にしている者でなければならない。

第十三条の二第一項中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第十四条第二項中「ごと」を削る。

第十七条第一項及び第十八条中「保証人」を「身元引受人」に改める。

第二十三条第一項及び第二十四条中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第二十六条の見出し中「保証人」を「連帯保証人又は身元引受人」に改め、同条中「保証人」を「連帯保証人若しくは身元引受人」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第十四条関係）

分野	授業科目	単位数	時間数
基礎分野			
科学的思考の基盤	論理学	一	一五
	人間工学	一	一五
	情報科学Ⅰ（看護と統計）	一	三〇
	情報科学Ⅱ（看護におけるＩＣＴ）	一	一五
人間と生活・社会の理解	心理学	一	三〇
	教育学	一	三〇
	生活と文化	一	一五
	看護英語	一	三〇
	いのちを愛する倫理原論	一	一五
	感性を育む人間関係論	一	一五

		自己と他者を繋ぐ人間関係論	一	三〇
		健康を支える体育学	二	四五
	小計	社会学	一	三〇
			一四	三一五
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	二	四五
		解剖生理学Ⅱ	二	四五
		看護形態機能学	一	三〇
		生化学	一	三〇
		栄養学	一	一五
	疾病の成り立ちと回復の促進	薬理学	一	三〇
		微生物学	二	四五
		病態学Ⅰ	一	三〇
		病態学Ⅱ	一	三〇
		病態学Ⅲ	一	三〇
		病態学Ⅳ	一	三〇
		病態学Ⅴ	一	三〇
		病態学Ⅵ	一	三〇
		病態学Ⅶ	一	一五
	健康支援と社会保障制度	生命倫理	一	一五
		環境学	一	一五
		社会福祉・社会保障	一	三〇
		関係法規	一	三〇
		行動科学	一	一五
		安全論	一	一五
	小計		二三	五五五
専門分野	基礎看護学	看護学概論Ⅰ	一	三〇
		看護学概論Ⅱ	一	一五
		共通基本技術Ⅰ	一	三〇
		共通基本技術Ⅱ	一	三〇
		共通基本技術Ⅲ	一	三〇
		共通基本技術Ⅳ	一	三〇
		日常生活援助技術Ⅰ	一	三〇
		日常生活援助技術Ⅱ	一	三〇
		日常生活援助技術Ⅲ	一	三〇

	日常生活援助技術Ⅳ	一
	診療の補助技術	一
	臨床看護総論	一
地域・在宅看護論	地域と暮らし	一
	地域・在宅看護論目的・対象論	一
	地域・在宅看護論方法論Ⅰ	一
	地域・在宅看護論方法論Ⅱ	一
	地域・在宅看護論方法論Ⅲ	一
	地域・在宅看護論方法論Ⅳ	一
健康状態別看護	看護と倫理	一
	問題解決活用法	一
	周手術期と看護	一
	終末期と看護	一
	薬物療法と看護	一
成人看護学	成人看護学目的・対象論	一
	成人看護学方法論Ⅰ（生きるを支える看護）	一
	成人看護学方法論Ⅱ（生活の再構築を支える看護）	一
	成人看護学方法論Ⅲ（セルフマネジメントに向けての看護）	一
老年看護学	老年看護学目的・対象論	一
	老年看護学方法論Ⅰ	一
	老年看護学方法論Ⅱ	一
小児看護学	小児看護学目的・対象論	一
	小児看護学方法論Ⅰ	一
	小児看護学方法論Ⅱ	一
母性看護学	母性看護学目的・対象論	一
	母性看護学方法論Ⅰ	一
	母性看護学方法論Ⅱ	一
精神看護学	精神看護学目的論	一
	精神看護学対象論	一
	精神看護学方法論Ⅰ	一
	精神看護学方法論Ⅱ	一
看護の統合と	国際看護と災害看護	一

	一五	一五
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	一五	一五
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	一五	一五
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇
	三〇	三〇

様式第一号を次のように改める。

実践	医療安全	一	三〇	
	看護研究	一	三〇	
	看護技術の統合	一	三〇	
臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	一	四五	
	基礎看護学実習Ⅱ	二	九〇	
	地域・在宅看護論実習Ⅰ	一	四五	
	地域・在宅看護論実習Ⅱ	二	九〇	
	成人・老年看護学実習Ⅰ	二	九〇	
	成人・老年看護学実習Ⅱ	二	九〇	
	成人・老年看護学実習Ⅲ	二	九〇	
	老年看護学実習	二	九〇	
	小児看護学実習	二	九〇	
	母性看護学実習	二	九〇	
	精神看護学実習	二	九〇	
	統合実習	三	九〇	
小計		六七	二、二〇五	
合計		一〇四	三、〇七五	

様式第１号（第１０条関係）

（第１面）

（注１）受験区分
（指定校推薦・推薦・社会人・一般）

受験番号	※記入しないでください。

年度埼玉県立高等看護学院入学願書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県立高等看護学院長

私は、埼玉県立高等看護学院に入学を志願します。

フリガナ	
氏　　名	
生年月日	年　　月　　日生（入学年度の４月１日現在　　歳）
現住所	〒（　　―　　）
電　　話	連絡先　　―　　― （注２）緊急連絡先　　―　　― （氏名　　関係　　）
電子メール	

（注）１　（指定校推薦・推薦・社会人・一般）のいずれかを〇で囲んでください。

２　緊急連絡先の欄は、志願者に連絡が取れない場合の連絡先並びにその者の氏名及びその者と志願者との関係（親類、同僚、友人等）を記入してください。

受験番号	※記入しないでください。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学 歴	高等学校：	年　　月（卒業・卒業見込み）
	高等学校卒業程度認定試験： 年度　第　　回	年　　月（合格）
	大学・短大 専門学校等：	年　　月（卒業・卒業見込み）
		年　　月（卒業・卒業見込み）
職 歴	職　種：	年　　月～　　年　　月
	職　種：	年　　月～　　年　　月

（推薦・社会人・一般の志願者は、以下を記入してください。）

志願の動機・理由

様式第二号を様式第二号（一）とし、同様式を次のように改める。

様式第２号（１）（第１３条関係）

授業料に係る誓約書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県立高等看護学院長

私は、埼玉県立高等看護学院に在学中は、遅滞なく、埼玉県立高等看護学院条例第７条第１項に規定する授業料を納付することを誓約します。

なお、正当な理由がなく授業料を納付しなかつたときは、埼玉県立高等看護学院学則第１９条第４号に従い、退学とされても異議ありません。

本　人　氏　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者　氏　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿

本人の埼玉県立高等看護学院在学中、本人が負う授業料の支払の債務（年額　　円）について、連帯して保証します。

連帯保証人　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿

本人との関係＿＿＿＿＿＿＿＿

連帯保証人　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿

本人との関係＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　本人が未成年者の場合は、保護者が連署してください。

様式第三号の前に次の一様式を加える。

様式第２号（２）（第１３条関係）

学院生活に係る誓約書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県立高等看護学院長

私は、入学の上は、埼玉県立高等看護学院学則等の関係規則及び指示事項を厳守し、誠実に勉学に励むことを誓約します。

本　人　氏　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者　氏　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者が在校中は、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１　関係規則及び指示事項を厳守させます。

２　本人への連絡が取れない場合その他緊急を要する場合に、学院からの連絡に応じます。

３　本人が埼玉県立高等看護学院学則に定める願い出をする際に、所定の書類に連署します。

身元引受人　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本人との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身元引受人　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本人との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　本人が未成年者の場合は、保護者が連署してください。

様式第四号中「あて先」を「宛先」に、

「　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿
保証人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿
保証人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿㊞　「　　氏　　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿　身元引受人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿㊞　を　　氏　　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿　に改
＿＿＿＿＿＿　身元引受人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿㊞」　　氏　　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿」

める。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊞」を削る。

「　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿
保証人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿
保証人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿㊞　「　　氏　　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿　身元引受人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿㊞　を　　氏　　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿　に改
＿＿＿＿＿＿　身元引受人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿㊞」　　氏　　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿」

める。

様式第七号及び様式第八号中「（宛先）埼玉県知事」を「（宛先）埼玉県立高等看護学院長」に、

「　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　「
保証人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿　連帯保証人
　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　を
保証人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿　連帯保証人
　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿㊞」

氏　　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿　に改める。
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の埼玉県立高等看護学院学則（次項及び附則第四項において「新規則」という。）第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十七条第一項、第十八条、第二十三条第一項、第二十四条、第二十六条、様式第一号から様式第二号（二）まで、様式第四号並びに様式第六号から様式第八号までの改正規定は、令和八年四月一日以後に高等看護学院に入学又は転入学する者について適用し、同年三月三十一日において高等看護学院に在学する学生については、なお従前の例による。

3　新規則別表の規定は、令和四年四月一日以後に高等看護学院に入学した学生について適用し、同年三月三十一日において高等看護学院に在学する学生については、なお従前の例による。

4　令和四年四月一日以後に高等看護学院に転入学をした学生に係る教育課程は、新規則別表の規定にかかわらず、当該学生の属する年次に在学する学生に係る教育課程と同じ教育課程とする。

5　この規則による改正前の埼玉県立高等看護学院学則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規　　則

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第六十号

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則（平成十年埼玉県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「前条第二項の規定により貸与の決定の通知を受けた者（以下「被貸与決定者」という。）」を「奨学金の貸与を受けようとする者」に改め、同条ただし書を削る。

第四条中「被貸与決定者」を「第一条第二項の規定により貸与の決定の通知を受けた者（以下「被貸与決定者」という。）」に改める。

第六条中「者」の下に「（以下「被貸与者」という。）」を加える。

第七条及び第八条中「奨学金の貸与を受けた者」を「被貸与者」に改める。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊞」を削り、

「※　貸与申請者が未成年の場合に記入してください。

上記申請について同意します。

親権者（未成年後見人）住所

氏名　㊞　続柄

住所

氏名　㊞　続柄」

を

「※　貸与申請者が未成年の場合に記入してください。

上記申請について同意します。

親権者（未成年後見人）住所

氏名　貸与申請者との関係

住所

氏名　貸与申請者との関係」

に改める。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊞」を削り、「課　　程」を「課程　名」に、「上位から　　パーセント」を「上位　　パーセント」に改める。

様式第三号中「申請者」を「貸与申請者」に改める。

様式第四号を次のように改める。

様式第４号（第２条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県知事

私は、埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例（以下「条例」という。）を遵守し、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、卒業し、免許を取得した後は、直ちに埼玉県内において看護師等の業務に従事し、及び奨学金の返還の事由が生じたときは遅滞なく返還することを誓約します。

貸与申請者　住　　所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生
電話番号

学校・養成所名
課 程 名　　第　　学年
貸与番号

貸与申請者が条例の規定により貸与を受ける奨学金に係る下記の返還の債務について、連帯して保証します。

記

１　奨 学 金 の 額　年額　　円

２　奨学金の貸与期間　　年　　月から　　年　　月まで

３　延 滞 利 息 の 額　奨学金の返還事由が生じ、定められた期日までに返還の債務を履行しなかった場合、条例第１１条の規定により、返還すべき額に年７．２５％の割合を乗じて得た額

連帯保証人　住　　所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生
貸与申請者との関係
電話番号

連帯保証人　住　　所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生
貸与申請者との関係
電話番号

様式第五号中「あて先」を「宛先」に、「被貸与決定者」を「被貸与者」に改め、「㊞」を削り、「就業・進学以外」を「(1)～(3)以外（　　）」に改める。

様式第六号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊞」を削り、「被貸与決定者」を「被貸与者」に改め、「印」を削る。

様式第七号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊞」を削る。

様式第八号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊞」を削り、「電話番号」を「被貸与者との関係」に改める。

様式第九号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊞」を削り、「続　　柄」を「被貸与決定者との関係」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則

埼玉県県民健康福祉村管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第六十一号

埼玉県県民健康福祉村管理規則を廃止する規則

埼玉県県民健康福祉村管理規則（昭和六十二年埼玉県規則第四十六号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規　則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第六十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年埼玉県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

様式第十三号中「

被保険者証の記号・番号

」を「

加入医療保険の記号・番号

」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現に交付されている改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則様式第十三号による指定難病医療受給者証は、改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則様式第十三号による指定難病医療受給者証とみなす。

規　　則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第六十三号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「第１１条第１項」を「第１３条第１項」に改める。

様式第四号中「食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥」を「食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥」に改める。

様式第七号中「食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥」を「食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥」に改める。

様式第八号中「食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥」を「食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥」に改める。

附　則

１　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

２　この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規　則

埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第六十四号

埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条　この規則は、埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和六年埼玉県条例第五十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（求償権の放棄等の申出）

第二条　保証協会は、条例第三条第一項の規定による求償権の放棄等の申出を行うときは、様式第一号の求償権放棄等申出書を知事に提出しなければならない。

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　条例第三条第二項各号に掲げる計画の写し

二　求償権の放棄等に係る中小企業者等に対して複数の求償権を有する場合にあっては、求償権の放棄等の額の配分及びその根拠を示した書類

三　前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（求償権の放棄等の実施の報告）

第三条　保証協会は、条例第三条第二項の規定により知事が放棄した回収納付金を受け取る権利に係る求償権の放棄等を行ったときは、様式第二号の求償権放棄等実施報告書により知事に報告しなければならない。

2　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　求償権の放棄等を行ったことを証する書類

二　前条第二項第二号に規定する場合にあっては、同号に掲げる書類

三　前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（求償権の放棄等の中止の報告）

第四条　保証協会は、条例第三条第二項の規定により知事が放棄した回収納付金を受け取る権利に係る求償権の放棄等を行わないこととしたときは、様式第三号の求償権放棄等中止報告書により知事に報告しなければならない。

（私的整理に関するガイドライン）

第五条　条例第三条第二項第七号の私的整理に関するガイドラインとして規則で定

めるものは、次に掲げるものとする。

一　自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成二十七年十二月二十五日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。）又は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（令和二年十月三十日に同研究会が策定したものをいう。）

二　中小企業の事業再生等に関するガイドライン（令和四年三月四日に中小企業の事業再生等に関する研究会が策定したものをいう。）

（議会への報告）

第六条　条例第五条の規定により知事が議会に報告する事項は、次に掲げるものとする。

一　回収納付金を受け取る権利を放棄した日

二　回収納付金を受け取る権利を放棄した額

三　回収納付金を受け取る権利を放棄した理由

四　前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（委任）

第七条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

求償権放棄等申出書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県信用保証協会

会長

埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例第３条第１項の規定により、求償権の放棄等を行いたいので、次のとおり申し出ます。

債務者の所在地、名称及び代表者の氏名（個人である場合にあっては、住所及び氏名）		
対象となる保証債務の内容		
	資　金　名	
	保証承諾日	年　　月　　日
	保証承諾額	円
	融資実行日	年　　月　　日
	代位弁済日	年　　月　　日
	代位弁済額	円
条例第３条第２項のうち、該当する号		第　　号
求償権の放棄等の内容		□放棄　　□不等価譲渡
求償権の放棄等の理由及び地域経済への影響・寄与の見込み		
申出日における求償権残高		円
求償権の放棄等を行う額		円
求償権の放棄等を行った後の求償権残高・不等価譲渡の対価		円
求償権の放棄等予定日		年　　月　　日
知事が回収納付金を受け取る権利を放棄する額		円

（注）「求償権の放棄等の内容」欄は、該当する□にレ印を記入すること。

様式第２号（第３条関係）

求償権放棄等実施報告書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県信用保証協会

会長

求償権の放棄等を行ったので、埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則第３条第１項の規定により、次のとおり報告します。

債務者の所在地、名称及び代表者の氏名 （個人である場合にあっては、住所及び氏名）	
求償権の放棄等の内容	□放棄　　□不等価譲渡
求償権の放棄等を行った日	年　　月　　日
求償権の放棄等を行う前の求償権残高	円
求償権の放棄等を行った額	円
求償権の放棄等を行った後の求償権残高・不等価譲渡の対価	円
求償権の放棄等に係る知事からの通知	年　　月　　日付け　　第　　号
知事が回収納付金を受け取る権利を放棄した額	円

（注）「求償権の放棄等の内容」欄は、該当する□にレ印を記入すること。

様式第３号（第４条関係）

求償権放棄等中止報告書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県信用保証協会

会長

求償権の放棄等を中止したので、埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則第４条の規定により、次のとおり報告します。

求償権の放棄等に係る知事からの通知	年　　月　　日付け　　第　　号
債務者の所在地、名称及び代表者の氏名（個人である場合にあっては、住所及び氏名）	
求償権の放棄等を中止した理由	

規　則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第六十五号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「保証人と連署した」を「前項の」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、入校予定者が未成年者であるときは、その保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に保護又は扶助するものをいう。第十四条及び第二十三条第一項において同じ。）が連署しなければならない。

第十一条第三項を削る。

第十四条中「保証人が連署した」を削り、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、訓練生が未成年者であるときは、その保護者が連署しなければならない。

第二十三条第一項中「保証人と連署した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、授業料等の減免を受けようとする者が未成年者であるときは、その保護者が連署しなければならない。

別表第二第一号の表自動車整備科の項中「二三〇時間」を「二三二時間」に、

「

ロ　実技 (1)　自動車整備実習 (2)　検査実習 (3)　故障原因探求実習	一、一四〇時間

」を「

ロ　実技 (1)　自動車整備実習 (2)　検査実習	一、一四三時間

」

に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第２号（第１１条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県立　　高等技術専門校長

埼玉県立職業能力開発センター所長

私は、入校の上は、関係規則及び指示事項を厳守し、誠実に訓練に励むことを誓約します。

本　人　　住　所

氏　名（自署）

訓練科名

上記の者が在校中は、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１　関係規則及び指示事項を厳守させます。

２　本人への連絡が取れない場合その他緊急を要する場合に、専門校からの連絡に応じます。

３　本人が埼玉県高等技術専門校規則に定める願い出をする際に、所定の書類に連署します。

保護者　　住　所

氏　名（自署）

備考　本人が未成年者の場合は、保護者が連署してください。

様式第三号中「氏　名　　㊞」を「氏　名（自署）」に、「保証人住　所」を「保護者　住　所」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考　本人が未成年者の場合は、保護者が連署してください。

様式第五号中「氏　名　　㊞」を「氏　名（自署）」に、「保証人住　所」を「保護者　住　所」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考　本人が未成年者の場合は、保護者が連署してください。

附　則

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に自動車整備科に係る普通職業訓練を受けている者（令和七年三月三十一日において埼玉県立高等技術専門校に在校する者に限る。）に対する当該普通職業訓練に係る基準については、改正後の別表第二第一号の表自動車整備科の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

規　則

農林水産業の分析依頼等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第六十六号

農林水産業の分析依頼等に関する規則の一部を改正する規則

農林水産業の分析依頼等に関する規則（平成十二年埼玉県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表肥料の項中「堆肥（たい）」を「堆肥」に改める。

様式第四号を次のように改める。

様式第４号（第１１条関係）

見 習 生 （ 研 究 生 ） 願 書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県　　所長

本　　人　住　　所
（ふりがな）
氏　　名

緊急連絡先　住　　所
氏　　名
本人との関係
電 話 番 号

私は、埼玉県　　の見習生（研究生）として、下記のとおり研修を受けたいので、履歴書を添えて願書を提出します。

記

１　希望する研修分野

２　希望する研修期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則

埼玉県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第六十七号

埼玉県漁業調整規則の一部を改正する規則

埼玉県漁業調整規則（令和二年埼玉県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第三十六条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十五条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和七年六月一日から施行する。

2　前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

規　則

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第六十八号

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則（平成十八年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「第二十条第二項」の下に「及び第二十二条第三項」を加え、同条第二項を削る。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第１号（第１条関係）

雨水流出増加行為許可申請／協議書

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第３条／第６条の規定により、雨水流出増加行為について許可を申請／協議します。

年　　月　　日

（宛先）
埼玉県知事

住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

雨水流出増加行為等の概要	１　雨水流出増加行為をする土地の区域に含まれる地域の名称	
	２　雨水流出増加行為をする土地の区域の面積	ヘクタール
	３　雨水流出増加行為に関する工事の計画の概要	
	４　対策工事の計画の概要	
	５　雨水流出増加行為に関する工事の着手予定年月日	年　　月　　日
	６　雨水流出増加行為に関する工事の完了予定年月日	年　　月　　日
	７　対策工事の着手予定年月日	年　　月　　日
	８　対策工事の完了予定年月日	年　　月　　日
	９　その他必要な事項	
※受　付　番　号	年　　月　　日　　第　　号	
※許可に付した条件		
※許　可　番　号	年　　月　　日　　第　　号	

備考　１　「許可申請／協議」、「第３条／第６条」、「許可を申請／協議」については、該当するものを○で囲むこと。

２　雨水流出増加行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、それぞれ概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別添の計画説明書及び計画図による。）」と記載し、計画説明書及び計画図を添付すること。

３　「その他必要な事項」欄には、雨水流出増加行為を行うことについて、都市計画法、特定都市河川浸水被害対策法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合は、その手続の状況を記載すること。

４　※印のある欄には、記載しないこと。

様式第２号（第９条関係）

雨水流出増加行為変更許可申請／協議書

年　　月　　日

（宛先）
埼玉県知事

住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第７条第１項同条例第６条第７条第４項において準用する規定により、雨水流出増加行為に関する工事（許可番号　年　月　日　第　号）の変更について、下記のとおり許可を申請／協議します。

記

１　変更に係る事項

２　変更の理由

※受付番号	年　月　日　第　号
※許可に付した条件	
※許可番号	年　月　日　第　号

備考　１　「許可申請／協議」、「第７条第１項同条例第６条第７条第４項において準用する」、「許可を申請／協議」については、該当するものを○で囲むこと。

２　※印のある欄には、記載しないこと。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に、「住所
氏名　印」を
「　住　所
　氏　名
に、「日第」を「日　　第」に改め、同
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）」

様式の備考を次のように改める。

備考　※印のある欄には、記載しないこと。

様式第四号中「あて先」を「宛先」に、「住所
氏名　印」を
「　住　所
　氏　名
に、「日第」を「日　　第」に改め、同
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）」

様式の備考を削る。

様式第五号を次のように改める。

様式第５号（第１５条関係）

盛土行為届出書

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第１２条第１項の規定により、盛土行為について届け出ます。

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県知事

住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

盛土行為等の概要	１　盛土行為の区域に含まれる地域の名称	
	２　盛土行為の面積	ヘクタール
	３　盛土行為の区域の平均湛水想定水深	メートル
	４　盛土行為に関する工事の計画の概要	
	５　対策工事の計画の概要	
	６　盛土行為に関する工事の着手予定年月日	年　　月　　日
	７　盛土行為に関する工事の完了予定年月日	年　　月　　日
	８　対策工事の着手予定年月日	年　　月　　日
	９　対策工事の完了予定年月日	年　　月　　日
※受　付　番　号	年　　月　　日　　第　　号	

備考　１　盛土行為の区域の平均湛水想定水深については、算定方法を記載した平均湛水想定水深算定書を添付すること。

２　盛土行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、それぞれ概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別添の計画説明書及び計画図による。）」と記載し、計画説明書及び計画図を添付すること。

３　※印のある欄には、記載しないこと。

様式第六号中「あて先」を「宛先」に、「住所
氏名　印」を
「　住　所
　氏　名
に改め、同様式の備考を次のように改める。
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕」

備考　※印のある欄には、記載しないこと。

様式第七号中「あて先」を「宛先」に、「住所
氏名　印」を
「　住　所
　氏　名
に改め、同様式の備考を次のように改める。
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕」

備考　※印のある欄には、記載しないこと。

様式第八号中「あて先」を「宛先」に、「住所
氏名　印」を
「　住　所
　氏　名
に改め、同様式の備考を削る。
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕」

様式第九号及び様式第十号を次のように改める。

様式第９号（第２６条関係）

雨水流出抑制施設機能阻害行為届出書

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第１８条第１項の規定により、雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為について届け出ます。

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県知事

住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	１　雨水流出抑制施設の名称及び雨水流出増加行為に関する工事の検査済証番号	
	２　雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	３　雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	
	４　雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施工方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施工方法を含む。）の概要	
	５　雨水流出抑制施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	
	６　雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定年月日	年　　月　　日
	７　雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定年月日	年　　月　　日
	８　保全工事の着手予定年月日	年　　月　　日
	９　保全工事の完了予定年月日	年　　月　　日
	10　その他必要な事項	
※受　付　番　号	年　　月　　日　　第　　号	
※許可に付した条件		
※許　可　番　号	年　　月　　日　　第　　号	

備考　１　雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施工方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施工方法を含む。）については、概要の記述の末尾に「（設計又は施工方法の詳細は、別添の計画説明書及び計画図による。）」と記載し、計画説明書及び計画図を添付すること。

２　「その他必要な事項」欄には、雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合は、その手続の状況を記載すること。

３　※印のある欄には、記載しないこと。

様式第１０号（第２７条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写 真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付

年　　月　　日限り有効

埼玉県知事　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）　１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　第２面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

様式第十一号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3　この規則の施行の際現に交付されている改正前の埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則様式第十号及び様式第十一号による身分証明書は、改正後の埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則様式第十号による身分証明書とみなす。

規　　則

さいたまスーパーアリーナ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第六十九号

さいたまスーパーアリーナ管理規則の一部を改正する規則

さいたまスーパーアリーナ管理規則（平成十二年埼玉県規則第百二号）の一部を次のように改正する。

別表照明設備の項中「

ピンスポットライト（三キロワット）	一台	一六、五〇〇

」を「

ピンスポットライト（三キロワット）	一台	四一、三〇〇

」に改め、同表音響設備の項中「

五、〇〇〇	

」を「

八、三〇〇	

」に改め、同表イベント設備の項中「八二、五〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に改め、同表その他の項中「一六、五〇〇」を「三三、〇〇〇」に、「一六五、〇〇〇」を「三三〇、〇〇〇」に改める。

様式第一号（一）及び様式第一号（二）中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊞」を削る。

附　則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、様式の改正規定は、公布の日から施行する。

規　則

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第七十号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

（身分証明書等）

第一条　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第七条第一項（法第二十四条第二項及び第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の身分を示す証明書は、様式第一号のとおりとする。

２　法第七条第二項に規定する許可証は、様式第二号のとおりとする。

（許可申請書の添付書類）

第二条　宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。第九条において「省令」という。）第七条第一項第十二号及び第二項第十号並びに第六十三条第一項第二号及び第二項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　土地の求積図

二　擁壁の展開図（擁壁を設置する場合に限る。）

三　排水施設の設計に係る書類（排水施設を設置する場合に限る。）

四　工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として知事が別に定めるもの

五　工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として知事が別に定めるもの

六　当該工事に係る土地の公図の写し

七　当該工事に係る土地の登記事項証明書

八　その他知事が必要と認める書類

（技術的基準の緩和）

第三条　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下この条及び次条において「政令」という。）第二十条第一項（政令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、災害の防止上支障がないと認められる土地においては、政令第八条（政令第十八条において準用する場合を含む。）の規定による擁壁又は政令第十四条（政令第十八条において準用する場合を含む。）の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次に掲げるいずれか

の工法により措置することができる。

一　石積み工

二　編柵工、筋工又は積苗工

三　前二号に掲げるもののほか、災害の防止上適当と認められる工法

（技術的基準の付加）

第四条　政令第二十条第二項（政令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、政令第七条から第十九条までに規定する技術的基準に次に掲げる技術的基準を付加する。

一　盛土又は切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずる場合においては、知事が別に定める基準に適合する小段を設置すること。

二　次のいずれかに該当する場合においては、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

イ　盛土をする前の地盤が軟弱な土地に知事が別に定める盛土をする場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

ロ　盛土をする土地の面積が三千平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入することが想定される場合

ハ　盛土をする前の地盤面が水平面に対し二十度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが五メートル以上である場合

ニ　その他イからハまでに準ずる場合として知事が別に定める場合

（着手の届出）

第五条　法第十二条第一項の規定による許可（法第十五条第二項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）又は第三十条第一項の規定による許可（法第三十四条第二項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、様式第三号の宅地造成等に関する工事着手届出書を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第六条　法第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定による届出は、様式第四号の宅地造成等に関する工事の変更届出書により行わなければならない。

（定期の報告）

第七条　法第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告は、様式第五号の宅地造成等に関する工事の定期報告書により行わなければならない。

（廃止の届出）

第八条　法第十二条第一項の規定による許可（法第十五条第二項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）又は第三十条第一項の規定による許可（法第三十四条第二項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者は、当該許可に係る工事を廃止しようとするときは、速やかに、様式第六号の宅地造成等に関する工事廃止届出書を知事に提出しなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明書の交付申請）

第九条　省令第八十八条の規定により、法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付の請求をしようとする者は、様式第七号の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明交付申請書を知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、位置図その他の知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

附　則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

様式第１号（第１条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写
真

職　　名
氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付

年　　月　　日限り有効

埼玉県知事　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）　１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　第２面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

様式第２号（第１条関係）

第　　号

住　所

氏　名

土地の試掘等許可証

宅地造成及び特定盛土等規制法第６条第１項の規定により、次のとおり土地の試掘等を行うことを許可します。

期間	年　月　日　から　年　月　日まで
責任者の住所及び氏名	
目的	
場所	
試掘等の方法	
試掘等に必要な範囲	
備考	

年　月　日

埼玉県知事　　印

様式第３号（第５条関係）

宅地造成等に関する工事着手届出書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県知事

工事主　住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話 番 号
担 当 者 名
電子メール

宅地造成等に関する工事に着手したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第５条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事の許可年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号
工事をしている土地の所在地及び地番	
工事の着手年月日	年　　月　　日
工事施行者の住所及び氏名	
現場管理者の氏名及び連絡先	

備考　宅地造成及び特定盛土等規制法第４９条の規定により、工事主が掲げる標識の設置状況を明らかにする写真及び工事に着手した状況を明らかにする写真を添付すること。

様式第４号（第６条関係）

宅地造成等に関する工事の変更届出書

年　　月　　日

（宛先）
埼玉県知事

工事主　住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話 番 号
担 当 者 名
電子メール

宅地造成及び特定盛土等規制法第１６条第２項又は第３５条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

工事の許可年月日及び許可番号	年　月　日　第　号	
工事をしている（する予定の）土地の所在地及び地番		
変更内容	変更前	変更後
変更理由		

備考　工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所を変更した場合は、変更した内容を確認することができる書類（住民票の写し、登記事項証明書等）を添付すること。

様式第５号（第７条関係）

宅地造成等に関する工事の定期報告書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県知事

工事主　住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話 番 号
担 当 者 名
電子メール

宅地造成及び特定盛土等規制法第１９条第１項又は第３８条第１項の規定により、次のとおり報告します。

共通	１　工事をしている(する予定の）土地の所在地及び地番	
	２　工事の許可年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号
	３　前回の報告年月日（２回目以降のみ記入）	年　　月　　日
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	４　報告の時点における盛土又は切土の高さ	m
	５　報告の時点における盛土又は切土の面積	㎡
	６　報告の時点における盛土又は切土の土量	㎥
	７　報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況	
土石の堆積に関する工事	８　報告の時点における土石の堆積の高さ	m
	９　報告の時点における土石の堆積の面積	㎡
	１０　報告の時点における堆積されている土石の土量	㎥
	１１　前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量（２回目以降のみ記入）	㎥

備考　１　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について報告を行う場合は１欄から７欄までを、土石の堆積に関する工事について報告を行う場合は１欄から３欄まで及び８欄から１１欄までを記入すること。

２　宅地造成等の工事をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

様式第６号（第８条関係）

宅地造成等に関する工事廃止届出書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県知事

工事主　住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話 番 号
担 当 者 名
電子メール

宅地造成等に関する工事を廃止したいので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第８条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事の許可年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号
工事をしている（する予定の）土地の所在地及び地番	
工事の廃止予定年月日	年　　月　　日
工事を廃止しようとする理由	

備考　宅地造成等の工事をしている（する予定の）土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付すること。

様式第７号（第９条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明交付申請書

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県知事

申請者　住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話 番 号
担 当 者 名
電子メール

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第８８条の規定により、次の計画が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面の交付を受けたいので、申請します。

<table>
<tr><td rowspan="8">計画の概要</td><td>工事主の住所及び氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>土地の所在地及び地番</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>土地の面積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td>盛土又は切土をする土地の面積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事の許可年月日及び許可番号又は許可不要の理由</td><td colspan="4">年　月　日　第　号</td></tr>
<tr><td colspan="4">（理由）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築等の計画の概要</td><td>用途</td><td></td><td>敷地面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>工事の種別</td><td></td><td>建築面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>適合する条項</td><td colspan="4">宅地造成及び特定盛土等規制法
□第１２条第１項　□第１６条第１項
□第３０条第１項　□第３５条第１項</td></tr>
</table>

※　第　号

上記のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証明します。

年　月　日

埼玉県知事　印

備考　１　※印の欄には、記入しないこと。

２　該当する□にレ印を記入すること。

規　則

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第七十一号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成二十八年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十一条」を「第十三条」に、「第三条」を「第五条」に改め、同条第三項中「第三条」を「第五条」に改める。

第二条第一項及び第三項を削り、同条第二項中「第二十三条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同項第二号中「法第三十五条第二項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第三十条第二項」に改め、同項第三号中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に、「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に改め、同項第四号中「住宅品質確保法」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。次号において「住宅品質確保法」という。）」に、「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に改め、同項第五号中「住宅性能表示基準別表１」を「日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）別表１」に、「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「住宅性能表示基準別表２―１」を「日本住宅性能表示基準別表２―１」に改め、同項を同条とする。

第三条中「第二十九条」を「第二十八条」に、「第二十六条」を「第二十五条」に、「第十一条」を「第十三条」に、「第三条」を「第五条」に、「別記様式第三十三」を「別記様式第二十七」に改める。

第四条第一項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に、「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第三項中「第三十四条第一項若しくは第四十一条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第五条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十七条」を「第三十二条」に改め、同条第二項を削る。

第六条中「第三十七条」を「第三十二条」に、「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第二十五条第二項」を「第二十四条第二項」に、「第二十八条」

を「第二十七条」に改める。

様式第一号中「第１１条」を「第１３条」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第３条」を「第５条」に改める。

様式第二号中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第３条」を「第５条」に改める。

様式第三号中「第２９条」を「第２８条」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第２６条」を「第２５条」に改め、同様式備考２中「別記様式第三十三」を「別記様式第二十七」に改める。

様式第四号中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第２６条」を「第２５条」に改める。

附　則

１　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

２　この規則による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規　則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第七十二号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第二条第二項中「第六面まで」を「第五面まで」に改める。

様式第一号中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、同様式備考２中「第六面まで」を「第五面まで」に改める。

様式第二号中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削る。

附　則

１　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

２　この規則による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規　則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第七十三号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二号の三様式中

「

生年月日	年　月　日生	年
性別		

を削る。

」

月　日生

第二号の四様式を次のように改める。

第２号の４様式（第４条の２関係）

二級
木造建築士免許証書換え交付申請書

私は、建築士法第５条第３項の規定により、下記のとおり二級
木造建築士免許証の書換え交付を申請します。

年　　月　　日

申請者住所

氏名

（宛先）

埼玉県知事

記

ふりがな 氏名		写　真 縦4.5cm 横3.5cm
登録番号	第　　号	
登録年月日	年　　月　　日	
講習受講履歴記載希望	有　・変更なし・　無	

注意事項　１　二級
木造欄は該当する方を○で囲んでください。

２　講習受講履歴記載希望欄は該当するものを○で囲んでください。

３　免許証又は免許証明書の写しを添えてください。（原本持参）

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第七十四号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第一条　埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表七六の項中「三八・四四」を「六〇・九三」に、「二七二」を「一五六」に改め、同表九八の項中「三一」を「三〇」に改め、同表九九の項中「　四　」を「　二　」に改め、同表一二一の項中「　七　」を「　六　」に改め、同表一二二の項中「　一二　」を「　一一　」に改め、同表一二三の項中「　八　」を「　七　」に改め、同表二二四の項中「四〇・七七」を「五七・一六」に、「一六八」を「六八」に改め、同表二九六の項中「二三」を「一九」に改める。

第二条　埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中一一一の項を削り、一一二の項を一一一の項とし、一一三の項から三三四の項までを一項ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第七十五号

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

（埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正）

第一条　埼玉県特別県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「二一」を「二二」に改め、同表三の項中「二二」を「二四」に改める。

（埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正）

第二条　埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成六年埼玉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「一〇」を「八」に改め、同表の四の項中「七」を「六」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第七十六号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「雇用労働局長」の下に「、都市政策・公園局長、まちづくり局長」を加える。

第二百九条第二項の表埼玉県行政組織規則第三条から第五条までに規定する課及びセンター、議会事務局総務課、教育局の課、人事委員会事務局総務給与課、警察本部会計課及び交通指導課、労働委員会事務局審査調整課並びに監査事務局監査第一課の項中「、警察本部会計課及び交通指導課」を削り、同表警察本部の課（会計課及び交通指導課を除く。）、室、所、隊、市警察部総務課及び方面本部の項を次のように改める。

警察本部の課、室、所、隊、市警察部総務課及び方面本部	課、室、所、隊又は方面本部の長の指定する職員

第二百九条第二項の表装備技術センターの項を削る。

附　則

この規則中第二百九条第二項の表の改正規定は公布の日から、第二条第二号の改正規定は令和七年四月一日から施行する。

規　則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則六―一〇一

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六―一一）の一部を次のように改正する。

第七条中「、第四号」を削り、「第四条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

別表第一経験者職員採用試験の項対象となる職の欄第一号中「のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職」を削る。

別表第二職員採用上級試験の項中

「

一般行政		
職員採用上級	教養試験	
試験の他の試験	専門試験（多肢選択式）	
職種の対象とならない全ての職	適性試験	
	論文試験	
	人物試験	
	身体検査	

」を

「

一般行政		
職員採用上級	教養試験	
試験の他の試験	専門試験（多肢選択式）	政治学、社会政策、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、国際関係及び経営学
職種の対象とならない全ての職	適性試験	
	論文試験	
	人物試験	
	身体検査	
	基礎能力検査	

」

専門試験（多肢選択式）	政治学、社会政策、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、国際関係及び経営学

」

に改め、同表経験者職員採用試験の項中

「

」

を

「

農業	主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	

」

農業	主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
林業	主として林業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
司書	主として図書に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

」

に改め、同表備考に次の一号を加える。

十一　「基礎能力検査」とは、言語的理解力、数的処理能力等についての多肢選択式による試験をいう。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則七―一一〇〇

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第一条　管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

組織	職	区分
議会事務局	事務局長	一種
	副事務局長 参事	二種
	課長 図書室長	三種
	副課長	四種
知事部局	本庁部長 知事室長 統括参事（人事委員会が定めるものに限る。） 埼玉版ＦＥＭＡ推進幹 雇用労働局長 会計管理者 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 参与（人事委員会が定めるものに限る。） 東京事務所長 総合リハビリテーションセンター長 精神保健福祉センター長 産業技術総合センター長	一種
	本庁副部長 参事	二種

参与
報道長
統括参事
政策・財務局長
行政・デジタル改革局長
地域経営局長
人財政策局長
行政監察幹（人事委員会が定めるものに限る。）
契約局長
税務局長
県民スポーツ文化局長
県民共生局長
環境未来局長
地域包括ケア局長
こども政策局長
医療政策局長
健康政策局長
食品衛生安全局長
産業政策局長
地域経済・観光局長
都市政策・公園局長
まちづくり局長
地域振興センター所長
環境科学国際センター長
環境科学国際センター研究所長
総合リハビリテーションセンター副センター長
総合リハビリテーションセンター病院長
保健所長（南部、朝霞、草加、鴻巣、狭山）
衛生研究所長
食肉衛生検査センター所長
産業技術総合センター副センター長

農林振興センター所長（川越、秩父、大里、加須、春日部）	
農業技術研究センター所長	
農業大学校長	
県土整備事務所長（さいたま、川越、秩父、熊谷、越谷）	
総合技術センター所長	
本庁課（所）長	三種
広報戦略幹	
統括参事（人事委員会が定めるものに限る。）	
政策幹	
北部拠点政策幹	
デジタル政策幹	
行政監察幹	
県庁舎再整備政策幹	
技術評価幹	
共生推進幹	
スポーツ施設整備推進幹	
危機対策幹	
防災ＤＸ政策幹	
児童虐待対策幹	
感染症対策幹	
産業拠点整備推進幹	
主席協同組合検査員	
産業基盤対策幹	
副参事	
東京事務所副所長	
地域振興センター副所長（南西部、東部、県央、川越比企、西部、利根、北部、秩父）	
地域振興センター地域防災幹	
川越比企地域振興センター東松山事務所長	
北部地域振興センター本庄事務所長	

県税事務所長
自動車税事務所長
自動車税事務所支所長（大宮）
県営競技事務所長
男女共同参画推進センター所長
男女共同参画推進センター支所長
パスポートセンター所長
消費生活支援センター所長
消防学校長
防災航空センター所長
環境管理事務所長
環境科学国際センター事務局長
環境科学国際センター室長
環境整備センター所長
福祉事務所長
発達障害総合支援センター所長
総合リハビリテーションセンター事務局長
総合リハビリテーションセンター福祉局長
精神保健福祉センター副センター長
児童相談所長
埼玉学園長
保健所長
衛生研究所副所長
高等看護学院長
動物指導センター所長
食肉衛生検査センター北部支所長
計量検定所長
産業技術総合センター室長
産業技術総合センター北部研究所長
高等技術専門校長
職業能力開発センター所長
農林振興センター所長
農林振興センター副所長

農業技術研究センター副所長 病害虫防除所長 家畜保健衛生所長 秩父高原牧場長 花と緑の振興センター所長 茶業研究所長 水産研究所長 寄居林業事務所長 農村整備計画センター所長 県土整備事務所長 総合技術センター技術指導幹 総合技術センター総合技術幹 総合技術センター主席工事検査員 西関東連絡道路建設事務所長 鉄道高架建設事務所長 総合治水事務所長 八潮新都市建設事務所長 大宮公園事務所長 建築安全センター所長 営繕・公園事務所長	本庁副課（所）長 知事室長付副室長 副報道長 調整幹 企画幹 家畜衛生幹 出納審査幹（人事委員会が定めるものに限る。） 地域振興センター副所長 地域振興センター地域調整幹（人事委員会が定めるものに限る。） 県税事務所副所長 自動車税事務所副所長
	四種

自動車税事務所支所長
県営競技事務所副所長
男女共同参画推進センター副所長
男女共同参画推進センター副支所長
パスポートセンター副所長
パスポートセンター支所長
消費生活支援センター副所長
消費生活支援センター支所長
消防学校副校長
環境管理事務所副所長
環境科学国際センター副室長
環境整備センター副所長
福祉事務所副所長
総合リハビリテーションセンター部長（人事委員会が定めるものに限る。）
総合リハビリテーションセンター医療局医療安全管理幹
精神保健福祉センター管理業務部長
精神保健福祉センター精神保健福祉部長
児童相談所副所長
埼玉学園副園長
保健所副所長（人事委員会が定めるものに限る。）
衛生研究所地域保健企画室長
衛生研究所精度管理室長
衛生研究所感染症検査室長
衛生研究所食品微生物検査室長
衛生研究所化学検査室長
高等看護学院副学院長
動物指導センター副所長
動物指導センター南支所長
食肉衛生検査センター副所長
産業技術総合センター副室長（人事委員会が

定めるものに限る。）			
産業技術総合センター北部研究所副所長			
高等技術専門校副校長			
職業能力開発センター副所長			
農林振興センター部長			
農業技術研究センター室長			
農業技術研究センター部長			
病害虫防除所副所長			
家畜保健衛生所副所長			
農業大学校副校長			
茶業研究所副所長			
水産研究所副所長			
寄居林業事務所副所長			
寄居林業事務所森林研究室長			
農村整備計画センター副所長			
県土整備事務所副所長			
総合技術センター副主席工事検査員			
総合治水事務所副所長			
大宮公園事務所副所長			
建築安全センター副所長			
営繕・公園事務所副所長			
総合リハビリテーションセンター部長（人事委員会が定めるものに限る。）	五種	教育委員会事務局	副教育長
			本局部長
			高校改革統括監
			参事（人事委員会が定めるものに限る。）
	一種		本局副部長
			参事
			教育事務所長
			総合教育センター所長
			総合教育センター総合企画長
			図書館長（熊谷）
	二種		

歴史と民俗の博物館長 近代美術館長	
本局課長 副参事 学校管理幹 教育指導幹 教育事務所副所長 北部教育事務所支所長 総合教育センター副所長 総合教育センター企画幹 総合教育センター支所長 図書館長 図書館副館長（熊谷） 歴史と民俗の博物館副館長 さきたま史跡の博物館長 嵐山史跡の博物館長 近代美術館副館長 自然の博物館長 川の博物館長 文書館長 げんきプラザ所長	三種
本局副課長 報道幹 企画幹 危機管理幹 調整幹 管理主幹 主席指導主事 主席社会教育主事 教育事務所室長 主席管理主事 教育主幹 主席司書主幹	四種

主席学芸主幹 図書館副館長 さきたま史跡の博物館副館長 嵐山史跡の博物館副館長 自然の博物館副館長 川の博物館副館長 文書館副館長 げんきプラザ副所長 伊奈学園総合高等学校事務局長		
大宮中央高等学校事務局長	五種	
県立学校事務部長 伊奈学園総合高等学校事務局次長 大宮中央高等学校事務局次長 県立学校事務室長	六種	
県立学校事務長	七種	
参事（人事委員会が定めるものに限る。）	一種	
財務局長 組織犯罪対策局長 運転免許本部長 方面本部長 参事 参事官 理事官 警察学校長 警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）	二種	警察本部
警察本部の課（室・所・隊）長 監察官 聴聞官 管理官	三種	

訟務官	
主席師範	
総括調査官	
市警察部副部長	
市警察部の課長	
方面本部副本部長	
警察学校副校長	
警察署長	
警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）	
主席調査官（人事委員会が定めるものに限る。）	四種
主席指導官	
主席専門官	
公安委員会室長	
取調べ監督室長	
けいさつ総合相談センター所長	
音楽隊長	
情報セキュリティ対策室長	
照会センター所長	
留置センター所長	
監査室長	
装備技術センター所長	
採用センター所長	
犯罪被害者支援室長	
企画調整室長	
ＤＸ推進室長	
現任教養推進室長	
生活安全指導室長	

地域安全対策推進室長 人身安全対策室長 少年サポートセンター所長 サイバー特別捜査隊長 地域指導室長 刑事指導室長 検視調査室長 法医鑑定室長 暴力団排除対策室長 特殊詐欺連合捜査室長 交通指導室長 交通安全対策推進室長 放置駐車対策センター所長 交通反則通告センター所長 交通管制センター所長 警衛警護室長 植樹祭対策室長 航空隊長 外事対策室長 国際テロリズム対策室長 次席（人事委員会が定めるものに限る。） 初任教養部長 警察署副署長	次席 副隊長 術科教養部長	五種
監査事務局 事務局長 副事務局長 課長 主席監査員（人事委員会が定めるものに限る。）	事務局長	一種
	副事務局長	三種
	課長	四種
人事委員会事務局 事務局長	事務局長	一種
参事	参事	二種

	副事務局長		三種
	課長		
	副課長		四種
労働委員会事務局	事務局長		一種
	参事		二種
	副事務局長		三種
	課長		
	副課長		四種
収用委員会事務局	事務局長		三種

（管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条　管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇六二）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則七―一一〇一

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二四）の一部を次のように改正する。

第四条中「前条第一項又は第二項の規定による届出」を「前条第一項又は第二項の規定による届出（前条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下この条、第十一条の二及び第十二条において同じ。）」に改める。

第六条中「新幹線鉄道等（条例第十条第三項に規定する新幹線鉄道等をいう。以下同じ。）」を「条例第十条第三項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）」に改める。

第八条第一項中「運賃等相当額」の下に「（次項及び第八条の三第二号において「運賃等相当額」という。）」を加え、同項第一号中「条例第十条第六項」を「条例第十条第七項」に改め、同項第二号中「交代制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「在宅勤務等手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一一二。次条において「在宅勤務等手当規則」という。）第四条第一号の職員にあつては、同号に規定する在宅勤務等をすることが見込まれるその月の通勤所要回数分とし、交替制勤務に従事する職員等にあつては、一箇月当たりの平均通勤所要回数分とする。」に改める。

第八条の二を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第八条の二　条例第十条第二項第二号の在宅勤務等手当を支給される職員のうち、委員会規則で定める職員は、在宅勤務等手当規則第四条第一号の職員とする。

2　条例第十条第二項第二号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第十五条（同条例第二十四条において準用する場合を含む。）若しくは同条例第二十六条、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して委員会規則で定める職員は、一箇月当たりの平均通勤所要回数が十回に満たない職員とする。

3　条例第十条第二項第二号の委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

第八条の三第一号中「（同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額と五万五千円との差額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同条第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては」に改める。

第十条を次のように改める。

（新幹線鉄道等の利用基準）

第十条　条例第十条第三項の委員会規則で定めるものは、新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上である職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間及び交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める職員とする。

第十一条の見出し及び同条第一項及び第二項中「新幹線鉄道等」の下に「の利用に係る特別料金等」を加え、同条第三項中「特別料金等の額の二分の一に相当する額」を「特別料金等相当額（次条第三項において「特別料金等相当額」という。）」に、「同項第一号」を「同項第一号及び第二号」に、「「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、」を「同項第二号中」に、「運賃等の」を「運賃等」に、「特別料金等の額の二分の一に相当する」を「特別料金等」に改める。

第十一条の二第一項中「第三項各号」を「第三項」に、「当該各号」を「同項」に改め、同項中「期間（以下」の下に「この条、第十二条の二第二項第二号及び第十三条において」を加え、同条第二項中「離職」の下に「（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）を」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　条例第十条第五項の委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十条第二

項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第十二条の二第二項及び第十二条の五第二項及び第五項において、「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十条第五項の委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第十二条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、人事委員会は、任用の事情等を考慮して支給の始期及び終期を別に定めることができる。

第十二条の二第一項及び第四項中「第五項」を「第六項」に改め、第三項を削り、第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項中「事由発生月」の上に「人事委員会の定めるところにより、」を加え、同項を第三項とし、第二項を次のように改める。

2　条例第十条第六項の委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号から第四号までに掲げる場合であつて、一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合　前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

二　前項第一号から第四号までに掲げる場合であつて、一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合　十五万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

三　前項第五号に掲げる事由が生じた場合　その者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（一箇月当

たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超える場合にあつては、十五万円）に事由発生月の翌月から当該支給単位期間の最後の月までの月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第十二条の三第一項中「第六項」を「第七項」に、同項第一号中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会は、任用の事情等を考慮して支給単位期間を別に定めることができる。この場合において、当該支給単位期間に係る通勤手当の支給額は、人事委員会が別に定める。

第十二条の四第一項中「開始される月」の下に「（同条第三項の規定により支給の始期を別に定めた場合は、当該別に定めた月）」を加える。

第十二条の五第二項中「五万五千円」及び「当該通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額」を「十五万円」に、「一箇月当たりの運賃等相当額等」を「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　前項の場合における通勤手当の額は、第八条第一項第一号の規定にかかわらず、利用するすべての普通交通機関等又は新幹線鉄道等につき、従前の通勤手当に係る使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合にあつては、十五万円）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

第二条　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第六号）第一条の規定による改正前の条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第十条第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の通勤手当に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除き、二以上の普通交通機関等（改正前の規則第六条に規定する普通交通機関等をいう。第一号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この条において「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。）、同項第二号に規定する額（改正前の規則第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。

以下この条において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の条例第十条第三項第一号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第六項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（二以上の新幹線鉄道等（同条第三項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項第二号において「改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が十五万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第十一条の二第一項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

一　普通交通機関等及び改正前の条例第十条第一項第二号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が五万五千円を超える場合のものに限る。）

二　改正前の条例第十条第三項第一号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（一円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。）を支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。

一　前項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロ以外の場合　改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額（ロにおいて「改正前合計額」という。）から七万五千円を減じて得た額

ロ　改正前合計額が五万五千円を超え九万五千円以下である場合　改正前合計額から五万五千円を減じて得た額に二分の一を乗じて得た額

二　前項第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合　改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額から当該一箇月当たりの特別料金等相当額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超える場合にあつては、二万円）を減じて得た額

規　則

期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則七―一一〇二

期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第一条　期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第八号中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に、「第六条」を「第六条第一項」に、「（以下「週休日」という。）」を「、勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項又は学校職員勤務時間条例第四条第三項及び学校職員勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」に、「（次号において「時間外勤務代休時間」という。）及び」を「並びに」に改め、「以下「職員の休日等」という。」を削り、「以下「学校職員の休日等」という。」を「非常勤の職員として在職した期間にあつては、勤務日以外の日。次号において「週休日等」という。」に、同項第九号中「週休日、時間外勤務代休時間及び職員の休日等又は学校職員の休日等」を「週休日等」に改める。

第十四条中「に応じ、定年前再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員（以下この条において「特定任期付職員」という。）」を加え、「百分の二百十五」を「百分の三百十五」に、「百分の二百五十五」を「百分の三百七十五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百」に、「百分の百二十二・五以下）」を「百分の百二十以下）、特定任期付職員にあつては、百分の二百六十二・五以下」に改める。

（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条　期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇六五）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

農林業普及指導手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則七―一一〇三

農林業普及指導手当に関する規則等の一部を改正する規則

（農林業普及指導手当に関する規則の一部改正）

第一条　農林業普及指導手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇七）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に改め、「週休日」の下に「、勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

（給料等の支給に関する規則の一部改正）

第二条　給料等の支給に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一一〇）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に、「及び第六条」を「及び第六条第一項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項又は学校職員勤務時間条例第四条第三項及び学校職員勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

（休日勤務手当に関する規則の一部改正）

第三条　休日勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五四一）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に改める。

（給料の半減に関する規則の一部改正）

第四条　給料の半減に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九二四）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に、「及び第六条」を「及び第六条第一項」に改め、「週休日をいう。以下同じ。）」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日（勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項又は学校職員勤務時間条例第四条第三項及び学校職員勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）」

を加え、「学校職員勤務時間条例第十条」を「学校職員勤務時間条例第十条第一項」に改める。

第五条中「の日数」を「及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

（給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第五条　給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇六七）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則七―一一〇四

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「であるときは、三」を「であるときは、零（条例第四条第八項第二号に該当する職員以外であるときは、三）」に改める。

第三十四条の見出し中「以上」を削り、同条第二項中「行政職給料表の適用を受ける職員を除いた職員とする。」を「次に掲げる職員とする。」に改め、同項に次の五号を加える。

一　公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級及び八級であるもの

二　研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

三　医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの

四　医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの

五　医療職給料表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの

第三十六条中「第四条第八項」を「第四条第八項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員）

第三十六条の二　条例第四条第八項二号の委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの

二　研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

三　医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

別表第一イ中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一　級別職務分類表（第三条関係）

イ　行政職給料表級別職務分類表

組織	職務の級	職
知事部局 議会事務局 選挙管理委員会 監査事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局	二級	専門員
	三級	協同組合検査員 講師 地域機関の課長 主任職業訓練指導員 助教授 工事検査員 監査員 主任専門員
	四級	困難な業務を分掌する協同組合検査員 困難な業務を分掌する講師 困難な業務を分掌する地域機関の課長 困難な業務を分掌する主任職業訓練指導員 困難な業務を分掌する助教授 困難な業務を分掌する工事検査員 困難な業務を分掌する監査員
	五級	主任協同組合検査員 地域調整幹 主任講師 科長 地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉部、農林振興センター並びに農業技術研究センターの部長を除く。） 次長 職業訓練主幹 教務主幹 教授 施工監理主幹 主任工事検査員 出納審査幹

	六級
主任監査員 収用委員会事務局副事務局長	本庁の副所長 調整幹 副室長 副報道長 企画幹 主席県民相談員 家畜衛生幹 支所長（自動車税事務所大宮支所及び男女共同参画推進センター支所の支所長を除く。） 副支所長 副校（園）長 主席講師 地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉部、農林振興センター並びに農業技術研究センターの部長に限る。） 副学院長 地域機関の総務部長 副主席工事検査員 副書記長 主席監査員 困難な業務を分掌する主任協同組合検査員 困難な業務を分掌する地域調整幹 困難な業務を分掌する主任講師 困難な業務を分掌する科長 困難な業務を分掌する地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉部、農林振興センター並びに農業技術研究センターの部長を除く。）

	困難な業務を分掌する次長
	困難な業務を分掌する職業訓練主幹
	困難な業務を分掌する教務主幹
	困難な業務を分掌する教授
	困難な業務を分掌する施工監理主幹
	困難な業務を分掌する主任工事検査員
	困難な業務を分掌する出納審査幹
	困難な業務を分掌する主任監査員
	困難な業務を分掌する収用委員会事務局副事務局長
七級	
本庁の所長	
広報戦略幹	
統括参事	
政策幹	
北部拠点政策幹	
デジタル政策幹	
行政監察幹	
県庁舎再整備政策幹	
技術評価幹	
共生推進幹	
スポーツ施設整備推進幹	
危機対策幹	
防災ＤＸ政策幹	
児童虐待対策幹	
産業拠点整備推進幹	
主席協同組合検査員	
産業基盤対策幹	
副参事	
地域防災幹	
東松山事務所長	
本庄事務所長	
支所長（自動車税事務所大宮支所及び男女共同参画推進センター支所の支所長に限る。）	

地域機関の事務局長 地域機関の室長 地域機関の局長 副センター長（精神保健福祉センターの副センター長に限る。） 技術指導幹 総合技術幹 主席工事検査員 議会事務局室長 書記長 監査事務局副事務局長 人事委員会事務局副事務局長 労働委員会事務局副事務局長 収用委員会事務局長	八級 報道長 困難な業務を所掌する統括参事 政策・財務局長 行政・デジタル改革局長 地域経営局長 人財政策局長 困難な業務を所掌する行政監察幹 契約局長 税務局長 県民スポーツ文化局長 県民共生局長 環境未来局長 地域包括ケア局長 こども政策局長 医療政策局長 健康政策局長 食品衛生安全局長 産業政策局長 地域経済・観光局長 都市政策・公園局長

		まちづくり局長
		参事
		参与
		副センター長（産業技術総合センターの副センター長に限る。）
		議会事務局副事務局長
		困難な業務を所掌する書記長
	九級	特に困難な業務を所掌する統括参事
		埼玉版ＦＥＭＡ推進幹
		雇用労働局長
		特に重要な業務を所掌する参事
		特に重要な業務を所掌する参与
		東京事務所長
		センター長（産業技術総合センターのセンター長に限る。）
		特に困難な業務を所掌する書記長
		監査事務局長
		人事委員会事務局長
		労働委員会事務局長
	十級	知事室長
		極めて困難な業務を所掌する統括参事
		会計管理者
		極めて重要な業務を所掌する参事
		極めて重要な業務を所掌する参与
		議会事務局長
教育委員会	一級	司書
		学芸員
	二級	社会教育主事補
		学校保健技師
		相当高度の知識又は経験を必要とする司書
		相当高度の知識又は経験を必要とする学芸員
		専門員

三級	管理主事 指導主事 社会教育主事 主任司書 主任学芸員 所員 県立学校の課長 事務長 高度の知識又は経験を必要とする社会教育 主事補 高度の知識又は経験を必要とする学校保健 技師 高度の知識又は経験を必要とする司書 高度の知識又は経験を必要とする学芸員 主任専門員
四級	困難な業務を分掌する管理主事 困難な業務を分掌する指導主事 困難な業務を分掌する社会教育主事 困難な業務を分掌する主任司書 困難な業務を分掌する主任学芸員 困難な業務を分掌する所員 困難な業務を分掌する県立学校の課長 困難な業務を分掌する事務長
五級	主任管理主事 主任指導主事 主任社会教育主事 司書主幹 学芸主幹 事務局次長 事務部長 事務室長
六級	報道幹 企画幹

		危機管理幹 調整幹 室長 教育主幹 主席司書主幹 主席学芸主幹 副館長（熊谷図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長を除く。） 困難な業務を分掌する主任管理主事 困難な業務を分掌する主任指導主事 困難な業務を分掌する主任社会教育主事 困難な業務を分掌する司書主幹 困難な業務を分掌する学芸主幹 困難な業務を分掌する事務局次長 困難な業務を分掌する事務部長 困難な業務を分掌する事務室長
七級	学校管理幹 教育指導幹 管理主幹 主席指導主事 主席社会教育主事 副参事 主席管理主事 支所長 企画幹（総合教育センターの企画幹に限る。） 副館長（熊谷図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長に限る。） 県立学校の事務局長	
八級	参事 総合企画長	
九級	高校改革統括監 特に重要な業務を所掌する参事	

	警察本部
十級	副教育長 極めて重要な業務を所掌する参事
一級	警察主事 警察技師
二級	高度の知識又は経験を必要とする警察主事 高度の知識又は経験を必要とする警察技師
三級	専門員 係長
四級	相当困難な業務を分掌する専門員 困難な業務を分掌する係長
五級	課（室、隊、校）長補佐 補佐官 困難な業務を分掌する専門員 警察署の課長 警察署の課長代理
六級	調査官 指導官 専門官 次席 術科教養部長 困難な業務を分掌する課（室、隊、校）長 補佐 困難な業務を分掌する補佐官 困難な業務を分掌する警察署の課長 特に困難な業務を分掌する専門員
七級	主席師範 管理官 総括調査官 主席調査官 主席指導官 主席専門官 附置機関の長
八級	財務局長

九級	参事 理事官	特に重要な業務を所掌する参事

別表第四を次のように改める。

別表第四　経験年数換算表（第六条関係）

経歴			換算率
地方公共団体、国、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員としての在職期間			百分の百
	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）		
	その他の期間		百分の百以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）			百分の百以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間		百分の百以下
	その他の期間		百分の五十以下

別表第七を次のように改める。

30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			

別表第７　昇格時号給対応表（第２２条関係）

イ　行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇　格　後　の　号　給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		

98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						
102		50	48						
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						
107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						
110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46						
87	35	47	46						
88	35	48	46						
89	35	48	47						
90	36	48	47						
91	36	48	47						
92	36	48	47						
93	37	49	47						
94		49	47						
95		49	47						
96		49	48						
97		49	48						

38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		

ロ　公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5

120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91					
123	100	103	92					
124	100	103	92					
125	101	103	92					
126		104	92					
127		104	92					
128		104	92					
129		105	92					
130		105	92					
131		105	92					
132		106	92					
133		106	93					
134		106	93					
135		107	93					
136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51				
87	75	75	63	52				
88	76	76	64	52				
89	77	77	65	53				
90	78	78	66	53				
91	79	79	67	53				
92	80	80	68	54				
93	81	81	69	54				
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				

29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	7
59	28	12	24	7
60	28	12	24	7

ハ　研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇　格　後　の　号　給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4

93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		
102	50	29		
103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

61	29	13	25	7
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	
69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		
85	39	25		
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		
90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		

29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5

ニ　医療職給料表⑴昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇　格　後　の　号　給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3

ホ　医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2	1
23	3	3	11	3	3	3	1
24	4	4	12	4	4	4	1
25	5	5	13	5	5	5	1
26	6	6	14	6	6	5	1
27	7	7	15	7	7	6	1
28	8	8	16	8	8	6	1
29	9	9	17	9	9	7	1
61	17	30	5				
62	17	30	5				
63	18	31	5				
64	18	31	5				
65	19	31	5				
66		32	5				
67		32	5				
68		32	5				
69		32	5				
70		32	5				
71		33	5				
72		33	5				
73		33	5				
74		33					
75		33					
76		34					
77		34					
78		34					
79		34					
80		34					
81		35					
82		35					
83		35					
84		35					
85		35					

62	33	42	50	33	28		
63	34	43	51	33	28		
64	34	44	52	34	29		
65	35	45	53	34	29		
66	35	46	54	34	29		
67	36	47	55	35	29		
68	36	48	56	35	29		
69	37	49	57	35	30		
70	37	49	57	36	30		
71	38	50	58	36	30		
72	38	50	58	36	30		
73	39	51	59	37	30		
74	39	51	59	37	31		
75	40	52	60	37	31		
76	40	52	60	37	31		
77	41	53	61	38	31		
78	41	53	61	38			
79	41	53	62	38			
80	42	54	62	38			
81	42	54	63	39			
82	42	54	63	39			
83	43	55	64	39			
84	43	55	64	39			
85	43	55	65	39			
86		56	66	40			
87		56	67	40			
88		56	68	40			
89		56	69	40			
90		56	69	40			
91		57	70	41			
92		57	70	41			
93		57	70	41			

30	10	10	18	10	10	7	1
31	11	11	19	11	11	8	1
32	12	12	20	12	12	8	1
33	13	13	21	13	13	9	1
34	14	14	22	14	14	9	1
35	15	15	23	15	15	9	1
36	16	16	24	16	16	9	1
37	17	17	25	17	17	9	1
38	18	18	26	18	18	9	
39	19	19	27	19	19	10	
40	20	20	28	20	20	10	
41	21	21	29	21	21	10	
42	22	22	30	22	21	10	
43	23	23	31	23	21	10	
44	24	24	32	24	22	10	
45	25	25	33	25	22	11	
46	25	26	34	25	22	11	
47	26	27	35	26	23	11	
48	26	28	36	26	23	11	
49	27	29	37	27	23	11	
50	27	30	38	27	24	11	
51	28	31	39	28	24	12	
52	28	32	40	28	24	12	
53	29	33	41	29	25	12	
54	29	34	42	29	25		
55	30	35	43	30	26		
56	30	36	44	30	26		
57	31	37	45	31	27		
58	31	38	46	31	27		
59	32	39	47	32	28		
60	32	40	48	32	28		
61	33	41	49	33	28		

へ　医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
94		57	70	41			
95		57	70	41			
96		58	70	42			
97		58	70	42			
98		58	70	42			
99		58	70	42			
100		58	70	42			
101		59	70	43			
102		59	70				
103		59	70				
104		59	70				
105		59	70				
106			70				
107			70				
108			70				
109			70				

60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		

29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	

122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				

91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			

別表第七の二を次のように改める。

153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

30	74	50	50	38	44	73			
31	77	51	51	39	46	73			
32	80	52	52	40	48	73			
33	83	54	53	41	50	73			
34	86	56	54	42	52	73			
35	89	58	55	43	54	73			
36	92	60	56	44	56	73			
37	93	61	59	45	58	73			
38	93	62	62	46	68	73			
39	93	63	65	47	80	73			
40	93	64	68	48	84	73			
41	93	66	71	49	85	73			
42	93	68	74	50	85	73			
43	93	70	77	51	85	73			
44	93	72	80	52	85	73			
45	93	77	84	53	85	73			
46	93	82	88	54	85				
47	93	87	95	55	85				
48	93	92	102	56	85				
49	93	97	109	57	85				
50	93	102	109	58	85				
51	93	107	109	59	85				
52	93	116	109	60	85				
53	93	125	109	61	85				
54	93	125	109	62	85				
55	93	125	109	63	85				
56	93	125	109	64	85				
57	93	125	109	65	85				
58	93	125	109	66	85				
59	93	125	109	67	85				
60	93	125	109	72	85				
61	93	125	109	77	85				
62	93	125	109	80	85				
63	93	125	109	81	85				

別表第７の２　降格時号給対応表（第２３条関係）

イ　行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降　格　後　の　号　給								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	21	21	9	13	17	12	1	1
2	34	22	22	10	14	18	17	2	2
3	35	23	23	11	15	19	21	3	3
4	36	24	24	12	16	20	28	4	9
5	37	25	25	13	17	22	45	9	9
6	38	26	26	14	18	24	45	9	9
7	39	27	27	15	19	26	45	9	9
8	40	28	28	16	20	28	45	9	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9	
10	42	30	30	18	22	32			
11	43	31	31	19	23	34			
12	44	32	32	20	24	36			
13	45	33	33	21	25	40			
14	46	34	34	22	26	44			
15	47	35	35	23	27	65			
16	48	36	36	24	28	72			
17	49	37	37	25	29	73			
18	50	38	38	26	30	73			
19	51	39	39	27	31	73			
20	52	40	40	28	32	73			
21	54	41	41	29	33	73			
22	56	42	42	30	34	73			
23	58	43	43	31	35	73			
24	60	44	44	32	36	73			
25	62	45	45	33	37	73			
26	64	46	46	34	38	73			
27	66	47	47	35	39	73			
28	68	48	48	36	40	73			
29	71	49	49	37	42	73			

98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93								
111	93								
112	93								
113	93								
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

64	93	125	109	82	85				
65	93	125	109	83	85				
66	93	125	109	84	85				
67	93	125	109	85	85				
68	93	125	109	85	85				
69	93	125	109	85	85				
70	93	125	109	85	85				
71	93	125	109	85	85				
72	93	125	109	85	85				
73	93	125	109	85	85				
74	93	125	109	85					
75	93	125	109	85					
76	93	125	109	85					
77	93	125	109	85					
78	93	125	109	85					
79	93	125	109	85					
80	93	125	109	85					
81	93	125	109	85					
82	93	125	109	85					
83	93	125	109	85					
84	93	125	109	85					
85	93	125	109	85					
86	93	125							
87	93	125							
88	93	125							
89	93	125							
90	93	125							
91	93	125							
92	93	125							
93	93	125							
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							

38	46	50	58	68	46	54	73	
39	47	51	59	70	47	57	73	
40	48	52	60	72	48	67	73	
41	49	53	61	73	49	79	73	
42	50	54	62	74	50	82	73	
43	51	55	63	75	51	85	73	
44	52	56	64	76	52	85	73	
45	53	57	65	77	53	85	73	
46	54	58	66	78	54	85		
47	55	59	67	79	55	85		
48	56	60	68	80	56	85		
49	57	61	70	82	57	85		
50	58	62	72	84	58	85		
51	59	63	74	86	59	85		
52	60	64	76	88	60	85		
53	61	65	77	91	61	85		
54	62	66	78	94	62	85		
55	63	67	79	97	63	85		
56	64	68	80	100	64	85		
57	65	69	81	101	65	85		
58	66	70	82	102	66	85		
59	67	71	83	103	67	85		
60	68	72	84	112	70	85		
61	69	73	85	121	71	85		
62	70	74	86	121	72	85		
63	71	75	87	121	73	85		
64	72	76	88	121	74	85		
65	73	77	89	121	75	85		
66	74	78	90	121	76	85		
67	75	79	91	121	77	85		
68	76	80	92	121	78	85		
69	78	81	93	121	79	85		
70	80	82	94	121	80	85		
71	82	83	95	121	81	85		
72	84	84	96	121	82	85		
73	85	85	97	121	83	85		
74	86	86	98	121	84			
75	87	87	99	121	85			
76	88	88	100	121	85			
77	89	89	101	121	85			
78	90	90	102	121	85			

ロ　公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	21	29	9	13	17	13
2	10	14	22	30	10	14	18	17
3	11	15	23	31	11	15	19	20
4	12	16	24	32	12	16	20	27
5	13	17	25	33	13	17	21	45
6	14	18	26	34	14	18	22	45
7	15	19	27	35	15	19	23	45
8	16	20	28	36	16	20	24	45
9	17	21	29	37	17	21	25	45
10	18	22	30	38	18	22	26	
11	19	23	31	39	19	23	27	
12	20	24	32	40	20	24	28	
13	21	25	33	41	21	25	29	
14	22	26	34	42	22	26	30	
15	23	27	35	43	23	27	31	
16	24	28	36	44	24	28	32	
17	25	29	37	45	25	29	33	
18	26	30	38	46	26	30	34	
19	27	31	39	47	27	31	35	
20	28	32	40	48	28	32	36	
21	29	33	41	49	29	33	37	
22	30	34	42	50	30	34	38	
23	31	35	43	51	31	35	39	
24	32	36	44	52	32	36	40	
25	33	37	45	53	33	37	42	
26	34	38	46	54	34	38	44	
27	35	39	47	55	35	39	46	
28	36	40	48	56	36	40	56	
29	37	41	49	57	37	41	67	
30	38	42	50	58	38	42	70	
31	39	43	51	59	39	43	73	
32	40	44	52	60	40	44	73	
33	41	45	53	61	41	45	73	
34	42	46	54	62	42	46	73	
35	43	47	55	63	43	47	73	
36	44	48	56	64	44	48	73	
37	45	49	57	66	45	51	73	

120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145						
123	125	145						
124	125	145						
125	125	145						
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

79	91	91	103	121	85			
80	92	92	104	121	85			
81	93	93	105	121	85			
82	94	94	106	121	85			
83	95	95	107	121	85			
84	96	96	108	121	85			
85	97	97	110	121	85			
86	98	98	112					
87	99	99	114					
88	100	100	116					
89	101	102	118					
90	102	104	120					
91	103	106	122					
92	104	108	132					
93	107	109	137					
94	110	110	138					
95	113	111	139					
96	116	112	141					
97	118	113	141					
98	120	114	141					
99	122	115	141					
100	124	116	141					
101	125	119	141					
102	125	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					

29	63	103	75	
30	66	108	78	
31	69	113	81	
32	72	118	81	
33	74	121	81	
34	76	121	81	
35	78	121	81	
36	80	121	81	
37	82	121	81	
38	84	121	81	
39	86	121	81	
40	88	121	81	
41	90	121	81	
42	92	121	81	
43	94	121	81	
44	96	121	81	
45	97	121	81	
46	98	121	81	
47	99	121	81	
48	100	121	81	
49	101	121	81	
50	102	121	81	
51	103	121	81	
52	104	121	81	
53	107	121	81	
54	110	121	81	
55	113	121	81	
56	116	121	81	
57	118	121	81	
58	120	121	81	
59	121	121	81	
60	121	121	81	

ハ　研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降　格　後　の　号　給			
	1級	2級	3級	4級
1	25	41	25	12
2	26	42	26	19
3	27	43	27	26
4	28	44	28	33
5	29	45	29	40
6	30	46	30	49
7	31	47	31	61
8	32	48	32	61
9	33	51	33	61
10	34	54	34	61
11	35	57	35	61
12	36	60	36	61
13	37	62	38	61
14	38	64	40	61
15	39	66	42	
16	40	68	44	
17	42	71	45	
18	44	74	46	
19	46	77	47	
20	48	80	48	
21	49	81	51	
22	50	82	54	
23	51	83	57	
24	52	84	60	
25	54	88	62	
26	56	92	66	
27	58	96	69	
28	60	100	72	

93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

61	121	121	81	
62	121	121		
63	121	121		
64	121	121		
65	121	121		
66	121	121		
67	121	121		
68	121	121		
69	121	121		
70	121	121		
71	121	121		
72	121	121		
73	121	121		
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121			
83	121			
84	121			
85	121			
86	121			
87	121			
88	121			
89	121			
90	121			
91	121			
92	121			

29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	
33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	
46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	
50	65	85	
51	65	85	
52	65	85	
53	65	85	
54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	
57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	

ニ　医療職給料表⑴降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降　格　後　の　号　給		
	1級	2級	3級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	

ホ　医療職給料表⑵降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	21	21	13	21	21	21	37
2	22	22	14	22	22	22	37
3	23	23	15	23	23	23	37
4	24	24	16	24	24	24	37
5	25	25	17	25	25	26	37
6	26	26	18	26	26	28	37
7	27	27	19	27	27	30	37
8	28	28	20	28	28	32	37
9	29	29	21	29	29	38	37
10	30	30	22	30	30	44	37
11	31	31	23	31	31	50	37
12	32	32	24	32	32	53	37
13	33	33	25	33	33	53	37
14	34	34	26	34	34	53	37
15	35	35	27	35	35	53	37
16	36	36	28	36	36	53	37
17	37	37	29	37	37	53	37
18	38	38	30	38	38	53	37
19	39	39	31	39	39	53	37
20	40	40	32	40	40	53	37
21	41	41	33	41	43	53	37
22	42	42	34	42	46	53	
23	43	43	35	43	49	53	
24	44	44	36	44	52	53	
25	46	45	37	46	54	53	
26	48	46	38	48	56	53	
27	50	47	39	50	58	53	
28	52	48	40	52	63	53	
29	54	49	41	54	68	53	
61	65	85	
---	---	---	---
62	65	85	
63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	
66	65	85	
67	65	85	
68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

62	85	105	80	101			
63	85	105	82	101			
64	85	105	84	101			
65	85	105	85	101			
66	85	105	86	101			
67	85	105	87	101			
68	85	105	88	101			
69	85	105	90	101			
70	85	105	109	101			
71	85	105	109	101			
72	85	105	109	101			
73	85	105	109	101			
74	85	105	109	101			
75	85	105	109	101			
76	85	105	109	101			
77	85	105	109	101			
78	85	105	109				
79	85	105	109				
80	85	105	109				
81	85	105	109				
82	85	105	109				
83	85	105	109				
84	85	105	109				
85	85	105	109				
86	85	105	109				
87	85	105	109				
88	85	105	109				
89	85	105	109				
90	85	105	109				
91	85	105	109				
92	85	105	109				
93	85	105	109				

30	56	50	42	56	73	53	
31	58	51	43	58	77	53	
32	60	52	44	60	77	53	
33	62	53	45	63	77	53	
34	64	54	46	66	77	53	
35	66	55	47	69	77	53	
36	68	56	48	72	77	53	
37	70	57	49	76	77	53	
38	72	58	50	80	77		
39	74	59	51	85	77		
40	76	60	52	90	77		
41	79	61	53	95	77		
42	82	62	54	100	77		
43	85	63	55	101	77		
44	85	64	56	101	77		
45	85	65	57	101	77		
46	85	66	58	101	77		
47	85	67	59	101	77		
48	85	68	60	101	77		
49	85	70	61	101	77		
50	85	72	62	101	77		
51	85	74	63	101	77		
52	85	76	64	101	77		
53	85	79	65	101	77		
54	85	82	66	101			
55	85	85	67	101			
56	85	90	68	101			
57	85	95	70	101			
58	85	100	72	101			
59	85	105	74	101			
60	85	105	76	101			
61	85	105	78	101			

ヘ　医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	17	29	13	21	25	21
2	18	30	14	22	26	22
3	19	31	15	23	27	23
4	20	32	16	24	28	24
5	21	33	17	25	29	25
6	22	34	18	26	30	26
7	23	35	19	27	31	27
8	24	36	20	28	32	28
9	25	37	21	29	33	29
10	26	38	22	30	34	30
11	27	39	23	31	35	31
12	28	40	24	32	36	32
13	29	41	25	33	37	33
14	30	42	26	34	38	34
15	31	43	27	35	39	35
16	32	44	28	36	40	36
17	33	45	29	37	42	37
18	34	46	30	38	44	38
19	35	47	31	39	46	39
20	36	48	32	40	48	44
21	37	49	33	41	50	49
22	38	50	34	42	52	54
23	39	51	35	43	54	57
24	40	52	36	44	56	57
25	41	53	37	45	58	57
26	42	54	38	46	60	57
27	43	55	39	47	62	57
28	44	56	40	48	64	57
94	85	105	109			
95	85	105	109			
96	85	105	109			
97	85	105	109			
98	85	105	109			
99	85	105	109			
100	85	105	109			
101	85	105	109			
102	85	105				
103	85	105				
104	85	105				
105	85	105				
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				

60	80	88	72	94		
61	81	89	73	98		
62	82	90	74	102		
63	83	91	75	106		
64	84	92	76	108		
65	86	93	77	109		
66	88	94	78	109		
67	90	95	79	109		
68	92	96	80	109		
69	93	97	81	109		
70	94	98	82	109		
71	95	99	83	109		
72	96	100	84	109		
73	97	101	85	109		
74	98	102	86	109		
75	99	103	87	109		
76	100	104	88	109		
77	102	107	89	109		
78	104	110	90	109		
79	106	113	91	109		
80	108	116	92	109		
81	113	120	94	109		
82	118	124	96	109		
83	123	128	98	109		
84	128	132	100	109		
85	131	135	101	109		
86	134	140	102			
87	137	145	103			
88	140	150	106			
89	144	153	109			
90	148	153	112			

29	45	57	41	49	70	57
30	46	58	42	50	76	57
31	47	59	43	51	82	57
32	48	60	44	52	85	57
33	49	61	45	53	85	57
34	50	62	46	54	85	57
35	51	63	47	55	85	57
36	52	64	48	56	85	57
37	53	65	49	57	85	57
38	54	66	50	58	85	57
39	55	67	51	59	85	57
40	56	68	52	60	85	57
41	58	69	53	61	85	57
42	60	70	54	62	85	
43	62	71	55	63	85	
44	64	72	56	64	85	
45	65	73	57	66	85	
46	66	74	58	68	85	
47	67	75	59	70	85	
48	68	76	60	72	85	
49	69	77	61	73	85	
50	70	78	62	74	85	
51	71	79	63	75	85	
52	72	80	64	76	85	
53	73	81	65	78	85	
54	74	82	66	80	85	
55	75	83	67	82	85	
56	76	84	68	84	85	
57	77	85	69	86	85	
58	78	86	70	88		
59	79	87	71	90		

122	169					
123	169					
124	169					
125	169					
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					

91	152	153	115			
92	156	153	118			
93	159	153	121			
94	162	153	121			
95	165	153	121			
96	168	153	121			
97	169	153	121			
98	169	153	121			
99	169	153	121			
100	169	153	121			
101	169	153	121			
102	169	153	121			
103	169	153	121			
104	169	153	121			
105	169	153	121			
106	169	153	121			
107	169	153	121			
108	169	153	121			
109	169	153	121			
110	169	153				
111	169	153				
112	169	153				
113	169	153				
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				

153	169					

別表第七の三を次のように改める。

別表第七の三　特定職員昇給号給数表（第三十五条関係）

昇給区分	昇給の号給数				
一号該当	八以上	二	一	○	○
二号該当	六	一	○	○	○
三号該当	三	○	○	○	○
四号該当	二	○	○	○	○
五号該当	○	○	○	○	○

備考　この表に定める上段の昇給の号給数は条例第四条第八項の規定の適用を受ける特定職員以外の特定職員に、中段の昇給の号給数は同項第二号の適用を受ける特定職員に、下段の昇給の号給数は同項第一号の規定の適用を受ける特定職員（同項第二号の適用を受ける特定職員を除く。）に適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例）

2　令和七年四月一日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした

場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「初任給規則」という。）第二十二条又は第二十三条の規定を適用する。

（選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号給の調整）

3　切替日前に選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者で初任給規則第十条第一項の規定により職務の級を決定されたものその他人事委員会の定めるこれに準ずる者の切替日における号給については、その者が切替日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（雑則）

4　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

規　則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則七―一一〇五

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二九九）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「扶養親族たる者（」の下に、「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び」を加え、「第八条に規定する扶養親族で条例第九条第一項の規定による届出がされている者に限る」を「第八条第二項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第四条中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。）」を削り、「条例第十一条第三項に規定する職員以外の地方公務員等であつた者から引き続き」を「新たに」に改める。

第六条に次の一項を加える。

4　第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出（第二項の規定により第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）を要しない。

第七条第一項に後段として次のように加える。

前条第四項に規定する場合も、同様とする。

第九条第一項中「欠くに至った日」の下に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則七―一一〇六

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

（給料の調整額に関する規則の一部改正）

第一条　給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七）の一部を次のように改正する。

別表第一中央児童相談所、南児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所及び越谷児童相談所の項を次のように改める。

中央児童相談所、南児童相談所、朝霞児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所及び越谷児童相談所	要保護児童の生活指導又は心理療法に直接従事する職員	二・二五
	保健師、看護師及び准看護師	一・二五

（給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条　給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇七一）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則七―一一〇七

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―四九一）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第三条第一項を次のように改める。

（届出）

第三条　新たに条例第八条第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、人事委員会が別に定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下この条、次条及び第六条において同じ。）に届け出なければならない。現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族に係る恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

第三条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出（前項の規定により第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）を要しない。

第四条第一項中「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を削り、「前条に規定する」を「前条第一項の規定による」に改め、同項に後段として次のように加える。

同条第三項に規定する場合も、同様とする。

第四条第二項中「事項を」の下に「人事委員会が別に定める様式の」を加える。

第六条を第七条とする。

第五条中「前条第四項」を「第四条第四項」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（支給の始期及び終期）

第五条　扶養手当の支給は、職員が新たに条例第八条第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属

する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第三条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2　現に扶養手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附則第二項を次のように改める。

（令和七年改正条例附則第四項の規定が適用される間の読替え）

2　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第一条の二中「条例第八条第一項の」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第六号）附則第四項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第八条第一項に規定する職務の級が行政職給料表の九級以上に相当する職員として」と、第二条、第二条の二、第三条第一項、第五条第一項及び第六条中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

附則第三項を次のように改める。

（行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員）

3　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第六号）附則第四項の規定により読み替えられた条例第八条第三項に規定する職務の級が行政職給料表の八級以上に相当する職員として委員会規則で定める職員は、第一条の二及び第二条の二に規定する職員とする。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則七―一一〇八

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五五〇）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第三項」を削り、同条第一号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第五条を削る。

第六条第一項中「任用の事情等を考慮して委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者」を「人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第二条に規定するやむを得ない事情」に改め、同条第二項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同条第七号中「条例第十一条第三項に規定する職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員」に改め、「伴い」と」の下に「、「第二条」とあるのを「前項」と」を加え、「（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）」を削り、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする

第八条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

4　第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出（第二項の規定により第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）を要しない。

第九条第一項に後段として次のように加える。

前条第四項に規定する場合も、同様とする。

第十条第一項中「要件を欠くに至った日」の下に「（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）」を加え、同項中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の単身赴任手当に関する規則第五条第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

3　単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇七二）の一部を次のように改正する。

附則第二項から附則第四項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

規　則

管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則七―一一〇九

管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第一条　管理職員特別勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五七〇）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削り、第三号中「任期を定めて採用された職員」の下に「（以下「特定任期付職員」という。）」を、「給料表の号給又は」の下に「同条第三項（職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号。以下「育児休業条例」という。）第二十条（同条例第二十四条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第三号において同じ。）の規定による」を加え、同号イ中「任期付職員条例第四条第三項」の下の「（職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号。以下「育児休業条例」という。）第二十条（同条例第二十四条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第四号中「給料表の号給又は」の下に「同条第五項（育児休業条例第十九条（同条例第二十四条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第四号において同じ。）の規定による」を加え、同号イ中「任期付研究員条例第五条第五項」の下の「（育児休業条例第十九条（同条例第二十四条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第二条第一項に次の二号を加える。

三　特定任期付職員　次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ　六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額　六千円

ロ　五号給　五千円

ハ　二号給から四号給まで　四千円

ニ　一号給　三千円

四　任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給

又は同条第五項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ　六号給及び任期付研究員条例第五条第五項の規定による給料月額　六千円

ロ　四号給及び五号給　五千円

ハ　二号給及び三号給　四千円

ニ　一号給　三千円

第二条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二　条例第十六条の二第三項の委員会規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

2　次に掲げる場合には、条例第十六条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一　条例第十六条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二　条例第十六条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

附則第二項中「第一条第一項及び第二条第一項」を「第一条及び第二条」に、「第一条第一項第一号及び第二条第一項第一号」を「第一条第一号及び第二条第一号」に改める。

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条　管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇七三）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に、「第一条第一項及び第二条第一項」を「第一条及び第二条」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則七―一一〇

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第四条中「南児童相談所」の下に「、朝霞児童相談所」を加える。

附則第七項中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に、「週休日」を「週休日、勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則七―一一一

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二一九）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「合算した額」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額）」を加え、同条第三項及び第四項中「次の各号に掲げる職員」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第五条第二項中「合計額に、」を「合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）に、」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる職員」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第六条第二項中「新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に職員以外の地方公務員等（条例第十一条第三項に規定する職員以外の地方公務員等をいう。以下同じ。）であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものとする。」を「次に掲げる職員とする。」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

二　新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前三年以内に、職員以外の地方公務員等（条例第十一条第三項に規定する職員以外の地方公務員等をいう。以下同じ。）であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は法第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項の規定による採用（法の規

定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

三　法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第十二条の三第二項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの

四　法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第十二条の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

五　前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

第六条第三項第一号中「移転した職員」の下に「又は前項第一号に規定する職員」を加え、「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第三号中「前項」を「前項第二号」に、「公署が」を「公署が、」に改め、同項第一号及び第三号中「給料表の適用を受けることとなつた日」の下に「又は法第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項の規定による採用をされた日」を加え、同条に次の三号を加える。

四　前項第三号に規定する職員　当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

五　前項第四号に規定する職員　当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

六　前項第五号に規定する職員　別に人事委員会が定める期間及び額

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（改正後の特地勤務手当等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

第二条　暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号。次条第一項において「令和四年改正条例」という。）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。次項及び次条において同じ。）は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第三条第二項から第四項まで並びに第五条第二項及び第三項の規定を適用する。

２　暫定再任用職員に対する改正後の規則第六条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第一号中「法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。この項において同じ。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。この項において同じ。）又は第七条第一項若しくは第三項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第二号から第四号まで並びに同条第三項第一号及び第三号中「法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第三条　改正後の規則第六条第二項第一号及び第二号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則

第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定（以下この条において「法第二十二条の四第一項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

2　改正後の規則第六条第二項第三号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二条の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

3　改正後の規則第六条第二項第四号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二条の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた条例第十二条の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。

在宅勤務等手当に関する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則七―一一二

在宅勤務等手当に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「条例」という。）第十一条の二の規定に基づき、在宅勤務等手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

（在宅勤務等の場所）

第二条　条例第十一条の二第一項の委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一　職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は二親等内の親族の住居

二　宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）

三　前二号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が認めるもの

（正規の勤務時間から除かれる時間）

第三条　条例第十一条の二第一項の委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

一　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第七条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間又は同条例第八条第一項に規定する職員の休日（同条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合にあっては、当該職員の休日に代わる代休日）に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

二　休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

（在宅勤務等手当の額）

第四条　条例第十一条の二第二項の委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　月の初日において、その月に十日を超えて条例第十一条の二第一項の規定による勤務（以下「在宅勤務等」という。）をすることが見込まれる職員　三千

円

二　前号に掲げる職員以外の職員　一の月の在宅勤務等をした日数に百四十円を乗じて得た額（その額が三千円を超えるときは、三千円）

（計画等の提出）

第五条　前条第一号の規定により在宅勤務等手当の支給を受ける職員は、任命権者が定めるところにより、一の月のその在宅勤務等の実施に関する計画等の作成及び提出をしなければならない。

（確認）

第六条　任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、在宅勤務等をする場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他条例第十一条の二第一項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2　任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等をする場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

（支給日等）

第七条　在宅勤務等手当は、第四条第一号の職員には、給料等の支給に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一一〇）第二条の給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に、第四条第二号の職員には、一の月の分を翌月の支給日に支給する。

2　職員が在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した場合における当該在宅勤務等手当は、第四条第一号の職員には、その際支給し、第四条第二号の職員には、その際支給することができるものとする。

3　職員が任命権者を異にして異動した場合におけるその在宅勤務等手当の支給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　第四条第一号に規定する職員　異動した日の属する月の分はその月の初日に職員が所属する任命権者において支給するものとする。ただし、当該職員の異動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

二　第四条第二号に規定する職員　当該職員が異動した日までの分をその際支給することができるものとする。

（雑則）

第八条　この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則一二―一四五

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則一二―六）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

機関	職
議会事務局	事務局長
	副事務局長
	参事
	課（室）長
	総務課の主幹及び主査（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
	秘書課の主幹及び主査
知事及び会計管理者	本庁	部長
		知事室長
		会計管理者
		政策・財務局長
		行政・デジタル改革局長
		地域経営局長
		人財政策局長
		税務局長
		契約局長
		県民スポーツ文化局長
		県民共生局長
		こども政策局長
		環境未来局長
		地域包括ケア局長
		医療政策局長
		健康政策局長

食品衛生安全局長
産業政策局長
地域経済・観光局長
雇用労働局長
都市政策・公園局長
まちづくり局長
副部長
参事
参与
報道長
統括参事
課（所）長
調整幹
デジタル政策幹
政策幹
北部拠点政策幹
行政監察幹
技術評価幹
県庁舎再整備政策幹
共生推進幹
スポーツ施設整備推進幹
埼玉版ＦＥＭＡ推進幹
危機対策幹
防災ＤＸ政策幹
児童虐待対策幹
感染症対策幹
産業拠点整備推進幹
主席協同組合検査員
家畜衛生幹
産業基盤対策幹
副参事
副報道長
副課（所・室）長（労働関係に関する事務、秘書事務、法規審査に関する事務又は訴訟等

		を総括する事務を所掌するものに限る。）
		主幹（労働関係に関する事務、秘書事務、法規審査に関する事務又は訴訟等を総括する事務を所掌するものに限る。）
		統括参事付、秘書課、人事課及び財政課の主幹
		部及び会計管理者の補助組織の主管課及び秘書課の主査（課の庶務に関する事務を所掌するものに限る。）
		秘書課の主査（秘書事務を所掌するものに限る。）
		人事課の主査、主任及び主事（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）
		行政・デジタル改革課の主査、主任及び主事（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）
		文書課の主査（法規審査に関する事務又は訴訟等を総括する事務を所掌するものに限る。）
		財政課の主査
		税務課の主査（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）
		管財課の主査（庁中取締りに関する事務を所掌するものに限る。）
		企画総務課、県民広聴課、危機管理課、環境政策課、福祉政策課、保健医療政策課、産業労働政策課、農業政策課、県土整備政策課、都市整備政策課及び出納総務課の主査（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）
地域機関	地域振興センター	所長
		副所長
		地域防災幹
		東松山事務所長

	本庄事務所長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
環境科学国際センター	センター長 事務局長 研究所長 室長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
総合リハビリテーションセンター	センター長 病院長 副センター長 局長 医療安全管理幹 管理・業務部長 担当課長（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）
精神保健福祉センター	センター長 副センター長 管理業務部長
産業技術総合センター	センター長 副センター長 室長 北部研究所長 副室長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 北部研究所副所長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
農業技術研究センター	所長 副所長 部長及び担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）

			寄居林業事務所	所長 副所長 森林研究室長
			総合技術センター	所長 技術指導幹 総合技術幹 主席工事検査員 主幹（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
			その他の地域機関	機関の長 支所長 副所長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 副園長 副校長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 副学院長 副支所長 次長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 部長及び担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 課長及び担当課長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
		教育委員会	本局	副教育長 部長 高校改革統括監 副部長 参事 課長 報道幹 学校管理幹 教育指導幹 副参事

	副課長（労働関係に関する事務、秘書事務、教育政策の企画、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。） 危機管理幹 企画幹 調整幹 管理主幹 主幹（労働関係に関する事務、秘書事務、教育政策の企画、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。） 主任管理主事 管理主事 参事付の主査（秘書事務又は教育政策の企画に関する事務を所掌するものに限る。） 総務課の主査（労働関係に関する事務、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。） 財務課の主査（予算に関する事務を所掌するものに限る。） 教職員課の主査、主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。） 県立学校人事課、小中学校人事課及び教職員採用課の主査（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）
教育事務所	所長 副所長 室長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）

	教育機関	学校	主席管理主事 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 主任管理主事 管理主事 担当課長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
			校長 副校長 教頭 事務局長 事務局次長 事務部長 事務室長 事務長
		その他の教育機関（支所を含む。）	機関の長 副所長、副館長、教育主幹及び担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
	監査事務局		事務局長 副事務局長 課長 監査第一課の主席監査員、主任監査員及び監査員（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
	人事委員会事務局		事務局長 参事 副事務局長 課長 副課長 主幹 主査 主任

労働委員会事務局	事務局長 参事 副事務局長 課長 主幹（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
選挙管理委員会	書記長 副書記長
収用委員会事務局	事務局長 副事務局長

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則一三―六三

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第一条　職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県人事委員会規則第一三―一八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第一項を削り、同条第二項中「条例第三条第一項ただし書」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「条例」という。）第三条第三項」に、「同条第三項の規定により」を「週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は」に、「日曜日及び土曜日に加えて設ける週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）」を「週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に、「第一条の七」を「第一条の六」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「週休日」の下に「のほかに勤務時間を割り振らない日」を加え、同項を同条第二項とする。

第一条の三中「委員会規則」を「埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）」に改める。

第一条の四第一項第一号中「四時間三十分以上」を「二時間以上四時間以下の時間の範囲内で所属長が定める時間以上の時間」に改め、「条例第三条第一項の規定による」及び「（第一条の二第二項の規定による週休日を除く。）」を削り、同項第二号中「午前十時から午後三時三十分まで」を「午前九時から午後四時まで」に、「除く」を「除き、前号の規定により所属長が定める」に改め、「共通する」の下に「連続した」を加え、同項第三号中「午前七時」を「午前五時」に改め、同項第四号中「第一条の二第一項各号に掲げる職員の」を削り、「同条第二項」を「第一条の二第一項」に改め、「週休日」の下に「のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、「四時間三十分」を「二時間」に改め、同条第三項中「場合」の下に「又は当該勤務時間を割り振ることが育児、介護等の事情により必要と認められる場合」を加える。

第一条の五第一項中「（第一条の二第一項各号に掲げる職員の申告にあっては、同条第二項及び前条）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、「週休日」の下に「のほかに勤務時間を割り振らない日」

を加え、同項第二号中「第一条の二第二項」を「第一条の二第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「割振り及び週休日」の下に「のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、同項第一号中「の始業若しくは終業の時刻及び設けられた週休日」を「及び設けられた週休日のほかに勤務時間を割り振らない日」に、「始業若しくは終業の時刻及び週休日」を「割振り及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同項第二号中「、及び週休日」の下に「のほかに勤務時間を割り振らない日」を加え、同項を同条第三項とする。

第一条の六を削る。

第一条の七中「、四週間（四週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として任命権者が委員会と協議して定める場合にあっては、任命権者が委員会と協議して定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）とする。ただし、第一条の二第一項各号に掲げる職員に係る条例第三条第一項ただし書の規定に基づく週休日及び同条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては」を削り、同条を第一条の六とする。

第二条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第三条第一項中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に、「同条」を「同条第一項」に改め、同条第二項中「週休日の」を「週休日等の」に、「（条例第五条第一項」に改め、「を週休日」の下に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、「を同条」を「を同項」に、「（同条」を「（条例第五条第一項」に、「を条例第五条」を「を同項」に、「又は第五条」を「又は第五条第一項」に改める。

第三条の二を次のように改める。

（休憩時間の一斉付与の例外）

第三条の二　任命権者は、休憩時間を一斉に与えないことが、公務の正常な運営を妨げないと認める場合には、条例第六条第二項の定めるところにより休憩時間を一斉に与えないことができる。

２　前項の規定に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第四条第一項中「（次項に規定する場合を除く。）」を削り、同条第二項中「第三条第一項ただし書」を「第三条第三項」に改め、「週休日」の下に「のほかに勤務時間を割り振らない日」を加え、「（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る職員に係る場合に限る。）、同条第三項の規定により」を「、及び」に、「又は週休日」を「又は週休日等」に改める。

第四条の二第二項中「条例第八条第一項に規定する」を削る。

第九条、第十条第一項、第四項及び第五項中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十一条第一項第十六号ハ中「第二号に掲げる事業」を「の子どもの学習・生活支援事業」に改める。

第十二条及び第十八条中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十九条の三第二項中第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　前号に定める以外の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇　一の年度のうち十日の範囲内の期間

第十九条の三第三項第一号中「休暇」の下に「のうち、一の年度において通算して十日を超えて療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇」を、「期間」の下に「（ただし、前項第二号に定める期間に引き続いて取得する場合には、九十日から当該期間において取得した休暇の日数を除いた日数の範囲内の期間）」を加え、同項第五号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に、「当該子の看護のため」を「次に掲げる場合において、」に改め、同号に次のように加える。

イ　その子の看護を行う場合

ロ　その子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合

ハ　その子が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があることにより臨時に休業となることその他これに準ずる事由により、その子の世話を行う必要がある場合

第十九条の三第六項中「第二項第十一号、第十二号及び第十三号」を「第二項第十二号、第十三号及び第十四号」に改め、「であって、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているもの」を削り、同条第十項中「第三項第一号」を「第二項第二号及び第三項第一号」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条　職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年埼玉県人事委員会規則第一三―六一号）の一部を次のように改める。

附則第二項及び第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則一八―一五

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成二十年埼玉県人事委員会規則一八―六）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「午前七時」を「午前五時」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会規則二〇―五

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（埼玉県人事委員会規則二〇―一）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第四項及び」を削る。

第四条及び第五条を削り、第六条を第四条とし、第七条を第五条とする。

第八条中「第七条」を「第五条」に改め、同条を第六条とする。

第九条を第七条とする。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第二号

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則（昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第三号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第五項の表総務課の項中「総務幹」を「危機管理幹」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

埼玉県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則（平成六年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「当該行政庁の事務所に掲示」を「公示」に改める。

第十一条第一項及び第三項中「、及び記名し」を削る。

様式第二号及び様式第四号中「あて先」を「宛先」に改める。

附　則

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2　この規則による改正前の埼玉県教育委員会聴聞規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規　則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第十四号及び様式第二十二号中「□健康保険被保険者証」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第六号

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十七号）第三条第二項の埼玉県教育委員会規則で定める額及び場合は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例施行規則（令和七年埼玉県規則第三十号）の例による。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第七号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第十中

「

地方公務員 国家公務員 旧公共企業体職員 政府関係機関職員 外国政府職員 として の在職 期間	職務の種類が類似しているもの	十割以下	
	その他のもの	八割以下	部内の他の職員との均衡を著しく失する場合はこの限りでない。
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	十割以下	
	その他のもの	八割以下	

」

を

「

地方公共団体、国、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	その経験が直接職務に役立つと認められるもの	十割	
	その他のもの	十割以下	
常時勤務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。			

」

に、

「

その他の期間	直接役立つと認められるもの	十割以下	
	その他のもの	八割以下	

」

を

「

その他の期間	直接関係があると認められるもの	十割以下	
	その他のもの	五割以下	

」

に改める。

別表第十七を次のように改める。

「

経験が職務につと認れるも	十割以下	
他のも	五割以下	

」

31	11	1	3	1
32	12	1	4	1
33	13	1	5	1
34	14	1	6	1
35	15	1	7	1
36	16	1	8	1
37	17	1	9	1
38	18	2	10	1
39	19	3	11	1
40	20	4	12	1
41	21	5	13	1
42	22	6	14	2
43	23	7	15	3
44	24	8	16	4
45	25	9	17	5
46	25	10	18	6
47	26	11	19	7
48	26	12	20	8
49	27	13	21	9
50	27	14	22	9
51	28	15	23	10
52	28	16	24	10
53	29	17	25	11
54	29	18	26	11
55	30	19	27	12
56	30	20	28	12
57	31	21	29	13
58	31	22	30	13
59	32	23	31	14
60	32	24	32	14
61	33	25	33	15
62	33	26	34	15
63	34	27	35	16
64	34	28	36	16

別表第１７　昇格時号給対応表（第２０条関係）

イ　教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇　格　後　の　号　給			
	２級	特２級	３級	４級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	2	1

99	52	63	57	
100	52	64	58	
101	53	65	58	
102	53	66	58	
103	54	67	59	
104	54	68	59	
105	55	69	59	
106	55	69		
107	56	70		
108	56	70		
109	57	71		
110	57	71		
111	57	72		
112	57	72		
113	58	73		
114	58	73		
115	58	74		
116	58	74		
117	59	75		
118	59	75		
119	59	76		
120	59	76		
121	60	77		
122	60	77		
123	60	77		
124	60	77		
125	61	77		
126	61	78		
127	61	78		
128	61	78		
129	61	78		
130	61	78		
131	62	79		
132	62	79		

65	35	29	37	17
66	35	30	38	17
67	36	31	39	17
68	36	32	40	17
69	37	33	41	18
70	37	34	42	18
71	38	35	43	18
72	38	36	44	18
73	39	37	45	19
74	39	38	45	19
75	40	39	46	19
76	40	40	46	19
77	41	41	47	20
78	41	42	47	20
79	42	43	48	20
80	42	44	48	20
81	43	45	49	21
82	43	46	50	21
83	44	47	51	22
84	44	48	52	22
85	45	49	53	23
86	45	50	53	
87	46	51	53	
88	46	52	54	
89	47	53	54	
90	47	54	54	
91	48	55	55	
92	48	56	55	
93	49	57	55	
94	49	58	56	
95	50	59	56	
96	50	60	56	
97	51	61	57	
98	51	62	57	

ロ　教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇　格　後　の　号　給			
	２級	特２級	３級	４級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
133	62	79		
134	62	79		
135	62	79		
136	62	80		
137	63	80		
138	63	80		
139	63	80		
140	63	80		
141	63	81		
142	63	81		
143	64	81		
144	64	82		
145	64	82		
146	64	82		
147	64	83		
148	64	83		
149	65	83		
150	65			
151	66			
152	66			
153	67			

66	47	18	58	4
67	48	19	59	4
68	48	20	60	4
69	49	21	61	5
70	49	22	61	5
71	50	23	62	5
72	50	24	62	5
73	51	25	63	5
74	51	26	63	6
75	52	27	64	6
76	52	28	64	6
77	53	29	65	6
78	53	30	66	6
79	53	31	67	7
80	54	32	68	7
81	54	33	68	7
82	54	34	68	7
83	55	35	68	7
84	55	36	69	7
85	55	37	69	8
86	56	38	69	8
87	56	39	69	8
88	56	40	70	8
89	57	41	70	9
90	57	42	70	9
91	58	43	70	9
92	58	44	71	9
93	59	45	71	9
94	59	46	71	10
95	60	47	71	10
96	60	48	72	10
97	61	49	72	10
98	61	50	72	10
99	61	51	72	11

32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	1	30	1
39	31	1	31	1
40	32	1	32	1
41	33	1	33	1
42	34	1	34	1
43	35	1	35	1
44	36	1	36	1
45	37	1	37	1
46	37	1	38	1
47	38	1	39	1
48	38	1	40	1
49	39	1	41	1
50	39	2	42	1
51	40	3	43	1
52	40	4	44	1
53	41	5	45	1
54	41	6	46	1
55	42	7	47	1
56	42	8	48	1
57	43	9	49	1
58	43	10	50	1
59	44	11	51	1
60	44	12	52	1
61	45	13	53	1
62	45	14	54	2
63	46	15	55	3
64	46	16	56	4
65	47	17	57	4

134		78		
135		79		
136		79		
137		79		
138		79		
139		80		
140		80		
141		80		
142		80		
143		81		
144		81		
145		81		
146		81		
147		82		
148		82		
149		82		
150		82		
151		83		
152		83		
153		83		
154		84		
155		84		
156		84		
157		85		
158		85		
159		86		
160		86		
161		87		

100	61	52	72	11
101	62	53	73	11
102	62	54	73	11
103	62	55	74	11
104	62	56	74	12
105	63	57	75	12
106	63	58		
107	63	59		
108	63	60		
109	64	61		
110	64	62		
111	64	63		
112	64	64		
113	65	65		
114	65	65		
115	65	66		
116	65	66		
117	66	67		
118	66	67		
119	66	68		
120	66	68		
121	67	69		
122	67	70		
123	67	71		
124	67	72		
125	68	73		
126		74		
127		75		
128		76		
129		77		
130		77		
131		78		
132		78		
133		78		

32	12	12	20	12
33	13	13	21	13
34	14	14	22	14
35	15	15	23	15
36	16	16	24	16
37	17	17	25	17
38	18	18	26	18
39	19	19	27	19
40	20	20	28	20
41	21	21	29	21
42	22	22	30	22
43	23	23	31	23
44	24	24	32	24
45	25	25	33	25
46	25	26	34	25
47	26	27	35	26
48	26	28	36	26
49	27	29	37	27
50	27	30	38	27
51	28	31	39	28
52	28	32	40	28
53	29	33	41	29
54	29	34	42	29
55	30	35	43	30
56	30	36	44	30
57	31	37	45	31
58	31	38	46	31
59	32	39	47	32
60	32	40	48	32
61	33	41	49	33
62	33	42	50	33
63	34	43	51	33
64	34	44	52	34
65	35	45	53	34

ハ　学校栄養職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇　格　後　の　号　給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	1	6	1
19	1	1	7	1
20	1	1	8	1
21	1	1	9	1
22	2	2	10	2
23	3	3	11	3
24	4	4	12	4
25	5	5	13	5
26	6	6	14	6
27	7	7	15	7
28	8	8	16	8
29	9	9	17	9
30	10	10	18	10
31	11	11	19	11

100		58	70	42
101		59	70	43
102		59	70	
103		59	70	
104		59	70	
105		59	70	
106			70	
107			70	
108			70	
109			70	

66	35	46	54	34
67	36	47	55	35
68	36	48	56	35
69	37	49	57	35
70	37	49	57	36
71	38	50	58	36
72	38	50	58	36
73	39	51	59	37
74	39	51	59	37
75	40	52	60	37
76	40	52	60	37
77	41	53	61	38
78	41	53	61	38
79	41	53	62	38
80	42	54	62	38
81	42	54	63	39
82	42	54	63	39
83	43	55	64	39
84	43	55	64	39
85	43	55	65	39
86		56	66	40
87		56	67	40
88		56	68	40
89		56	69	40
90		56	69	40
91		57	70	41
92		57	70	41
93		57	70	41
94		57	70	41
95		57	70	41
96		58	70	42
97		58	70	42
98		58	70	42
99		58	70	42

32	1	12	12	24	20
33	1	13	13	25	21
34	2	14	14	26	22
35	3	15	15	27	23
36	4	16	16	28	24
37	5	17	17	29	25
38	6	18	18	30	26
39	7	19	19	31	27
40	8	20	20	32	28
41	9	21	21	33	29
42	10	22	22	34	29
43	11	23	23	35	30
44	12	24	24	36	30
45	13	25	25	37	31
46	14	26	26	38	31
47	15	27	27	39	32
48	16	28	28	40	32
49	17	29	29	41	33
50	18	30	30	42	33
51	19	31	31	43	34
52	20	32	32	44	34
53	21	33	33	45	35
54	21	33	34	46	35
55	22	34	35	47	36
56	22	34	36	48	36
57	23	35	37	49	37
58	23	35	37	50	37
59	24	36	37	51	38
60	24	36	38	52	38
61	25	37	38	53	38
62	25	38	38	54	38
63	26	39	39	55	38
64	26	40	39	56	38
65	27	41	39	57	38

ニ　事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇　格　後　の　号　給				
	２級	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1
11	1	1	1	3	1
12	1	1	1	4	1
13	1	1	1	5	1
14	1	1	1	6	2
15	1	1	1	7	3
16	1	1	1	8	4
17	1	1	1	9	5
18	1	1	1	10	6
19	1	1	1	11	7
20	1	1	1	12	8
21	1	1	1	13	9
22	1	2	2	14	10
23	1	3	3	15	11
24	1	4	4	16	12
25	1	5	5	17	13
26	1	6	6	18	14
27	1	7	7	19	15
28	1	8	8	20	16
29	1	9	9	21	17
30	1	10	10	22	18
31	1	11	11	23	19

100		50	48		
101		50	48		
102		50	48		
103		51	49		
104		51	49		
105		51	49		
106		51	49		
107		51	49		
108		52	49		
109		52	49		
110		52			
111		52			
112		52			
113		52			
114		52			
115		52			
116		52			
117		53			
118		53			
119		53			
120		53			
121		53			
122		53			
123		53			
124		53			
125		53			

66	27	41	40	58	38
67	28	42	40	59	38
68	28	42	40	60	38
69	29	43	41	60	39
70	29	43	41	60	39
71	29	44	41	60	39
72	30	44	42	60	39
73	30	45	42	61	39
74	30	45	42	61	39
75	31	45	43	61	39
76	31	45	43	61	39
77	31	45	43	61	39
78	32	46	44	62	39
79	32	46	44	62	39
80	32	46	44	62	39
81	33	46	45	63	40
82	33	46	45	64	40
83	33	47	45	65	40
84	34	47	45	66	40
85	34	47	46	67	41
86	34	47	46		
87	35	47	46		
88	35	48	46		
89	35	48	47		
90	36	48	47		
91	36	48	47		
92	36	48	47		
93	37	49	47		
94		49	47		
95		49	47		
96		49	48		
97		49	48		
98		50	48		
99		50	48		

31	58	67	59	85
32	60	68	60	85
33	62	69	61	85
34	64	70	62	85
35	66	71	63	85
36	68	72	64	85
37	70	73	65	85
38	72	74	66	85
39	74	75	67	85
40	76	76	68	85
41	78	77	69	85
42	80	78	70	85
43	82	79	71	85
44	84	80	72	85
45	86	81	74	85
46	88	82	76	
47	90	83	78	
48	92	84	80	
49	94	85	81	
50	96	86	82	
51	98	87	83	
52	100	88	84	
53	102	89	87	
54	104	90	90	
55	106	91	93	
56	108	92	96	
57	112	93	99	
58	116	94	102	
59	120	95	105	
60	124	96	105	
61	130	97	105	
62	136	98	105	
63	142	99	105	
64	148	100	105	

別表第十七の二を次のように改める。

別表第１７の２　降格時号給対応表（第２１条関係）

イ　教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	１級	２級	特２級	３級
1	21	37	29	41
2	22	38	30	42
3	23	39	31	43
4	24	40	32	44
5	25	41	33	45
6	26	42	34	46
7	27	43	35	47
8	28	44	36	48
9	29	45	37	50
10	30	46	38	52
11	31	47	39	54
12	32	48	40	56
13	33	49	41	58
14	34	50	42	60
15	35	51	43	62
16	36	52	44	64
17	37	53	45	68
18	38	54	46	72
19	39	55	47	76
20	40	56	48	80
21	41	57	49	82
22	42	58	50	84
23	43	59	51	85
24	44	60	52	85
25	46	61	53	85
26	48	62	54	85
27	50	63	55	85
28	52	64	56	85
29	54	65	57	85
30	56	66	58	85

99	153	149		
100	153	149		
101	153	149		
102	153	149		
103	153	149		
104	153	149		
105	153	149		
106	153			
107	153			
108	153			
109	153			
110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			

65	150	101	105	
66	152	102	105	
67	153	103	105	
68	153	104	105	
69	153	106	105	
70	153	108	105	
71	153	110	105	
72	153	112	105	
73	153	114	105	
74	153	116	105	
75	153	118	105	
76	153	120	105	
77	153	125	105	
78	153	130	105	
79	153	135	105	
80	153	140	105	
81	153	143	105	
82	153	146	105	
83	153	149	105	
84	153	149	105	
85	153	149	105	
86	153	149		
87	153	149		
88	153	149		
89	153	149		
90	153	149		
91	153	149		
92	153	149		
93	153	149		
94	153	149		
95	153	149		
96	153	149		
97	153	149		
98	153	149		

ロ　教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降　格　後　の　号　給			
	１級	２級	特２級	３級
1	9	49	9	61
2	10	50	10	62
3	11	51	11	63
4	12	52	12	68
5	13	53	13	73
6	14	54	14	78
7	15	55	15	84
8	16	56	16	88
9	17	57	17	93
10	18	58	18	98
11	19	59	19	103
12	20	60	20	105
13	21	61	21	105
14	22	62	22	105
15	23	63	23	105
16	24	64	24	105
17	25	65	25	105
18	26	66	26	105
19	27	67	27	105
20	28	68	28	105
21	29	69	29	105
22	30	70	30	105
23	31	71	31	105
24	32	72	32	105
25	33	73	33	105
26	34	74	34	105
27	35	75	35	105
28	36	76	36	105
29	37	77	37	105
30	38	78	38	105
31	39	79	39	105
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			
146	153			
147	153			
148	153			
149	153			

66	120	116	78	
67	124	118	79	
68	125	120	83	
69	125	121	87	
70	125	122	91	
71	125	123	95	
72	125	124	100	
73	125	125	102	
74	125	126	104	
75	125	127	105	
76	125	128	105	
77	125	130	105	
78	125	134	105	
79	125	138	105	
80	125	142	105	
81	125	146	105	
82	125	150	105	
83	125	153	105	
84	125	156	105	
85	125	158	105	
86	125	160	105	
87	125	161	105	
88	125	161	105	
89	125	161	105	
90	125	161	105	
91	125	161	105	
92	125	161	105	
93	125	161	105	
94	125	161	105	
95	125	161	105	
96	125	161	105	
97	125	161	105	
98	125	161	105	
99	125	161	105	

32	40	80	40	105
33	41	81	41	105
34	42	82	42	105
35	43	83	43	105
36	44	84	44	105
37	46	85	45	105
38	48	86	46	
39	50	87	47	
40	52	88	48	
41	54	89	49	
42	56	90	50	
43	58	91	51	
44	60	92	52	
45	62	93	53	
46	64	94	54	
47	66	95	55	
48	68	96	56	
49	70	97	57	
50	72	98	58	
51	74	99	59	
52	76	100	60	
53	79	101	61	
54	82	102	62	
55	85	103	63	
56	88	104	64	
57	90	105	65	
58	92	106	66	
59	94	107	67	
60	96	108	68	
61	100	109	70	
62	104	110	72	
63	108	111	74	
64	112	112	76	
65	116	114	77	

134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			
158	125			
159	125			
160	125			
161	125			

100	125	161	105	
101	125	161	105	
102	125	161	105	
103	125	161	105	
104	125	161	105	
105	125	161	105	
106	125			
107	125			
108	125			
109	125			
110	125			
111	125			
112	125			
113	125			
114	125			
115	125			
116	125			
117	125			
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			

32	60	52	44	60
33	62	53	45	63
34	64	54	46	66
35	66	55	47	69
36	68	56	48	72
37	70	57	49	76
38	72	58	50	80
39	74	59	51	85
40	76	60	52	90
41	79	61	53	95
42	82	62	54	100
43	85	63	55	101
44	85	64	56	101
45	85	65	57	101
46	85	66	58	101
47	85	67	59	101
48	85	68	60	101
49	85	70	61	101
50	85	72	62	101
51	85	74	63	101
52	85	76	64	101
53	85	79	65	101
54	85	82	66	101
55	85	85	67	101
56	85	90	68	101
57	85	95	70	101
58	85	100	72	101
59	85	105	74	101
60	85	105	76	101
61	85	105	78	101
62	85	105	80	101
63	85	105	82	101
64	85	105	84	101
65	85	105	85	101

ハ　学校栄養職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降　格　後　の　号　給			
	１級	２級	３級	４級
1	21	21	13	21
2	22	22	14	22
3	23	23	15	23
4	24	24	16	24
5	25	25	17	25
6	26	26	18	26
7	27	27	19	27
8	28	28	20	28
9	29	29	21	29
10	30	30	22	30
11	31	31	23	31
12	32	32	24	32
13	33	33	25	33
14	34	34	26	34
15	35	35	27	35
16	36	36	28	36
17	37	37	29	37
18	38	38	30	38
19	39	39	31	39
20	40	40	32	40
21	41	41	33	41
22	42	42	34	42
23	43	43	35	43
24	44	44	36	44
25	46	45	37	46
26	48	46	38	48
27	50	47	39	50
28	52	48	40	52
29	54	49	41	54
30	56	50	42	56
31	58	51	43	58

100	85	105	109	
101	85	105	109	
102	85	105		
103	85	105		
104	85	105		
105	85	105		
106		105		
107		105		
108		105		
109		105		

66	85	105	86	101
67	85	105	87	101
68	85	105	88	101
69	85	105	90	101
70	85	105	109	101
71	85	105	109	101
72	85	105	109	101
73	85	105	109	101
74	85	105	109	101
75	85	105	109	101
76	85	105	109	101
77	85	105	109	101
78	85	105	109	
79	85	105	109	
80	85	105	109	
81	85	105	109	
82	85	105	109	
83	85	105	109	
84	85	105	109	
85	85	105	109	
86	85	105	109	
87	85	105	109	
88	85	105	109	
89	85	105	109	
90	85	105	109	
91	85	105	109	
92	85	105	109	
93	85	105	109	
94	85	105	109	
95	85	105	109	
96	85	105	109	
97	85	105	109	
98	85	105	109	
99	85	105	109	

32	80	52	52	40	48
33	83	54	53	41	50
34	86	56	54	42	52
35	89	58	55	43	54
36	92	60	56	44	56
37	93	61	59	45	58
38	93	62	62	46	68
39	93	63	65	47	80
40	93	64	68	48	84
41	93	66	71	49	85
42	93	68	74	50	85
43	93	70	77	51	85
44	93	72	80	52	85
45	93	77	84	53	85
46	93	82	88	54	85
47	93	87	95	55	85
48	93	92	102	56	85
49	93	97	109	57	85
50	93	102	109	58	85
51	93	107	109	59	85
52	93	116	109	60	85
53	93	125	109	61	85
54	93	125	109	62	85
55	93	125	109	63	85
56	93	125	109	64	85
57	93	125	109	65	85
58	93	125	109	66	85
59	93	125	109	67	85
60	93	125	109	72	85
61	93	125	109	77	85
62	93	125	109	80	85
63	93	125	109	81	85
64	93	125	109	82	85
65	93	125	109	83	85

ニ　事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降　格　後　の　号　給				
	１級	２級	３級	４級	５級
1	33	21	21	9	13
2	34	22	22	10	14
3	35	23	23	11	15
4	36	24	24	12	16
5	37	25	25	13	17
6	38	26	26	14	18
7	39	27	27	15	19
8	40	28	28	16	20
9	41	29	29	17	21
10	42	30	30	18	22
11	43	31	31	19	23
12	44	32	32	20	24
13	45	33	33	21	25
14	46	34	34	22	26
15	47	35	35	23	27
16	48	36	36	24	28
17	49	37	37	25	29
18	50	38	38	26	30
19	51	39	39	27	31
20	52	40	40	28	32
21	54	41	41	29	33
22	56	42	42	30	34
23	58	43	43	31	35
24	60	44	44	32	36
25	62	45	45	33	37
26	64	46	46	34	38
27	66	47	47	35	39
28	68	48	48	36	40
29	71	49	49	37	42
30	74	50	50	38	44
31	77	51	51	39	46

100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93				
111	93				
112	93				
113	93				
114	93				
115	93				
116	93				
117	93				
118	93				
119	93				
120	93				
121	93				
122	93				
123	93				
124	93				
125	93				

66	93	125	109	84	85
67	93	125	109	85	85
68	93	125	109	85	85
69	93	125	109	85	85
70	93	125	109	85	85
71	93	125	109	85	85
72	93	125	109	85	85
73	93	125	109	85	85
74	93	125	109	85	
75	93	125	109	85	
76	93	125	109	85	
77	93	125	109	85	
78	93	125	109	85	
79	93	125	109	85	
80	93	125	109	85	
81	93	125	109	85	
82	93	125	109	85	
83	93	125	109	85	
84	93	125	109	85	
85	93	125	109	85	
86	93	125			
87	93	125			
88	93	125			
89	93	125			
90	93	125			
91	93	125			
92	93	125			
93	93	125			
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例）

2　令和七年四月一日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第二十条又は第二十一条の規定を適用する。

（選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号給の調整）

3　切替日前に選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者その他埼玉県教育委員会の定めるこれに準ずる者の切替日における号給については、その者が切替日に新たに職員となった者とした場合との均衡上必要と認められる限度において、埼玉県教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（雑則）

4　前二項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

規　則

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第八号

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「による届出」の下に「（前条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下この条、第十一条の二及び第十二条において同じ。）」を加える。

第六条中「新幹線鉄道等（条例第九条の五第三項に規定する新幹線鉄道等をいう。以下同じ」を「条例第九条の五第三項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という」に改める。

第七条中「第二十八号」の下に「。第十一条の二第二項において「勤務時間条例」という。」を加える。

第八条第一項中「運賃等相当額」の下に「（次項及び第八条の三第二号において「運賃等相当額」という。）」を加え、同項第一号中「第九条の五第六項」を「第九条の五第七項」に改め、同項第二号中「二十一回分（」の下に「学校職員の在宅勤務等手当に関する規則（令和七年埼玉県教育委員会規則第十九号。次条において「在宅勤務等手当規則」という。）第四条第一号の学校職員にあつては、同号に規定する在宅勤務等をすることが見込まれるその月の通勤所要回数分とし、」を加え、「平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数分とする。」に改める。

第八条の二を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第八条の二　条例第九条の五第二項第二号の在宅勤務等手当を支給される職員のうち、教育委員会規則で定める職員は、在宅勤務等手当規則第四条第一項の学校職員とする。

２　条例第九条の五第二項第二号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第十六条（同条例第二十四条において準用する場合を含む。）若しくは同条例第二十七条、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第二項の規定により読み替え

て適用する場合を含む。）の支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員は、一箇月当たりの平均通勤所要回数が十回に満たない職員とする。

3　条例第九条の五第二項第二号の教育委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

第八条の三第一号中「（同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と五万五千円との差額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を削り、同条第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては」に、「以下」を「次号において」に改める。

第十条を次のように改める。

（新幹線鉄道等の利用の基準）

第十条　条例第九条の五第三項の教育委員会規則で定めるものは、新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上である職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間及び交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認める職員とする。

第十一条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め、同条第三項中「特別料金等の額の二分の一に相当する額」を「特別料金等相当額（次条第三項において「特別料金等相当額」という。）」に改め、「同項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、」を「同項第二号中」に、「運賃等の」を「運賃等」に、「特別料金等の額の二分の一に相当する」を「特別料金等」に改める。

第十一条の二第一項中「第三項各号」を「第三項」に、「当該各号」を「同

項」に改め、同条第二項中「離職」の下に「（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が勤務時間条例第四条第一項の週休日又は勤務時間条例第十条第一項の職員の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い週休日又は学校職員の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受ける職員となる場合の離職を除く。以下同じ。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　条例第九条の五第五項の教育委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第九条の五第二項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第十二条の二第二項及び第十二条の五第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第九条の五第五項の教育委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第十二条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、教育委員会は、任用の事情等を考慮して支給の始期及び終期を別に定めることができる。

第十二条の二第一項中「第九条の五第五項」を「第九条の五第六項」に改め、同条第二項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第九条の五第五項」を「条例第九条の五第六項」に改め、同項第一号中「運賃等相当額等（第八条の三第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第九条の五第二項第二号に定める額の合計額。以下この項及び第十二条の五第二項において同じ。）」を「通勤手当算出基礎額」に、「五万五千円」を「十五万円」に、「普通交通機関等（」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等（」に、「運賃等相当額等」を「通勤手当算出基礎額」に、「すべての普通交通機関等」を「全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に改め、「運賃等」の下に「及び特別料金等」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　前項第一号から第四号までに掲げる場合であつて、一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合　十五万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに教育委員会

が定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

第十二条の二第二項第三号中「すべての普通交通機関等」を「全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に改め、「運賃等」の下に「及び特別料金等」を加え、「運賃等相当額等」を「通勤手当算出基礎額」に、「五万五千円」及び「通勤手当の額を支給単位期間等で除して得た額」を「十五万円」に改め、同条中第三項を削り、同条第四項中「第九条の五第五項」を「第九条の五第六項」に、「前二項」を「前項」に改め、「おいては」の下に「、教育委員会の定めるところにより」を加え、同項を同条第三項とする。

第十二条の三第一項中「第九条の五第六項」を「第九条の五第七項」に、同項第一号中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に、「当該新幹線鉄道等」を「当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定にかかわらず、教育委員会は、任用の事情等を考慮して支給単位期間を別に定めることができる。この場合において、当該支給単位期間に係る通勤手当の額は、教育委員会が別に定める。

第十二条の四第一項中「開始される月」の下に「（同条第三項の規定により支給の始期を別に定めた場合は、当該別に定めた月）」を加える。

第十二条の五第二項中「普通交通機関等については、」を削り、「すべての普通交通機関等」を「全ての普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に、「運賃等」を「運賃等及び特別料金等」に、「運賃等相当額等」を「通勤手当算出基礎額」に、「五万五千円」及び「通勤手当の額を支給単位期間等で除して得た額」を「十五万円」に改め、「とし、新幹線鉄道等については、教育委員会が定める額」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き学校職員（学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第二十四号）第一条の規定による改正前の学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下この項において「改正前の条例」という。）第九条の五第二項第一号の一箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の学校職員の通勤手当に関する規則（以下この項において「改正前の規則」と

いう。）第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除き、二以上の普通交通機関等（改正前の規則第六条に規定する普通交通機関等をいう。第一号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。附則第三項において「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。）、同項第二号に規定する額（改正前の規則第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。第一号において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の条例第九条の五第三項第一号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第六項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（二以上の新幹線鉄道等（同条第三項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項第二号において「改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が十五万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第十一条の二第一項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

一　普通交通機関等及び改正前の条例第九条の五第一項第二号の自動車等に係る通勤手当（改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が五万五千円を超える場合のものに限る。）

二　改正前の条例第九条の五第三項第一号の新幹線鉄道等に係る通勤手当

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている学校職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（一円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。

一　前項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　ロ以外の場合　改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額（ロにおいて「改正前合計額」という。）から七万五千円を減じて得た額

ロ　改正前合計額が五万五千円を超え九万五千円以下である場合　改正前合計額から五万五千円を減じて得た額に二分の一を乗じて得た額

二　前項第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合　改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額から当該一箇月当たりの特別料金等相当額の二分の一

に相当する額（その額が二万円を超える場合にあっては、二万円）を減じて得た額

規　則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第九号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

（学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第一条　学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第七号中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「規定する週休日」の下に「、勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十四条中「に応じ、定年前再任用短時間勤務学校職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の給料表の適用を受ける職員（以下この条において「特定任期付職員」という。）」を加え、「百分の二百十五」を「百分の三百十五」に、「百分の二百五十五」を「百分の三百七十五」に、「百分の百二・五」を「百分の百」に、「百分の百二十二・五以下）」を「百分の百二十以下）、特定任期付職員にあつては百分の二百六十二・五以下」に改める。

（学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第二条　学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第十号

学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第一条　学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第六条」を「第六条第一項」に、「週休日の日数」を「週休日並びに勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

（学校職員の給料の半減に関する規則の一部改正）

第二条　学校職員の給料の半減に関する規則（平成二十三年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「病気休暇（以下」の下に「この条及び次条第三項において」を加え、「病気休暇をいう。以下」を「病気休暇をいう。次条において」に、「第六条」を「第六条第一項」に、「週休日をいう。以下」を「週休日をいう。第五条において同じ。」、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日（勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日をいう。第五条において」に改める。

第五条中「週休日の日数」を「週休日及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

（学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第三条　学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第十一号

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則（昭和四十八年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表二の項中「特別支援学校羽生ふじ高等学園」を「特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園及び入間わかくさ高等特別支援学校」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第十二号

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「扶養親族たる者（」の下に「学校職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該学校職員の扶養を受けているもの及び」を加え、「第八条に規定する扶養親族で同条例第九条第一項の規定による届出がされている者に限る」を「第八条第二項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第四条中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。）」を削り、「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は単身赴任手当規則第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者であつた者から引き続き」を「新たに」に改める。

第六条に次の一項を加える。

4　第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出（第二項の規定により第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）を要しない。

第七条第一項に後段として次のように加える。

前条第四項に規定する場合も、同様とする。

第九条第一項中「欠くに至つた日」の下に「（教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で教育委員会が定める日）」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第十三号

義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第一条　義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「

特２級	３　級	４　級
円	円	円
3,500	4,200	6,800
3,700	4,400	6,900
3,800	4,500	7,100
4,000	4,900	7,200
4,300	5,100	7,400
4,500	5,200	7,500
4,700	5,400	7,600
4,900	5,500	7,700
5,100	5,700	7,900
5,300	5,900	8,000
5,400	6,000	8,000
5,600	6,100	8,000
5,700	6,300	8,000
5,800	6,400	
6,000	6,600	
6,100	6,800	
6,300	6,900	
6,400	7,000	
6,500	7,100	
6,700	7,200	
6,800	7,300	
6,900	7,400	
6,900	7,500	
7,200	7,500	
7,200	7,500	
7,200	7,600	
7,200	7,600	
7,300	7,600	
7,300	7,600	
7,300	7,600	
7,200	7,600	
7,200	7,600	
7,300	7,600	
6,900	7,500	
7,200	7,500	
7,200	7,500	
4,500	5,100	6,400

」

を

「

特２級	３　級	４　級
円	円	円
4,000	4,900	7,400
4,300	5,100	7,500
4,500	5,200	7,600
4,700	5,400	7,700
4,900	5,500	7,900
5,100	5,700	8,000
5,300	5,900	8,000
5,400	6,000	8,000
5,600	6,100	8,000
5,700	6,300	8,000
5,800	6,400	
6,000	6,600	
6,100	6,800	
6,300	6,900	
6,400	7,000	
6,500	7,100	
6,700	7,200	
6,800	7,300	
6,900	7,400	
6,900	7,500	
7,200	7,500	
7,200	7,500	
7,200	7,600	
7,200	7,600	
7,300	7,600	
7,300	7,600	
7,300	7,600	
7,200	7,600	
7,200	7,600	
7,300	7,600	
6,900	7,500	
7,200	7,500	
7,200	7,500	
4,500	5,100	6,400

」

5,400	6,800	8,000
5,600	6,900	8,000
5,700	7,000	8,000
5,800	7,100	8,000
6,000	7,200	8,000
6,100	7,300	
6,300	7,400	
6,400	7,500	
6,500	7,500	
6,700	7,600	
6,800	7,700	
6,900	7,700	
7,100	7,800	
7,200	7,900	
7,200	7,900	
7,200		
7,200		
7,300		
7,300		
7,300		

7,200	7,800	
7,200	7,900	
7,200	7,900	
7,200		
7,300		
7,300		
7,300		
4,500	5,100	6,400

「

を

「

特２級	３　級	４　級
円	円	円
4,000	5,700	7,400
4,300	5,900	7,500
4,500	6,000	7,600
4,700	6,100	7,700
4,900	6,300	7,900
5,100	6,400	8,000
5,300	6,600	8,000

別表第二中

「

特２級	３　級	４　級
円	円	円
3,500	5,100	6,800
3,700	5,200	6,900
3,800	5,400	7,100
4,000	5,500	7,200
4,300	5,700	7,400
4,500	5,900	7,500
4,700	6,000	7,600
4,900	6,100	7,700
5,100	6,300	7,900
5,300	6,400	8,000
5,400	6,600	8,000
5,600	6,800	8,000
5,700	6,900	8,000
5,800	7,000	8,000
6,000	7,100	8,000
6,100	7,200	8,000
6,300	7,300	
6,400	7,400	
6,500	7,500	
6,700	7,500	
6,800	7,600	
6,900	7,700	
7,100	7,700	

4,500	5,100	6,400

」

に改める。

（義務教育等教員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条　義務教育等教員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

規　則

埼玉県教育委員会規則第十四号

学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の扶養手当に関する規則(昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加える。

第三条第一項を次のように改める。

(届出)

第三条　新たに条例第九条において準用する県職員条例第八条第一項の職員たる要件を具備するに至つた学校職員は、埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下この条、次条及び第六条において同じ。)に届け出なければならない。現に扶養手当の支給を受けている学校職員の扶養親族に係る恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合も、同様とする。

第三条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出(前項の規定により第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。)を要しない。

第四条第一項中「(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)」を削り、「前条に規定する」を「前条第一項の規定による」に改め、同項に後段として次のように加える。

同条第三項に規定する場合も、同様とする。

第四条第二項中「事項を」の下に「教育委員会が別に定める様式の」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(支給の始期及び終期)

第四条の二　扶養手当の支給は、学校職員が新たに条例第九条において準用する県職員条例第八条第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、学校職員が同項

に規定する要件を欠くに至つた日（教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で教育委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第三条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2　現に扶養手当の支給を受けている学校職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第五条中「前条第四項」を「第四条第四項」に改める。

第六条中「埼玉県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の学校職員の扶養手当に関する規則第二条、第三条第一項、第四条の二第一項及び第五条の規定の適用については、この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間は、これらの規定中「条例第九条において準用」とあるのは、「学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第二十四号）附則第四項において準用する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第六号）附則第四項の規定により読み替えて適用」とする。

規　則

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第十五号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第三項」を削り、同条第一号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。以下同じ。）」に改める。

第五条を削る。

第六条第一項中「任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める学校職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける学校職員となった者」を「教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第二条に掲げる事情」に改め、同条第二項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同項第七号中「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「伴い」と」の下に「、「第二条」とあるのを「前項」と」を加え、「（人事交流等により給料表の適用を受ける学校職員となった者に限る。）」を削り、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条に次の一項を加える。

4　第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出（第二項の規定により第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）を要しない。

第八条を第七条とする。

第九条第一項に後段として次のように加える。

前条第四項に規定する場合も、同様とする。

第九条を第八条とする。

第十条第一項中「欠くに至った日」の下に「（教育委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で教育委員会が定める日）」を加え、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の学校職員の単身赴任手当に関する規則第五条第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける学校職員となった者にも適用する。

（教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

3　教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第四号中「又は」の下に「学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年埼玉県教育委員会規則第十五号）による改正前の」を加える。

（平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部改正）

4　平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「又は」の下に「学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年埼玉県教育委員会規則第十五号）による改正前の」を加える。

（平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則の一部改正）

5　平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則（平成二十七年埼玉県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「又は」の下に「学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年埼玉県教育委員会規則第十五号）による改正前の」を加える。

（学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

6　学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から附則第四項までを削る。

規　則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第十六号

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

（学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第一条　学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年埼玉県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「された職員」の下に「（以下「特定任期付職員」という。）」を、「又は」の下に「同条第三項（職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号。以下「育児休業条例」という。）第二十条（育児休業条例第二十四条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第三号において同じ。）の規定による」を加え、同号イ中「（職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第二十条（同条例第二十四条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第二項を削る。

第二条第一項各号列記以外の部分中「指定管理職員」を「学校職員」に改め、同項に次の一号を加え、同条第二項を削る。

三　特定任期付職員　次に掲げる当該学校職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ　六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額　六千円

ロ　五号給　五千円

ハ　二号給から四号給まで　四千円

ニ　一号給　三千円

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条　条例第十一条の三第三項の教育委員会規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

２　次に掲げる場合には、条例第十一条の三第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、学校職員がした同項の勤務は、同条

第一項の勤務とみなす。

一　条例第十一条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二　条例第十一条の三第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

附則第二項中「第一条第一項及び第二条第一項」を「第一条及び第二条」に、「第一条第一項第一号」を「第一条第一号」に、「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改める。

（学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条　学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第十七号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第六項及び第五条第二項」を「第六項、第五条第二項及び第十一条第二項」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当に相当する報酬）

第二条の二　会計年度任用学校職員が、住居その他これに準ずるものとして教育委員会規則で定める場所において、勤務時間規則第二十条の規定により定められたその者の勤務時間（次条及び第四条第一項において「正規の勤務時間」という。）（休暇により勤務しない時間その他埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた場合には、在宅勤務等手当に相当する報酬を支給する。

２　前項の報酬の額は、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。第四条第二項、第五条及び第六条第三項第二号において「学校職員給与条例」という。）第九条の八第二項に定める額とする。

第三条第一項中「勤務時間規則第二十条の規定により定められたその者の勤務時間（以下この条及び次条第一項において「正規の勤務時間」という。）」を「正規の勤務時間」に、同条第二項中「埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第四条第二項中「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。第六条第三項第二号において「学校職員給与条例」という。）」を「学校職員給与条例」に改める。

第五条第一項中「その者の報酬（条例第三条第三項に規定する報酬の額をいう。以下「基本報酬」という。）の月額」を「第二条第二項に規定する報酬の基本額、当該基本額に学校職員給与条例第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）及びその月の勤務に対する在宅勤務等手当に相当する報酬の

額の合計額」に、同条第二項中「その者の基本報酬の日額」を「第二条第三項に規定する報酬の基本額、当該基本額に学校職員給与条例第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）及びその月の勤務に対する在宅勤務等手当に相当する報酬の額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額」に改める。

第八条第一項中「基本報酬」を「報酬（条例第三条第三項に規定する報酬の額をいう。この条、次条及び第十一条において「基本報酬」という。）」に改める。

第十条第二項の表を次のように改める。

号給	報酬月額
	円
1	335,000
2	345,000
3	355,000
4	360,000

第十条第五項中「会計年度任用学校職員の」の下に「在宅勤務等手当、」を加える。

第十一条第二項中「にあってはその者」を「にあっては、その者」に、「第五条第二項に規定する額」を「、その者の基本報酬の日額を、一日当たりの勤務時間で除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）」に改める。

別表第一を次のように改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

別表第１（第２条関係）

報酬基準額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別非常勤講師
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び義務教育学校		
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	
報酬基準額	402,822円	324,853円	370,681円	298,897円	368,552円	297,072円	421,579円

備考

１　この表において「特別非常勤講師」とは、教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第３条の２に規定する非常勤の講師をいう。

２　この表の適用を受ける非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）の任用時に有する各相当学校の教員の相当免許状が、教育職員免許法第４条第２項に規定する普通免許状であるときは普通免許状欄を、同条第４項に規定する臨時免許状であるときは臨時免許状欄をそれぞれ適用する。

３　特別支援学校の特別非常勤講師については、特別支援学校の普通免許状欄を適用する。

規　則

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第十八号

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

（学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第一条　学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

（教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条　教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

学校職員の在宅勤務等手当に関する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第十九号

学校職員の在宅勤務等手当に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「条例」という。）第九条の八の規定に基づき、学校職員の在宅勤務等手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

（在宅勤務等の場所）

第二条　条例第九条の八第一項の教育委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一　学校職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は二親等内の親族の住居

二　宿泊施設の客室（学校職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）

三　前二号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が認めるもの

（正規の勤務時間から除かれる時間）

第三条　条例第九条の八第一項の教育委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

一　学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）第九条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間、同条例第十条に規定する学校職員の休日（同条例第十一条第一項の規定により代休を指定されて、当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合にあっては、当該学校職員の休日に代わる代休）又は同項の規定により当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の一部を勤務した場合における当該学校職員の指定された代休に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

二　休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

（在宅勤務等手当の額）

第四条　条例第九条の八第二項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる

学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　月の初日において、その月に十日を超えて条例第九条の八第一項の規定による勤務（以下「在宅勤務等」という。）をすることが見込まれる学校職員　三千円

二　前号に掲げる学校職員以外の学校職員　一の月の在宅勤務等をした日数に百四十円を乗じて得た額（その額が三千円を超えるときは、三千円）

（計画の提出）

第五条　前条第一号に規定する学校職員は、埼玉県教育委員会が定める様式の在宅勤務等実施計画書により、一の月のその在宅勤務等の実施に関する計画を作成し、任命権者に提出しなければならない。

（確認）

第六条　任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、在宅勤務等をする場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他条例第九条の八第一項の学校職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2　任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、学校職員に対し在宅勤務等をする場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

（支給日等）

第七条　在宅勤務等手当は、第四条第一号の学校職員には、学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号）第二条の給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に、第四条第二号の学校職員には、一の月の分を翌月の支給日に支給する。

2　学校職員が在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した場合における当該在宅勤務等手当は、第四条第一号の学校職員には、その際支給し、第四条第二号の学校職員には、その際支給することができるものとする。

3　学校職員が任命権者を異にして異動した場合におけるその在宅勤務等手当の支給は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　第四条第一号に規定する学校職員　異動した日の属する月の分はその月の初日に学校職員が所属する任命権者において支給するものとする。ただし、当該学校職員の異動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

二　第四条第二号に規定する学校職員　当該学校職員が異動した日までの分をその際支給することができるものとする。

（雑則）

第八条　この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

埼玉県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第二十号

埼玉県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立近代美術館管理規則（昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を削る。

第二十三条中「第二十二条」を「前条」に改め、同条を第二十二条とし、第二十四条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第二十一号

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「条例」という。）第四条及び第五条第一項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第二項中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「条例」という。）第六条」を「条例第六条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「週休日」の下に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第二十二号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項第一号中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第二十三号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第一条　学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中第一項を削り、同条第二項中「第四条第一項ただし書」を「第四条第三項」に、「同条第三項の規定により」を「週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は」に、「日曜日及び土曜日に加えて設ける週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）」を「週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に、「第二条の七」を「第二条の六」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「週休日」の下に「のほかに勤務時間を割り振らない日」を加え、同項を同条第二項とする。

第二条の三中「県教育委員会規則」を「埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）」に改め、「として教育委員会」の下に「（条例第二条第一号に掲げる学校職員については埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）」を加える。

第二条の四第一項第一号中「四時間三十分以上」を「二時間以上四時間以下の時間の範囲内で教育委員会が定める時間以上の時間」に改め、「条例第四条第一項の規定による」及び「（第二条の二第二項の規定による週休日を除く。）」を削り、同項第二号中「午前十時から午後三時十五分まで」を「午前九時から午後四時まで」に、「除く」を「除き、前号の規定により教育委員会が定める」に改め、「共通する」の下に「連続した」を加え、同項第三号中「午前七時」を「午前五時」に改め、同項第四号中「第二条の二第一項各号に掲げる学校職員の」を削り、「同条第二項」を「第二条の二第一項」に改め、「週休日」の下に「のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、「四時間三十分」を「二時間」に改め、同条第三項中「場合」の下に「又は当該勤務時間を割り振ることが育児、介護等の事情により必要と認められる場合」を加える。

第二条の五第一項中「（第二条の二第一項各号に掲げる学校職員の申告にあっては、同条第二項及び前条）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、「週休日」の下に「のほかに勤務時間を割り振らない日」を加え、同項第二号中「第二条の二第二項」を「第二条の二第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「割振り及び週休日」の下に「のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、同項第一号中「の始業若しくは終業の時刻及び設けられた週休日」を「及び設けられた週休日のほかに勤務時間を割り振らない日」に、「始業若しくは終業の時刻及び週休日」を「割振り及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同項第二号中「、及び週休日」の下に「のほかに勤務時間を割り振らない日」を加え、同項を同条第三項とする。

第二条の六を削る。

第二条の七中「、四週間（四週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として県教育委員会が人事委員会と協議して定める場合にあっては、県教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）とする。ただし、第二条の二第一項各号に掲げる学校職員に係る条例第四条第一項ただし書の規定に基づく週休日及び同条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては」を削り、同条を第二条の六とする。

第三条中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第四条第一項中「第六条」を「第六条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に、「同条」を「同条第一項」に改め、同条第二項中「週休日の」を「週休日等の」に、「（条例第六条」を「（条例第六条第一項」に改め、「を週休日」の下に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、「を同条」を「を同項」に、「（同条」を「（条例第六条第一項」に、「を条例第六条」を「を同項」に、「又は第六条」を「又は第六条第一項」に改める。

第四条の二第一項中「、条例第七条第二項の定めるところに従い」を削り、「とする場合には、あらかじめ、」を「が、校務の正常な運営を妨げないと認める場合には、条例第七条第二項の定めるところにより」に、「とする学校職員の範囲及び当該学校職員に対する休憩時間の与え方について明示するものとする」を「ができる」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定に関し必要な事項は、県教育委員会が定める。

第五条第一項中「（次項に規定する場合を除く。）」を削り、同条第二項中「第四条第一項ただし書」を「第四条第三項」に改め、「週休日」の下に「のほかに

勤務時間を割り振らない日」を加え、「（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る学校職員に係る場合に限る。）、同条第三項の規定により」を「、及び」に、「又は週休日」を「又は週休日等」に改める。

第十条第一項、第十一条第一項及び第四項中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十二条第一項第二十五号ハ中「第二号に掲げる事業」を「の子どもの学習・生活支援事業」に改める。

第十三条第二項及び第十九条中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

第二十二条第二項第中十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　前号に定める以外の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇　一の年度のうち十日の範囲内の期間

第二十二条第三項第一号中「休暇」の下に「のうち、一の年度において通算して十日を超えて療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇」を、「期間」の下に「（ただし、前項第二号に定める期間に引き続いて取得する場合には、九十日から当該期間において取得した休暇の日数を除いた日数の範囲内の期間）」を加え、同項第五号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に、「当該子の看護のため」を「次に掲げる場合において、」に改め、同号に次のように加える。

イ　その子の看護を行う場合

ロ　その子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合

ハ　その子が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があることにより臨時に休業となることその他これに準ずる事由により、その子の世話を行う必要がある場合

第二十二条第六項中「第二項第十一号、第十二号及び第十三号」を「第二項第十二号、第十三号及び第十四号」に改め、「であって、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているもの」を削り、同条第七項中「第三項第一号」を「第二項第二号及び第三項第一号」に改める。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条　学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改める。

附則第二項及び第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月28日

埼玉県公安委員会委員長　加　村　啓　二

埼玉県公安委員会規則第６号

埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成８年埼玉県公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第12条第２項中「聴聞を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第一号

本庁
地域機関
埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大野元裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「雇用労働局長」の下に「、都市政策・公園局長、まちづくり局長」を加え、「地域エネルギー企画幹」を「埼玉版ＦＥＭＡ推進幹」に改め、同項第六号中「行政監察幹」の下に「、埼玉版ＦＥＭＡ推進幹」を加える。

第十一条第五項第一号、第二十一条第一項及び第三十条第二項中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第二号

訓　令

本　庁
地域機関
埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令

（職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第一条　職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

5　所属長は、次条第五項に規定する職員を除く職員から休憩時間の開始時刻の変更の申告があり、かつ、当該職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、第一項、第三項及び前項の規定にかかわらず、当該職員の休憩時間の開始時刻を変更することができる。

第一条の二第二項中「第三条第一項ただし書の規定により設ける週休日（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る職員に係るものに限る。）」を「第三条第三項の規定により設ける週休日のほかに勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項の規定により勤務時間の割振りを定められた」を「前項の規定により勤務時間を割り振る場合において、職員から休憩時間の短縮の申告があり、かつ、当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5　所属長は、第三項の規定により勤務時間を割り振る職員から休憩時間の開始時刻の変更の申告があり、かつ、当該職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、当該職員の休憩時間の開始時刻を変更することができる。

別表文書課の項を削り、同表食品安全課の項の次に次のように加える。

産業支援課	渋沢ＭＩＸの業務に従事する	4週間を平均して1週間について	上に同じ。	日曜日及び1週間について1日とし、業	上に同じ。

	る職員	３８時間４５分		務の実情に応じ所属長が定める日	

別表雇用労働課の項中「雇用労働課」を「雇用・人材戦略課」に、「１週間につき３８時間４５分。ただし、週休日の振替を行う場合は、４週間を平均して１週間について３８時間４５分」及び「日曜日及び１週間について１日とし、業務の実情に応じ所属長が定める日」を「上に同じ。」に改める。

別表人材活躍支援課の項中「人材活躍支援課」を「就業支援課」に、「就業相談の業務に従事する職員」、「４週間を平均して１週間について３８時間４５分」及び「４週間について８日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。」を「上に同じ。」に改める。

別表中央家畜保健衛生所の項を削り、同表秩父高原牧場の項職員の欄中「全職員」を「上に同じ。」に改め、同項勤務時間の欄中「上に同じ。」を「４週間を平均して１週間について３８時間４５分」に改める。

（職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正）

第二条　職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（令和五年埼玉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第三号

訓　令

本庁地域機関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令（令和五年埼玉県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第四号

訓　令

本庁
地域機関

埼玉県職員当直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県職員当直規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員当直規程（昭和三十二年埼玉県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「及び週休日」を「、週休日及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改める。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第五号

本庁
地域機関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大野元裕

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中第六十五号を第六十六号とし、第六十四号の次に次の一号を加える。

六十五	盛土、切土及び土石の堆積の調査指導業務に従事する者	作業帽	一	二	
		作業服	夏用上衣	一	二
			冬用上衣	一	二
			ズボン	二	二
		防寒衣		一	四
		ゴム長靴		一	二

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第六号

訓　令

本　庁
地域機関

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

（技能職員の給与等に関する規程の一部改正）

第一条　技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900

80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
	48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
	49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
	50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
	51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
	52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
	53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
	54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
	55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
	56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
	57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
	58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
	61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
	62	240,200	259,100	287,600	313,800	
	63	240,500	259,500	288,200	314,400	
	64	240,700	259,800	288,800	315,000	
	65	240,900	260,100	289,300	315,600	
	66	241,200	260,400	289,800	316,000	
	67	241,500	260,700	290,300	316,500	
	68	241,700	260,900	290,800	317,000	
	69	241,900	261,100	291,300	317,300	
	70	242,200	261,400	291,800	317,800	
	71	242,500	261,700	292,200	318,300	
	72	242,700	261,900	292,600	318,700	
	73	242,900	262,100	293,000	318,900	
	74	243,200	262,400	293,400	319,200	
	75	243,500	262,700	293,800	319,400	
	76	243,700	262,900	294,200	319,700	
	77	243,900	263,100	294,600	320,000	
	78	244,200	263,400	295,000	320,300	
	79	244,500	263,700	295,400	320,600	

別表第三を次のように改める。

	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考　この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に１００分の１０１．３９を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第四を次のように改める。

別表第３（第４条関係）

初任給基準表

職員の種類		学歴免許	初任給
技能職員（一種）		高校卒	１級　９号給
技能職員（二種）	守衛の業務に従事している者		１級　５号給
	守衛以外の業務に従事している者		１級　１号給

備考　１　職員の種類欄の区分は、埼玉県行政組織規則（昭和４２年埼玉県規則第１号）第１９９条に定めるところによる。

２　学歴免許欄の区分は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第３の学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

３　職員の種類欄の区分が技能職員（二種）の者に対する初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第１３条第１項及び第１４条第１項第３号の規定の適用については、「高校卒」の区分が学歴免許欄に掲げられているものとみなす。

４　自動車運転及び機器操作の業務に従事する技師のうち、その就業に必要な免許等の資格を有する者の経験年数は、その就業に必要な免許等の資格取得後のものとする。

41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29

別表第４（第４条関係）

昇 格 時 号 給 対 応 表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12

別表第五を次のように改める。

85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

41	61	61	69	97
42	62	62	70	97
43	63	63	71	97
44	64	64	72	97
45	67	66	73	97
46	70	68	74	97
47	73	70	75	97
48	76	72	76	97
49	79	75	77	97
50	82	78	78	97
51	85	81	79	97
52	90	84	80	97
53	95	87	81	97
54	100	90	82	97
55	105	93	83	97
56	105	96	84	97
57	105	99	86	97
58	105	102	88	97
59	105	105	90	97
60	105	108	92	97
61	105	112	94	97
62	105	116	96	
63	105	137	98	
64	105	137	100	
65	105	137	101	
66	105	137	102	
67	105	137	103	
68	105	137	104	
69	105	137	106	
70	105	137	108	
71	105	137	110	
72	105	137	129	
73	105	137	129	
74	105	137	129	
75	105	137	129	
76	105	137	129	
77	105	137	129	
78	105	137	129	
79	105	137	129	
80	105	137	129	
81	105	137	129	
82	105	137	129	
83	105	137	129	
84	105	137	129	

別表第５（第４条関係）

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	１級	２級	３級	４級
1	21	13	29	22
2	22	14	30	24
3	23	15	31	26
4	24	16	32	28
5	25	17	33	29
6	26	18	34	30
7	27	19	35	31
8	28	20	36	32
9	29	21	37	34
10	30	22	38	36
11	31	23	39	38
12	32	24	40	40
13	33	26	41	42
14	34	28	42	44
15	35	30	43	46
16	36	32	44	48
17	37	33	45	50
18	38	34	46	52
19	39	35	47	54
20	40	36	48	56
21	41	37	49	58
22	42	38	50	60
23	43	39	51	62
24	44	40	52	64
25	45	41	53	68
26	46	42	54	72
27	47	43	55	76
28	48	44	56	82
29	49	46	57	88
30	50	48	58	94
31	51	50	59	97
32	52	52	60	97
33	53	53	61	97
34	54	54	62	97
35	55	55	63	97
36	56	56	64	97
37	57	57	65	97
38	58	58	66	97
39	59	59	67	97
40	60	60	68	97

85	105	137	129	
86	105	137	129	
87	105	137	129	
88	105	137	129	
89	105	137	129	
90	105	137	129	
91	105	137	129	
92	105	137	129	
93	105	137	129	
94	105	137	129	
95	105	137	129	
96	105	137	129	
97	105	137	129	
98	105	137		
99	105	137		
100	105	137		
101	105	137		
102	105	137		
103	105	137		
104	105	137		
105	105	137		
106	105	137		
107	105	137		
108	105	137		
109	105	137		
110	105	137		
111	105	137		
112	105	137		
113	105	137		
114	105	137		
115	105	137		
116	105	137		
117	105	137		
118	105	137		
119	105	137		
120	105	137		
121	105	137		
122	105	137		
123	105	137		
124	105	137		
125	105	137		
126	105	137		
127	105	137		
128	105	137		
129	105	137		
130	105			
131	105			
132	105			
133	105			
134	105			
135	105			
136	105			
137	105			

（技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正）

第二条　技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成三十年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項及び附則第七項中「百分の百一・五七一」を「百分の百一・三九」に改める。

第三条　技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（令和四年埼玉県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

（号給の切替え）

2　令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において技能職員の給与等に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第一の給料表の適用を受けていた技能職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3　切替日前に職務の級を異にする異動をした技能職員及び知事の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（別表第一の給料表の適用を受ける技能職員の初任給に関する経過措置）

4　切替日以後に新たに技能職員となり、給与規程別表第一の給料表の適用を受ける者となったもののうち、その者の有する学歴免許等の資格が給与規程別表第三の初任給基準表の学歴免許欄の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号給の決定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（選考の結果に基づいて新たに技能職員となった者の号給の調整）

5　切替日前に選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに技能職員となった部内の他の技能職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに技能職員となった者で給与規程第四条の規定により職務の級を決定されたものその他知事の定めるこれに準ずる者の切替日における号給については、その者が切替日に新たに技能職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、知事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（補則）

6　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則別表　号給の切替表（附則第２項関係）

旧号給	新号給			
	１級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	

130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		

埼玉県訓令第七号

訓　令

本　庁
地域機関
埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員安全衛生管理規程（昭和六十一年埼玉県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「職員」の下に「（埼玉県行政組織規則の規定により課等に属しない職に係る庶務を所掌する所属所にあつては、当該課等に属しない職にある者を含む。以下「所属職員」という。）」を加え、同条第二項中「職員」を「所属職員」に改める。

第九条第一項中「主管課」の下に「（人事課及び税務課を除く。）」、職員健康支援課」を加える。

第十六条の二を削る。

第二十条の二を次のように改める。

（健康管理情報の取扱い）

第二十条の二　健康診断の結果その他の健康管理に関する個人情報（以下この条において「健康管理情報」という。）を取り扱うことができる者（以下この条において「健康管理情報取扱者」という。）及び取り扱う範囲は、次の各号のとおりとする。

一　所属長、衛生管理者、安全衛生推進者等及び地域機関の産業医　所属職員に係る健康管理情報

二　本庁の産業医及び職員健康支援課健康管理担当　全ての職員に係る健康管理情報

2　健康管理情報取扱者は、この規程に基づく衛生に関する業務を行うに当たつては、健康管理情報の重要性に鑑み、その保護を図らなければならない。

3　健康管理情報取扱者は、健康管理に係る関係書類の取扱いに当たつては、健康管理情報の漏えい、滅失、毀損等を防止し、その保護を図るため、適切な措置をしなければならない。当該関係書類を廃棄する場合も同様とする。

４　健康管理情報取扱者は、職務上知り得た健康管理情報その他の個人情報を他に漏らしてはならない。その職務を離れた場合においても、同様とする。

第二十一条中「職員」を「所属職員」に、「様式第三号の措置決定申請書に様式第四号の診断書、様式第五号の観察報告書その他必要な資料を添え、主管課長を経由して、統括安全衛生管理者に提出」を「次条第一項の措置決定に係る申請を」に改め、同条に次の二項を加える。

２　所属長が、前項に規定する申請をする場合、様式第三号の措置決定申請書に様式第四号の診断書、様式第五号の観察報告書その他必要な資料を添え、主管課長を経由して、統括安全衛生管理者に提出しなければならない。

３　所属長は、第一項に規定する申請をするに当たり、埼玉県職員健康審査会規則（平成二十一年埼玉県規則第二十八号）に基づく埼玉県職員健康審査会（第二十三条第三項において「職員健康審査会」という。）の開催日を考慮しなければならない。

第二十二条第一項中「前条」を「前条第二項」に改める。

第二十三条第一項中「は、」の下に「医師による」を加え、同条第三項中「疾患」を「疾病」に改め、「職員」の下に「であつて第二十一条第一項第三号の診断を受けたもの」を加え、「あらかじめ」を「当該職員は、同項の規定による措置決定申請に係る職員健康審査会の審査が開始される前に」に改め、同項に後段として次のように加える。

なお、所属長は、所属職員が第一項の相談を受けるに当たり、必要な情報を統括安全衛生管理者に提供しなければならない。

別表第一中「

総務部	総務部長	職員健康支援課

」を「

総務部	人事課（税務課、個人県民税対策課及び県税事務所等にあつては、税務課）
総務部長	

」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第２（第１７条関係）

種　類	対象職員	回　数
定期健康診断	全職員	年１回
二次健康診断	定期健康診断の結果、脳血管疾患又は心臓疾患に関する一定の項目に有所見の判定があり、未治療の職員	年１回
結核感染業務従事者健康診断	結核患者に接触し、結核に感染するおそれのある業務に従事する職員	年１回
結核有所見者健康診断	結核感染業務従事者健康診断の結果、有所見と判定された職員	年２回
放射線業務従事者健康診断	エツクス線等の放射線を取り扱う業務に従事する職員	年２回
と畜検査業務従事者健康診断	家畜を取り扱う業務に従事する職員	年１回
シールド工法工事検査業務従事者健康診断	シールド工法工事検査のため、異常高圧下での業務に従事する職員	年２回
有機溶剤取扱業務従事者健康診断	有機溶剤を取り扱う業務に従事する職員	年２回
情報機器作業従事者健康診断	情報機器作業に従事する職員	年１回
障害者介護業務従事者健康診断	介護、看護等腰部に著しい負担のかかる業務に従事する職員	年１回
自動車運転業務従事者健康診断	公用車を運転することを職務とする職員	年１回
粉じん業務従事者健康診断	粉じんが発生する業務に従事する職員	年１回
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	年２回
特定化学物質等取扱業務従事者健康診断	特定化学物質等を取り扱う業務に従事する職員	年２回
石綿作業従事者健康診断	石綿を取り扱う業務に従事する職員	年２回
破傷風予防接種	土壌を取り扱う業務に従事する職員	年１回
Ｂ型肝炎健康診断	血液検査等のため、Ｂ型肝炎に感染するおそれのある業務に従事する職員	年１回
Ｂ型肝炎予防接種	Ｂ型肝炎健康診断の結果、ワクチン接種が必要な職員	年１回
麻疹対策業務従事者健康診断	麻疹対策業務のため、麻疹に感染するおそれのある業務に従事する職員	年１回
麻疹予防接種	麻疹対策業務従事者健康診断の結果、ワクチン接種が必要な職員	年１回

様式第四号（一）を次のように改める。

様式第４号（１）（第２１条関係）

診　　断　　書

埼玉県職員健康審査会

<table>
<tr><td>所 属 所</td><td></td><td>職　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td><td>性　　別</td><td colspan="3">男　・　女</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td></td><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日（　　歳）</td></tr>
<tr><td colspan="2">病　　名</td><td>発病年月</td><td colspan="3">年　　月</td></tr>
<tr><td colspan="2">ＩＣＤ１０カテゴリー：Ｆ－（　　．　　）
※精神に係る疾患の場合は記入必須（注２）</td><td>受診に至った経緯</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">既 往 症</td><td>発病年月</td><td colspan="3">年　　月</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>治療期間</td><td colspan="3">年　　月　～　　年　　月</td></tr>
<tr><td rowspan="3">発病以来の症状・経過</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">治療経過</td><td>現在の状況</td><td>入院・外来
※該当に○をする</td></tr>
<tr><td>ﾘﾜｰｸ･ﾃﾞｲｹｱ等の利用
※精神疾患の場合のみ記入</td><td>有・無
※該当に○をする
年　月から
年　月まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">検査結果等</td></tr>
<tr><td>現在の症状</td><td></td><td>処方内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>特に問題となる点</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>療養・休養期間（注３）</td><td colspan="4">※療養・休養の場合のみ記入
年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>復職可能日（注３）</td><td colspan="4">※復職の場合のみ記入
年　　月　　日から復職可能</td></tr>
<tr><td>療養・休養及び復職後の勤務に関する意見</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

上記のとおり診断します。

年　　月　　日　　所　在　地
医療機関名
医師の氏名

注１　太枠内は、所属であらかじめ記入してください。
注２　「病名」と「ＩＣＤ１０カテゴリー」とを整合させてください。
注３　「療養・休養期間」又は「復職可能日」のいずれかを記入してください。

様式第四号（二）中「部・局」を削り、「発　見　方　法」を「受診に至った経緯」に、「【復職の場合】　　年　　月　　日から復職可能」を「【復職の場合のみ記入】　　年　　月　　日から復職可能」に改める。

様式第五号（一）中「発病時の状態」を「発病時の状態・不調に至った背景」に改める。

附　則

１　この訓令は、公布の日から施行する。

２　この訓令による改正前の埼玉県職員安全衛生管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓　令

埼玉県訓令第八号

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「には」の下に「、第三十二条第一項に規定する公印の押印に代え」を加え、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

4　第三十二条第二項及び第三項の規定は、第二項の場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「公印の押印」とあるのは、「電子署名を付し、又はこれに類する措置を講ずること」と読み替えるものとする。

第三十六条の二に次のただし書を加える。

ただし、起案文書以外の文書等の完結に係る事務は、文書公開情報確認者以外の者が処理することができる。

別表課の文書記号の表高齢者福祉課の項の次に次のように加える。

ねんりんピック推進課	ねん推

別表課の文書記号の表中

「

雇用労働課	雇労
人材活躍支援課	人材
多様な働き方推進課	多様

」

を

「

雇用・人材戦略課	雇人
就業支援課	就支

」

に改める。

別表所の文書記号の表南児童相談所の項の次に次のように加える。

埼玉県朝霞児童相談所	朝児

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

訓　令

埼玉県訓令第九号

埼玉県文書管理システムに係る電子署名規程を次のように定める。

令和七年三月二十八日

本庁及び地域機関

埼玉県知事　大野元裕

埼玉県文書管理システムに係る電子署名規程

（目的）

第一条　文書管理システム（埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号。以下「文書管理規程」という。）第二条第八号に規定する文書管理システムをいう。）を用いて行う電子署名の実施に関し必要な事項は、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（用語の定義）

第二条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二　電子証明書　埼玉県が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が埼玉県に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

三　電子文書　文書管理規程第二条第七号の電子文書をいう。

（電子署名に用いる職名等）

第三条　電子署名に用いる職名及び使用区分は、次の表のとおりとする。

電子署名に用いる職名	使用区分
埼玉県知事	一般文書（埼玉県公文例規程（昭和四十九年埼玉県訓令第三十号）第二条第四号から第七号までに規定する文書をいう。）用
埼玉県知事職務代理者	右に同じ。

（電子署名責任者）

第四条　電子署名を適正に実施させるため、電子署名責任者を置く。

2　電子署名責任者は、次に掲げる者をもって充てる。

一　文書課長

二　地域振興センター所長

三　県税事務所長

3　電子署名責任者は、次に掲げる事務を処理しなければならない。

一　電子署名の実施に関する事務を処理させるため、電子署名実施責任者を指定すること。

二　電子署名が適正に実施されるよう、電子署名実施責任者を指揮監督すること。

三　電子署名及び電子証明書が不正に利用され、又はそのおそれがあると認められるときその他電子署名及び電子証明書に関し事故が生じたときは、直ちにその旨を総務部長（前項第二号及び第三号に掲げる者にあっては、文書課長を経て総務部長）に報告すること。

四　前三号に掲げるもののほか、電子署名を適切に実施するために必要な措置を講ずること。

4　電子署名責任者の行う事務について、電子署名責任者が出張、休暇その他の事由により不在のときは、電子署名責任者があらかじめ指定した職員がこれを代行する。

（電子署名の実施）

第五条　電子署名責任者又は電子署名実施責任者は、電子署名の実施を求められたときは、施行する電子文書（以下「施行文書」という。）及び決裁文書（文書管理規程第三十一条の決裁文書をいう。）を確認し、文書課長が別に定める方法による審査の結果、適当であると認めたときは、施行文書に電子署名を行うとともに、当該電子署名に係る電子証明書を記録しなければならない。

（電子証明書の更新等）

第六条　電子証明書の更新等は、文書課長が行うものとする。

（電子署名の審査履歴等の調査）

第七条　総務部長は、必要があると認めたときは、電子署名の審査履歴その他電子署名に関し、調査をすることができる。

（委任）

第八条　この訓令に定めるもののほか、電子署名の実施に必要な事項は、総務部長が定める。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行し、同日以後に文書管理システムを用い

て起案した施行文書及び決裁文書について適用する。

埼玉県教育委員会訓令第一号

訓　令

埼玉県教育局
県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

教育局等の職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令

（教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第一条　教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「かかる」を「係る」に改め、同条に次の一項を加える。

5　所属長は、次条第五項に規定する職員を除く職員から休憩時間の開始時刻の変更の申告があり、かつ、当該職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、第一項、第三項及び前項の規定にかかわらず、当該職員の休憩時間の開始時刻を変更することができる。

第一条の二第二項中「第三条第一項ただし書の規定により設ける週休日（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る職員に係るものに限る。）」を「第三条第三項の規定により設ける週休日のほかに勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項の規定により勤務時間の割振りを定められた」を「前項の規定により勤務時間を割り振る場合において、職員から休憩時間の短縮の申告があり、かつ、当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5　所属長は、第三項の規定により勤務時間を割り振る職員から休憩時間の開始時刻の変更の申告があり、かつ、当該職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、当該職員の休憩時間の開始時刻を変更することができる。

（教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正）

第二条　教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（令和五年埼玉県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

訓　令

埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教員委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項第一号、第二十四条第一項及び第三十四条第二項中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

訓　令

埼玉県教育委員会訓令第三号

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「総務幹」を「危機管理幹」に改める。

別表第一第十三号教育委員会決裁事項の欄中「埼玉県障害児就学支援委員会、埼玉県文化財保護審議会、埼玉県教職員健康審査会」を「埼玉県教職員健康審査会、埼玉県文化財保護審議会、埼玉県障害児就学支援委員会、埼玉県いじめ問題調査審議会、埼玉県教育職員免許状再授与審査会」に改め、同号部長専決事項の欄１中「障害児就学支援委員会」を「埼玉県教職員健康審査会」に改め、同欄３中「埼玉県教職員健康審査会」を「埼玉県障害児就学支援委員会」に改める。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会訓令第四号

訓　令

埼玉県教育局
県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

（技能職員の給与等に関する規程の一部改正）

第一条　技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

給　　料　　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900

80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
	48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
	49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
	50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
	51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
	52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
	53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
	54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
	55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
	56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
	57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
	58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
	61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
	62	240,200	259,100	287,600	313,800	
	63	240,500	259,500	288,200	314,400	
	64	240,700	259,800	288,800	315,000	
	65	240,900	260,100	289,300	315,600	
	66	241,200	260,400	289,800	316,000	
	67	241,500	260,700	290,300	316,500	
	68	241,700	260,900	290,800	317,000	
	69	241,900	261,100	291,300	317,300	
	70	242,200	261,400	291,800	317,800	
	71	242,500	261,700	292,200	318,300	
	72	242,700	261,900	292,600	318,700	
	73	242,900	262,100	293,000	318,900	
	74	243,200	262,400	293,400	319,200	
	75	243,500	262,700	293,800	319,400	
	76	243,700	262,900	294,200	319,700	
	77	243,900	263,100	294,600	320,000	
	78	244,200	263,400	295,000	320,300	
	79	244,500	263,700	295,400	320,600	

別表第四を次のように改める。

別表第３（第４条関係）

初任給基準表

職員の種類及び職	学歴免許	初任給
技能職員（一種）及び技能主事	高校卒	１級９号給
技能職員（二種）及び業務主事		１級１号給

備考　１　学歴免許欄の区分は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第３の学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

２　職員の種類及び職欄の区分が技能職員（二種）及び業務主事の者に対する初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第13条第１項及び第14条第１項第３号の規定の適用については、「高校卒」の区分が学歴免許欄に掲げられているものとみなす。

３　技師又は技能主事のうち、自動車運転の業務に従事する者の経験年数は、自動車運転免許取得後のものとする。

４　職員の種類及び職は、技能職員に関する規則及び埼玉県立高等学校管理規則第８条第３項の表に定めるところによる。

別表第三を次のように改める。

	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考　この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に１００分の１０１．３９を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22

別表第４（第４条関係）

昇　格　時　号　給　対　応　表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇　格　後　の　号　給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4

93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	

61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30

別表第５（第４条関係）

降　格　時　号　給　対　応　表

降格した日の前日に受けていた号給	降　格　後　の　号　給			
	１級	２級	３級	４級
1	21	13	29	22
2	22	14	30	24
3	23	15	31	26
4	24	16	32	28
5	25	17	33	29
6	26	18	34	30
7	27	19	35	31
8	28	20	36	32
9	29	21	37	34
10	30	22	38	36
11	31	23	39	38
12	32	24	40	40
13	33	26	41	42
14	34	28	42	44
15	35	30	43	46
16	36	32	44	48
17	37	33	45	50
18	38	34	46	52
19	39	35	47	54
20	40	36	48	56
21	41	37	49	58
22	42	38	50	60
23	43	39	51	62
24	44	40	52	64
25	45	41	53	68
26	46	42	54	72
27	47	43	55	76
28	48	44	56	82

別表第五を次のように改める。

125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

61	105	112	94	97
62	105	116	96	
63	105	137	98	
64	105	137	100	
65	105	137	101	
66	105	137	102	
67	105	137	103	
68	105	137	104	
69	105	137	106	
70	105	137	108	
71	105	137	110	
72	105	137	129	
73	105	137	129	
74	105	137	129	
75	105	137	129	
76	105	137	129	
77	105	137	129	
78	105	137	129	
79	105	137	129	
80	105	137	129	
81	105	137	129	
82	105	137	129	
83	105	137	129	
84	105	137	129	
85	105	137	129	
86	105	137	129	
87	105	137	129	
88	105	137	129	
89	105	137	129	
90	105	137	129	
91	105	137	129	
92	105	137	129	

29	49	46	57	88
30	50	48	58	94
31	51	50	59	97
32	52	52	60	97
33	53	53	61	97
34	54	54	62	97
35	55	55	63	97
36	56	56	64	97
37	57	57	65	97
38	58	58	66	97
39	59	59	67	97
40	60	60	68	97
41	61	61	69	97
42	62	62	70	97
43	63	63	71	97
44	64	64	72	97
45	67	66	73	97
46	70	68	74	97
47	73	70	75	97
48	76	72	76	97
49	79	75	77	97
50	82	78	78	97
51	85	81	79	97
52	90	84	80	97
53	95	87	81	97
54	100	90	82	97
55	105	93	83	97
56	105	96	84	97
57	105	99	86	97
58	105	102	88	97
59	105	105	90	97
60	105	108	92	97

（技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正）

125	105	137		
126	105	137		
127	105	137		
128	105	137		
129	105	137		
130	105			
131	105			
132	105			
133	105			
134	105			
135	105			
136	105			
137	105			

93	105	137	129	
94	105	137	129	
95	105	137	129	
96	105	137	129	
97	105	137	129	
98	105	137		
99	105	137		
100	105	137		
101	105	137		
102	105	137		
103	105	137		
104	105	137		
105	105	137		
106	105	137		
107	105	137		
108	105	137		
109	105	137		
110	105	137		
111	105	137		
112	105	137		
113	105	137		
114	105	137		
115	105	137		
116	105	137		
117	105	137		
118	105	137		
119	105	137		
120	105	137		
121	105	137		
122	105	137		
123	105	137		
124	105	137		

第二条　技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成三十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項及び附則第七項中「百分の百一・五七一」を「百分の百一・三九」に改める。

第三条　技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（令和五年埼玉県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改める。

附則第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

（号給の切替え）

2　令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において技能職員の給与等に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第一の給料表の適用を受けていた技能職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3　切替日前に職務の級を異にする異動をした技能職員及び埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるこれに準ずるものをした技能職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（別表第一の給料表の適用を受ける技能職員の初任給に関する経過措置）

4　切替日以後新たに技能職員となり、給与規程別表第一の給料表の適用を受ける者となったもののうち、その者の有する学歴免許等の資格が給与規程別表第三の初任給基準表の学歴免許欄の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号給の決定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（選考の結果に基づいて新たに技能職員となった者の号給の調整）

5　切替日前に選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに技能職員となった部内の他の技能職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに技能職員となった者で給与規程第四条の規定により職務の級を決定されたものその他教育委員会の定めるこれに準

ずる者の切替日における号給については、その者が切替日に新たに技能職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（補則）

6　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則別表　号給の切替表（附則第２項関係）

旧号給	新　　号　　給			
	１級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38

98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	

訓　令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「総務幹」を「危機管理幹」に改める。

別表第一委任事務の欄第二号中「第三項の規定に基づき、職員の」の下に「週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、同欄第三号中「第五条」の下に「第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同欄第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同表専決事項の欄第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　職員の在宅勤務を命令すること。

別表第二総合教育センター所長の項委任事務の欄第二号の次に次の一号を加える。

三　講習会、講演会、展覧会、研究会、競技会等の共催及び後援を承認すること。

別表第二図書館長の項委任事務の欄第三号の次に次の一号を加える。

四　講習会、講演会、展覧会、研究会、競技会等の共催及び後援を承認すること。

別表第二歴史と民俗の博物館長の項委任事務の欄第八号の次に次の一号を加える。

九　講習会、講演会、展覧会、研究会、競技会等の共催及び後援を承認すること。

別表第二史跡の博物館長の項委任事務の欄第五号の次に次の一号を加える。

六　講習会、講演会、展覧会、研究会、競技会等の共催及び後援を承認すること。

別表第二近代美術館長の項委任事務の欄第九号中「第二十四条」を「第二十三条」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十　講習会、講演会、展覧会、研究会、競技会等の共催及び後援を承認すること。

別表第二自然の博物館長の項委任事務の欄第十五号の次に次の一号を加える。

十六　講習会、講演会、展覧会、研究会、競技会等の共催及び後援を承認すること。

別表第二文書館長の項委任事務の欄第六号の次に次の一号を加える。

七　講習会、講演会、展覧会、研究会、競技会等の共催及び後援を承認すること。

別表第二げんきプラザ所長の項委任事務の欄第十一号の次に次の一号を加える。

十二　講習会、講演会、展覧会、研究会、競技会等の共催及び後援を承認すること。

別表第三第十三号教育長決裁事項の欄５中「第三項の規定に基づき、副教育長及び本局の参事の」の下に「週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、同欄６中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」に改め、同欄に次のように加える。

９　副教育長及び本局の参事の在宅勤務を命令すること。

別表第三第十三号部長専決事項の欄６中「第三項の規定に基づき、副教育長及び本局の参事の」の下に「週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、同欄７中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同欄に次のように加える。

10　部長、高校改革統括監、副部長及び部の参事の在宅勤務を命令すること。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

訓　令

埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「でその内容が発送を要するものは、製版印刷等により浄書する」を「の浄書は、主務課において行う」に改める。

第三十条第二項中「令達文書等」を「令達文書」に改める。

第三十一条中「、第三十六条第二項ただし書中「第三十二条第二項」とあるのは「埼玉県教育局等文書管理規程第三十条第二項」と」を削る。

第三十一条の二に次のただし書を加える。

ただし、起案文書以外の文書等の完結に係る事務は、文書公開情報確認者以外の者が処理することができる。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

訓　令

埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「でその内容が発送を要するものは、製版印刷等により浄書する」を「の浄書は、学校において行う」に改める。

第二十四条第二項中「には」の下に「、第二十二条第一項に規定する公印の押印に代え」を加え、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3　第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「公印の押印」とあるのは、「電子署名を付し、又はこれに類する措置を講ずること」と読み替えるものとする。

第二十四条の二に次のただし書を加える。

ただし、起案文書以外の文書等の完結に係る事務は、文書公開情報確認者以外の者が処理することができる。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

県　立　学　校

訓　令

埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　池　本　誠　司

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一事務局職員の任免に関する事務の項事務局長専決事項の欄30の次に次のように加える。

31	事務局長、参事及び副事務局長の在宅勤務に関すること。	

別表第三の一職員の勤務条件等に関する事務の項事務局長専決事項の欄４中「第三項」を「第二項」に、同欄５中「第四項」を「第三項」に改め、同欄６を削り、７から19までを６から18までとする。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項事務局長専決事項の欄16中「第一号又は第二号」及び「通勤が困難であると認め又は」を削り、「の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等の利用により得られる通勤事情の改善が相当」を「を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間及び交通事情等に照らして通勤が困難」に改める。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項事務局長専決事項の欄17中「第六条」を「第五条」に、「、第三号又は第五号」を「から第六号」に改める。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項事務局長専決事項の欄28から38までを29から39までとし、27の次に次のように加える。

28	特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二一九）第六条第二項第五号の規定に基づき、同項第一号から第四号までに規定する職員との権衡上必要がある職員として認めること。	

別表第三の七職員の任用に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄19中「第六条」を「第四条」に改める。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項事務局長専決事項の欄30中「第六条」を「第四条」に、同欄33中「第九条」を「第七条」に改める。

別表第四の課長専決事項の欄18の次に次のように加え、19から80までを20から81までとする。

19	課長以下の職員の在宅勤務に関すること。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

訓　令

埼玉県労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県労働委員会訓令第一号

埼玉県労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県知事　大野元裕

埼玉県労働委員会会長　青木孝明

埼玉県労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

第一条　埼玉県労働委員会事務局決裁規程（昭和五十四年埼玉県労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二号ル中「(8)の」を「(9)の」に改め、同号ル(3)中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同号ル中(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8)　国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合のうち知事が指定する場合

同号ヲ中「勤務を要しない日の振替え及び半日」を「週休日の振替及び四時間の」に改め、同号中ナをラとし、カからネまでをヨからナまでとし、同号ワ中「第九条」を「第十九条」に改め、同号中ワをカとし、ヲの次に次のように加える。

ワ　事務局長及び副事務局長の休日の代休日を指定すること。

第二条　埼玉県労働委員会事務局決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第二号中ラをムとし、ヨからナまでをタからラまでとし、同号カの次に次のように加える。

ヨ　事務局長及び副事務局長の在宅勤務に関すること。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

訓　令

埼　玉　県
埼玉県収用委員会　訓令第一号

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼　玉　県　知　事　大　野　元　裕

埼玉県収用委員会会長　久保村　康　史

埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

第一条　埼玉県収用委員会事務局決裁規程（昭和五十二年　埼　玉　県　訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の項事務局長専決事項の欄５中「勤務を要しない日の振替え及び半日」を「週休日の振替及び四時間の」に改め、同欄に次のように加える。

６　職員の休日の代休日を指定すること。

別表第三号の項事務局長専決事項の欄18中「基づき」の下に「、事案を移送し、及び開示請求者に通知し」を加える。

第二条　埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第二号の項事務局長専決事項の欄に次のように加える。

７　職員の在宅勤務に関すること。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

訓　令

埼玉県監査委員
埼玉県代表監査委員　訓令第一号

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県監査委員　間嶋順一
埼玉県監査委員　小笠原薫子
埼玉県監査委員　鈴木正人
埼玉県監査委員　齊藤邦明
埼玉県代表監査委員　間嶋順一

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程（昭和五十九年埼玉県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号事務局長専決事項の欄中27を28とし、26を27とし、25の次に次のように加える。

26　事務局長及び副事務局長の在宅勤務に関すること。

別表第二課長共通専決事項の欄に次のように加える。

13　課長及び職員の在宅勤務に関すること。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県企業局宿舎管理規程を廃止する規程を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

埼玉県企業局宿舎管理規程を廃止する規程

埼玉県企業局宿舎管理規程（昭和三十八年十二月十九日埼玉県公営企業管理規程第四号）は廃止する。

附　則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表局の項中

「

局長	上司の命を受け、局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

」

を

「

局長	上司の命を受け、局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
経営企画部長	上司の命を受け、局の事務の総合的調整、局の経営戦略、事業の総合企画、工事の監督及び検査、職員の人事、組織、服務、予算決算のその他会計事務、地域整備事業に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

」

に改める。

第三条第二項の表局の項中

「

管理部長	上司の命を受け、局の事務の総合的調整の総合企画、工事の監督及び検査、職員事、組織、服務、予算決算のその他会計地域整備事業に関する事務その他特に指た事項を掌理し、これらの事務を処理すめ、職員を指揮監督する。

」

を削る。

附　則

「

、事業の人事務、定されるた

」

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「水道部長」を「経営企画部長、水道部長」に改め、同条第一項中「水道部長の専決」を「経営企画部長及び水道部長の専決」に改め、「事項は、」の下に「経営企画部長にあっては別表第三及び別表第四の経営企画部長の専決事項の欄に、水道部長にあっては」を加える。

第八条中「前条各項の規定により」の下に「経営企画部長、」を加える。

第九条第二項第四号及び第四項並びに第十三条第二項第三号及び第三項中「局長（ただし水道部にあっては水道部長）」を「経営企画部長又は水道部長」に改める。

第十七条第二項中「ときは」の下に「、経営企画部長」を加え、「（ただし水道部以外にあっては、当該事務の主務課長）」を削る。

第十七条第三項中「水道部長の専決」を「経営企画部長の専決することができる事項に係る事案について、経営企画部長が不在の時又は水道部長の専決」に改める。

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三（第五条、第六条、第七条関係）

服務に関する決裁事項・専決事項

事務の種類	管理者決裁事項	局長及び参事の専決事項	経営企画部長の専決事項	水道部長の専決事項	契約局長の専決事項
職員の服務に関する事務	1　局長、参事、経営企画部長、水道部長及び契約局長の引き続き三日以上の旅行（県外旅行にあつては、引き続き三日以上の	1　局長及び参事の旅行（県外旅行にあつては、引き続き三日以上の	1　経営企画部長の旅行（県外旅行にあつては、引き続き三日以上の	1　水道部長の旅行（県外旅行にあつては、引き続き三日以上の	1　契約局長の旅行（県外旅行にあつては、引き続き三日以上の

き三日以上の県外旅行を命令し、及び復命を受けること。	2　局長、参事、経営企画部長、水道部長及び契約局長の引き続き三日以上の休暇に関すること。	3　局長、参事、経営企画部長、水道部長及び契約局長の職務に専念する義務を免除すること。ただし、次に掲げる場合を除く。		
以上の旅行を除く。）並びに副参事、技術評価幹	2　局長及び参事の休暇（引き続き三日以上の休暇を除く。）並びに副参事、技術評価幹、局に置く主幹及び主査の休暇に関すること。	3　局長、参事、副参事、技術評価幹		
以上の旅行を除く。）並びに総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検	2　経営企画部長の休暇（引き続き三日以上の休暇を除く。）並びに総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検			
旅行を除く。）並びに水道企画課長、水道管理課長、浄水	2　水道部長の休暇（引き続き三日以上の休暇を除く。）並びに水道企画課長、水道管理課長、浄水			
旅行を除く。）を命令し、及び復命を受けること。	2　契約局長の休暇（引き続き三日以上の休暇を除く。）に関すること。	3　契約局長の休日及び時間外勤務を命ずること。	4　契約局長の次に掲げる場合（イ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、ニの場合並びにト	の場合の

イ　引き続き三日未満の研修を受ける場合	並びに局長、水道整備事務所長及び水質管理センター所長及び水道整備事務所長の引き続き三日以上の休暇に関する引き続き三日未満の場合に限る。）における職務に専念する義務を免除すること。
ロ　引き続き三日未満の厚生参事、技術評価幹並びに局長の実施に参加する場合	4　局長、副局長、財務課長、地域整備課長、水道企画課長、水道管理課長、浄水場長、水質管理センター所長及び水道整備事務所長、経営企画部長、総務課長、経営企画部長及び地域整備課長、水道部長、水道部長、水道部長及び水道整備事務所長、経営企画部長、総務課長、経営企画部長及び地域整備課長、水道部長、水道部長、水道部長及び水道整備事務所長
ハ　選挙権その他公民としての権利を行使する場合	4　局長、副局長、財務課長、地域整備課長、水道企画課長、水道管理課長、浄水場長、水質管理センター所長及び水道整備事務所長、経営企画部長、総務課長、経営企画部長及び地域整備課長、水道部長、水道部長、水道部長及び水道整備事務所長、経営企画部長、総務課長、経営企画部長及び地域整備課長、水道部長、水道部長、水道部長及び水道整備事務所長
ニ　管理者が特に必要と認めた場合	4　局長、副局長、財務課長、地域整備課長、水道企画課長、水道管理課長、浄水場長、水質管理センター所長及び水道整備事務所長、経営企画部長、総務課長、経営企画部長及び地域整備課長、水道部長、水道部長、水道部長及び水道整備事務所長、経営企画部長、総務課長、経営企画部長及び地域整備課長、水道部長、水道部長、水道部長及び水道整備事務所長
引き続き三日未満の研修を受ける場合	並びに局長、水道整備事務所長及び水道整備事務所長の引き続き三日以上の休暇に関する引き続き三日未満の場合
イ　引き続き三日未満の研修を受ける場合	並びに局長、水道整備事務所長及び水道整備事務所長の引き続き三日以上の休暇に関する引き続き三日未満の場合
ロ　引き続き三日未満の厚生参事、技術評価幹並びに局長の実施に参加する場合	4　局長、副局長、財務課長、地域整備課長、水道企画課長、水道管理課長、浄水場長、水質管理センター所長及び水道整備事務所長、経営企画部長、総務課長、経営企画部長及び地域整備課長、水道部長、水道部長、水道部長及び水道整備事務所長、経営企画部長、総務課長、経営企画部長及び地域整備課長、水道部長、水道部長、水道部長及び水道整備事務所長
ハ　選挙権その他公民としての権利を行使する場合	4　局長、副局長、財務課長、地域整備課長、水道企画課長、水道管理課長、浄水場長、水質管理センター所長及び水道整備事務所長、経営企画部長、総務課長、経営企画部長及び地域整備課長、水道部長、水道部長、水道部長及び水道整備事務所長、経営企画部長、総務課長、経営企画部長及び地域整備課長、水道部長、水道部長、水道部長及び水道整備事務所長
ニ　管理者が特に必要と認めた場合	4　局長、副局長、財務課長、地域整備課長、水道企画課長、水道管理課長、浄水場長、水質管理センター所長及び水道整備事務所長、経営企画部長、総務課長、経営企画部長及び地域整備課長、水道部長、水道部長、水道部長及び水道整備事務所長、経営企画部長、総務課長、経営企画部長及び地域整備課長、水道部長、水道部長、水道部長及び水道整備事務所長
人事委員会の承認を受けた場合	4　局長、副局長、財務課長、地域整備課長、水道企画課長、水道管理課長、浄水場長、水質管理センター所長及び水道整備事務所長、経営企画部長、総務課長、経営企画部長及び地域整備課長、水道部長、水道部長、水道部長及び水道整備事務所長、経営企画部長、総務課長、経営企画部長及び地域整備課長、水道部長、水道部長、水道部長及び水道整備事務所長
続表彰受賞に係る場合	4　局長、副局長、財務課長、地域整備課長、水道企画課長、水道管理課長、浄水場長、水質管理センター所長及び水道整備事務所長、経営企画部長、総務課長、経営企画部長及び地域整備課長、水道部長、水道部長、水道部長及び水道整備事務所長、経営企画部長、総務課長、経営企画部長及び地域整備課長、水道部長、水道部長、水道部長及び水道整備事務所長
ロ

うち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合	いては、引き続き三日未満のもの、ニの場合並びにトの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合	てはイ及びロの場合。ニ　選挙権その他公民としての権利を行使する場合	頭する場合。ニ　選挙権その任用試験又は職務の遂行に必要な
4　職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長、参事、経営企画部長、水道部長及び契約局長の自己啓発等休業に関する条例第十号）第二条（同条の実施に参加する場合に限る。）	職務を免除すること。イ　研修を受ける場合	日未満の場合に限り、総務課長、財務課長、地域整備課長及び主席工事検査員に	合
員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合	ロ　厚生に関する計画の実施	ハ　裁判所	

発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。	5　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この表及び別表第四において「地公法」という。）第二十六条の五第五項の規定に基づき、4の承認を取り消すこと。	6　職員の配偶者同行休業に
他公民としての権利を行使する場合	ホ　法令又は条例に基づいてイ、ロ及びニの場合並びに第二十六条へ　本県の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合	
日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合を、地域整備事務所長にあつては浄水場長、水質管理センター所長及び水道整備事務所長にあつてはイ、ロ及びニの場合並びに三日未満の場合をそれぞれ除く。）における職務に専念する義務を免除すること。	イ　研修を受ける場合 ロ　厚生に関する計画の実施	
引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合を、地域整備事務所長にあつては浄水場長、水質管理センター所長及び水道整備事務所長にあつてはイ、ロ及びニの場合並びに三日未満の場合をそれぞれ除く。）における職務に専念する義務を免除すること。	イ　研修	
資格試験を受ける場合 ト　管理者が特に必要と認める場合	5　契約局長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更を行うこと。 6　契約局長の休日の代休日を指定すること。 7　就業規程第四条の二の規定に基づき、契約局長の休	

関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号）第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長、参事、経営企画部長、水道部長及び契約局長の配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。	5　局長、参事、副局長、参事、技術評価幹並びに局幹及び主査の週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更を行うこと。	ト　管理者が特に必要と認める場合
7　地公法第二十六条の規定により、局長、参事、副局長、参事、技術評価幹並びに局幹及び主査の休日の代休日を指定すること。	6　局長、参事、副局長、参事、技術評価幹並びに局幹及び主査の休日の代休日を指定すること。	イ　裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合 ロ　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第五百八十四条第一項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める者が行う研修に参加する場合 ハ　裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合 ニ　選挙権その他公民としての権利を行使する場合 ホ　法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に参加する場合
		8　契約局長の在宅勤務勤務に関すること。

条の六第六項の規定に基づき、６の承認を取り消すこと。	７　局に置く主幹及び主査の時間外勤務代休時間を指定すること。	８　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この表において「育児休業法」という。）第二条第三項（育児休業法第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、副参事、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査の自己啓発等休業の承認
に従事する場合	８　職員の自己啓発等休業に関する条例第二条第七条第三項（同条例において準用する場合を含む。）の規定に基づき、副参事、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査の自己啓発等休業の承認	６　経営企画部長の承認を受けた場合
を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合	資格試験を受ける場合	５　経営企画部長の承認を受けた場合
員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合	へ　本県職務の遂行に必要な資格試験又は任用試験の行う場合	ト　管理者が特に必要な資格試験を受ける場合
日の振替	長の週休日の振替	水道部長の承認を受けた場合

企画部長、水道部長及び契約局長の育児休業又は育児休業の期間の延長を承認すること。	9　育児休業法第五条第二項の規定に基づき、８の承認を取り消すこと。	10　育児休業法第十条第三項（育児休業法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長、参
をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。	9　地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員及び地域整備課長、水道企画課長、水道管理課長、浄水場長、水質管理センター所長及び水道整備事務所長の承認を取り消すこと。	10　職員の配偶者同行休業に関する条例第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、副参事、本庁の課長、地域
画部長の休日の代休日を指定すること。	7　就業規則第十三条の三第一項の規定に基づき、水道部長の休日の代休日を指定すること。	8　就業規則第十三条の三第三項の規定に基づき、７の承認を取り消すこと。
及び半日勤務時間の割振りの変更を行うこと。	6　水道部長の休日の代休日を指定すること。	7　就業規則第十三条の三第

事、経営企画部長、水道部長及び契約局長の育児短時間勤務の承認をすること。 11　育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項の規定に基づき、10の承認を取り消すこと。 12　育児休業法第十七条の規定に基づき、局長、参事、経営	機関の長並びに局長、水道に置く主幹及び主査の配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。 11　地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、10の承認を取り消すこと。 12　育児休業法第三条第三項（育児休業法第三条第三項において準用する場合を含む。）の	程第四条の二の規定に基づき、7の承認を取り消すこと。 9　就業規程第四条の二の規定に基づき、水道部長の休憩時間の時限における勤務を命ずること。 10　水道部長の在宅勤務に関すること。 10　経営企画部長の在宅勤務に関すること。 11　育児短時間勤務の期間の延長を承認すること。	項の規定に基づき、局長の在宅勤務に関すること。

企画部長、水道部長及び契約局長の育児短時間勤務機関の長並びに局に置く主幹及び主査の育児休業又は育児休業の期間の延長の承認をすること。	規定に基づき、副参事、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査の育児休業又は育児休業の期間の延長の承認をすること。
13　埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号。以下この表において「就業規程」という。）第十三条の三第一項の規定による場合を	13　育児休業法第五条第二項の規定に基づき、12の承認を取り消すこと。 14　育児休業法第十条第三項（育児休業法第十一条第二項において準用する場合を

基づき、局長、参事、経営企画部長、水道部長及び契約局長の部分休業の承認をすること。	含む。）の規定に基づき、副参事、本庁の課長、地域機関の長並びに局長の承認をすること。
14　就業規程第十三条の三第三項の勤務の期間の延長の規定に基づき、13の承認を取り消すこと。	14　就業規程第十三条の三第一項の規定に基づき、副参事、本庁の課長、地域機関の長並びに局長の承認をすること。
15　就業規程第十三条の四の規定に基づき、局長、参事、経営企画部長、水道部長及び契約局長の修学部	15　育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項の規定に基づき、14の承認を取り消すこと。
16　育児休	

分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。	業法第十七条の規定に基づき、副参事、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。
16　就業規程第十三条の三第一項の規定に基づき、副参事、技術評価幹並びに局に置く主幹	17　就業規程第十三条の三第一項の規定に基づき、副参事、技術評価幹並びに局に置く主幹
休業期間の延長を承認すること。	休業期間の延長を承認すること。
若しくは休業時間の短縮をし、若しくはその承認を取り消し、	若しくは休業時間の短縮をし、

及び主査の部分休業の承認をすること。

18　就業規則第十三条の三第三項の規定に基づき、17の承認を取り消すこと。

19　就業規則第十三条の四の規定に基づき、副参事、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査の修学部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。

20　就業規則第十三条の五の規定に基づき、副参事、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査の高齢者部分休業の承認をし、若しくはその承認を取り消し、又は休業時間の短縮をし、若しくは休業期間の延長を承認すること。

21　就業規則第四条の二の規定に基づき、局長

の休憩時間の時限における勤務を命ずること。	22　局長、参事、副参事、技術評価幹並びに局に置く主幹及び主査の在宅勤務に関すること。				

別表第四（第五条、第六条、第七条、第二十一条関係）

個別の決裁事項・専決事項

機関名	事務の種類	管理者決裁事項	局長の専決事項	経営企画部長の専決事項	水道部長の専決事項
総務課	一　職員の任免等に関する事務	1　主任以上の職員の採用、転任、昇給、派遣、辞職並びに昇任及び昇格を決定すること。 2　国又は他	1　職員（主任以上の職員を除く。）の採用、転任、昇給、派遣、辞職並びに昇任及び昇格を決定するこ		

の地方公共団体に対し、職員の割愛を依頼し、又は承認すること。	と。
3　地公法第二十八条第一項の規定に基づき職員をその意に反して降任し、又は免職すること。	2　地公法第二十八条の二第一項の規定に基づき、管理監督職を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る）をすること。
4　地公法第二十八条第二項の規定に基づき、職員をその意に反して休職すること。	3　職員の分限に関する条例附則第二項の規定により地公
5　地公法第二十九条第一項の規定に基づき、職員に対し懲戒処分すること。	
6　職員の定年等に関する条例（昭	

和五十九年埼玉県条例第四号。以下この項において「定年制条例」という。）第四条第一項の規定に基づき、定年に達した職員を、期限を定め引き続き勤務させること。	4　定年制条例第十二条又は第十三条第一項の規定に基づき、定年に達した職員を、期限を定め引き続き勤務させることができる場合は、次に掲げる場合とする。
7　定年制条例第四条第一項ただし書の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職を占めている職員を、引き	5　改正定年制条例附則第三条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第四条第一項若しくは第二

続き勤務させることについて、人事委員会の承認を得ること。	項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に基づき、職員（給与条例第四条に規定する管理職手当が支給される職員の職以外の職）として任期を定めて採用すること。
8　定年制条例第四条第二項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員に係る当該期限を延長することについて、人事委員会の承認を得ること。	6　改正定年制条例附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項、第五条第三項、又は第六条第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（給与条例第四条に規定する管理職手当が支
9　定年制条例第四条第三項の規定に基づき、定年に達した職員に対し期限を定め引き続き勤務させる場合又は期限を定め引き続き勤務させた職員に対し当該	

期限を延長する場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。	給される職員の職以外の職）として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。
10　定年制条例第四条第四項の規定に基づき、期限を定め引き続いて勤務させた職員を当該職員の同意を得て当該期限を繰り上げ、又は期限を定め引き続き勤務させた後当該期限を延長した職員を当該職員の同意を得て当該延長した期限を繰り上げること。	7　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十八条及び第三十九条の規定に基づき、身体障害者の採用に関する計画を作成し、並びに当該計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報すること。
11　定年制条例第九条第一項の規定に基づき、他の職への	8　次の各号に掲げる有資格者を選任し、又は解任するこ

降任等をすべき管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させること。	と。 イ　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十九条の規定に基づく水道技術管理者 ロ　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十三条の規定に基づく主任技術者（工業用水道事業及び水道用水供給事業の用に供する施設に係るものに限る。） ハ　高圧ガス保安法（昭和二十六年法
12　定年制条例第九条第二項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。	
13　定年制条	

例第九条第三項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任すること。	律第二百四号）第二十七条の二の規定に基づく高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安技術管理者及び高圧ガス製造保安係員（これらの代理者を含む。）
14　定年制条例第九条第	

四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

15　定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該職員の同意を得

ること。

16　定年制条例第十一条の規定に基づき、定年制条例第九条の規定により延長した異動期間の延長の事由が消滅した職員について、他の職への降任等をすること。

17　定年制条例第十二条又は第十三条第一項の規定に基づき、年齢六十年以上退職者を職員（埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四条。以下この表にお

いて「給与条例」という）第四条に規定する管理職手当を支給される職員の職）として採用すること。
18　職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号。以下この項において「改正定年制条例」という。）附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若し

くは第二項の規定に基づき、職員（給与条例第四条に規定する管理職手当が支給される職員の職）として任期を定めて採用すること。

19　改正定年制条例附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項、第五条第三項、又は第六条第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（給与条例第四条に規定する管理職手当が支給される職員の職）として任期を

定めて採用したものの任期を更新すること。	二　職員の服務等に関する事務 1　地公法第三十四条第二項の規定に基づき、局長、参事、経営企画部長、水道部長、契約局長、副参事、本庁の課長及び地域機関の長が職務上の秘密に属する事項を発表することについて許可すること。 2　地公法第三十八条第一項の規定に基づき、局長、参事、経営企画部長、水道部長、契約局長、副参事、本庁	1　地公法第三十四条第二項の規定に基づき、局長、参事、経営企画部長、水道部長、契約局長、副参事、本庁の課長及び地域機関の長が職務上の秘密に属する事項を発表することについて許可すること。 2　地公法第三十八条第一項の規定に基づき、局長、参事、経営企画部長、水道部

の課長及び地域機関の長の営利企業への従事等を許可すること。	長、契約局長、副参事、本庁の課長及び地域機関の長を除く。）
3　局長、参事、経営企画部長、水道部長及び契約局長の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。	3　副参事、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。
イ　職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	イ　職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属す
ロ　地方公務員災害補償法	

（昭和四十二年法律第百二十一号）第五十一条又は第六十条第一項の規定に基づき、審査請求若しくは再審査請求をし、又は人として出頭する場合	る事務を行う場合
ロ　地方公務員災害補償法第五十一条又は第六十条第一項の規定に基づき、審査請求若しくは再審査請求をし、又は人として出頭する場合	ロ　地方公務員災害補償法第五十一条又は第六十条第一項の規定に基づき、審査請求若しくは再審査請求をし、又は人として出頭する場合
ハ　労働組合法第七条の規定に違反した旨の申立てをし、及びこれに関し、労働委員会が行う審問のため出頭する場合	ハ　労働組合法第七条の規定に違反した旨の申立てをし、及びこれに関し、労働委員会が行う審問のため出頭する場合
ニ　国若し	

くは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合	ニ　国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合
4　職務に専念する義務の特例に関する規則第二条第十三号の規定に基づき、管理者が必要と認め人事委員会の承認を得ること。	4　職員（局長、参事、経営企画部長、水道部長、契約局長、副参事、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査を除く。）が国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合における職務に専念する義務を

	三　職員の給与に関する事務	
	1　埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号。以下この項において「給与規程」という。）第十五条の規定でその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第十九条の三第一項（同条例第十九条の四第五項及び第二十一条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づ	免除すること。

き、期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分を行うこと。

2　給与規程第十五条の規定でその例によることとされる職員の給与に関する条例第十九条の三第三項又は第四項（同条例第十九条の四第五項及び第二十一条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分を取り消すこと。

3　給与条例第十七条第二項の規定に基づき、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うこと。	
4　給与規程第十五条の規定でその例によることとされる職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号。以下この項において「退職手当条例」という。）第十六条第一項から第三項までの規定に基づき、退職手当の支払を差し止める処分	

を行うこと。
5　給与規程第十五条の規定でその例によることとされる退職手当条例第十六条第五項から第七項までの規定に基づき、退職手当の支払を差し止める処分を取り消すこと。
6　給与条例第十七条第三項の規定で準用する退職手当条例第十七条第一項又は第二項の規定に基づき、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うこ

と。

7　給与条例第十七条第三項の規定で準用する退職手当条例第十八条第一項の規定に基づき、退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うこと。

8　給与条例第十七条第三項の規定で準用する退職手当条例第十九条第一項の規定に基づき、退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うこと。

9　給与条例第十七条第三項の規定で準用する

四　労働組合に関する事務	
地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条の規定に基づき、労働組	退職手当条例第二十条第一項から第五項までの規定に基づき、退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと。 10　給与条例第十七条第三項の規定で準用する退職手当条例第二十一条第二項の規定に基づき、人事委員会に諮問すること。
労働組合との団体交渉に関し、必要な事項を決定し、及び書面による協定を締結すること。	

	五　人事委員会に関する事務	
合の役員として労働組合の業務にもつぱら従事することの許可及び取消しを行うこと。		
	1　職員の任用に関する規則（昭和四十六年人事委員会規則六―一一号）により、人事委員会へ申請し、協議し、請求し、又は報告し、及び人事委員会からの通知書を受理すること。 2　初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年人事委員会規則七―二二一	

	六　叙位、叙勲及び表彰に関する事務	
号）により、人事委員会へ承認申請すること。	1　埼玉県表彰規程（昭和四十二年埼玉県告示第二百七号）及び埼玉県職員表彰規程（昭和三十一年埼玉県訓令第二十二号）に基づき、候補者を知事に推せんすること。 2　位階令（大正十五年勅令第三百二十五号）及び勲章従軍記章制定ノ件（明治八年太政官布告第五十四号）に規定する叙位及	

	七　職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）第三十六条の規定に基づき、外国旅行に係る旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法について知事に協議すること。	八　埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）に関する事務
び叙勲候補者を知事に推せんすること。	職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）第三十六条の規定に基づき、外国旅行に係る旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法について知事に協議すること。	埼玉県職員定数条例第三条の規定に基づき職員の定数配分を定めること。

	財務課
九　職員の福利の厚生に関する事務	一　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下この項において「法」という。）第二十七条の二の規定に基づく出資金及び補助金に関すること。 二　法第三十条の二の規定に基づく補助金に関すること。 三　法第三十七条の三の規定に基づく長期貸付に関すること。 四　法第三十八条の二の規定に基づく及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四千五百七条の規定に基づき、以下この項において「施行令」という。）第二十一条の規定に基づく企業債に関すること。 五　法第二十三号。以下この項において「施行令」という。）第二十一条の規定に基づき、公金の収納の事務を私人に委託すること。 六　法第三十条の二の規定に基づき、公金の徴収又は収納の事務の状況を説明する書類を知事に提出すること。 七　施行令第二十一条の規定に基づき、地方公営企業の業務の状況を説明する書類を知事に提出すること。 八　法第三十条の二の規定に基づき、公金の徴収又は収納の事務を私人に委託すること。 九　職員の衛生管理に関する計画を決定し、実施すること。

令」という。）に基づき、出納事務の一部を取り扱わせること。	
6　法第二十一条の五第一項第一号から第十四号までに掲げる事務に関する経費等の支出の事務を私人に委託すること。	
7　法第二十七条の二の規定に基づき、指定金融機関が取り扱う公金の収納又は支払の事務について監査委員に監査の要求をすること。	
8　法第三十二条の四の規定について地方公営企業の業務に係る公金の収納等の事務について検査すること。	
5　施行令第二十二条の四の規定について監査委員に監査の要求をす

二　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号。以下こ	
	有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき期限を定めて賠償を命ずること。 9　法第三十四条の規定で準用する地方自治法第二百四十三条の二の八第八項の規定に基づき、職員の賠償責任の全部又は一部を免除すること。
1　法第五条第三項の規定に基づき、大規模の償却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格の合計額等を都道府県知事	

	の項において「法」という。）に関する事務
に通知すること。 2　法第七条の規定に基づき、固定資産の価格等を当該固定資産の所在地の市町村長に通知すること。 3　法第八条の規定に基づき固定資産の所在地の市町村長に対し、当該固定資産の価格の修正に関する通知をすること。 4　法第九条第二項の規定に基づき、市町村長からの申出に正当な理由があると認め、交付金算定標準額の基準とすべき固	

定資産の価格を当該市町村長に通知すること。	
5　法第九条第三項の規定により、市町村長からの申出について正当な理由がないと認め、その旨及びその理由を当該市町村長に通知すること。	
6　法第十条第一項の規定に基づき、二以上の市町村にわたつて所在する固定資産について、当該固定資産が所在するものとされる市町村を定め、当該固定資産の価	

	三　埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年公営企業管理規程第二項各号の一に該当する者を一般競争入札に関する事務		
	埼玉県公営企業財務規程第百二十条の規定に基づき、地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号（第五号）に関する事務（第百三十七条において本条を準用する場合を含む。）から排除すること。		
格を当該市町村に配分すること。 7　法第十条第二項の規定に基づき、二以上の市町村にわたつて所在する固定資産の配分価格を修正すること			

地域整備課	地域整備に関する事務	1　分譲用地について、売買契約又は貸付契約を締結すること。	1　分譲用地及び建築物等の転売又は転貸を承認すること。
		2　前号に定める契約を解除し、又は用地を買い戻すこと。	2　公共施設等の引渡しに関すること。
		3　地域整備事業に係る用地及び施設について、売買契約又は貸付契約又は貸付契約を締結すること。	3　公共用地の引渡しに関すること。
		4　前号に定める契約を解除し、又は用地及び施設を買い戻すこと。	4　分譲用地の一時的、臨時的な貸付けに関すること。
		5　用地の取得に係る委託協定を締結すること。	
		6　用地の造成に係る負	

	水道企画課	
	一　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号。以下この項において「法」という。）に関する事務	
担金協定を締結すること。		
	1　法第三条第一項の規定に基づき、事業の届出をすること。 2　法第六条第一項の規定に基づき、給水能力等の変更の届出をすること。 3　法第九条第一項の規定に基づき、事業の休止又は廃止の届出をすること。 4　法第十七条第一項の規定に基づき、供給規程の届出をすること。 5　法第二十三条第一項の規定に基づき、工業	

	二　埼玉県工業用水道料金徴収条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十五号）に関する事務	
		用水道事業に関する報告をすること。
	埼玉県工業用水道料金徴収条例第六条の規定に基づき、料金を減額し、又は免除すること。	

「規程」という。）に関する事務	
更を認めること。	
4　規程第十五条の規定に基づき、使用の中止又は廃止を承認すること。	
5　規程第十八条第一項の規定に基づき、工業用水の給水に関する権利義務の承継について承認すること。	
6　規程第十九条の規定に基づき、雑用水の給水を認めること。	
7　規程第二十一条の規定に基づき、給水の承認を取消し、又は給水を停止すること。	

四　水道法（以下この項において「法」という。）第二十七条第一項の規定に基づき、水道用水供給事業経営の認可申請をすること。	1　法第二十七条第一項の規定に基づき、水道用水供給事業の変更の認可申請をすること。	法第三十九条第一項の規定に基づき、水道用水供給事業に関する報告をすること。
	2　法第三十条第一項の規定に基づき、給水対象等の増加又は水源の種別等の変更の認可申請をすること。	
	3　法第三十一条の規定で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、事業の休止又は廃止の許可申請をすること。	
	4　法第三十一条の規定で準用する同法第十一	

	五　埼玉県水道用水料金徴収条例（昭和四十三年埼玉県条例第十二号）に関する事務	六　埼玉県水道用水供給事業給水規程（昭和四十三年埼玉県公営企業管理規程第三号）に
条第二項の規定に基づき、事業の譲渡による廃止の届出をすること。		
	埼玉県水道用水料金徴収条例第六条の規定に基づき、料金を減額し、又は免除すること。	埼玉県水道用水供給事業給水規程第二条第二項の規定に基づき、給水の申込みを受け、承認すること。

関する事務	一　高圧ガス保安法（以下この項においてて「法」という。）に関する事務	水道管理課
	1　法第十四条第四項の規定に基づき、製造のための施設等の変更の届出をすること。 2　法第十九条第一項の規定に基づき、第一種貯蔵所の位置等変更の許可申請をすること。 3　法第十九条第二項の規定に基づき、第一種貯蔵所の位置等変更の届出をすること。 4　法第二十条第一項の規定に基づき、完成検査の申請をすること。	

二　電気事業法に関する事務	
電気事業法第四十八条第一項の規定に基づき、自家用電気工作物の設置又は変更の工事計画の届出をすること。	5　法第二十一条第一項の規定に基づき、製造の開始又は廃止の届出をすること。 6　法第二十四の四条第一項の規定に基づき、特定高圧ガス消費施設等の変更の届出をすること。 7　法第六十三条第一項の規定に基づき、事故の届出をすること。

四　電波法（以下この項において		三　電気関係報告規則（以下この項において「規則」という。）に関する事務
1　法第六条第一項の規定に基づき、無線局の免許を受	2　規則第五条第二号の規定に基づき、自家用電気工作物を設置する事業場又は送電線路の廃止の報告をすること。	1　規則第三条第二項の規定に基づき、感電又は破損事故若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故及び電気火災事故の報告をすること。

「法」という。）に関する事務	五　工業用水道事業法に関する事務	六　埼玉県工業用水道事業給水規程（以下この項において「規程」という。）に関する事務
2　法第二十二条の規定に基づき、無線局の廃止の届出をすること。	工業用水道事業法第十三条の規定に基づき、給水開始前の届出をすること。	1　規程第七条ただし書の規定に基づき、量水器について別に定める基準によることができる者を決定すること。 2　規程第十四条第二項の規定に基づき、受水そうの設置及び増設等について必要な指示をすること。

七　水道法に関する事務				

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員倫理規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号中「参事」の下に「、経営企画部長」を加え、「、技術評価幹、総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員及び地域整備事務所長」を「及び技術評価幹」に改める。

第二条第四項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員及び地域整備事務所長　経営企画部長

附　則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程（平成十六年埼玉県公営企業管理規程第十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「総務課長」を「経営企画部長」に改める。

附　則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項の表備考中「１００分の１０１．５７１」を「１００分の１０１．３９」に改める。

第三条の二中「に規定する管理者」を「の規定により公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第四条第二項中「八・三分の十」を「八・五分の十」に、「十一・三分の十三」を「十一・五分の十三」に改め、同項第一号中「百分の八・三」を「百分の八・五」に、同項第二号中「百分の十一・三」を「百分の十一・五」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第四条の二　条例第八条の二の規定により管理者が定める場所は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

第五条に次の一号を加える。

四　災害応急作業等手当

第八条の次に次の一条を加える。

（災害応急作業等手当）

第八条の二　災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

一　異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある水道施設及びその周辺において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査等（次項第一号において「応急作業等」という。）

二　前号に掲げる作業に相当するものとして管理者が定める作業

２　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号の作業　巡回監視に従事したときは六百十円、応急作業等に従事したときは七百三十円

二　前項第二号の作業　七百三十円を超えない範囲内において、当該作業の区分

に応じて管理者が定める額

3　第一項各号の作業に従事する職員のうち次の各号に掲げる場合に行われた作業に従事する職員に支給する災害応急作業等手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において、第一号に掲げる場合及び第二号に掲げる場合に該当するときにあっては、第二号に定める額）とする。

一　第一項各号の作業が日没時から日出時までの間に行われた場合　前項各号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

二　第一項各号の作業が著しく危険な区域として管理者が定める区域で行われた場合　前項各号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

第九条に次の一項を加える。

2　災害応急作業等手当の支給される日については、現場業務手当及び夜間業務手当は支給しない。

第十一条中「週休日及び休日等」を「週休日（就業規程第三条第五項第一号に規定する勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ）及び休日等」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

企　業　職　給　料　表　（一）

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	371,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			

	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200														
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500														
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800														
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000														
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200														
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500														
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800														
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000														
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200														
	86	256,000	297,100	346,000																
	87	256,300	297,400	346,400																
	88	256,600	297,700	346,800																
	89	256,900	298,000	347,000																
	90	257,200	298,300	347,400																
	91	257,500	298,600	347,800																
	92	257,800	299,000	348,200																
	93	258,100	299,200	348,400																
	94		299,400	348,800																
	95		299,700	349,200																
	96		300,100	349,500																
	97		300,300	349,800																
	98		300,600	350,200																
	99		301,000	350,600																
	100		301,400	351,000																
	101		301,600	351,500																
	102		301,900	351,900																
	103		302,200	352,300																
	104		302,500	352,700																
	105		302,700	353,200																
	106		303,000	353,600																
	107		303,300	353,900																
	108		303,600	354,200																
	109		303,800	354,700																
	110		304,200																	
	111		304,600																	
	112		304,900																	
	113		305,100																	
	114		305,300																	
	115		305,600																	
	116		306,000																	

	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200												
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600												
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000												
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300												
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600												
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000												
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300												
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600												
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900												
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700													
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000													
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300													
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500													
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800													
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100													
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400													
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600													
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900													
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200													
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500													
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700													
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000													
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300													
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500													
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700													
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000													
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300													
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500													
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700													
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000													
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300													
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500													
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700													
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000													
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300													
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500													
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700													
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500														
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800														
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000														

別表第二（第二条関係）

企　業　職　給　料　表（二）

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900

別表第二を次のように改める。

	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考

1　この表は、企業職給料表（二）の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第２条の３第１項及び第14条に規定する職員を除く。

2　この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に１００分の１０１．３９を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

	77	243,900	263,100	294,600	320,000
	78	244,200	263,400	295,000	320,300
	79	244,500	263,700	295,400	320,600
	80	244,700	263,900	295,900	320,800
	81	244,900	264,100	296,200	321,000
	82	245,200	264,400	296,700	321,300
	83	245,400	264,700	297,200	321,600
	84	245,700	264,900	297,700	321,800
	85	245,900	265,100	298,000	322,000
	86	246,100	265,300	298,500	322,300
	87	246,400	265,600	299,000	322,600
	88	246,700	265,900	299,300	322,900
	89	246,900	266,100	299,700	323,100
	90	247,200	266,300	300,200	323,400
	91	247,500	266,600	300,700	323,700
	92	247,700	266,800	301,200	323,900
	93	247,900	267,100	301,500	324,100
	94	248,200	267,400	301,900	324,400
	95	248,500	267,700	302,400	324,700
	96	248,700	267,900	302,900	324,900
	97	248,900	268,100	303,300	325,100
	98	249,200	268,400	303,700	
	99	249,500	268,600	304,000	
	100	249,700	268,900	304,300	
	101	249,900	269,100	304,600	
	102	250,200	269,300	305,000	
	103	250,500	269,600	305,300	
	104	250,700	269,900	305,700	
	105	250,900	270,100	306,000	
	106		270,300	306,400	
	107		270,600	306,800	
	108		270,800	307,100	
	109		271,100	307,300	
	110		271,400	307,600	
	111		271,700	307,900	
	112		271,900	308,100	
	113		272,100	308,300	
	114		272,400	308,600	
	115		272,600	308,900	
	116		272,800	309,100	

	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
	48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
	49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
	50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
	51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
	52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
	53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
	54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
	55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
	56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
	57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
	61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
	62	240,200	259,100	287,600	313,800	
	63	240,500	259,500	288,200	314,400	
	64	240,700	259,800	288,800	315,000	
	65	240,900	260,100	289,300	315,600	
	66	241,200	260,400	289,800	316,000	
	67	241,500	260,700	290,300	316,500	
	68	241,700	260,900	290,800	317,000	
	69	241,900	261,100	291,300	317,300	
	70	242,200	261,400	291,800	317,800	
	71	242,500	261,700	292,200	318,300	
	72	242,700	261,900	292,600	318,700	
	73	242,900	262,100	293,000	318,900	
	74	243,200	262,400	293,400	319,200	
	75	243,500	262,700	293,800	319,400	
	76	243,700	262,900	294,200	319,700	

附　則

（施行期日等）

別表第五本庁の項及び別表第七職の欄中「管理部長」を「経営企画部長」に改める。

別表第十を次のように改める。

別表第十（第十四条、第十四条の二、第十四条の三関係）

会計年度任用職員の報酬等基準額表

職種	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を要する会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額
	円	円
1	190,617	228,784
2	192,347	229,917
3	193,959	230,966
4	195,584	232,150
5	197,217	233,197
6	198,927	234,319
7	200,550	235,427
8	202,184	236,550
9	203,793	237,660
10	205,517	238,672
11	207,241	239,750
12	208,984	240,599
13	210,317	241,584
14	211,917	242,455
15	213,527	243,234
16	215,048	244,084
17	216,584	244,756
18	218,191	245,395
19	219,850	245,973
20	221,450	246,612
21	223,117	247,188
22	224,784	247,829
23	226,150	248,405
24	227,450	248,950
25	228,787	249,433

	117		273,100	309,300		
	118		273,400	309,600		
	119		273,700	309,900		
	120		273,900	310,100		
	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考　この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

1　この規程は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第五条第四号、第八条の二及び第九条第二項の改正規程は令和六年一月一日から適用する。

（号給の切替え）

2　令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において埼玉県企業職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第一から第二までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者が定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表　号給の切替表（附則第２項関係）

企業職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新　号　給							
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	

85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				

85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第八号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「参事」の下に「、経営企画部長」を加え、「、技術評価幹、総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員及び地域整備事務所長」を「及び技術評価幹」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員及び地域整備事務所長経営企画部長

第三条第二項ただし書中「午後零時」を「所属長が承認した時間」に改め、同条第五項第一号中「をいう。」を「（第九項及び第六条の二第二項において読み替えて準用する第六条第一項の規定によるものを除く。）をいう。」に改め、同条第九項中「始業及び終業の時刻について」を削り、「考慮して」及び「なるように」の下に「、第五条の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加える。

第四条第二項中「午後零時」を「所属長が承認した時間」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　第一項の規定にかかわらず、所属長は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、管理者が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を所属長が承認した時間から一時間とすることができる。

第五条第一項ただし書中「、第三条第九項の規定により勤務時間を割り振る職員（別に定める者に限る。次項において同じ。）」を削り、同条第二項中「、第三条第九項の規定により勤務時間を割り振る職員については当該職員の申告を考慮して」を削り、同項ただし書を削る。

第六条の二第一項中「この条」を「この項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定は、職員に第三条第九項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。

この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第七条中「八週間」を「四週間」に改める。

第十条第一項中「八週間」を「四週間」に、「十六日」を「八日」に改める。

第十三条の五の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十三条の六　管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　管理者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十三条の七　管理者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

告　示

埼玉県告示第二百三号

埼玉県報の発行に関する規則（昭和三十六年埼玉県規則第四十五号）第五条第三項（同規則第八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、県報ファイルを識別するための文字、番号、記号その他の符号を次のとおり定め、令和七年四月四日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

県報ファイルを識別するための文字、番号、記号その他の符号は、https://www.pref.saitama.lg.jp/kenpou/とする。

告　示

埼玉県告示第二百四号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第二項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が令和七年度以後の各年度の同項に規定する計算書類及びその附属明細書（以下これらを「計算書類等」という。）について受ける公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

なお、昭和五十三年埼玉県告示第九百六十七号（私立学校振興助成法第十四条第三項の規定に基づく監査事項について）は、令和六年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書への適用をもって廃止する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って会計処理が行われているかどうか。

二　学校法人会計基準の定めるところに従って計算書類等が作成されているかどうか。

告示

埼玉県告示第二百五号

私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号）第二条第四号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行し、令和七年度に係る私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第二項に規定する計算書類及びその附属明細書とともに提出する書類から適用する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告

埼玉県告示第二百六号

告　示

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

1　調達内容

⑴　購入等件名及び数量

税務文書管理システム及びテレワークシステムサーバー等賃貸借　一式

⑵　調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

⑶　履行期間

契約締結日から令和12年12月31日（火）まで

⑷　履行場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所

⑸　入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2　競争入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和６年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のＡ等級に格付けされた者であること。

⑶　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年３月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

⑷　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年４月１日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

⑸　ＩＳＭＳ認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

⑹　本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は入札説明書及び仕様書による。）。

⑺　埼玉県の県税に係る徴収金に滞納がないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号　埼玉県庁第二庁舎10階　埼玉県総務部税務課税務ＤＸ推進担当　奥山、諸橋、堀江、阪井　電話048-830-2655（直通）　電子メールa2640-21@pref.saitama.lg.jp

⑵　入札説明書及び仕様書の交付方法

ア　「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ　紙媒体による場合

上記⑴の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

⑶　入札書受付期間

ア　「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和７年５月13日（火）午前10時まで

イ　紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ｱ) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和７年５月12日（月）午後５時まで

なお、書留郵便によること。

(ｲ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和７年５月12日（月）午後５時まで

⑷　開札の場所及び日時

埼玉県総務部税務課　令和７年５月13日（火）午前10時30分

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の５以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。）第93条第２項の規定に該当する場合は、免除する。

イ　契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第２項第１号又は第３号の規定に該当する場合は、免除する。

⑶　入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和７年４月17日（木）午後５時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア　「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ　紙媒体の書類を上記３⑴の提出場所に郵送し、又は持参する。

⑷　入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア　この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ　入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ　財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年埼玉県規則第106号）第９条の規定に該当する入札書

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無

無

⑻　競争入札参加資格の付与

上記２⑵に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和７年４月７日（月）午後５時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号　電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

⑼　支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

⑽　その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5　Summary

⑴　Nature of Services Required:

Leasing of the Server for the Tax Document Management System and Telework System

⑵　Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., Tuesday, May 13, 2025

By registered mail or in person: 5:00 p.m., Monday, May 12, 2025

⑶　Contact Information:

Taxation Division, Department of General Affairs,

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan

Phone: 048-830-2655

告　示

埼玉県告示第二百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を特例認定したので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　名称

特定非営利活動法人つなぐいのちの輪バイタルネットジャパン

二　代表者の氏名

佐藤　浩之

三　主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市西方二千九百四十八番地二エフローレ新越谷四百一

四　当該特例認定の有効期間

令和七年三月二十八日から令和十年三月二十七日まで

告示

埼玉県告示第二百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、彩の国さいたま芸術劇場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

埼玉県さいたま市中央区上峰三丁目十五番一号

二　指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

告　示

埼玉県告示第二百九号

平成二十二年埼玉県告示第四百八十五号（埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく自動車排出温室効果ガスを排出せず、又はその排出量が相当程度少ない自動車）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

第五号を第六号とする。

第四号イ及びロを次のように改め、同号を第五号とする。

イ　ガソリン自動車又はディーゼル自動車のうち、次に掲げる自動車

(1)　乗用自動車で、令和十二年度燃費基準達成車（燃費基準実施要領に基づく令和十二年度燃費基準を達成している自動車をいう。以下同じ。）又は燃費基準実施要領に基づく令和二年度燃費基準を二十パーセント以上上回る燃費性能を有する自動車

(2)　軽量貨物車又は中量貨物車で、燃費基準実施要領に基づく令和四年度燃費基準を達成している自動車

ロ　ＬＰガス乗用自動車で、令和二年度燃費基準達成車（車両総重量が二・五トン以下のＬＰガス乗用自動車にあっては、令和十二年度燃費基準達成車又は燃費基準実施要領に基づく令和二年度燃費基準を二十パーセント以上上回る燃費性能を有する自動車）

第三号イ及びロを次のように改め、同号を第四号とする。

イ　乗車定員十人以上のディーゼル乗用自動車又はディーゼル貨物自動車で、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下「燃費基準実施要領」という。）に基づく令和七年度燃費基準を達成している自動車

ロ　乗車定員九人以下の乗用自動車で、令和二年度燃費基準達成車（燃費基準実施要領に基づく令和二年度燃費基準を達成している自動車をいう。以下同じ。）

第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　プラグインハイブリッド自動車

告　示

埼玉県告示第二百十号

平成二十二年埼玉県告示第四百八十六号（埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく低燃費車を導入すべき期限及び低燃費車台数の割合）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

第一号中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

第二号中「四十パーセント」を「五十パーセント」に改める。

告　示

埼玉県告示第二百十一号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告　示

埼玉県告示第二百十二号

越谷市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告　示

埼玉県告示第二百十三号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示

埼玉県告示第二百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
谷塚駅やなだ泌尿器科	簗田　茂人	草加市谷塚一―一―二三	令和七年三月一日
上尾心療内科	一般社団法人メディックス	上尾市柏座二―七―一エリア赤熊Ⅱ一階	令和七年三月一日
ひがとこ在宅診療所	四十物　佑介	所沢市東所沢一―一三―一一ソレーヌ二〇一号	令和七年三月一日
福元内科クリニック	医療法人福和会	所沢市東住吉一五―二八	令和七年二月一日
松原医院	医療法人結び会	行田市長野一―一七―三	令和七年二月一日
みんなのおくちデンタル	齊藤　佑太	坂戸市薬師町三四―一一	令和七年三月一日

新座駅南口通り歯科	佐藤　雅介	新座市野火止六―四―五七	令和七年三月一日
あさかハートフル歯科	医療法人社団仁優輝	朝霞市本町一―一二―五ファーストステージ一階	令和七年二月一日
おがわ歯科クリニック	小川　恭央	春日部市中央一―五七―二一マルヤ住宅第二〇ビル一〇二号室	令和七年二月十二日
イオン薬局入曽駅前店	イオンリテール株式会社	狭山市南入曽五四〇―一	令和七年三月一日
セキ薬局　調剤センター店	株式会社セキ薬品	南埼玉郡宮代町百間四―四八一―一	令和七年三月一日
雄飛堂薬局　坂戸店	株式会社雄飛堂	坂戸市八幡二―三―七―一	令和七年三月一日
スギ薬局　新座片山店	株式会社スギ薬局	新座市片山一―一五―二〇	令和七年三月一日
まえの薬局やなぎ島	株式会社スプリントファーマシー	草加市柳島町六五〇―一	令和七年二月一日
爽やか薬局・鴻巣店	株式会社共生ファーマシー	鴻巣市生出塚二―一八―一	令和七年二月一日
あるも薬局長野店	株式会社Ｂｌｏｏｍｉｎｇ　Ｓｏｕｌ	行田市長野一―一七―三二	令和七年二月一日
フレアスカンタキ訪問看護ステーションン草加	株式会社フレアス	草加市草加二―一四―一〇	令和七年三月一日

訪問看護ひまわり	合同会社希	三郷市新和五―一六一―一ルミエール田中一〇二号室	令和七年三月一日
ｋｏｋｏｅｍｉ訪問看護ステーション　鴻巣北本	株式会社Ａｎｙ	北本市中央四―六九岩井ビル一階一〇一号室	令和七年三月一日
とわ訪問看護ステーション	株式会社ＮｅｗＨＯＴＢｏｎｄ	朝霞市本町一―二四―七	令和七年三月一日
自空間訪問看護ステーション	合同会社自空間	熊谷市妻沼一三七二―二サン・パティオ二〇一号室	令和七年二月一日
訪問看護ステーション　あおい	合同会社たーと・る	和光市白子一―二―四三大谷マンション四〇五	令和六年十一月一日
訪問看護　なかだんご	一般社団法人ＭＩＲＡＩ	所沢市西狭山ケ丘一―二四八五―五―一〇二	令和六年十月一日

二　指定施術機関

氏名	住所	施術所 名称	施術所 所在地	指定年月日
鈴木　実千代		フレアス在宅マッサージ草加施術所	草加市旭町六―九―一一スカーレット二〇三	令和七年二月二十日
鎌田　昌子		なごみ整体院	秩父郡小鹿野町伊豆沢四一五	令和七年一月二十九日
中島　由美子		フレアス在宅マッサージ　上尾施術所	上尾市浅間台四―二三―一〇アヴァンセ上尾二〇六	令和七年一月二十九日

中島　司		フレアス在宅マッサージ　上尾施術所	上尾市浅間台四―二三―一〇アヴァンセ上尾二〇六	令和六年十二月十日	
武井　寛人		在宅マッサージ　たいよう	草加市手代三―二九―一二サンガーネットB号	令和七年三月一日	
山國　秀晃		ハレとケ鍼灸院	桶川市下日出谷東一―四―一三	令和七年三月一日	
大野　武則		訪問鍼灸マッサージ　うちラク	児玉郡美里町猪俣九〇	令和七年二月二十六日	
小林　良夫		株式会社　フレアス	さいたま市緑区芝原一―二五―一二セブンビル一階	令和七年二月一日	
松本　晃徳		新田治療院	草加市八幡町七一九―三―三〇一	令和七年四月一日	

告示

埼玉県告示第二百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団白翔会　所沢白翔会病院	名称	所沢白翔会病院	医療法人社団白翔会　所沢白翔会病院
	開設者名称	医療法人社団敬寿会	医療法人社団白翔会
よつば在宅クリニック和光	名称	医療法人社団三柚会　よつば在宅クリニック和光	医療法人社団三柚会　よつば在宅クリニック和光
よつば在宅クリニック新座	名称	医療法人社団三柚会　よつば在宅クリニック新座	医療法人社団三柚会　よつば在宅クリニック新座
大信薬局　かみや店	名称	かみや薬局	大信薬局　かみや店
ウエルシア薬局日高高萩店	所在地	日高市高萩二三五九―一	日高市武蔵高萩三―一三―一
ホームズ訪問看護ステーション	所在地	深谷市上柴町東六―六―七	深谷市緑ヶ丘二四―五

二　指定施術機関

氏名	変更事項			
	施術所			
	名称	所在地	名称	所在地
志字　良太	カナオ治療院	川越市並木八六四	セリオ治療院	本庄市寿一―二一―一一
	カナオ治療院牛子店	川越市牛子三五―四	ＭａｓｓＡｇｅ治療院川越	川越市通町二〇―一七Ｔフラッツ三〇二号
塩原　力				
	施術所			
	名称	所在地		
後藤　千波	株式会社　アメニティ―サービス	さいたま市見沼区東大宮四―二六―三		
	まごころ治療院	さいたま市浦和区領家五―一二―一八ブナサワビル二〇一号室		

告示

埼玉県告示第二百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

名称	所在地	廃止年月日
福元内科クリニック	所沢市南住吉二一―一六	令和七年一月三十一日
松原医院	行田市長野一―三一―一〇	令和七年一月三十一日
幸手耳鼻咽喉科医院	幸手市幸手一八一―二	令和六年九月十日
深谷産婦人科医院	深谷市上野台三〇二七―二	令和七年一月三十一日
あさかハートフル歯科	朝霞市本町一―一二―五ファーストステージ一F	令和七年一月三十一日
おがわ歯科クリニック	春日部市中央一―四五―一田中第五ビル二〇一	令和七年二月十一日
共創未来　狭山ヶ丘薬局	所沢市東狭山ヶ丘五―二七三九―六	令和七年二月八日

大久薬局	加須市土手一―一二―六	令和七年一月十日
チェリー薬局	鴻巣市登戸三一九―二	令和七年一月三十一日
爽やか薬局・鴻巣店	鴻巣市生出塚二―一八―一	令和七年一月三十一日
あるも薬局　長野店	行田市長野一―二九―一五	令和七年一月三十一日
薬局タカサ柳島店	草加市柳島町六五〇―一	令和七年一月三十一日
ファミリー薬局	志木市中宗岡三―一―五	令和六年三月十九日
なごみ薬局	三郷市鷹野三―二六〇―二	令和六年七月三十一日
アイン薬局　北本店	北本市二ツ家二―一三九	令和七年一月三十一日

告　示

埼玉県告示第二百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
特別養護老人ホーム杏子苑	秩父市寺尾三九〇〇―一	社会福祉法人秩父正峰会	介護老人福祉施設	平成十四年九月一日

告示

埼玉県告示第二百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

名称	変更事項	変更前	変更後
ふくしのまち秩父	事業所名称	福祉の街　秩父営業所	ふくしのまち秩父
	事業所所在地	秩父市阿保町二―七	秩父市野坂町一―二〇―三三Ｋ′Ｓノサカ一階
	サービスの種類	訪問介護 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	
心乃美整形外科内科	事業所名称	医療法人社団富澤整形外科・内科	心乃美整形外科内科
	事業者名称	医療法人社団富澤整形外科・内科	医療法人社団心乃美整形外科内科
	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	

告示

埼玉県告示第二百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
特別養護老人ホーム杏子苑	秩父市寺尾三九〇〇―一	介護予防短期入所生活介護	令和六年三月三十一日
アイン薬局　北本店	北本市二ツ家二―一三九	居宅療養管理指導	令和七年一月三十一日
		介護予防居宅療養管理指導	
共創未来　狭山ヶ丘薬局	所沢市東狭山ケ丘五―二七三九―六	居宅療養管理指導	令和七年二月八日
		介護予防居宅療養管理指導	

告　示

埼玉県告示第二百二十号

埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程（昭和五十八年埼玉県告示第千四百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（閲覧の方法）」に改め、同条中「に備え置き、」を「（以下「金融課」という。）に備え置くとともに、電磁的記録に記録された登録簿を電子メールで送付することにより」に改める。

第三条中「登録簿」を「金融課での登録簿」に改める。

第四条中「日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日並びに一月二日から四日まで及び十二月二十八日から三十一日までの日」を「埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日において」に改める。

第五条第二項中「第二条の閲覧所（以下「閲覧所」という。）に掲示」を「埼玉県ホームページに掲載する方法により公表」に改める。

第六条中「登録簿」を「金融課に備え置かれた登録簿」に、「は、閲覧所」を「にあつては金融課」に、「記入して」を「記入し、電磁的記録に記録された登録簿を閲覧しようとする者にあつては所定の事項を入力した電子メールを金融課あてに送付し」に改める。

第七条の見出しを「（登録簿閲覧の禁止事項）」に改め、同条中「登録簿を閲覧する」を「金融課に備え置かれた登録簿を閲覧する」に、「閲覧所」を「金融課」に改め、同条に次の一項を加える。

２　電磁的記録に記録された登録簿を閲覧する者は、登録簿の編集、加工、改ざん、流用及び第三者提供等の行為をしてはならない。

第八条中「禁止」を「拒否」に改め、同条第二号中「き損」を「棄損」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第二百二十一号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第五条第二号の規定により、令和七年埼玉県告示第百二十九号（令和七年度前期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料　九千円

イ　三級の実技試験を受検すること。

ロ　実技試験受検申請日（郵送で申請する場合にあっては、消印日。次号において同じ。）において県内に住所を有し、在勤し、又は在学する者であること。

ハ　令和七年四月一日において三十五歳未満であること。

ニ　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。

二　次に掲げる要件のいずれにも該当する者（前号に規定する者を除く。）に係る手数料　九千円

イ　三級の実技試験を受検すること。

ロ　令和七年四月一日において二十三歳未満であること。

ハ　実技試験受検申請日において雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であること。

ニ　出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。

三　前号イ、ロ及びニに掲げる要件に該当する者（前二号に規定する者を除く。）に係る手数料　四千五百円

埼玉県告示第二百二十二号

告　示

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、妻沼西南土地改良区から役員を就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

職名	氏名	住所
監事	馬　場　初　男	埼玉県熊谷市上江袋九百七十二番地

告示

埼玉県告示第二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、庄和北部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　就任

職名	氏名	住所
理事	筒井祐一	埼玉県春日部市立野五百四十七番地
同	鳴島清	同　百三十二番地一
同	野口文夫	同　七百二十四番地一
同	小島重弘	同　榎九百十九番地
同	渡邉光男	同　五百四番地一
同	名倉勇	同　倉常五百七十七番地一
同	八木橋喜一	同　五十六番地一
同	橋本信男	同　芦橋五十三番地一
同	齋藤義則	同　九百六十五番地一
監事	石山法男	同　三百二十一番地一
同	小久保静夫	同　榎三百九十七番地一
同	新井基之	同　倉常十六番地一
同	増山貞男	同　北葛飾郡杉戸町大字椿百四十四番地

二　退任

職名	氏名	住所
理事	筒井祐一	埼玉県春日部市立野五百四十七番地
同	大瀧勇	同　百三番地三
同	大塚勝男	同　七百五十三番地一
同	小島重弘	同　榎九百十九番地
同	渡邉光男	同　五百四番地一
同	名倉勇	同　倉常五百七十七番地一
同	八木橋喜一	同　五十六番地一
同	橋本信男	同　芦橋五十三番地一
同	齋藤義則	同　九百六十五番地一
監事	貝塚利雄	同　榎九百二十一番地

同　同　新井基之　同　同　倉常十六番地一

同　同　石山法男　同　同　芦橋三百二十一番地一

同　増山貞男　同　北葛飾郡杉戸町大字椿百四十四番地

告　示

埼玉県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年三月二十四日認可した。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　名称

川島町土地改良区

二　事務所の所在地

埼玉県比企郡川島町

告　示

埼玉県告示第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十二年埼玉県告示第二百五十七号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　事業施行期間

平成二十二年二月二十六日から令和十年三月三十一日まで

二　変更に係る事業地

イ　収用の部分

変更なし

ロ　使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第千四百五十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　事業施行期間

平成十九年十月五日から令和十二年三月三十一日まで

二　変更に係る事業地

イ　収用の部分

変更なし

ロ　使用の部分

変更なし

告　示

埼玉県告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成三十年埼玉県告示第九百七十五号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　事業施行期間

平成三十年九月七日から令和十二年三月三十一日まで

二　変更に係る事業地

イ　収用の部分

変更なし

ロ　使用の部分

変更なし

告　示

埼玉県告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成一七年埼玉県告示第四百四十号で告示した富士見市都市計画道路事業（富士見市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　事業施行期間

平成十七年三月四日から令和八年三月三十一日まで

二　変更に係る事業地

イ　収用の部分

変更なし

ロ　使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第二百二十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　許可番号

第二〇二二―一六―一号

二　雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県鴻巣市箕田字長右エ門千九百七十二番二外二筆

三　雨水流出抑制施設の容量

容量　六万五千七十六立方メートル

告　示

埼玉県告示第二百三十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　許可番号

第二〇二四―一〇―〇号

二　雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県桶川市大字川田谷字王子四千三百二十番四外五十筆

三　雨水流出抑制施設の容量

容量　千三百三十六立方メートル

浸透効果量　〇・〇〇三四立方メートル毎秒

告　示

埼玉県告示第二百三十一号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項及び第二十六条第一項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

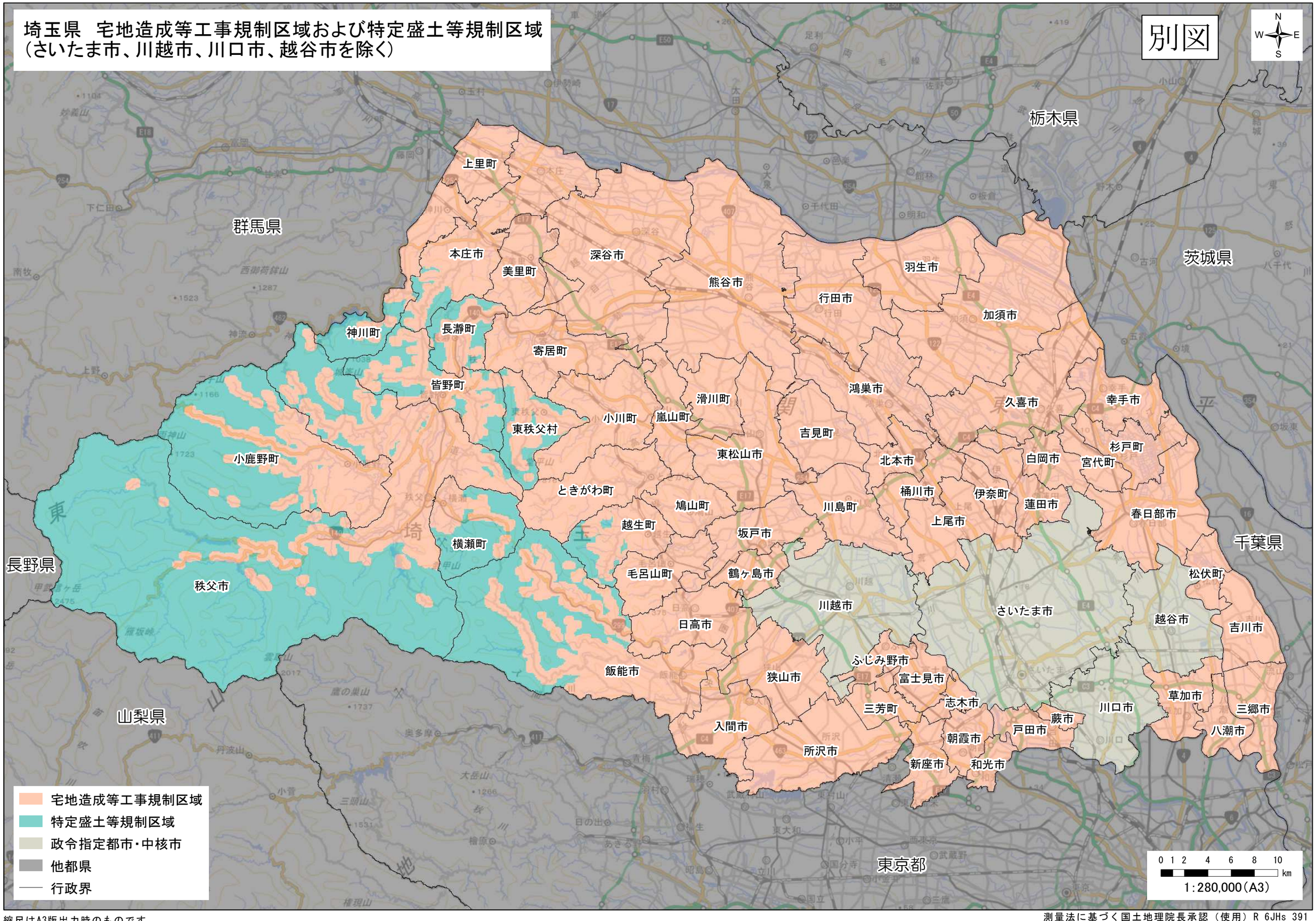
別図のとおり

二　指定年月日

令和七年七月一日

埼玉県　宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域
（さいたま市、川越市、川口市、越谷市を除く）

別図



縮尺はA3版出力時のものです。

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 6JHs 391
背景図は数値地図（国土基本情報）及び電子地形図（タイル）を拡大して使用しているので、位置精度は基図に準じます。

告示

埼玉県告示第二百三十二号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大野元裕

一　名称

北本自然観察公園

二　位置

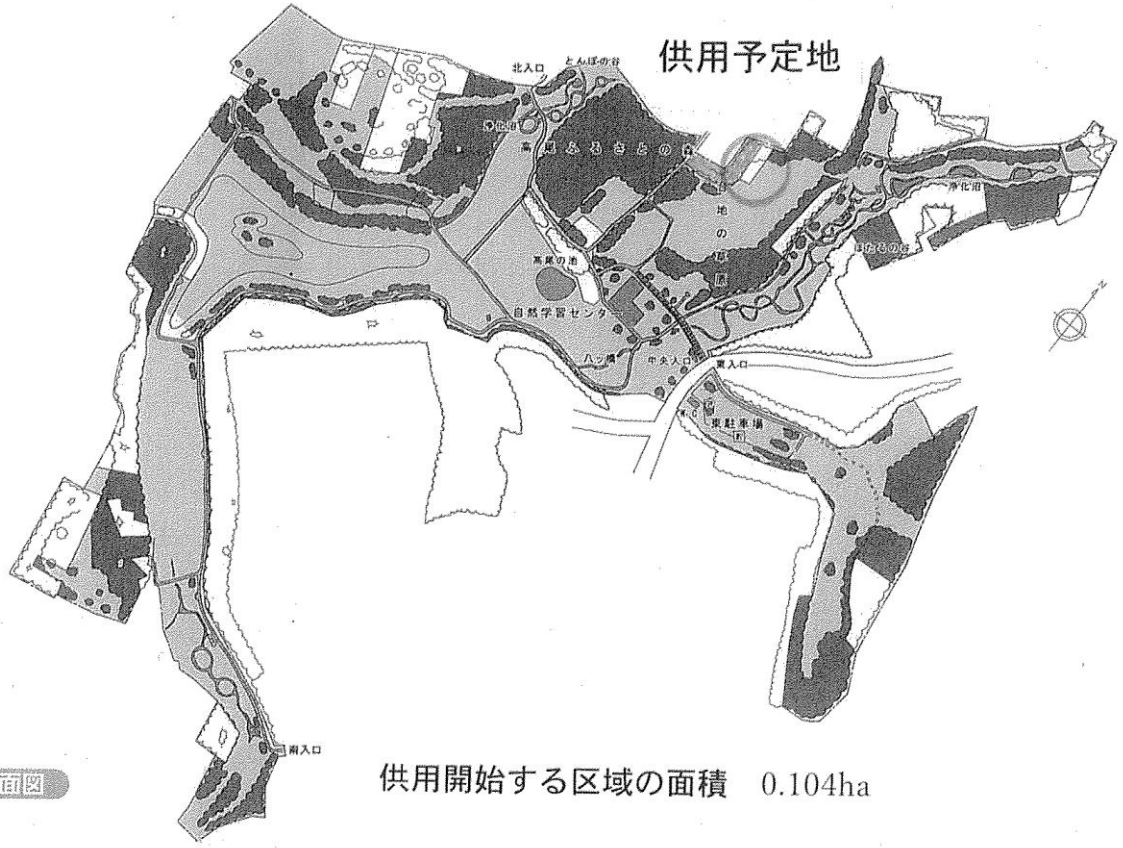
埼玉県北本市荒井五丁目地内

三　変更に係る区域

別図のとおり

四　変更に係る区域の供用開始の期日

令和七年四月一日



平面図

供用開始する区域の面積　0.104ha

告示

埼玉県告示第二百三十三号

平成八年埼玉県告示第千四百三十七号（建築基準法第六条第一項第四号の確認を要する区域の指定）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

題名及び告示文中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号の規定により同項」に改める。

告示

埼玉県告示第二百三十四号

平成十二年埼玉県告示第五百七号（建築基準法の規定に基づく申請の手数料を算定するための床面積の算定方法）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示中「同項第六号金額の欄イ及び同項第十号金額の欄イ」を「同項第七号金額の欄イ及び同項第十二号金額の欄イ」に、「別表都市整備部の項第六号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第七号金額の欄イ」に、「別表都市整備部の項第十号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第十二号金額の欄イ」に改める。

告示

埼玉県告示第二百三十五号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十四号（低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示中「別表都市整備部の項第百十八号金額の欄イ及び同項第百二十号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百二十号金額の欄イ及び同項第百二十二号金額の欄イ」に、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

告　示

埼玉県告示第二百三十六号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十六号（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を算定するための床面積の算定方法）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示中「別表都市整備部の項第百二十二号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第九号金額の欄イ」に、「第四条各項」を「第三条」に改め、第四号の次に次の一号を加える。

五　算定対象としない建築物の部分に附属して設置される昇降機

告示

埼玉県告示第二百三十七号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十七号（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示中「別表都市整備部の項第百二十三号金額の欄イ及び同項第百二十五号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百二十六号金額の欄イ及び同項第百二十八号金額の欄イ」に、「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に、「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

告　示

埼玉県告示第二百三十八号

令和二年埼玉県告示第二百九十六号（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示中「別表都市整備部の項第百二十三号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百二十六号金額の欄イ(2)㈠」に改める。

告　示

埼玉県告示第二百三十九号

平成十二年埼玉県告示第五百八号（手数料を減免する建築物等）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。ただし、「第四条」を「第五条」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示中「第四条」を「第五条」に、「別表都市整備部の項第一号から第四号まで及び第六号から第十三号まで」を「別表都市整備部の項第一号から第五号まで、第七号から第十五号まで、第百二十四号、第百二十五号及び第百三十号」に改める。

告　示

埼玉県告示第二百四十号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第百二十四号金額の欄イ(2)㈠の知事が別に定める建築物を次のように定め、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百二十四号金額の欄イ(2)㈠の知事が別に定める建築物は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第四条第三項第二号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物とする。

告示

埼玉県告示第二百四十一号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十八号（建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）は、令和七年四月一日限り、廃止する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示

埼玉県告示第二百四十二号

令和六年埼玉県告示第三百三十五号（建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）は、令和七年四月一日限り、廃止する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示

埼玉県告示第二百四十三号

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成二十年埼玉県条例第四十二号）第六条第一項ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして知事が別に定める場合を次のように定め、令和七年六月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例第六条第一項ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして知事が別に定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（次号において「不特定多数利用便所」という。）を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

二　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める場合

イ　男子用の不特定多数利用便所のみを設ける建築物　当該男子用の不特定多数利用便所のうち一以上に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

ロ　女子用の不特定多数利用便所のみを設ける建築物　当該女子用の不特定多数利用便所のうち一以上に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

告　示

埼玉県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十一号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　施行者の名称

本庄市

二　都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業本庄公共下水道

三　事業施行期間

平成十七年三月四日から令和九年三月三十一日まで

四　変更に係る事業地

イ　汚水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

ロ　雨水

(1)　収用の部分

平成十七年埼玉県告示第四百五十一号、平成二十八年埼玉県告示第二百六十二号及び令和三年埼玉県告示第四百十五号の事業地に、本庄市児玉町児玉字大道北を加える。

(2)　使用の部分

平成十七年埼玉県告示第四百五十一号、平成二十八年埼玉県告示第二百六十二号及び令和三年埼玉県告示第四百十五号の事業地に、本庄市児玉字飯米場及び字東並木を加える。

告　示

埼玉県告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号で告示した本庄都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　施行者の名称

本庄市

二　都市計画事業の種類及び名称

本庄都市計画下水道事業本庄公共下水道

三　事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から令和九年三月三十一日まで

四　変更に係る事業地

イ　汚水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

ロ　雨水

(1)　収用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示第二百七十四号、昭和六十年埼玉県告示第六百七十八号、昭和六十一年埼玉県告示第千百三十三号、昭和六十三年埼玉県告示第九百十三号、平成元年埼玉県告示第千三百八十六号、平成八年埼玉県告示第千八百二十五号、平成十四年埼玉県告示第五百四十六号、平成十八年埼玉県告示第千九百六十七号、平成二十八年埼玉県告示第二百六十一号及び令和三年埼玉県告示第四百十四号の事業地に、本庄市栗崎字欠田及び字前田を加える。

(2)　使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二年埼玉県告示第百三十六号で告示した寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　施行者の名称

深谷市

二　都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画下水道事業深谷公共下水道（花園処理分区）

三　事業施行期間

平成二年一月三十日から令和十四年三月三十一日まで

四　変更に係る事業地

イ　汚水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

平成二年埼玉県告示第百三十六号、平成三年埼玉県告示第千六百七十六号、平成五年埼玉県告示第千五百五号、平成九年埼玉県告示第四百八十三号、平成十三年埼玉県告示第三百七十三号、平成十六年埼玉県告示第四百四十九号、平成十九年埼玉県告示第九十六号、平成二十二年埼玉県告示第五百十六号、平成二十八年埼玉県告示第三百八十二号、令和元年埼玉県告示第三百七十号、令和三年埼玉県告示第四百十七号及び令和四年埼玉県告示第三百九十三号の事業地に深谷市小前田北字植松、字中原、字西原及び字台、小前田中央字台及び字清水、武蔵野上郷字一本杉、字日影山、字鶴舞、字寺地、字堂山、字濡僧、字亀住、字新屋敷、字僧吟、字釈迦堂、字西番屋、字番屋、字宿池、字宮地、字篠ノ内、字薗平、字五万沢、字塚越、字柳馬場、字竹ノ内及び字大宿、武蔵野上の原上字下宿、字西裏及び字上ノ原、武蔵野上の原下字上ノ原及び字西裏、武蔵野上宿字下田、字餓鬼塚、字上宿及び字新田、武蔵野下宿字東林、字新田、字中宿、字下宿、字松原、字植松、字上ノ原、字上台及び字下台、武蔵野新田字下田、字上宿、字新田及び字中宿、武蔵野流字一本杉、字流、字伊勢領、字櫛引、字的場及び字千蔵寺、武蔵野中宿字中宿、字西裏、字上ノ原及び字新田、武蔵野

東林上字的場、字東林、字下田、字小原、字下宿及び字松原、武蔵野東林下字千蔵寺、字的場、字高木及び字小原地内において事業地を加え、小前田上字諏訪、字上松及び字南町、小前田中字南町及び字本田、小前田下字本田、字南町、字伊勢領及び字宿東、荒川字上宿及び字新井、黒田字下北原、字下南原及び字下反、永田字中居前、字笠替戸及び字田向地内において事業地を変更する。

ロ　雨水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

告　示

埼玉県告示第二百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第百十七号で告示した深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　施行者の名称

深谷市

二　都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道深谷公共下水道（深谷処理区）

三　事業施行期間

昭和四十九年三月八日から令和九年三月三十一日まで

四　変更に係る事業地

イ　汚水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第百十七号、昭和五十三年埼玉県告示第千七百九十九号、昭和五十五年埼玉県告示第千五百四十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十三号、平成四年埼玉県告示第四百五十一号、平成六年埼玉県告示第千六百七十号、平成八年埼玉県告示第五百九十三号、平成十四年埼玉県告示第千八百八十五号、平成二十一年埼玉県告示第四百五十号、平成二十五年埼玉県告示第四百二十五号及び令和二年度埼玉県告示第二百七十六号の事業地に、深谷市普済寺字藤山及び字的塚、樫合字粕ヶ谷戸、大谷字庚申塚前、字柳沢、字下大谷、字新田、字一ツ塚、字羽金松及び字久保、人見字念代、字柳沢、字前柳沢、字塔辻、字薬師堂、字上川向、字下川向、字中塚及び字矢田、境字伊勢原、字山王、字宮内、字茶塚、字叶、字台下、字泉水、字久保山、字溝向、字聖天ケ谷戸及び字前原、上原字久保、折之口字新井、字芝原、字台下、字清水、字狭山、字屋敷合、字中廓、字松原、字前山、字柳原、字新屋敷、字西内手、字北、字新田、字新山、字稜威ケ原及び字赤土原、上野台字松原、字割塚、字栗原及び字新林を加え、人見字政所及び字仙元山、岡字前屋敷及び字熊野、普済寺字前耕地及び字町、明戸、新井字下郷北

東、戸森字新田、東大沼字北及び字堀之内、西大沼字花小路及び字錦小路、曲田字桜町及び字伊勢宮、宿根字中道、萱場字西窪及び字西柳井戸、柏合字山根東、上野台字塚越、字前原、字台前、字大台及び字屋敷裏、原郷字八日市、字中原及び東原、東方字上宿、字中宿、字下宿、字南下郷、字鬼林、字入郷、字仲間町、字川足、字伊丹、字辻、字大竹及び字鬼林裏において事業地を変更する。

ロ　雨水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

告　示

埼玉県告示第二百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第三百九十一号で告示した深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　施行者の名称

深谷市

二　都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道（川本処理分区）

三　事業施行期間

昭和六十一年三月十八日から令和十四年三月三十一日まで

四　変更に係る事業地

イ　汚水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

昭和六十一年埼玉県告示第三百九十一号、平成二年埼玉県告示第千五百八十二号、平成六年埼玉県告示第三百八十四号、平成六年埼玉県告示第千八十号、平成九年埼玉県告示第四百八十一号、平成十三年埼玉県告示第三百七十四号、平成十七年埼玉県告示第二百六十七号、平成二十一年埼玉県告示第四百四十六号、平成二十二年埼玉県告示第五百十五号、平成二十八年埼玉県告示第三百八十一号、平成三十一年埼玉県告示第三百二十五号及び令和四年埼玉県告示第三百九十四号の事業地に深谷市畠山五所字五ヶ所及び字若宮、畠山中央字梅井、字水押、字金井、字五ヶ所、字根岸、字前根岸、字中居、字上中島及び字馬場、本田第２字岡屋敷及び字内田、本田第４字三井、字坂下、字宿及び字後、本田第５字後、字上宿、字根岸、字下宿、字馬場、字前八幡及び字棒田、本田第６字分梨子、字西上本田、字棒田前、字上本田前、字上本田後、字揚慮木花、字上本田東、字上本田、字芳沼、字南芳沼、字黒野谷、字田向、字宮ノ入及び字西黒野谷、本田中央字坂下、字岡屋敷、字尾中、字根岸、字稲荷林、字上大塚、字下大塚、字社宮司及び字鶴巻地内において事業地を加え、明戸字久保及び中里前、畠山五所字若宮及び川端、上原字沢口、字東、字前原及び字後、菅沼字古瀬、字向河原、

字前方及び字半佐林、長在家西字前原、字上及び字稲荷西、田中北字祐門寺、字沢口及び字沢口前、田中第１字新田、字新堀、字的場、字見目下及び字貴舟、田中南字中、字東及び字西谷地内において事業地を変更する。

ロ　雨水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

告　示

埼玉県告示第二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　施行者の名称

富士見市

二　都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業富士見公共下水道

三　事業施行期間

昭和四十九年十月二十五日から令和十二年三月三十一日まで

四　変更に係る事業地

イ　汚水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

ロ　雨水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千四百八十一号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　施行者の名称

三芳町

二　都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業三芳公共下水道

三　事業施行期間

昭和五十年十一月七日から令和十二年三月三十一日まで

四　変更に係る事業地

汚水

イ　収用の部分

変更なし

ロ　使用の部分

昭和五十年埼玉県告示第千四百八十一号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十八号、昭和五十七年埼玉県告示第四百二十五号、昭和六十年埼玉県告示第千八百九十三号、平成元年埼玉県告示第千四百二十一号、平成三年埼玉県告示第六百八十号、平成六年埼玉県告示第八百八十七号、平成十三年埼玉県告示第千三百号、平成十六年埼玉県告示第四百二十三号、平成二十年埼玉県告示第三百三十九号、平成二十五年埼玉県告示第四百十七号、平成三十年埼玉県告示第二百十九号、令和二年埼玉県告示第百八十八号、令和五年埼玉県告示第三百九十号の事業地に、三芳町大字藤久保字東、字横松及び字唐沢地内の各一部並びに大字竹間沢字北原、字生出窪及び字通西地内の各一部を加え、三芳町大字上富字中西、字八軒屋及び字緑地内の全部並びに大字上富字上永久保、字東永久保、字木ノ宮、字中東、字吉拓及び字東草地内の各一部並びに大字北永井字坂下、字宮本、字宮前、字平野、字中ノ原、字鶴ノ舞、字芝原及び字桜並地内の各一部並びに大字藤久保字西及び字南新埜地内の各一部並びに大字竹間沢北側、南側及び字下通地内の各一部並びに竹間沢東地内の一部を削除する。

埼玉県告示第二百五十一号

告　示

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成元年埼玉県告示第二百二十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　施行者の名称

滑川町

二　都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業滑川公共下水道

三　事業施行期間

平成元年二月二十八日から令和十二年三月三十一日まで

四　変更に係る事業地

イ　汚水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

平成元年埼玉県告示第二百二十三号、平成六年埼玉県告示第九百六十五号、平成九年埼玉県告示第六百六十四号、平成十四年埼玉県告示第百一号、平成二十年埼玉県告示第五百号、平成二十一年埼玉県告示第四百五十一号、平成二十四年埼玉県告示第四百二十六号、平成二十八年埼玉県告示第三百四十三号及び令和三年埼玉県告示第三百八十七号の事業地に、滑川町大字月輪字高根、字中道北、字中道南、字築地及び字新道上、大字羽尾字西ノ谷、字新宿及び字十三塚地内において事業地を変更する。

ロ　雨水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

告　示

埼玉県告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　施行者の名称

吉見町

二　都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業吉見公共下水道

三　事業施行期間

昭和六十一年三月二十一日から令和十二年三月三十一日まで

四　変更に係る事業地

イ　汚水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

ロ　雨水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

告　示

埼玉県告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号で告示した坂戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　施行者の名称

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

二　都市計画事業の種類及び名称

坂戸都市計画下水道事業坂戸及び鶴ヶ島公共下水道

三　事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から令和十四年三月三十一日まで

四　変更に係る事業地

イ　汚水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号、昭和四十八年埼玉県告示第四百四十一号、昭和五十一年埼玉県告示第九十七号、昭和五十四年埼玉県告示第三百七十二号、昭和五十五年埼玉県告示第千四百八十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十一号、昭和六十三年埼玉県告示第千二百四十九号、平成二年埼玉県告示第五百九十二号、平成六年埼玉県告示第二百十三号、平成八年埼玉県告示第七百三十二号、平成十一年埼玉県告示第千二百四十六号、平成十二年埼玉県告示第三百九十九号、平成十五年埼玉県告示第二百六十六号、平成十六年埼玉県告示第六百五十三号、平成二十年埼玉県告示第千百四十号、平成二十五年埼玉県告示第千百七十二号、平成二十六年埼玉県告示第八百八十五号、平成三十年埼玉県告示第三百三十号、平成三十一年埼玉県告示第百三十九号、令和五年埼玉県告示第五百五十号の事業地に、坂戸市大字小沼字雲雀町、字砂田、字二ツ島、字高尾名、字松ノ木、字附島、字五反田、字東谷町、字大道路、字島崎及び字堀ノ内の一部の区域を加える。

ロ　雨水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号、昭和四十八年埼玉県告示第四百四十一号、昭和五十一年埼玉県告示第九十七号、昭和五十四年埼玉県告示第三百七十二号、昭和五十五年埼玉県告示第千四百八十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十一号、昭和六十三年埼玉県告示第千二百四十九号、平成二年埼玉県告示第五百九十二号、平成六年埼玉県告示第二百十三号、平成八年埼玉県告示第七百三十二号、平成十一年埼玉県告示第千二百四十六号、平成十二年埼玉県告示第三百九十九号、平成十五年埼玉県告示第二百六十六号、平成十六年埼玉県告示第六百五十三号、平成二十年埼玉県告示第千百四十号、平成二十五年埼玉県告示第千百七十二号、平成二十六年埼玉県告示第八百八十五号、平成三十年埼玉県告示第三百三十号、平成三十一年埼玉県告示第百三十九号、令和五年埼玉県告示第五百五十号の事業地に、坂戸市大字小沼字雲雀町、字砂田、字二ツ島、字高尾名、字松ノ木、字附島、字五反田、字東谷町、字大道路、字島崎及び字堀ノ内の一部の区域を加える。

告　示

埼玉県告示第二百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十五年埼玉県告示第四百三十六号で告示した毛呂山・越生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　施行者の名称

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

二　都市計画事業の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道事業毛呂山・越生・鳩山公共下水道

三　事業施行期間

昭和五十五年三月十八日から令和十四年三月三十一日まで

四　変更に係る事業地

イ　汚水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

ロ　雨水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第二百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第九十一号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　施行者の名称

越谷市

二　都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業越谷公共下水道

三　事業施行期間

昭和四十八年一月十六日から令和十二年三月三十一日まで

四　変更に係る事業地

イ　汚水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

昭和四十八年埼玉県告示第九十一号、昭和四十九年埼玉県告示第千四十八号、昭和五十七年埼玉県告示第四百七十七号、昭和五十九年埼玉県告示第千百六十九号、昭和六十三年埼玉県告示第四百八十九号、平成元年埼玉県告示第三百六十一号、平成三年埼玉県告示第六百七十二号、平成五年埼玉県告示第千七百二十八号、平成七年埼玉県告示第四百号、平成八年埼玉県告示第千八百九号、平成十年埼玉県告示第三百七号、平成十三年埼玉県告示第百六十八号、平成十五年埼玉県告示第六百八十七号、平成十六年埼玉県告示第千二百三十一号、平成十七年埼玉県告示第千四百四十号、平成十九年埼玉県告示第百七号、平成二十三年埼玉県告示第四百号、平成二十六年埼玉県告示第九百八十六号、平成二十八年埼玉県告示第二百九十二号、令和三年埼玉県告示第四百二十号及び令和五年埼玉県告示第三百十二号の事業地のうち、越谷市大字大泊、大字平方、大字大吉、大字北川崎、大字大杉、大字増林、東越谷七丁目、東越谷八丁目、東越谷九丁目、増林三丁目、増森一丁目、大字三野宮、大字砂原、大字南荻島、谷中町二丁目、七左町二丁目、七左町三丁目、川柳町四丁目、相模町三丁目及び大成町二丁目地内において事業地を変更する。

ロ　雨水

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

告　示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長　荒　井　正　之

一　道路の種類　県道

二　路線名　さいたま幸手線

三　道路の区域

旧新別		区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
旧A		白岡市岡泉字丸山一二六一番一地先から同市岡泉字下道一二八一番一地先まで	一一・六四～一五・五三	一九四・五八	
新A			一一・八六～一六・四九		
新B		白岡市太田新井字中一一八三番二地先から同市太田新井字北一五三九番地先まで	一二・二七～一七・四四	二〇五・一七	

告　示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和七年三月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長　国　分　政　勝

一　許可番号

令和七年三月五日

指令川建セ第〇六〇〇七一号

二　検査済証番号

令和七年三月二十一日

川建セ第〇六〇一九号

三　開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字新田道九百七番四、九百七番七、九百八番一、九百八番四、九百八番六、九百八番八、九百八番九、九百八番十

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

石川県白山市松本町二千五百十二番地

株式会社クスリのアオキ　代表取締役社長　青木　宏憲

告　示

埼玉県公営企業告示第三号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

１　落札に係る建設工事の名称

総選除）０２４水整第８０１号大久保浄水場高度浄水処理施設電気計装設備工事

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県水道整備事務所　埼玉県さいたま市桜区大字五関387番地２

３　落札者を決定した日

令和７年１月16日

４　落札者の氏名及び住所

メタウォーター株式会社　東京都千代田区神田須田町１丁目25番地

５　落札金額

2,798,400,000円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和６年９月20日

告　示

埼玉県公営企業告示第四号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

１　落札に係る建設工事の名称

　　０２４大改第６６６号大久保浄水場監視制御システム更新工事

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

　　埼玉県大久保浄水場　埼玉県さいたま市桜区大字宿618番地

３　落札者を決定した日

　　令和７年１月27日

４　落札者の氏名及び住所

　　メタウォーター株式会社　東京都千代田区神田須田町１丁目25番地

５　落札金額

　　2,970,000,000円

６　契約の相手方を決定した手続

　　一般競争入札

７　入札の公告を行った日

　　令和６年11月26日

告　示

埼玉県公営企業告示第五号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

１　落札に係る建設工事の名称

　　０２４大改第６７４号大久保浄水場薬品注入機械設備更新工事

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

　　埼玉県大久保浄水場　埼玉県さいたま市桜区大字宿618番地

３　落札者を決定した日

　　令和７年２月13日

４　落札者の氏名及び住所

　　三機工業株式会社　東京都中央区明石町８番１号

５　落札金額

　　4,004,000,000円

６　契約の相手方を決定した手続

　　一般競争入札

７　入札の公告を行った日

　　令和６年12月13日

告　示

埼玉県公営企業告示第六号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

１　落札に係る建設工事の名称

総選除）０２４行改第３０１号行田浄水場特高電気設備等更新工事

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県行田浄水場　埼玉県行田市大字小針1632番地

３　落札者を決定した日

令和７年２月28日

４　落札者の氏名及び住所

東芝インフラシステムズ株式会社　神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34

５　落札金額

3,608,000,000円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和６年12月13日

告　示

埼玉県公営企業告示第七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務並びに建築物の管理に関する業務の委託契約のうち、令和七年度において埼玉県企業局が締結する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等については、物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和六年埼玉県告示第八百三十三号）に定めるとおりとする。ただし、資格審査の申請受付期間については、入札公告において別に定める。

告　示

埼玉県公営企業告示第八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、令和七年度において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

一　一般競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登載された者とする。

二　認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

イ　地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ　埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）第百二十条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ　埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和五十八年埼玉県公営企業告示第一号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者

ニ　入札公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加停止措置を受けている者

ホ　入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加除外措置を受けている者

ヘ　建設工事の請負契約にあっては、次のいずれかに該当する者

(1)　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受

けていない者

⑵　入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

⑶　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出をしていない者（当該届出を要しない者を除く。）

⑷　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出をしていない者（当該届出を要しない者を除く。）

⑸　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出をしていない者（当該届出を要しない者を除く。）

ト　測量業務の委託契約にあっては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の登録を受けていない者

チ　建築関連コンサルタント業務の委託契約にあっては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の登録を受けていない者

リ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、公営企業管理者が不適格であると認める者

三　認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ　建設工事の請負契約にあっては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ　年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

ハ　自己資本の額

四　認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において別に定める。

告　示

埼玉県公営企業告示第九号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

１　購入等物件及び予定数量

水道用ポリ塩化アルミニウム　7,689 トン

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道管理課水質担当　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目 14 番 21 号

３　落札者を決定した日

令和７年２月 27 日

４　落札者の氏名及び住所

川口薬品化学株式会社　埼玉県川口市川口５丁目 12 番 34 号

５　落札金額（税込み）

１トン当たり　47,300 円

６　落札者を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和６年12月24日

８　納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

告　示

埼玉県公営企業告示第十号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

1　購入等物件及び予定数量

水道用液体塩素　454 トン

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道管理課水質担当　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目 14 番 21 号

3　落札者を決定した日

令和７年２月 27 日

4　落札者の氏名及び住所

キョウワ株式会社　埼玉県久喜市清久町４－１

5　落札金額（税込み）

１トン当たり　111,100 円

6　落札者を決定した手続

一般競争入札

7　入札の公告を行った日

令和６年 12 月 24 日

8　納入場所

埼玉県大久保浄水場

告　示

埼玉県公営企業告示第十一号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

１　購入等物件及び予定数量

水道用次亜塩素酸ナトリウム　2,851 トン

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道管理課水質担当　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目 14 番 21 号

３　落札者を決定した日

令和７年２月 27 日

４　落札者の氏名及び住所

川口薬品化学株式会社　埼玉県川口市川口５丁目 12 番 34 号

５　落札金額（税込み）

１トン当たり　76,780 円

６　落札者を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和６年 12 月 24 日

８　納入場所

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

江南中継ポンプ所

高倉中継ポンプ所

告　示

埼玉県公営企業告示第十二号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

１　購入等物件及び予定数量

水道用粉末活性炭（ウェット炭）　529 トン

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道管理課水質担当　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目 14 番 21 号

３　落札者を決定した日

令和７年２月 27 日

４　落札者の氏名及び住所

フジオックス株式会社　東京都荒川区西日暮里１丁目 19 番９号

５　落札金額（税込み）

１トン当たり　368,500 円

６　落札者を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和６年 12 月 24 日

８　納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

告　示

埼玉県公営企業告示第十三号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

1　購入等物件及び予定数量

水道用粉末活性炭（ドライ炭）　930 トン

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道管理課水質担当　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目 14 番 21 号

3　落札者を決定した日

令和７年２月 27 日

4　落札者の氏名及び住所

株式会社ケント・コーポレーション　埼玉県さいたま市浦和区本太２丁目９番 24 号

5　落札金額（税込み）

１トン当たり　313,500 円

6　落札者を決定した手続

一般競争入札

7　入札の公告を行った日

令和６年 12 月 24 日

8　納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県吉見浄水場

告　示

埼玉県公営企業告示第十四号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

１　購入等物件及び予定数量

水道用濃硫酸　865 トン

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道管理課水質担当　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目 14 番 21 号

３　落札者を決定した日

令和７年２月 27 日

４　落札者の氏名及び住所

川口薬品化学株式会社　埼玉県川口市川口５丁目 12 番 34 号

５　落札金額（税込み）

１トン当たり　34,760 円

６　落札者を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和６年 12 月 24 日

８　納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

告　示

埼玉県公営企業告示第十五号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

１　購入等物件及び予定数量

水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム　1,305 トン

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道管理課水質担当　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目 14 番 21 号

３　落札者を決定した日

令和７年２月 27 日

４　落札者の氏名及び住所

川口薬品化学株式会社　埼玉県川口市川口５丁目 12 番 34 号

５　落札金額（税込み）

１トン当たり　57,200 円

６　落札者を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告を行った日

令和６年12月24日

８　納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

告　示

埼玉県公営企業告示第十六号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

1　購入等物件及び予定数量

水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭）　81 トン

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道管理課水質担当　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目 14 番 21 号

3　落札者を決定した日

令和７年２月 27 日

4　落札者の氏名及び住所

ユアサ・フナショク株式会社　千葉県船橋市宮本４丁目 18 番６号

5　落札金額（税込み）

１トン当たり　592,900 円

6　落札者を決定した手続

一般競争入札

7　入札の公告を行った日

令和６年 12 月 24 日

8　納入場所

埼玉県大久保浄水場

告　示

埼玉県流域下水道事業告示第一号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県下水道事業管理者　北　田　健　夫

１　特定役務の名称及び数量

荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その１　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

荒川左岸南部下水道事務所　総務・管理担当

埼玉県さいたま市南区辻８丁目27番20号

３　随意契約の相手方を決定した日

令和７年２月28日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所

太平洋セメント株式会社

東京都文京区小石川１丁目１番１号

５　随意契約に係る契約金額

90,860,000円（税込み）

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約とした理由

地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号に該当

告　示

埼玉県流域下水道事業告示第二号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県下水道事業管理者　北　田　健　夫

１　特定役務の名称及び数量

荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その２　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

荒川左岸南部下水道事務所　総務・管理担当

埼玉県さいたま市南区辻８丁目27番20号

３　随意契約の相手方を決定した日

令和７年２月28日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所

日本メサライト工業株式会社

千葉県船橋市西浦３丁目９番２号

５　随意契約に係る契約金額

42,350,000円（税込み）

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約とした理由

地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号に該当

告　示

埼玉県流域下水道事業告示第三号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県下水道事業管理者　北　田　健　夫

１　特定役務の名称及び数量

荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その１　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

荒川右岸下水道事務所　総務・管理担当

埼玉県和光市新倉６丁目１番１号

３　随意契約の相手方を決定した日

令和７年２月25日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所

太平洋セメント株式会社

東京都文京区小石川１丁目１番１号

５　随意契約に係る契約金額

42,020,000円（税込み）

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約とした理由

地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号に該当

告　示

埼玉県流域下水道事業告示第四号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県下水道事業管理者　北　田　健　夫

１　特定役務の名称及び数量

中川流域下水道ばいじん処分業務委託その１　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

中川下水道事務所　総務・管理担当

埼玉県三郷市番匠免３丁目２番２号

３　随意契約の相手方を決定した日

令和７年２月28日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所

太平洋セメント株式会社

東京都文京区小石川１丁目１番１号

５　随意契約に係る契約金額

91,520,000円（税込み）

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約とした理由

地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号に該当

告　示

埼玉県流域下水道事業告示第五号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県下水道事業管理者　北　田　健　夫

１　特定役務の名称及び数量

中川流域下水道ばいじん処分業務委託その２　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

中川下水道事務所　総務・管理担当

埼玉県三郷市番匠免３丁目２番２号

３　随意契約の相手方を決定した日

令和７年２月28日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所

住友大阪セメント株式会社栃木工場

栃木県佐野市築地町715番地

５　随意契約に係る契約金額

52,800,000円（税込み）

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約とした理由

地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号に該当

告　示

埼玉県選管告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和七年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長　長　峰　宏　芳

種　別	施設の開設主体及び名称	所　在　地
老人ホーム	社会福祉法人小鳩会 特別養護老人ホーム　小鳩園	三郷市中央四丁目八番地四

雑　報

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、さいたま市に代わり市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行うことを同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和七年三月二十八日

埼玉県住宅供給公社理事長　庄　司　健　吾

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称

さいたま市市営住宅条例施行規則（平成十三年さいたま市規則第二百二十五号）別表第一（第二条関係）及び別表第二（第三十一条関係）に掲げる市営住宅等（改良住宅を除く。）

三　管理の内容

法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

四　管理を行う期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

雑　報

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、越谷市に代わり市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行うことを同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和七年三月二十八日

埼玉県住宅供給公社理事長　庄　司　健　吾

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称

越谷市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年越谷市規則第三十九号）別表第一（第二条、第三十三条関係）に掲げる市営住宅等（第二弥十郎中層住宅を除く。）

三　管理の内容

法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

四　管理を行う期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

雑　報

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、熊谷市に代わり市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行うことを同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和七年三月二十八日

埼玉県住宅供給公社理事長　庄　司　健　吾

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称

熊谷市営住宅条例施行規則（平成十七年熊谷市規則第百九十二号）別表第一（第二条関係）、別表第二（第二条関係）及び別表第三（第二条、第四十条関係）に掲げる市営住宅等

三　管理の内容

法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

四　管理を行う期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで